

座間味村地域防災計画

平成 25 年 3 月

座間味村

目 次

第1章 総 則	1
第1節 地域防災計画の趣旨	1
第2節 地域防災計画の修正	2
第3節 地域防災計画の周知徹底	2
第4節 座間味村の概要	2
第5節 災害の想定	13
第6節 座間味村防災ビジョン	18
第7節 防災関係機関の業務大綱及び村民・事業所のとるべき措置	20
第2章 災害予防計画（風水害編）	25
第1節 防災意識の高揚	25
第2節 自主防災組織の確立計画	27
第3節 防災訓練実施計画	29
第4節 災害時要援護者安全確保体制整備計画	31
第5節 ボランティア計画	33
第6節 村土保全事業の促進計画	34
第7節 建築物等災害予防計画	36
第8節 火災予防計画	37
第9節 危険物等の災害予防計画	38
第10節 林野火災の予防計画	39
第11節 防災業務用施設及び設備等の整備計画	40
第12節 文化財災害予防計画	42
第13節 避難誘導計画	43
第14節 防災備蓄計画	44
第15節 交通確保・緊急輸送計画	45
第3章 災害予防計画（地震編）	46
第1節 地震知識の普及・啓発に関する計画	46
第2節 自主防災組織の育成計画	48
第3節 防災訓練計画	49
第4節 災害時要援護者安全確保体制整備計画	50
第5節 地震及び津波予防計画	52
第6節 ライフライン施設災害予防計画	54
第7節 防災環境の整備計画	57
第8節 建築物の地震予防計画	58
第9節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	59
第10節 村及び関係機関の役割	60
第11節 危険物等の災害予防計画	61

第12節	村の事前措置計画	62
第4章	災害応急対策計画	67
第1節	組織及び動員計画	67
第2節	気象警報等の伝達計画	77
第3節	災害通信計画	89
第4節	災害広報計画	100
第5節	被害状況等収集報告計画	102
第6節	避難計画	123
第7節	交通応急対策計画	131
第8節	輸送計画	136
第9節	災害救助法の適用計画	140
第10節	水道施設応急対策計画	147
第11節	食料供給計画	148
第12節	衣料及び生活必需品物資の供給計画	153
第13節	給水計画	155
第14節	医療救護計画	157
第15節	応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画	162
第16節	文教対策計画	164
第17節	ボランティア協力受け入れ計画	167
第18節	相互応援協力計画	169
第19節	自衛隊派遣要請計画	170
第20節	防疫計画	176
第21節	障害物の除去計画	179
第22節	清掃計画	181
第23節	行方不明者の捜索及び死体の収容、処理並びに火葬等計画	182
第24節	不発弾災害応急対策計画	184
第25節	海上災害応急対策計画	187
第26節	在港船舶対策計画	194
第27節	農林水産業応急対策計画	195
第28節	空港緊急時対応計画	197
第29節	その他災害応急対策に必要な事項	199
第30節	土砂災害応急対策計画	205
第31節	水防計画	210
第32節	消防計画	217
第33節	地震災害対策計画	224
第5章	災害復旧・復興計画	236
第1節	公共施設災害復旧計画	236
第2節	災害復興計画の基本方向	238
第3節	災害住民相談計画	239

第4節	生活確保対策計画	240
第5節	住宅復興計画	246
第6節	農林漁業及び中小企業資金融資計画	247

用語の解説

座間味村地域防災計画（以下「村防災計画」と言う。）において、次に掲げる用語の意味は次の通りである。

1	基 本 法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）を言う。
2	救 助 法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）を言う。
3	県 防 災 計 画	災害対策基本法に基づき沖縄県防災会議が作成する「沖縄県地域防災計画」を言う。
4	村 防 災 計 画	災害対策基本法に基づき座間味村防災会議が作成する「座間味村地域防災計画」を言う。
5	県 本 部	災害対策基本法に基づき設置する沖縄県災害対策本部を言う。
6	現 地 本 部	災害対策基本法に基づき設置する沖縄県現地災害対策本部を言う。
7	地 方 本 部	沖縄県災害対策地方本部を言う。
8	村 本 部	災害対策基本法に基づき設置する座間味村災害対策本部を言う。
9	県 本 部 長	沖縄県災害対策地方本部長を言う。
10	地 方 本 部 長	沖縄県現地災害対策地方本部長を言う。
11	村 本 部 長	座間味村災害対策本部長を言う。

第 1 章 総 則

第 1 節 地域防災計画の趣旨

1. 計画の目的

座間味村地域防災計画は、災害対策の基本である「災害を的確に予防し」、「事に臨んでは迅速に対処し」、そして「事後の復旧に万全を尽くす」ことを 3 本柱に、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、本村の地域に係る災害対策全般に関し次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、村民の生命や身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2. 計画の構成

1) 総則

座間味村の概況及び地域に係る防災に関し、関係公共機関及び団体、その防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱を記し、本村の防災理念を掲げる。

2) 災害予防計画（風水害編）

大規模な風水害、火災などの災害の発生を未然に防ぐとともに、災害による被害の拡大防止のために、治山治水事業等による村土の保全、防災教育及び訓練、災害用食糧・物資及び資材の備蓄、救助施設、防災施設等の整備、その他の災害についての予防実施を図る計画である。

3) 災害予防計画（地震編）

大規模な自然災害の内、地震多発地帯である我が国の現状を踏まえ、地震さらには地震に伴い発生する津波災害に特化した計画である。

4) 災害応急対策計画

災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、災害の発生を防御し、応急救助を行うための防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教、交通輸送、その他の災害応急に関する対策を計画する。

5) 災害復旧・復興計画

災害からの復旧・復興に関する対策を計画する。

3. 計画の性格

村防災計画は、地震災害または風水害に関して、村及び県、防災関係機関、関係団体並びに村民の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等について基本的な指針を示すものである。

第2節 地域防災計画の修正

村防災計画は、平成10年に策定された「座間味村地域防災計画」の改定であるが、今後は災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めたときはこれを修正するものとする。従って、各防災関係機関は関係ある事項について緊急を要するものについては、その都度計画修正案を座間味村防災会議（総務課）に提出するものとする。

第3節 地域防災計画の周知徹底

村防災計画は、座間味村職員及び関係公共機関並びにその他の防災に関する主要な施設に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、災害対策基本法第42条第4項に定める公表のほか、地域住民に周知徹底を図るよう努めるものとする。

第4節 座間味村の概要

1. 自然的条件

1) 位置及び面積

座間味村は、沖縄本島那覇市から南西へ約40kmの洋上に浮かぶ大小10余りの島々からなる離島村である。東経127度14分31秒、北緯26度10～26度14分40秒の範囲にあって、東に渡嘉敷村、北西に渡名喜村、粟国村、久米島を望むことができる。

村域は、主に有人島である座間味島が周囲約23.3km・面積約5.9km²、阿嘉島が周囲約11.5km・面積約3.1km²、慶留間島が周囲4.9km・面積約1.7km²となっており、村の総面積は16.87km²である。

図1-4-1 座間味村の位置



図 1-4-2 座間味村域図



2) 地形及び地質

全島の地形は、平坦地が少なくほとんどが山林地域となっている。海岸線は 50km 余りに及び、各島々の自然景観は変化に富んでおり、景勝地としての評価が高い。各島の北側の海岸は切り立った断崖からなり、南側の砂浜はそれぞれが珊瑚礁に縁どられ、世界屈指の透明度を誇る海へとつながり、絶妙のコントラストを見せている。

本村を代表する座間味島の地質は、下位から上位へ、片状砂岩、片状砂岩と千枚岩の互層、それに片状砂岩勝ち千枚岩互層の層相変化を示し、一部沖積低地からなっている。主な分布として、片状砂岩は、阿佐の北東一帯に分布し、上層部との境界は阿佐の御嶽付近や阿佐の北西海岸、それに対岸の半島先端約 500m 手前の海岸で観察できる。片状砂岩・千枚岩互層は、座間味から阿佐、阿真への道路沿い、高月山付近、それに番所山から北回りの林道沿いでよく見える。片状砂岩勝ち千枚岩互層は、阿真以西の島の西端付近に卓越している。

3) 気候

沖縄県は、地理的に亜熱帯に属し、暖かい黒潮の影響を強く受ける亜熱帯海洋性気候に区分されており、年間を通して温暖な地域で、年間及び 1 日の気温格差は比較的小さい。また、台風の接近あるいは上陸が頻繁で、さらに沖縄は南の貿易風(東風)帯と北の偏西風帯の境界付近に位置しているため、南東方向から近付いて来る台風は沖縄付近で進路を北または北東へ変える。そのとき台風のスPEEDが落ちるため、1～2 日間暴風雨に晒されることも少なくない状況である。

本村の気候は、本村に近い渡嘉敷観測所のデータで見ると、年間の平均気温は 21.1℃で、最高気温の平均が 23.5℃、最低気温の平均が 19.4℃となっており、温暖で温度格差が小さい。年間平均降水量は 2,148.4mm で、月別では 5～6 月の梅雨期と、9 月に多くなっている。また、年間を通じて北よりの風が多く、平均風速は 5 m 前後となっている。

表 1-4-1 渡嘉敷観測所の平年値(月ごとの値)主な要素

要素	平均降水量 (mm)	平均気温 (℃)	平均最高気温 (℃)	平均最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)
統計期間	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010
資料年数	30	30	30	30	30
1 月	132.7	15.3	17.5	13.4	4.9
2 月	138.7	15.4	17.7	13.5	5.0
3 月	200.1	17.1	19.6	15.0	4.9
4 月	198.1	19.5	21.9	17.5	4.7
5 月	268.8	22.0	24.4	20.1	4.4
6 月	244.5	24.7	27.1	23.1	4.6
7 月	137.2	26.7	29.2	25.0	4.5
8 月	187.2	26.6	29.1	24.9	4.6
9 月	244.9	25.5	28.0	23.9	4.6
10 月	139.3	23.2	25.5	21.6	4.5
11 月	124.3	20.3	22.5	18.7	4.8
12 月	124.1	17.1	19.2	15.3	4.9
年	2148.4	21.1	23.5	19.4	4.7

資料:気象庁 HP より作成

2. 社会的条件

1) 人口及び世帯数

本村の平成 22 年における人口（国勢調査）は 865 人（男 451 人、女 414 人）、世帯数は 459 世帯となっている。昭和 30 年からの動向を見ると、人口は 30 年の 1,844 人から平成 22 年には 865 人となり、751 人の大幅な減となっている。

世帯数は昭和 30 年の 349 世帯から平成 22 年には 459 世帯となり、人口の減少に対し世帯は増加している。一世帯の人口が減少し、核家族化の進展が見られる。

表 1-4-2 人口及び世帯数の推移

（単位：人、％、世帯）

年	人口				世帯数		一世帯 当り人員
	総数	増加率	男	女	総数	増加率	
S30 年	1,844	-9.1	872	972	349	-	5.3
S35 年	1,747	-5.3	816	931	333	-4.6	5.2
S40 年	1,428	-18.3	667	761	309	-7.2	4.6
S45 年	1,109	-22.3	532	577	287	-7.1	3.9
S50 年	869	-21.6	417	452	284	-1.0	3.1
S55 年	761	-12.4	380	381	303	6.7	2.5
S60 年	812	6.7	404	408	309	2.0	2.6
H02 年	853	5.0	427	426	357	15.5	2.4
H07 年	1,018	5.0	499	519	467	30.8	2.2
H12 年	1,026	0.8	527	499	503	7.7	2.0
H17 年	1,077	5.0	544	533	532	5.8	2.0
H22 年	865	-19.7	451	414	459	-13.7	1.9

資料：各年とも国勢調査

図 1-4-3 人口・世帯数の推移

（単位：人、世帯）

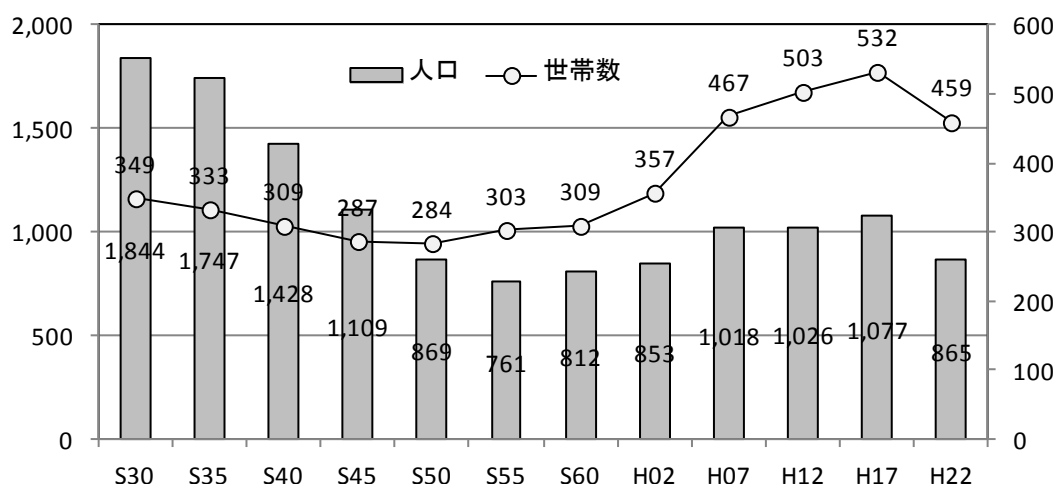
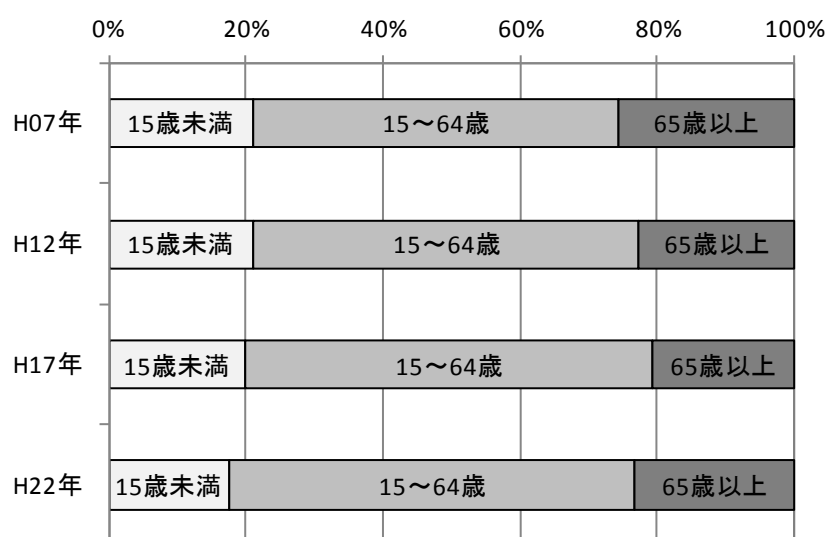


表 1-4-3 年齢別人口の推移

年・区分		合 計	15 歳未満	15～64 歳	65 歳以上
H07 年	実数(人)	1,018	214	542	262
	比率(%)	100.0	21.0	53.2	25.7
H12 年	実数(人)	1,026	216	578	232
	比率(%)	100.0	21.1	56.3	22.6
H17 年	実数(人)	1,077	214	639	224
	比率(%)	100.	19.9	59.3	20.8
H22 年	実数(人)	865	151	513	201
	比率(%)	100.0	17.5	59.3	23.2

資料:各年とも国勢調査

図 1-4-4 年齢別人口の構成推移



2) 産業

平成 22 年の国勢調査によると、村内で働く就業者は 477 人で、就業構造を見ると第三次産業が 442 人最も多く 92.7%を占め、次いで第二次産業の 23 人(4.8%)、第一次産業の 12 人(2.5%)となっている。

業種別に見るとサービス業が最も多く 71.3%、次いで公務の 10.5%、卸・小売業・飲食店の 4.6%と続き、この 3 業種で全体の 86.4%を占めている。

経年変化は、第一次産業就業者が昭和 55 年の 201 人から平成 22 年の 12 人へと、35 年間で 94%減の大幅減となっている。また、第二次産業も 63.5%の減となっている。これらに対し、第三次産業は 256%の大幅な増加となっている。

表 1-4-4 産業別就業者数

(単位:人)

区分	S55 年	S60 年	H2 年	H7 年	H12 年	H17 年	H22 年
総数	436	331	400	485	535	582	477
第一次産業	201	55	37	32	12	19	12
農業	145	37	28	14	4	5	3
林業	—	—	—	—	—	—	—
水産業	56	18	9	18	8	14	9
第二次産業	63	38	41	35	28	25	23
鉱業	—	—	—	—	—	—	—
建設業	63	37	40	31	22	19	17
製造業	—	1	1	4	6	6	6
第三次産業	172	245	319	418	495	538	441
電気・ガス・水道業	2	1	—	3	4	2	4
運輸・通信業	22	32	18	39	32	26	15
卸・小売業・飲食店	24	24	42	44	56	208	22
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—	—	1	10
サービス業	77	131	216	279	353	254	340
公務	47	47	43	53	50	47	50
分類不能	—	3	3	—	—	—	1

資料:各年とも国勢調査

3) 交通事情

(1) 道路状況

座間味村は 20 余の島々から成る離島村である。人が居住している島は座間味島(ザマミジマ)、阿嘉島(アカジマ)、慶留間島(ゲルマジマ)の 3 島である。慶良間空港のある外地島(フカジジマ)は無人島である。

阿嘉島と慶留間島、外地島の 3 島は橋で結ばれているが、役場のある座間味島は独立している。座間味島と阿嘉島との間は村営連絡船「みつしま」(片道 300 円、1 日 4 往復)が運行しており、渡航できる。

本村の道路状況は、国道は無く、県道は 187 号線がある。集落内道路は全般的に幅員が狭く、消防用車両等の緊急車両の通行が困難な地域もあり、防災上の課題となっている。

表 1-4-5 道路の整備状況

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

種別	路線数 (路線)	実延長 (km)	改良率 (%)	舗装率 (%)	歩道設置 延長(m)	歩道設置率 (%)
県道 (187 号線)	1	0.15	0.0	100.0	0	0
村道	3	26.00	94.2	100.0	4,092	0
農道	3	7.00	44.6	49.4	0	0
林道	9	10.00	9.2	30.9	614	0

資料:道路施設現況調書

(2) 海路状況

周囲を海に囲まれた本村にとって、海上交通は沖縄本島との間を結ぶ重要な交通手段である。本村の海上交通は、泊(那覇)－座間味間を村営「フェリーざまみ」(446 トン、定員 380 人、所要時間 90 分)と「クイーンざまみⅢ」(168 トン、定員 200 人、所要時間 50 分)が毎日運行している。また、座間味島－阿嘉島間は、行政連絡船の「みつしま」(4.9 トン、所要時間 15 分)が毎日(4 往復)運航している。

(3) 空路状況

航空交通は、アイラス(株)によって那覇－座間味間(ヘリチャーター便、所要時間 15 分)を運航している。

3. 災害の概況

座間味村における災害は、台風による農林水産業関係の被害及び原野や住宅等の火災が中心となっている。周囲を海に囲まれ地形的には平坦面は少なく、海に面した平坦面に集落等が発達しているが、島を取囲むサンゴ礁の発達によって高潮や高波等による大きな被害は現在まで見受けられない。

本村の昭和 23 年から平成 24 年までの主な災害状況を見ると、台風が 11 件、地震・津波が 1 件、大旱魃が 1 件で全体では 13 件となっている。台風による被害のほとんどは農作物や家屋の倒壊の被害である。また、昭和 23 年 10 月の台風リビーでは船舶が遭難している。地震・津波による被害は甚大で死傷者、行方不明者多数出ている。また、大旱魃は、慶留間へ水運搬している。

人為災害は、火災が 8 件、爆発事故が 2 件発生している。

表 1-4-6 座間味村風水害及び火災の状況

■自然災害

年月日	種別	被害状況
昭和 23 年 10 月 3～4 日	台風リビー	・直撃、校舎 2 棟破壊 ・乗組員 19 人を乗せ泊港を午前 11 時出港した新盛丸が行方不明となる。
昭和 24 年	台風グロリア	・役所、診療所など半壊 ・家屋も被害を受ける。
昭和 25 年 11 月 11 日	台風クララ	・被害多し
昭和 26 年 8 月 18～19 日、10 月 14 日	台風マージ 台風ルース	・吹き荒れ格別に被害
昭和 28 年 8 月 16 日	台風ニーナ	・農作物被害 ・鯉節加工場一棟倒壊
昭和 32 年 9 月 26 日	台風フェイ	・被害多出
昭和 35 年 5 月 24 日	地震・津波	・南米チリで発生した地震・津波は日本各地。沖縄中北部地区に甚大で死傷者、行方不明者多数出る。座間味午前 6 時 30 分高潮により一時騒動となり阿佐部落民は山へ避難する。
昭和 36 年 10 月 3 日	台風 23 号	・風速 60m。久米島西方海上を通過したが 20m 以上の風雨。 ・職員 3 カ部落の被害調査。水稻、甘藷全滅状態。家屋被害、離島を除く。全壊 13 棟、半壊 52 棟
昭和 38 年 6 月 1 日	大旱魃	・慶留間へ水運搬
昭和 40 年 8 月 5 日	台風ジーン	・久米島、慶良間を通過
平成 9 年 8 月 6～8 日	台風 13 号	・字阿真の稲崎林道（2 級道）の被害。（当該利用区域内の利用伐期齢以上の蓄積 1,478 m ³ ）
平成 19 年 7 月	台風 4 号	・阿嘉慶留間線の被害

■人為災害

年月日	種別	被害状況
昭和 31 年	山林火災	・ 米軍機照明弾により屋嘉比、仏茶、白城の山林が焼ける。
昭和 32 年 6 月 30 日	爆発事故	・ 阿嘉島と久場島の間にある沈船で爆発事故発生。伊江島出身者 9 名死亡。
昭和 35 年 5 月 1 日 7 月 16 日	爆発事故 山林火災	・ 阿嘉区集積中の弾頭が爆発し、部落民避難騒ぎ。 ・ 古座間味牧治原で不発弾の自然爆発で、山林 30 アール程度焼失する。
昭和 39 年 8 月 20 日	火災	・ 開宝丸、鯉工場より出火。原因不明
昭和 41 年 6 月 21 日	爆発事故	・ 午後 4 時 35 分、阿嘉と慶留間の海峡に米軍ジェット機墜落
昭和 42 年 9 月 18 日	山林火災	・ 座間味八重後原山林造林で出火。原因不明
昭和 49 年 8 月 12 日	山火事	・ 古座間味において山火事発生
昭和 50 年 4 月 24 日	火災	・ 現在、屋号川のはたで火災発生。全焼する。
平成 5 年 10 月 10 日	火災	・ 建物 1 棟全焼。焼損面積 45 m ²
平成 14 年 3 月 13 日	火災	・ 座間味安室島で火災発生。原因キャンパーの火の不始末 焼失面積 7.8 ヘクタール

4. 自衛隊による救急患者空輸実施状況

離島村の抱える問題として孤立性及びこれに伴う医療面での不安が挙げられる。本村においては診療所により、村民の健康維持や治療が行われているものの、設備面では本島地域と比べ十分とは言えない。そのため、急患や事故等が発生すると適切な医療機関への移送が必要なる事態が生じてくる。

近海離島4村（座間味村、渡名喜村、渡嘉敷村、粟国村）の自衛隊による救急患者空輸実施の状況は次表に示す通りである。4村全体で昭和47年から平成20年までの37年間に1,347件、1,408人の患者の輸送が実施されている。各村の人口規模及び年齢構成等の変化に留意しなければならないが、どの村においても最低で年1件（昭和63年の渡名喜村を除く）、多いときには年20件を超える輸送が実施されており離島地域の苦労が窺える。

表 1-4-7 自衛隊による救急患者空輸実施状況

年	座間味村		渡名喜村		渡嘉敷村		粟国村		4村計	
	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数
S47			1.0	1.0	2.0	2.0	9.0	9.0	12.0	12.0
S48	1.0	1.0	4.0	4.0	10.0	10.0	21.0	25.0	36.0	40.0
S49	4.0	4.0	4.0	4.0	15.0	15.0	33.0	35.0	56.0	58.0
S50	2.0	2.0	10.0	10.0	13.0	13.0	18.0	18.0	43.0	43.0
S51	1.0	1.0	9.0	10.0	12.0	13.0	18.0	20.0	40.0	44.0
S52	1.0	1.0	16.0	16.0	13.0	14.0	15.0	15.0	45.0	46.0
S53	5.0	5.0	7.0	7.0	7.0	22.0	23.0	24.0	42.0	58.0
S54	4.0	4.0	18.0	18.0	6.0	6.0	22.0	25.0	50.0	53.0
S55	9.0	13.0	11.0	11.0	12.0	13.0	19.0	21.0	51.0	58.0
S56	3.0	3.0	4.0	4.0	14.0	14.0	18.0	20.0	39.0	41.0
S57	4.0	4.0	3.0	3.0	16.0	16.0	15.0	15.0	38.0	38.0
S58	2.0	2.0	4.0	4.0	13.0	13.0	15.0	15.0	34.0	34.0
S59	1.0	1.0	3.0	3.0	12.0	13.0	2.0	2.0	18.0	19.0
S60	6.0	6.0	4.0	4.0	8.0	9.0	9.0	9.0	27.0	28.0
S61	4.0	4.0	8.0	8.0	3.0	3.0	4.0	4.0	19.0	19.0
S62	14.0	14.0	3.0	3.0	8.0	8.0	5.0	5.0	30.0	30.0
S63	9.0	9.0	—	—	13.0	13.0	6.0	6.0	28.0	28.0
H1	6.0	6.0	5.0	5.0	13.0	13.0	8.0	9.0	32.0	33.0
H2	11.0	11.0	2.0	2.0	5.0	6.0	7.0	7.0	25.0	26.0
H3	11.0	12.0	4.0	4.0	6.0	6.0	7.0	7.0	28.0	29.0
H4	7.0	7.0	2.0	2.0	7.0	7.0	8.0	8.0	24.0	24.0
H5	12.0	12.0	7.0	7.0	7.0	7.0	8.0	8.0	34.0	34.0
H6	21.5	23.0	5.0	11.0	4.0	4.0	1.0	1.0	31.5	39.0
H7	26.0	26.0	4.0	4.0	4.0	4.0	8.0	8.0	42.0	42.0
H8	25.0	25.0	2.0	2.0	9.0	9.0	17.0	18.0	53.0	54.0
H9	12.0	14.0	5.0	5.0	11.0	11.0	5.0	5.0	33.0	35.0
H10	11.0	11.0	1.0	1.0	18.0	18.0	11.0	11.0	41.0	41.0
H11	12.0	12.0	6.0	6.0	11.0	11.0	11.0	11.0	41.0	41.0

H12	15.0	15.0	3.0	3.0	10.0	11.0	8.0	9.0	36.0	38.0
H13	17.0	17.0	4.0	5.0	9.0	9.0	17.0	18.0	47.0	49.0
H14	18.0	18.0	11.0	11.0	14.0	14.0	20.0	20.0	63.0	63.0
H15	14.0	14.0	6.0	6.0	4.0	4.0	23.0	23.0	47.0	47.0
H16	18.0	18.0	7.0	7.0	6.0	6.0	16.0	17.0	47.0	48.0
H17	11.0	11.0	8.5	9.0	11.0	11.0	16.0	16.0	46.5	47.0
H18	9.0	9.0	5.0	5.0	4.5	5.0	11.0	11.0	29.5	30.0
H19	7.0	7.0	5.0	5.0	4.0	4.0	9.5	10.0	21.5	26.0
H20	2.0	2.0	5.0	5.0	4.0	4.0	3.0	3.0	14.0	14.0
累計	335.5	344.0	206.5	215.0	338.5	361.0	466.5	488.0	1347.0	1408.0
年平均	9.3	9.6	5.7	6.0	9.1	9.8	12.6	13.2	36.4	38.1

(注) 1回の空輸で2地区から患者を搬送した場合は0.5回として集計している。

資料:消防防災年報

第5節 災害の想定

村防災計画では、座間味村地域内における気象や地勢及び地質等の地域特性によって起こりうる災害（台風、豪雨、高潮、大規模な火事、地震、その他の災害）を重点とし、災害救助法適用程度の災害を想定する。なお、具体的には以下の災害を想定した。

1. 台風（資料：「沖縄県地域防災計画（平成19年3月修正）」）

① 台風第14号 フェイ

襲来年月日	昭和32年9月25、26日
最大風速	47.0m/s
最大瞬間風速	61.4m/s
降水量	70.7mm
死傷者・行方不明者	193名（うち死者及び行方不明者131名）
住宅全半壊	16,091戸

② 第2宮古島台風

襲来年月日	昭和41年9月5日
最大風速	60.8m/s
最大瞬間風速	85.3m/s
降水量	297.4mm
死傷者・行方不明者	41名
住宅全半壊	7,765戸

③ 平成15年台風第14号 マエミー

襲来年月日	平成15年9月10日、11日
最大風速	38.4m/s
最大瞬間風速	74.1m/s
降水量	470.0mm
死傷者・行方不明者	94名（うち死者1名）
住宅全半壊	102棟（うち全壊19棟）

2. 地震及び津波

地震・津波については、平成 22 年 3 月策定の「沖縄県地震被害想定調査報告書（概要版）」に基づき整理した。

上記調査では、過去の調査（平成 18・19 年度沖縄県・津波・高潮被害想定調査）における海溝型の地震に加え、内陸（活断層）を震源域とするものも対象としている。

地震発生時の条件等については、大まかに以下のように設定されている。

- ① 出火・延焼被害想定は、夏季及び冬季、昼及び夕方について検討した。時刻については、危険度の高い時刻（11～13 時及び 17～19 時）を選定している。
- ② 人的被害想定は、夏季及び冬季、昼間及び夜間について検討した。時刻については、昼間一般に活動している時間帯と、夜間自宅に居住する時間帯である。
- ③ 震源位置として、琉球海溝、琉球トラフ、琉球孤の海底活断層等より震源域を 29 地震の対象とし分布図として作成しコード化されている。（「平成 18・19 年度沖縄県・津波・高潮被害想定調査」中村（2005））

この調査結果から、座間味村に被害を及ぼすことが想定される地震を対象とし、その状況を整理した。

① H9RF 沖縄本島南西沖地震

地震動による被害は、火災及び死者の被害は無く、建物被害 34 棟、負傷者 25 人、避難者 82 人の被害が想定される。

津波による被害は、建物被害 23 棟、死者 5 人、負傷者 24 人の被害が想定される。

これらによるライフラインへの影響は、断水は村民全体に、停電は 80 戸、電話は 37 回線への影響が想定される。

地震被害	地震規模	本島中南部及び慶良間列島では震度 5 強
	液状化被害	「液状化の危険度が極めて高い」地区が見られる
	建物被害	全壊：2,755 棟(12 棟)、半壊：9,347 棟(22 棟)
	火災被害	出火：19 件(0 件)、焼失(9 棟)(0 棟)
	人的被害	死者：73 人(0 人)、重傷者：803 人(1 人)、軽傷者：15,968 人(24 人)、避難者：42,428 人(82 人)
津波被害	津波規模	本島南部の西側や久米島を中心に広い範囲で高さ 5 m 以上
	建物被害	全壊：56 棟(7 棟)、半壊：249 棟(16 棟)
	人的被害	死者：128 人(5 人)、重傷者：82 人(3 人)、軽傷者：901 人(21 人)
ライフライン	断水人口	1,048,958 人(877 人)
	ガス供給停止世帯数(戸)	0 戸(該当なし)
	停電戸数	45,444 戸(80 戸)
	電話支障	7,062 回線(37 回線)

(注) 数字は沖縄全域を示す。座間味村のデータは（ ）で表している。

② C02E 久米島南東沖地震

地震動による被害は、火災及び死者の被害は無く、建物被害 35 棟、負傷者 27 人、避難者 91 人の被害が想定される。

津波による被害は、建物被害 34 棟、死者 6 人、負傷者 40 人の被害が想定される。

これらによるライフラインへの影響は、断水は村民全体に、停電は 80 戸、電話は 37 回線への影響が想定される。

地震被害	地震規模	久米島、慶良間列島及び本島南部の西側では震度 5 強
	液状化被害	「液状化の危険度が極めて高い」地区が見られる
	建物被害	全壊：938 棟(13 棟)、半壊：2,236 棟(22 棟)
	火災被害	出火：11 件(0 件)、焼失 0 棟(0 棟)
	人的被害	死者：25 人(0 人)、重傷者：302 人(1 人)、軽傷者：6,099 人(26 人) 避難者：10,561 人(91 人)
津波被害	津波規模	久米島の一部で高さ 5 m 以上
	建物被害	全壊：40 棟(26 棟)、半壊：30 棟(8 棟)
	人的被害	死者：11 人(6 人)、重傷者：14 人(9 人)、軽傷者：56 人(31 人)
ライフライン	断水人口	104,678 人(897 人)
	ガス供給停止世帯数(戸)	0 戸(該当なし)
	停電戸数	27,585 戸(80 戸)
	電話支障	2,422 回線(37 回線)

(注) 数字は沖縄全域を示す。座間味村のデータは()で表している。

③ B04E 久米島北方沖地震

地震動による被害は、火災及び死者の被害は無く、建物被害 32 棟、負傷者 25 人、避難者 78 人の被害が想定される。

津波による被害は、建物及び死者の被害は無く、負傷者 9 人の被害が想定される。

これらによるライフラインへの影響は、断水は村民のほぼ全体に、停電は 80 戸、電話は 37 回線への影響が想定される。

地震被害	地震規模	久米島では震度 6 弱、慶良間列島では震度 5 強
	液状化被害	「液状化の危険度が極めて高い」地区が見られる
	建物被害	全壊：920 棟(12 棟)、半壊：2,316 棟(20 棟)
	火災被害	出火：9 件(0 件)、焼失 0 棟(0 棟)
	人的被害	死者：24 人(0 人)、重傷者：295 人(1 人)、軽傷者：5,941 人(24 人)、避難者：9,893 人(78 人)
津波被害	津波規模	本島北部の西側、慶良間列島などで高さ 5 m 以上
	建物被害	全壊：665 棟(0 棟)、半壊：1,055 棟(0 棟)
	人的被害	死者：249 人(0 人)、重傷者：266 人(0 人)、軽傷者：1,833 人(9 人)
ライフライン	断水人口	103,130 人(846 人)
	ガス供給停止世帯数(戸)	0 戸(該当なし)
	停電戸数	27,751 戸(80 戸)
	電話支障	2,131 回線(37 回線)

(注) 数字は沖縄全域を示す。座間味村のデータは括弧内で表している。

④ 沖縄本島直下プレート内地震

地震動による被害は、火災の被害は無く、建物被害 103 棟、死者 1 人、負傷者 50 人、避難者 243 人の被害が想定される。

津波による被害は、想定されていない。

ライフラインへの影響は、断水は村民全体に、停電は 125 戸、電話は 93 回線への影響が想定される。

地震被害	地震規模	本島の大部分や慶良間列島では震度 6 弱
	液状化被害	「液状化の危険度が極めて高い」地区が見られる
	建物被害	全壊：21,367 棟(31 棟)、半壊：51,172 棟(72 棟)
	火災被害	出火：133 件(0 件)、焼失 115 棟(0 棟)
	人的被害	死者：498 人(1 人)、重傷者：2,867 人(3 人)、軽傷者：55,351 人(47 人) 避難者：252,580 人(243 人)
ライフライン	断水人口	1,201,548 人(901 人)
	ガス供給停止 世帯数(戸)	48,689 戸(該当なし)
	停電戸数	100,455 戸(125 戸)
	電話支障	61,092 回線(93 回線)

(注) 1. 数字は沖縄全域を示す。座間味村のデータは()で表している。

2. 1966 年台湾東方沖の地震と同程度として設定

第6節 座間味村防災ビジョン

村防災計画に基づき、座間味村及び防災に関わる機関・団体、地域住民、地域事業所等が一連の防災活動を適切に実施するため、防災意識の高揚とともに周知・広報を図ることを目的として、防災ビジョンを定めるものとする。

1. 基本理念と基本目標

地域の防災に当たっては、まずは災害に強い村づくりを行い、いざ災害時には応急対策活動の迅速かつ円滑な実施、並びに災害を最小限に食い止めるための防災関係機関における各種災害対策を推進するとともに、村民一人ひとりが「自らの生命は自ら守り」（自助）、そして「お互いに助け合う」（共助）ことが大切である。

本計画では、以下に示す基本理念、基本目標に即して各種施策を推進するものとする。

基本理念	災害に強い村をつくり、村民の生命や財産を守り、安全・安心な生活の確保
基本目標	1. 災害に強い村をつくる 2. 災害に強い自助・共助の絆をつくる 3. 実践的な応急及び復旧対策を確立する

1) 災害に強い村をつくる

災害に対する万全の備えを有し、さらに「災害発生防止機能」、「災害拡大防止機能」、「安全区域確保機能」の絶え間ない維持により、災害に強い村をつくる。

2) 災害に強い自助・共助の絆をつくる

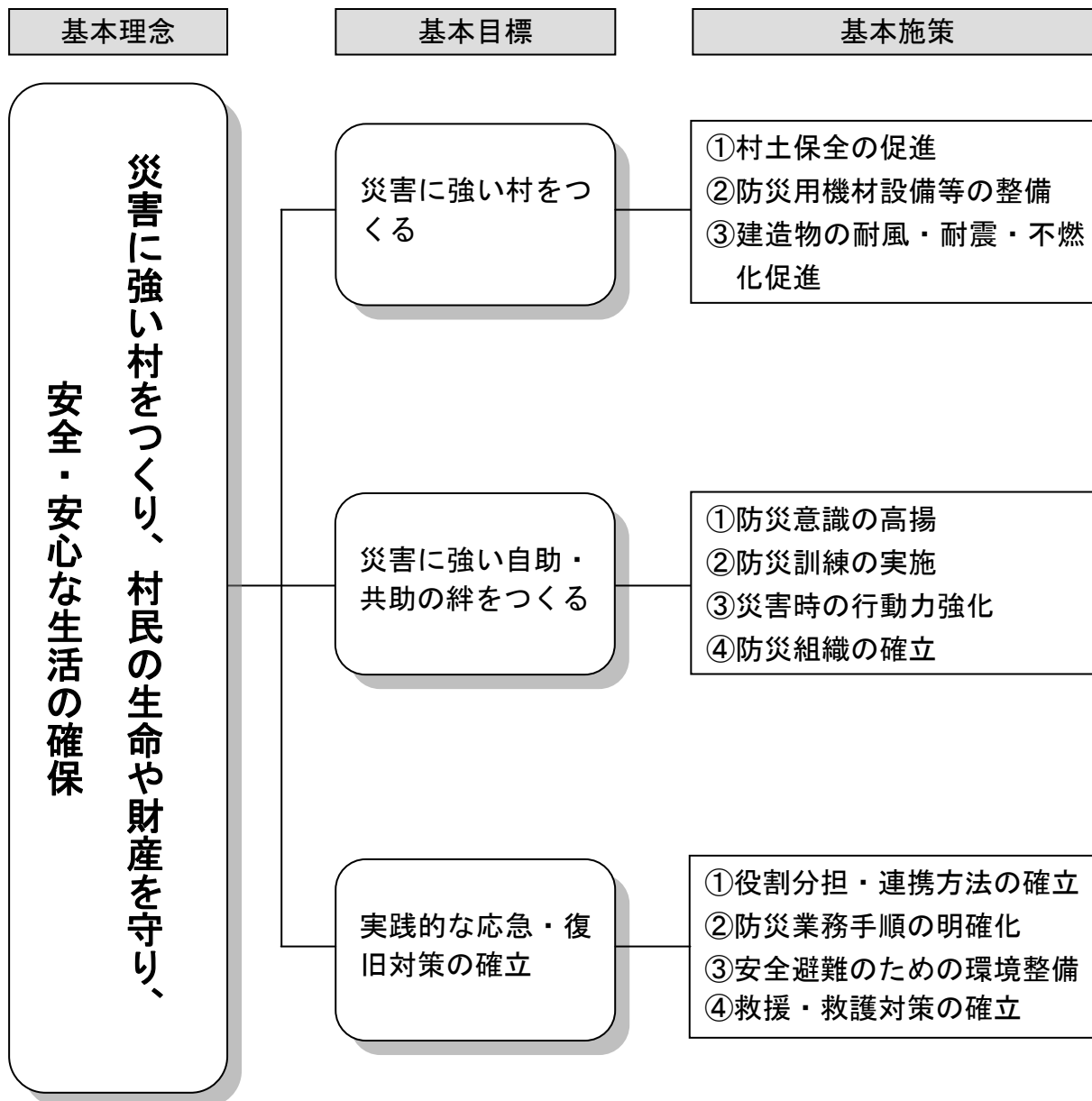
村民が防災に対する強い関心と正しい意識を身につけ、災害発生時においても冷静に行動・対処できるよう育成していく。自分の身体・命は自分で守り、そして互いに助け合って災害に強い個人とコミュニティをつくる。

3) 実践的な応急及び復旧対策を確立する

災害発生時において、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するのに必要な活動体制、資機材等の整備を推進し、災害復旧を効率的に進める。

2. 施策体系

座間味村地域防災計画の施策体系は、次の通りとする。



第7節 防災関係機関の業務大綱及び村民・事業所のとるべき措置

災害対策基本法第3条から第7条の規定及び沖縄県地域防災計画の定めにより、座間味村及び本村の地域を管轄する公共団体、その他防災上必要な施設の管理者の災害予防、災害応急対策、災害復旧対策等の処理すべき事務または業務の大綱は次の通りである。

1. 村機関

1) 座間味村

- ① 村防災会議及び村災害対策本部に関する事務
- ② 自主防災組織の育成及び防災村づくり施策の推進
- ③ 防災に関する意識の高揚及び訓練の実施
- ④ 防災に必要な物資や資材の備蓄、整備及び点検
- ⑤ 防災に関する施設や設備の整備及び点検
- ⑥ 防災に関する警報の発令や伝達及び避難措置
- ⑦ 災害情報の収集や伝達及び被害調査
- ⑧ 水防、消防、救助及びその他の災害応急措置
- ⑨ 災害時の衛生及び文教対策
- ⑩ 災害時における交通輸送の確保
- ⑥ 被災施設の災害復旧
- ⑩ 被災者に対する救助や救護措置及び融資対策
- ⑩ 地域の防災関係機関及び団体等が実施する災害応急対策の調整
- ⑨ 災害対策に関する近隣市町村間の相互応援協力
- ⑩ その他災害発生の防御及び拡大防止のための措置

2) 座間味村消防団

- ① 救助、救出活動及び避難の誘導に関すること
- ② 消防、水防及び応急措置に関すること
- ③ 住民への予報の伝達に関すること
- ④ 社会公共施設、危険物取扱所等の災害防止のための誘導、監督に関すること

2. 県機関

1) 沖縄県

- ① 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- ② 防災に関する教育訓練の実施
- ③ 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- ④ 防災に関する施設及び設備の整備
- ⑤ 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
- ⑥ 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- ⑦ 水防、消防、救助、その他の応急措置
- ⑧ 災害時の衛生及び文教対策
- ⑨ 災害時における交通輸送の確保
- ⑩ 被災施設の災害復旧
- ⑨ 被災者に対する融資等対策

- ⑩ 市町村が処理する防災に関する事務または業務の実施についての援助及び調整
- ⑩ その他災害の発生の防衛または拡大防止のための措置

2) 沖縄県南部土木事務所、沖縄県南部農林土木事務所、沖縄県南部林業事務所

- ① 所管に係わる施設の災害予防や災害時における応急対策及び災害復旧対策、並びにこれらの指導

3) 県立南部医療センター・こども医療センター

- ① 災害時における医療及び救護活動、並びにその他医療救護に関する活動の実施

4) 沖縄県中央保健所

- ① 災害時における衛生対策

5) 那覇警察署

- ① 災害時における住民の生命や身体の安全確保及び財産の保護
- ② 災害時における社会秩序の維持及び交通の確保

3. 指定地方行政機関

1) 沖縄総合事務局

- ① 総務部
 - ・ 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整に関すること
 - ・ 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括に関すること
- ② 財務部
 - ・ 地方公共団体に対する災害融資
 - ・ 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請
- ③ 農林水産部
 - ・ 農業に関する災害予防、災害応急対策並びに災害復旧に関する指導調整及び助成
 - ・ 農地農業用施設に関する災害予防及び災害復旧対策
 - ・ 災害時における主要食糧の供給対策
- ④ 経済産業部
 - ・ 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策
 - ・ 被災商工業者に対する融資の調整
- ⑤ 開発建設部
 - ・ 直轄国道に関する災害対策
 - ・ 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策
 - ・ 直轄港湾災害復旧事業に関する災害対策
 - ・ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
- ⑥ 運輸部
 - ・ 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び指揮
 - ・ 災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海の要請
 - ・ 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整

2) 沖縄森林管理署

- ① 国有林野の保安林、治山事業等の防災管理

- ② 災害応急用材の需給対策

3) 第十一管区海上保安本部

- ① 海難救助、海上交通安全の確保及び海上における治安の維持

4) 沖縄気象台

- ① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
- ② 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達及び防災・報道機関を通じた住民への周知
- ③ 緊急地震速報に関する周知・広報
- ④ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の作成に関する技術的な支援・協力
- ⑤ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における座間味村に対する気象状況の推移やその予想の解説等
- ⑥ 座間味村その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

5) 沖縄総合通信事務所

- ① 非常の場合の電気通信の監理
- ② 災害時における非常通信の確保

6) 沖縄労働局

- ① 災害時における労働災害防止対策
- ② 災害に関連した失業者の雇用対策

7) 沖縄防衛施設局

- ① 米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整
- ② 所有財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
- ③ 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡調整

(注) 本村に米軍の基地や施設は存在しないが「①」を想定した

4. 自衛隊

- ① 災害に関する情報の収集
- ② 災害派遣に関する計画の整備
- ③ 災害派遣に関する準備の実施
- ④ 災害即応態勢の維持向上
- ⑤ 防災訓練等への参加
- ⑥ 人命または財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援または応急復旧の実施に関すること
- ⑦ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること

5. 指定公共機関及び指定地方公共機関

1) 西日本電信電話(株)沖縄支店 (N T T 西日本)

- ① 電信電話施設の保全と重要通信の確保

2) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州沖縄支店 (N T T ドコモ九州)

- ① 移動通信施設の保全と重要通信の確保

3) 日本銀行那覇支店

- ① 災害時における金融機関の金融緊急措置の指導

4) 日本赤十字社沖縄県支部

- ① 災害時における医療、助産の実施
- ② 地方公共団体以外の団体または個人が行う救助に関する協力の連絡調整の実施
- ③ 義援金品の募集及び配分

5) 日本放送協会沖縄放送局

- ① 防災気象情報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及

6) 沖縄電力(株)

- ① 電力施設の整備と防災管理
- ② 災害時における電力供給確保

7) K D D I (株)

- ① 通信施設の保全及び災害時における国内外通信の疎通確保

8) 郵便事業(株)沖縄支社

- ① 災害時における郵政事業の確保
- ② 災害時における郵政事業に係る災害特別事業取扱及び援護対策
- ③ 民間災害救援団体に対する災害ボランティアロ座寄付金の公募・配分に関すること

9) 郵便局(株)沖縄支社

- ① 災害時における窓口業務の確保

10) 琉球海運(株)

- ① 災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保

6. 村民及び事業所

1) 村民

- ① 災害に強い人づくりや村づくりのために、防災に関する意識を高めるとともに地域において相互に協力すること
- ② 県及び村が行う防災に関する事業に協力し、住民全体の生命や身体及び財産の安全確保に努めること

2) 事業所

- ① 事業活動に当たって企業村民としての自覚を持つとともに、災害に強い人づくりや村づくりに最大の努力を払うこと
- ② 災害発生においては、従業員等の安全確保に努めるとともに、その有する能力を活用し地域住民全体の生命や身体及び財産の安全確保に努めること
- ③ 県及び村の行う防災に関する事業に協力し、最大の努力を払うこと

第2章 災害予防計画（風水害編）

災害予防計画（風水害編）は、災害の発生を未然に防止するために、治山治水事業等の村土の保全、防災に関する教育や訓練、防災業務用施設や設備の整備、災害用食糧や物資及び資材等の備蓄、その他災害予防施策を定め、その実施を図るものとする。

第1節 防災意識の高揚

1. 基本方針

災害を最小限に食い止めるには、防災関係機関による各種災害対策の推進はもとより、村民一人ひとりが「災害から自己を守る」とともに、「お互いに助け合う」という意識行動が必要である。そのため、村民各層における防災意識の高揚を図る。

2. 実施内容

1) 職員に対する防災教育の実施

(1) 防災担当者研修

本村における防災担当者は、県や防災機関・団体が行う防災に関する知識及び活動についての研修等に積極的に参加し、本村の防災対策に反映するよう資質の向上に努めるものとする。

(2) 防災関係機関職員の教育

本村における防災関係機関・団体は、防災に関して、その所属職員の教育を計画的に実施するものとする。

(3) 消防教育

消防教育は、消防団員に対し、消防学校で行う専門教育及び本村において各々所要の教育計画を定めて実施する一般教育とする。

2) 防災上重要な施設の管理者に対する防災教育の実施

(1) 危険物取扱施設の管理者

防火管理に関する有識者を増やすため、県が法令に基づいた指導・講習等を実施し、保本村においても周知及び協力体制を図るとともに、防火管理体制の強化・拡充を促進するものとする。

(2) 避難時の拠点施設となる管理者等

避難計画に定めた避難所等の防災拠点施設において、その管理者等に対する防災教育の徹底を図るものとする。

3) 村民に対する防災教育の実施

(1) 防災訓練による防災知識の普及・教育

防災関係機関の協力等により総合防災訓練を行い、防災関係者及び住民の参加を促進させ、

災害に対する知識や教育を深めるものとする。

（２）防災マップの配布及び標識による防災知識・対策の普及

防災知識や安全対策のほか、避難所や避難路、災害危険予想区域等を明示した防災マップを作成し、住民及び滞在者に配布することで防災知識の普及を図る。また、各地域において明確な避難場所等の防災標識を設置することにより、防災に対する意識の向上を図るものとする。

- ① 防災マップの作成・配布
- ② 地域別に防災標識を設置

（３）災害広報の実施

村民に対して広報活動を行い、防災知識の普及に努める。

ア）広報手段

- ① 村広報誌の活用
- ② 村ホームページの活用
- ③ 座間味村防災行政無線の活用

イ）広報内容

- ① 一般的な防災知識
- ② 災害時の危険箇所
- ③ 避難場所の設定や利用に関すること
- ④ 気象（災害）予報に関すること

第2節 自主防災組織の確立計画

1. 基本方針

災害時における応急活動は、単に地方公共団体のみならず各種公共団体や民間協力機関はもとより、地域住民の隣組組織の協力がなければ万全を期しえないものである。また、自分たちの地域は自分たちで守ろうとする協同と連帯感も重要である。そのため地域の実状に応じた住民の隣人互助の精神に基づく自発的な防災組織を育成し、防災活動が効果的に実施されるよう協力体制を確立する。

2. 実施内容

1) 自主防災組織の育成

村は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実を図ることとし、その際には消防機関等の関係機関と連携協力するものとする。また、村民は災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努めるものとする。

(1) 組織の編成単位

自主防災組織は、住民の防災活動推進上最も適正な規模と地域を単位として編成する。その組織化に当たっては、①住民が真に連帯感に基づいて防災活動を行うことができる規模であること、②住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性を持っている地域であること、に留意し村が住民と協議し実施するものとする。

(2) 組織づくり

組織づくりに当たっては、自治会等の既存組織を自主防災組織へ育成することを基本として、次の方法により促進する。

- ① 自治会等の自治組織に活動の一環として防災活動を組み入れる。
- ② 防災活動を行っている組織に対して活動の充実強化を図る。
- ③ 婦人団体及び青年団体並びにPTA等の地域で活動している組織を活用する。

2) 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

- ① 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ② 防災情報の収集伝達体制の確立
- ③ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- ④ 防災リーダーの育成

(2) 災害時の活動

- ① 災害情報の収集及び伝達、避難勧告や指示等の伝達
- ② 出火防止の実施
- ③ 救出・救護の実施及び協力
- ④ 集団避難の実施
- ⑤ 炊き出しや救助物資の配布に対する協力
- ⑥ その他

3) 資機材及び活動拠点の整備

村は、自主防災組織が災害時において消火、救助、救護等に必要な防災資機材の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。

また、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては避難・備蓄の機能を有し、活動の拠点となる施設の整備を図るものとする。

第3節 防災訓練実施計画

1. 基本方針

災害応急対策の迅速かつ確実な実施を期するため、平常時における継続的な訓練が重要である。このため、村民並びに本村職員に対して防災意識の高揚に努めるとともに、関係機関との緊密な連携のもとに防災訓練を実施する。

2. 実施内容

1) 防災訓練の実施

防災意識の高揚は防災訓練を実施することによって一層の成果を上げるものである。そのため防災関係機関の連携のもとで、公共団体、民間協力団体、学校及び地域住民等あらゆる機会をとらえて、基礎訓練や総合訓練等の計画的な実働訓練を実施する。

表 2-3-1 実施が求められる訓練の種類

訓練種別	実施内容
総合防災訓練	① 危険地域を対象にして地域ぐるみ（防災機関も含む）の防災訓練を実施するものとする。実施に当たっては、関係機関が緊密な連携を図り、必要に応じて他の関係機関と合同で行うものとする。 ② 訓練内容の中には、避難、救出・救護、炊き出し、防疫訓練等の実施から、情報の収集、応急対策の指示・伝達等、災害時の通信や広域応援要請（情報伝達）が円滑かつ迅速に行えるよう訓練していく。 ③ 初動体制の確立と迅速化及び各防災機関、住民との連携を図るため、職員の参集訓練を実施する。
訓練	① 役場をはじめ、学校、公民館、郵便局、診療所及び福祉施設等の公共・公益施設、宿泊施設や飲食・商店等の多くの人が集まる場所を対象として、消防機材を利用した消火訓練等（避難を含めた総合訓練）を実施するものとする。
水防訓練	① 本計画により危険と予想された箇所周辺地域において、洪水や浸水、高潮・津波等の水害に対する避難等の訓練を実施する。

2) 訓練実施の要領及び実施時期

訓練を実施する場合には、あらかじめ訓練実施要領を作成して各関係機関に周知するものとする。また、防災関係機関と合同による総合防災訓練は少なくとも年1回、防災の日（9月1日）もしくはその前後の期間において実施するものとする。

3) 訓練の参加機関・団体及び対象者

訓練の参加対象は、村、県をはじめ、防災関係機関及び社会教育関係団体とし、さらに一般住民の参加を促進するものとする。

4) 訓練のための交通規制

村は県公安委員会と協議の上、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認め

る時は、当該防災訓練の実施上最小限度で区域または道路の区間を指定して、歩行者及び車両の道路通行を禁止または制限することができるものとする。

5) 訓練後の評価

防災訓練実施後は、関係機関等訓練参加者の意見を収集するなどの方法により、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき防災体制や防災活動要領等の改善について検討するものとする。

第4節 災害時要援護者安全確保体制整備計画

1. 基本方針

高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時要援護者に対しては、防災知識の普及、災害時の情報提供及び避難誘導などについて、様々な配慮が必要である。そのため、平常時から地域において災害時要援護者の支援体制の整備に努めるとともに、災害発生時には避難誘導はもとより、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等についても推進していくものとする。

なお、村はこれらを「座間味村災害時要援護者避難支援計画」として策定し、実施する。

2. 実施内容

1) 社会福祉施設等における安全確保

社会福祉施設等においては、高齢者、障がい者、乳幼児等の災害発生時に自力で避難するのが困難な人々が多く利用しており、これらの人々の安全を図るため日頃から十分な防災対策を講じておくものとする。

- ① 施設の管理者は、災害発生時における安全で円滑な避難及び施設の被害を防止するため、施設や付属設備等の整備並びに常時点検に努めるものとする。
- ② 災害発生時の避難にあたっては施設と地域社会との密接な連携を図り、災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりを行うものとする。
- ③ 災害発生時には保護者または家族と確実に連絡がとれるよう、緊急時の連絡先を把握し、緊急連絡体制を確立するものとする。
- ④ 災害時に災害時要援護者が最低限必要な食糧及び物資を確保するため、災害用備蓄対策を図るものとする。また、必要に応じて近隣市町村や民間業者との応援協定を結び、災害時に生活物資が避難所などに十分に届けられる流通システムの整備を図る。特に、乳幼児を長時間にわたり保護しなければならない施設においては、必要最低数量のミルク等の非常食糧の確保に努めるものとする。

2) 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障がい者等のように災害発生時には自力で避難することが困難な災害時要援護者が多く出入りしていることから、安全確保のため日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

- ① 施設の管理者は、特に災害時要援護者が安全に避難できるように施設・設備の整備に努めるとともに、迅速に対応できる体制を図り、常時点検を行うものとする。
- ② 村は村内に所在する不特定多数者が利用する施設を把握し、消防機関と連携した安全設備の整備及び点検の指導を行うものとする。

3) 在宅で介護を必要とする住民の安全確保

在宅で介護を必要とする住民等（独居老人を含む）についても生活環境の面から防災上の配慮が必要なるため、これらの住民に対する防災対策を講じるものとする。

- ① 日常生活において常に防災に対する理解及び意識の高揚を図るとともに、防災訓練が実施される場合の積極的参加を促進するものとする。
- ② 平常時より近隣の災害時要援護者の把握に努め、災害発生時における災害時要援護者の安全確保に対する支援及び協力体制の整備を促進するものとする。
- ③ 災害発生時に災害時要援護者が直接消防機関等に通報できるシステムの整備に努めるものとする。

のとする。

4) 観光客・旅行者等の安全確保

村及び防災関係機関並びに観光施設等の管理者は、地理的に不案内な観光客や外国人等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策を事前に推進するものとする。

また、観光客や外国人等は要援護者とみなす。

- ① 避難場所・避難路の標識が観光客等にも容易に判別できるよう標示する。
- ② 宿泊客の安全確保について、消防や施設管理者、関係機関等と必要な対策を検討し、防災整備の啓発及び推進に努めるものとする。
- ③ 施設管理者は、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄をする等、本村被災者の救済活動拠点としての機能を含めた対策を図れるよう、協力体制の確立に努めるものとする。

第5節 ボランティア計画

1. 基本方針

災害時には行政機関だけの活動には限界があることから、行政機関と連携・支援によるボランティアの救援・復興活動は大きな役割が期待される。このため、関係機関、ボランティア（団体）等を支援し、災害ボランティア活動が効果的に行えるよう、平常時から相互連携体制の確立と必要な活動を推進する。

2. 実施内容

1) ボランティア意識の醸成

- ① ボランティア精神は、幼少期からの教育や体験等によるところが大きいことから、その育成に当たっては、学校教育において積極的に取り入れて行くものとする。
- ② 生涯学習などの社会教育活動の中でボランティア講座等を開催し、ボランティアへの理解と実践へのきっかけづくりを図るものとする。

2) ボランティアの育成

- ① ボランティア活動を効果的に実施するためには、地域ボランティアが必要であり、村及び座間味村社会福祉協議会は連携し、普段からその育成に努めるものとする。
〔地域ボランティアの役割く初動期〕
ア．被災地外からのボランティアの現地誘導
イ．ボランティアの受付
ウ．ボランティア組織の形成支援
- ② 迅速かつ有効なボランティア活用を促進するため、医療業務、看護業務、通訳、無線通信、被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者を「専門ボランティア」として平常時から登録及び把握に努めるものとする。
- ③ 専門ボランティアに登録されている者に対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修・訓練等に努めるものとする。
- ④ 村は、社会福祉協議会及び県等との連携を図り、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるよう、ボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

3) ボランティア支援対策

(1) ボランティア支援の準備

- ① 災害復旧で訪れるボランティアの受付場所、受付要員、活動拠点などについて検討するものとする。
- ② 災害後のボランティアニーズを想定し、初動期のボランティア活動が迅速に行われるよう、計画・整備しておくものとする。
- ③ 本村におけるボランティア（団体）を登録、把握するとともに、活動支援を行うものとする。
- ④ ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供して、ボランティア相互間の連絡体制等ネットワーク化を図るものとする。
- ⑤ 村は県と連携して、ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、普及・啓発に努めるものとする。

第6節 村土保全事業の促進計画

1. 基本方針

各種災害から村土を保全することを目的とする「災害に強い村づくり」の一環として、各島とも平坦地が少なくほとんどが山林地域で占められ、南側の海岸に開けた平坦部に集落が部分的に立地するといった地形的特徴を勘案して、土石流対策や急傾斜地崩壊防止対策並びに海岸防災対策等の村土保全事業を国や県と協力して推進するものとする。

2. 実施内容

1) 構築物その他の風水害予防措置

看板や広告物等の構築物について、台風等による災害発生の危険性を想定し、定期的及び事前に調査を行い、危険と判断されるものについては直ちに所有者または管理者に通報し、改善もしくは撤去を行うよう指導する。

2) 農作物の風水害予防対策

風水害による農作物の被害防止策として、農家及び農業従事者に次の事項を重点に指導するものとする。

〔指摘事項〕

- ① 暴風網の整備
- ② かん水、排水施設の整備
- ③ 病虫害の防除

3) 道路、橋梁の維持・補修事業

道路管理者は所管、所轄する道路、橋梁を常時補修するものとする。なお、早急に補修が不可能な危険箇所については、立て札によって表示し、通行または重量の制限を行う。

4) 治山対策

本村は地形的に急峻で海岸部に開けたわずかな平たん部に集落が立地していることに加え、台風の常襲地帯となっていることから、潮風害による被害を受けやすい。これらを未然に防止するため、防風林・防潮林等の整備を促進するものとする。

5) 土砂災害防止対策

本村には土砂災害が発生する可能性のある区域として指定される、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流箇所がある。

そのため、これら区域を危険区域として把握するとともに、周辺の住民に対する危険区域の周知徹底及び警戒避難体制を確立するものとする。また急傾斜地崩壊対策事業等を促進し、集中豪雨等による土石・土砂流出並びに傾斜地崩壊等の防止に努め、大雨時や台風接近時には巡回監視し、状況把握に努めるものとする。

6) 海岸防災対策

現在、本村においては海岸保全区域としてウーグ浜を含めた東海岸及び座間味港が指定されている。これら区域を中心に海水による浸食または高潮及び波浪等から海岸を防御するため、離岸堤及び海岸護岸並びに消波工の設置等、高潮対策事業並びに浸食対策事業等の海岸保全事

業を促進するものとする。更に防風林及び防潮林の保全育成を図り村土保全に努める。

表 2-6-1 海岸保全区域

所管：(国)	所属(県)	名称	位置等	指定延長	指定年月日
水産庁	南部農林土木事務所	漁港名：阿嘉	漁港管理者：県	600m	昭和 51. 7. 12
国土交通省 港湾局	南部土木事務所	海岸名：座間味港	位置：字座間味	880m	昭和 51. 12. 13

資料：平成 24 年度沖縄県水防計画

第 7 節 建築物等災害予防計画

1. 基本方針

風水害や火災及び地震等による建造物の災害を防御するため、災害に強い村づくりの一環として、防災建造物の建設を促進し、建造物被害の減少を図るものとする。

2. 実施内容

1) 防災的土地利用の推進

本村には防災・消防面で弱い昔ながらの集落形態が残っている地区があるため、土地利用計画に沿った土地の合理的かつ健全な利用を促し、災害の防止を図るものとする。

2) 耐風耐震及び不燃化建造物の建築促進

建造物の新築・改築・増築等の際には、耐風耐震及び不燃化促進に関する各種制度の普及に努め、防災建造物の建設促進に努める。

3) 既存公共建築物の耐風耐震及び不燃化対策

公共建築物は、建替え時または補強等により耐風耐震及び不燃化対策を推進する。
また、定期的な点検及び検査を実施することにより不良個所を把握し、その対策に努める。

4) 公共建築物の耐火耐震性能の向上促進

今後建設される公共建築物については、設計段階から耐火耐震性能の向上を図る。

第8節 火災予防計画

1. 基本方針

火災が発生すると、地理的条件や気象条件によっては消防活動が極めて困難になり、人命を奪う危険性や人家及び公共施設への延焼等大きな被害に発展することが予想される。また、貴重な文化財等を焼失することが懸念されるため、対象施設の巡視や防火施設の整備等火災防止対策を推進するものとする。

2. 実施内容

1) 消防力・消防体制等の拡充強化

- ① 消防団員、消防関係者の資質向上を図るものとする。
- ② 本村において、消防体制の拡充及び消防団の体制強化を図るものとする。
- ③ 多くの人が出入りまたは勤務する施設（学校、宿泊施設、事業所等、危険物関係施設等）において、自衛消防組織の結成にむけて指導する。また、消防・訓練計画、消防用設備の指導を行うとともに、訓練の実施を図るものとする。
- ④ 住民への防火意識の向上を図るため、春と秋の防火運動期間に消防訓練及び避難訓練の実施に努める。また、防火ビラの配布、講習会、その他防火行事を通じて防火思想の普及・高揚を図る。
- ⑤ 消防水利及び消防車両等の整備を推進する。

2) 火災予防査察・防火診断

本村においては、消防用設備（消火設備、警報設備、避難設備、消防用水、消火活動上必要な施設等）及び防火管理体制の査察を実施し、火災の発生拡大を抑制・防止するとともに避難を確実なものとする。

また、一般住宅については、火災の多発期となる秋季を控えた時期及び3月の春季火災予防運動週間を通じ、火を取り扱う器具等に関する防火診断を行うよう指導に努めるものとする。

表 2-8-1 査察を必要とする施設等

対象施設	査察内容
学校、官公署	防火構造、消火設備、避難設備、防火管理体制等について、夏期休暇や年度末等の時期を利用した重点的な査察を実施する
宿泊・娯楽施設	消火設備、避難設備、防火管理体制等について、定期的な査察を実施する
商店・小売業施設	消火設備、避難設備、防火管理体制等について、定期的な査察を実施する
危険物等関連施設	年間立入検査を通じ、施設の構造設備取扱要領及び防火管理体制等を重点的に査察し、取扱い従業員の防火意識の向上を図るため防火指導を行う

3) 消防施設の整備拡充

- ① 防火水槽、耐震性貯水槽の整備をはじめ、海水・河川水等の自然水利や、ため池等が活用できるような消防水利の多様化を図る。
- ② 消防無線及び防災行政無線等の通信施設を含む情報収集機器・体制等、伝達系統の整備・拡充を図る。

第9節 危険物等の災害予防計画

1. 基本方針

ガソリンや石油類及び高圧ガス等の危険物による災害は大規模化する恐れがある。そのため、設置事業所における法令の遵守及び保安体制の強化を促進するとともに、保安教育や訓練並びに防災意識の高揚に努め、危険物による災害の発生及び拡大を防止するものとする。

2. 実施内容

1) 危険物貯蔵所及び取扱所の保安対策

消防機関は消防法に規定する危険物貯蔵施設及び取扱所に対して、立入検査や保安査察等（第十一条の三）を実施し、法令基準（第十二条、第九条の三）の適合確認を行うとともに、災害予防上必要な指導を行う（第4章第32節「消防計画」（217頁）参照）。

また、危険物設置事業所は、危険物施設の管理・点検・巡視基準等を定め、保安体制の強化に努める。

2) 防災意識の高揚

危険物設置事業所に対する保安教育や訓練等を強化し、防災意識の高揚に努める。

3) 化学消防機材の整備

危険物災害に適切に対処するため、消防機関に化学車等の配置整備を行うとともに、事業所に対しては化学消化剤等の備蓄を推進させる。

表 2-9-1 危険物施設一覧表

事業所名	所在地	種別	最大貯蔵量
座間味石油商会 座間味給油所	座間味村字座間味 158 番地	A重油 ガソリン 軽油 灯油	1,000ℓ 974ℓ 1,574ℓ 1,000ℓ
座間味石油商会 阿嘉給油所	座間味村字阿嘉 61 番地	A重油 ガソリン 軽油 オイル類	0ℓ 600ℓ 600ℓ 1,800ℓ

第 10 節 林野火災の予防計画

1. 基本方針

集落と農地及び林野が連続して広がる本村では、火災が発生すると地理的条件や気象条件によっては消防活動が極めて困難になり、人命を奪う危険性や人家及び農地への延焼等大きな被害に発展することが予想される。また、貴重な資源を焼失することになるので、林野等の巡視や防火施設の整備等林野火災防止対策を推進するものとする。

2. 実施内容

1) 林野巡視の強化

林野火災の未然防止及び早期発見を図るため、林野巡視を推進するものとする。

2) 防火施設の整備

地域の実態に即して防火施設（防火線、防火樹帯、防火道、防火用水）の整備を推進し、被害の防止に努める。

3) 林野火災予防意識の高揚および啓発

村民に対して、自然環境愛護精神の高揚及び火災予防意識の普及啓発に努める。特に危険性の高い地域には注意を喚起する標識等の設置を推進するものとする。

4) 出火防止対策

林野またはこれに近接している土地における火入れについては、森林法の遵守や消防機関等への連絡を密にさせ、安全に期するよう指導する。

第 11 節 防災業務用施設及び設備等の整備計画

1. 基本方針

災害発生等の有事の際の即応体制を確立するため、防災業務に係わる消防や水防、並びに通信及び救援救助等の施設や設備等を平素より定期的な点検及び性能調査を実施するとともに、その整備充実を図る。

2. 実施内容

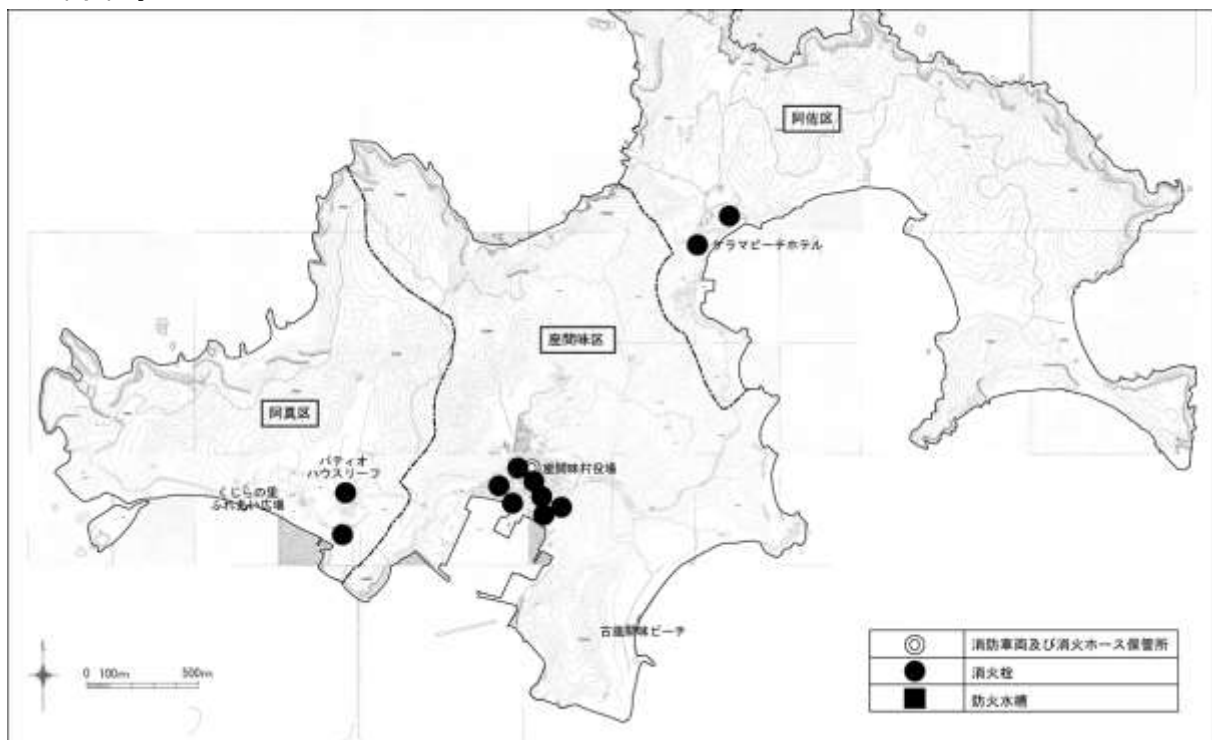
1) 消防施設及び設備等の整備

本村は消防本部の未設置区域であるため、消防体制は消防団による活動のみとなっている。消防用設備等としては、消防ポンプ車両 2 台が、座間味村座間味島と阿嘉島内に配備されており、慶留間島においては小型動力ポンプ付軽消防自動車 1 台が配備されている。なお、各集落には消火栓や防火水槽等の消防水利が設置されているが、日頃よりそれらの定期点検を実施するとともに充実化を図る。

前文と確認整合をとる：消防団の組織概要（平成 24 年 4 月 1 日現在）より：ポンプ自動車 2 台、小型動力ポンプ付積載車 1 台、小型動力ポンプ 2 台、携帯無線機 4 台、受令機 1 台（座間味村役場、総務課、座間味村消防団）

図 2-11-1 消防設備配置状況

■座間味島



○	消防車両及び消火ホース保管所
●	消火栓
■	防火水槽

災害情報を迅速かつ確実に収集及び伝達するため、防災行政無線等の既存通信施設の定期点検を行うとともに、各集落、近隣市町村、県、防災関係機関相互における情報連絡網の整備拡充を図る。

災害時の避難に備え、炊き出し可能な学校や公民館及び宿泊施設等を人口並びに地域バランスを勘案して避難所として指定するとともに、避難ルートの設定等地域住民への周知徹底を図る。

水防活動に必要な杭木、土のう袋、スコップ等の水防資機材、並びに被災した道路河川等の復旧工事に必要な土木機械等については、村内土木建築業者との連携により点検や充実化に努め、有事の際にその機能が有効適切に運用できるよう整備する。

第 12 節 文化財災害予防計画

1. 基本方針

本村には指定文化財として国指定文化財が 2 件、村指定文化財が 4 件がある。

地域の文化財は村民共有の財産であり、今後豊かな村民生活を築いていくためにも継承すべきものである。そのため、文化財の適切な保護及び管理体制の確立等、予想される各種災害からの予防対策を図るものとする。

2. 実施内容

- ① 県教育委員会からの指導を受け、所管の文化財防災計画を策定し、警察及び消防機関と常時連携を密にして、災害予防の確立を図る。
- ② 文化財の所有者及び管理責任者、または管理団体の防災思想を啓発し、環境の整理整頓を図るよう勧奨する。
- ③ 文化財の指定地内に居住する所有者に対し、火気使用の制限を指導する。また、文化財並びに周辺環境の整備を促進する。
- ④ 防災施設の必要な文化財は、補助事業等により完備を図る。また、指定及び未指定の文化財を含め、本村における防災施設の設置を促進する。
- ⑤ 県の主催する各市町村文化財担当職員講習会等により、文化財災害対策について指導を受けるなど、適切な防災措置が図れるようにする。

表 2-12-1 文化財一覧表

指定区分	名称
国指定重要文化財	高良家住宅
国指定記念物	ケラマジカ及びその生息地
村指定有形文化財	建造物：阿佐船頭殿の「石垣」
村指定有形文化財	建造物：「鯉漁業創始功労記念碑」
村指定記念物	史跡：阿嘉真謝原の「はる石」
村指定天然記念物	植物：阿嘉御殿の「アカテツ」

第 13 節 避難誘導計画

1. 基本方針

大規模な災害の発生し、または発生する恐れがある場合において、村民及び滞在者等の避難に万全を期するため避難場所の指定、並びに避難誘導体制に関する対策を予め確立するものとする。

2. 実施内容

1) 避難場所の整備

(1) 避難場所の指定及び整備

大規模災害が発生した場合の避難先として、収容避難所（既存建築物等）及び一時または広域避難場所（広場等の屋外）並びに津波緊急避難場所を予め指定しておくものとする（第 4 章第 6 節「避難計画」（123 頁）を参照）。

- ① 収容避難所については、公民館や小中学校等の公共施設を中心に指定するものとする。
- ② 一時または広域避難所については、グラウンド及び集会場や広場を中心に指定するものとする。
- ③ 津波緊急避難場所については、短時間で移動が行える近隣の高台を字ごとに指定するものとする。

(2) 避難所の開設及び運営方法

避難所の開設は迅速かつ円滑に行う必要があるため、開設について自治会等の自主防災組織と行政及び施設管理者が事前に協議しておくものとする。

2) 避難誘導体制の確立

避難する際には、災害の種類や状況に対応して行動する必要がある、また老人、子供、身体障がい者など災害時要援護者の安全を優先して行う必要がある。そのため、平常時から災害時要援護者の情報や避難経路の安全性の把握を行うものとする。また、地域住民の自主的な避難のためにも、日頃から避難場所の位置や避難経路等について住民に周知しておくものとする。

- ① 災害の種類や状況に対応するため、地域の実情に応じ 2 箇所以上の避難経路を選定し、誘導標識や案内版等の整備を推進するものとする。
- ② 避難誘導を混乱なく行うため、自主防災組織と災害時要援護者等についての情報を共有するなど連携強化に努めるものとする。
- ③ 災害危険区域及び避難場所や避難経路等を示した防災マップ、並びに災害時要援護者用を含む村民の避難マニュアルを作成するものとする。

第 14 節 防災備蓄計画

1. 基本方針

災害により住家等に被害を受け、日常生活に必要な食糧及び衣料品・寝具等を喪失した地域住民に対し、これらの物資を迅速かつ計画的に配分するため、必要な物資を備蓄するものとする。

2. 実施内容

1) 食糧の備蓄

村は大規模災害が発生した場合を想定し、人口の 20 分の 1 の 3 日分程度の数量を目標に主食（米及び乾パン等）を備蓄するものとする。また、村民に対しては、各家庭や職場において平素より 3 日分程度の食糧や飲料水及び生活必需品を備蓄するよう、自治会や自主防災組織を通じて啓発するものとする。

2) 生活必需品の備蓄

衣料品及び寝具等の生活必需品を災害被害予測を考慮し、必要とされる種類や数量を備蓄するものとする。

3) 飲料水等の備蓄

災害時には、水道管路の破損等による一時的な断水が予想されるため、飲料水の備蓄に努めるとともに、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備を図る。

4) 医薬品及び衛生材料の備蓄

災害時における初動期の救護体制に万全を期するため、村診療所並びに村立保健指導所と連携し医薬品及び衛生材料の備蓄を図る。

5) 備蓄物資の定期点検の実施

災害備蓄用の食糧や生活必需品及び飲料水等は定期的な点検を行い、常に良好な状態に保つとともに、災害が発生する際には迅速に配分できるよう供給体制の確立に努める。

第 15 節 交通確保・緊急輸送計画

1. 基本方針

大規模災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等、多様かつ大量の輸送需要が生じ、輸送手段の確保が困難になることが予想されるため、事前措置として、輸送を円滑に行うための対策を今後推進していくこととする。

2. 実施内容

1) 重要道路啓開のための体制整備

道路管理者は、災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に支障のある場合、直ちに啓開できる体制を国や県、関係団体の協力を得ながら整備する。

2) 緊急輸送基地の選定及び整備

輸送を効率的に行うため、県などと調整しながら被災地外に緊急輸送基地を設置し、総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸、海、空から物資等が集積することを念頭に置いて、緊急輸送基地を選定（確保）し、整備していくこととする。

3) 臨時ヘリポート・空港の確保

荒天時において船舶輸送が機能しない場合に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、本村域内に臨時ヘリポートの指定や整備及び空港の整備を行うものとする。緊急時の拠点として慶良間空港を指定し、緊急物資・人員の受入を可能とする機能を図るための整備を行うものとする。

■ヘリポート一覧

名称	場所	備考
座間味ヘリポート	座間味 1208 番地	場外離着陸場
阿嘉ヘリポート	阿嘉 953 番地	場外離着陸場
慶留間ヘリポート	慶留間 942 番地	慶良間空港エプロン

4) 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保をするため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる必要がある。この場合、事前に届出を行い、届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速に確認がなされるようになっている。そこで、本計画の災害応急対策計画に基づいて使用する可能性の高い車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

5) 輸送手段等の確保（応援協定）

災害時において、輸送手段や輸送人員等の確保が円滑に行えるよう、県内の各関係業界、民間団体との間で応援協定を締結する。

第3章 災害予防計画（地震編）

第1節 地震知識の普及・啓発に関する計画

1. 基本方針

地震災害を念頭においた本村及び関係機関の職員並びに地域住民に対する防災知識の普及・啓発は、この計画に定めるところによって実施するものとする。

2. 実施内容

1) 広報活動

(1) 広報事項

「座間味村地域防災計画」の概要及び地震・津波の知識、地震災害時の心得等について広報するものとし、常時住民の理解と認識を深めるように努めるものとする。

(2) 広報活動

必要な情報については、以下の方法により周知を図るものとする。

- ① 報道機関等を通じ、適時広報事項を提供する。
- ② 広報誌、インターネット等を活用し、村のホームページへの掲載など防災知識の普及の徹底を図る。
- ③ 防災関係展示会等行事を必要に応じて開催する。

(3) 防災関係機関の措置

防災知識の普及は、日頃からあらゆる機会に広く住民に呼びかけることが重要であるため、各防災関係機関が実施する各種の災害安全運動において防災関連事項を多く取り入れるよう、積極的に働きかけ、住民自身のために推進する防災活動であるよう努めるものとする。

2) 防災教育の推進

各防災機関は、地域住民や災害対策関係職員の地震災害時における適正な判断力の養成と防災体制の確立を目的として以下の防災知識の徹底を図るものとする。

- ① 災害対策関係法令及び他の法令の防災関係の各項の説明を行い、主旨の徹底と円滑な運営を図るとともに、地震災害時の防災活動要領の習得を図るための研修会を行う。
- ② 講習参加者の属性を考慮した防災講習会を実施し、災害の原因、対策等の科学的、専門的知識の高揚を図る。
- ③ 消防法第8条に定める施設（学校、公民館、病院、福祉施設、工場・事務所、共同住宅、宿泊施設等、その他多数の者が出入りまたは勤務、居住する防火対象物）の防火管理者に対して、通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用または取扱いに関する監督を履行させるものとする。また、その他防火管理上必要な業務を行うにあたって、その関係者への教育を実施し、地震火災予防対策の効果を上げるものとする。
- ④ 地震や津波に関する基礎的な知識や災害の原因及び避難、救助方法等について学校教育や社会教育にその内容を組み入れ、防災教育に努めるものとする。防災教育を行う際には、学校教育では児童や生徒の発育段階に合わせるものとし、社会教育においては各々の属性

(年齢や性別等)にあった教育を実施するものとする。

- ⑤ 消防団や事業所等の自主的な防災組織である自衛消防組織、自治会、婦人会、青年会、PTA等を基礎とした自主防災組織が育成された場合を含め、これらの組織を通して地震活動及び地震発生原因についての知識の向上、普及を図るものとする。

第2節 自主防災組織の育成計画

1. 基本方針

地震災害に対処するには、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という精神と連帯感に基づくことが重要であり、住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが、より有効な防災対策となることから、本村においては地域住民による自主防災組織の組織化を促し、育成・強化を図るものとする。

2. 実施内容

1) 組織づくり

自治会等の既存の地域自主団体を自主防災組織として育成することを基本とする。

- ① 自治会等の自治組織に活動の一環として、防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
- ② 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実・強化を図り、防災活動推進団体などの自主防災組織として育成する。
- ③ 婦人会、青年会、PTA等の地域活動を行っている団体・組織を活用して、自主防災組織として育成する。

2) 活動内容

平常時の活動	災害時の活動
① 防災に関する知識の普及 ② 防災訓練の実施 ③ 防災資機材の備蓄・点検 ④ 防災リーダーの育成	① 出火防止、初期消火 ② 災害情報の収集、伝達 ③ 責任者等による避難誘導 ④ 災害時要援護者の安全確保 ⑤ 給食・給水

3) 資機材及び活動拠点の整備

- ① 自主防災組織が災害時において消火、救助、救護等に必要な防災資機材の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。
- ② 平常時においては、自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては避難・備蓄の機能を有し、活動の拠点となる施設の整備を図るものとする。

第3節 防災訓練計画

1. 基本方針

地震発生時に円滑に防災活動が行えるよう、防災体制の確立並びに防災思想の普及を図るために、本村をはじめ防災関係機関、住民、事業所等団体が一体となって防災訓練を実施するものとする。

2. 実施内容

1) 個別防災訓練の実施

訓練対象の状況に応じて個別の目標を設けた訓練を実施するものとする。

- ① 様々な地震発生時刻、規模等の設定状況下での初動体制の確立、通信・連絡、組織間の連携、被災現場派遣等、テーマ別の訓練
- ② 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練
- ③ 傷病者等を念頭においた救出・医療訓練
- ④ 避難所における生活支援訓練、物資収集拠点における配送訓練
- ⑤ 民間企業・ボランティア等の活用訓練

2) 総合防災訓練の内容

広域的に実施する総合訓練を基本に、訓練の実施内容、目標設定を具体化するなど訓練の活性化を図るものとする。

3) 防災訓練の成果の点検・評価

防災訓練の実施後は、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき、今後の防災施策に生かすようなシステム及び体制を確立する。

第4節 災害時要援護者安全確保体制整備計画

1. 基本方針

高齢者、病弱者、障がい者、児童（乳児含む）、妊婦、観光客等の災害に比較的弱いと想定される者に対し、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な面での配慮が必要である。

このため、平常時から地域における災害時要援護者への支援体制が整備されるよう努めるとともに、災害時には避難誘導はもとより、高齢者、病弱者、障がい者の避難場所での健康管理、応急仮設住宅への優先的入居等を推進するものとする。

2. 実施内容

1) 社会福祉施設等における安全確保

災害時に、自力で避難できない人々（日常生活が困難な高齢者や障がい者（児）、乳幼児等）が入所または通所している社会福祉施設、保育施設等において、安全を図るための十分な防災対策を日頃から講じておくものとする。

- ① 災害時要援護者の災害時における安全及び避難の確保を図るため、施設管理者は施設自体の崩壊、火災等が発生しないよう施設整備を図るとともに、点検を常時行う。
- ② 災害発生時における避難は、施設職員のみでは不十分と予測されることから、日頃から施設と地域社会との連携を密にして避難体制の強化を図るものとする。
- ③ 災害時要援護者の保護者または家族等が、災害時において確実に連絡が取れるよう、緊急連絡先を把握しておく。
- ④ 災害時に災害時要援護者が最低限必要な食糧及び物資を確保するため、災害用備蓄対策を図るものとする。また、必要に応じて近隣市町村や民間業者との応援協定を結び、災害時に生活物資が避難所等に十分に届けられる流通システムを検討する。

2) 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障がい者等のように災害発生時には自力で避難することが困難な災害時要援護者が多く出入りしていることから、安全確保のため日頃から十分な防災対策を講じておくものとする。

- ① 施設管理者は、特に災害時要援護者が安全に避難できるように施設・設備の整備に努めるとともに、迅速に対応できる体制を図り、常時点検を行うものとする。
- ② 村内において不特定多数者が利用する施設を把握し、消防団と連携した安全設備の整備及び点検の指導を行うものとする。

3) 在宅で介護を必要とする村民の安全確保

障がい者（児）、寝たきり高齢者、認知症を有する高齢者については、身体諸機能の障がい等による移動困難等、災害時の安全確保が困難であることから防災上の特別の対策及び体制の整備を図るものとする。また、常時単身で日常生活を営む高齢者等についても生活環境の面から防災上の特別な配慮を行う。

- ① 広報誌、広報活動等、関連施設・機関を通じ、災害時要援護者及び家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

対象者	内容
災害時要援護者及びその保護者・家族	① 日常生活において常に防災に対する理解を深めるとともに、日頃から防災対策を講じておくこと ② 地域において防災訓練等が実施される場合には、積極的に参加すること
地域住民	① 地域在住の災害時要援護者の把握に努め、その支援体制を整えておくこと ② 災害発生時において、災害時要援護者の安全確保に協力すること

- ② 災害時要援護者の安全を確保するため、迅速な災害情報の伝達が行えるよう、緊急通報システムなどの整備に努めるものとする。

4) 観光客・旅行者等の安全確保

本村に来訪した地理に不案内な観光客・旅行者等が、災害に遭遇した場合を想定した安全確保等の事前対策を図るものとする。

- ① 避難場所・避難路の標識が観光客・旅行者等にも容易に判別できる標示とする。
- ② 宿泊客の安全確保について、消防や施設管理者、関係機関等と必要な対策を検討し、防災整備の啓発及び推進に努めるものとする。
- ③ 施設管理者は、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄をするなど、本村被災者の救済活動拠点としての機能を含めた対策を図れるよう、協力体制の確立に努めるものとする。

第5節 地震及び津波予防計画

1. 基本方針

本村の地形は、周囲を海に囲まれ、平野部は少なく海岸線から比較的急峻な地形を形成していることから、地震の発生に伴う山崩れや津波による被害が想定される。これらの災害から住民の身体及び生命並びに財産を守るため、地震災害に強い村づくりの促進や啓発活動及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

2. 実施内容

1) 地震予防計画

地震被害の未然防止対策として、本村の地形や集落の位置等を勘案して、治山対策や砂防対策並びに海岸防災対策等の村土保全事業を促進するものとする。

なお、各保全事業に関しては第1章第6節「村土保全事業の促進計画」に定めるところによるものとする。

2) 津波予防計画

(1) 津波災害に関する啓発

村は、津波災害に対する各種データを有効に活用し、住民に対して啓発活動を推進するものとする。

区分	実施事項
住民等への啓発事項	① 津波危険予想区域の周知 ② 津波危険への対処方法 ③ 過去の津波災害事例
啓発の手段・機会の活用実施	① 学校、幼稚園、保育所(園)での職員、生徒、児童、園児、保護者を対象とした啓発 ② 漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会 ③ 津波危険地域に立地する施設関係者を対象とした説明会 ④ 津波危険地域の各自治会単位での説明会 ⑤ 防災訓練 ⑥ 広報誌

(2) 津波に対する警戒避難体制及び手段の整備

本村の自然環境及び集落環境等を考慮し、地域住民に対する情報伝達体制の整備を次の通り進めていくものとする。

なお、緊急避難場所として、津波危険予想区域に隣接する公共施設及び民間建築物等の屋上部分の活用を検討する。

区分	実施事項
住民等に対する情報伝達体制の整備	① 本村における津波危険地域及び住家に対し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする
監視警戒体制等の整備	① 津波の危険に対し、警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する
避難ルート及び避難ビルの整備	① 避難距離の長い避難ルートの見直し ② 避難ルート・避難場所案内板の設置 ③ 津波危険予想区域内の公民館等の公共施設に、津波避難に有効な機能の付加整備を推進するとともに、民間建築物等の活用及び個別住宅等における避難機能の付加について検討を図る

(3) 海岸保全事業の充実

本村は四面を海に囲まれていることから、従来の津波、台風、高潮等を想定した海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽海岸施設の改修等を計画的に推進する。

なお、事業の実施に当たっては、自然環境の保護に十分配慮するものとする。

表 3-5-1 海岸保全区域(再掲)

所管：(国)	所属(県)	名称	位置等	指定延長	指定年月日
水産庁	南部農林土木事務所	漁港名：阿嘉	漁港管理者：県	600m	昭和 51. 7. 12
国土交通省 港湾局	南部土木事務所	海岸名：座間味港	位置：字座間味	880m	昭和 51. 12. 13

資料：平成 24 年度沖縄県水防計画

第6節 ライフライン施設災害予防計画

1. 基本方針

本村の地形は、平野部は少なく海岸線から比較的急峻な地形を形成しており、河川はき極めて少なく水源に乏しいため、昔から飲料水等の確保に苦しんだ歴史を持っている。

孤立性の高い本村は、災害の発生により水の供給停止、送電線の断線などが生じた場合、村民の生命維持及び災害応急対策の実施する上で致命的な障害となる。そのため、平常時はもとより災害が発生した場合において、村民の生活を支えるライフライン施設の被害防止する予防対策を講じるものとする。

2. 実施内容

1) 水道施設の災害要望対策

飲料水及び生活の用に供する水の安定した供給、並びに災害が発生した場合に水道施設の被害を最小限にするよう、老朽施設等の点検や補修及び施設の耐震化を図るものとする。また、被災時の復旧用水道資機材の確保並びに応急給水施設の整備を促進するものとする。

- ① 水道施設の新設及び拡張並びに改良等に際しては、日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって十分な耐震設計及び耐震施行を行うものとする。
- ② 施設の維持管理に際しては、「水道事業等における地震対策について（通知）」（環水第3号、S55.1）及び「水道の地震対策の強化について（通知）」（衛水第188号、H7.8）等により、適切な保守点検による耐震性の確保に努めるものとする。

2) 高圧ガス災害予防計画

村は、県や各関係機関との連絡を密にし、保安体制の強化、各規定法に準ずる適正維持を講じることで、保安管理の徹底を図るものとする。

- ① 消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。
- ② 高圧ガス防災月間及び高圧ガス危害予防週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

3) 電力施設災害予防計画（実施主体：沖縄電力㈱）

災害に伴う電力施設被害の防止について、沖縄電力が定める恒久的設備の対策計画への協力体制を推進する。また、電力会社による電力施設の耐震性確保及び被害を軽減するための施策を村は把握するとともに、震災被害の縮小を図り、万全の予防措置を講ずる。

対策別	実施内容
防災訓練の実施	年1回以上の防災訓練を実施し、村及び県、国が実施する防災訓練に積極的参加することで、災害対策・活動を円滑にする。
発電設備	電気設備の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想地震動等の特性を勘案した上で、技術基準法に基づいた設計を行う。
送配電設備	① 架空電線路は、風圧及び不平均張力による荷重対応できる設計とする。 ② 地中電線路の油槽架台の耐震設計は、建築基準法に準ずる。

変電設備	機器の耐震設計は、変電所の重要度、施設周辺地域における地震動の想定等を勘案した上、電気技術指針に沿った設計とし、建物は建築基準法に準ずる。
通信設備	屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

4) 通信施設・設備の災害予防及び優先利用計画

災害時における通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずるなど、万全の措置を講じておくものとする。

(1) 村における措置事項

対策別	実施内容
通信機器の充実	年1回以上の防災訓練を実施し、村及び県、国が実施する防災訓練に積極的参加することで、災害対策・活動を円滑にする。
通信設備等の不足時	災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、N T T 及び移動通信事業者との間で、災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

(2) 通信関係機関による措置事項

ア) N T T 西日本及びN T T ドコモ九州における予防計画

対策別	実施内容
電気通信設備等の予防計画	① 主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震及び耐火対策を図る。 ② 予備電源設備を設置または予備電源車を確保する。
伝送路の整備計画	① 主要都市間に多ルート伝送路を整備。 ② 主要区間伝送路の有線及び無線による2ルート化。
回線の非常措置計画	〔災害発生時における通信確保の非常措置対策〕 ① 回線の設置切替え方法 ② 可搬無線機、工事車両無線機等による非常用回線の確保 ③ 孤立防止用無線電話機による災害緊急通信の確保 ④ 災害救助法適用時の避難場所、現地対策本部等への貸出携帯電話の確保

イ) KDD I における予防計画

対策別	実施内容
通信設備等に対する防災計画	① 予想される災害の種類、規模等について十分調査した上、通信設備等の災害耐久性を考慮した防災設計を実施する。 ② 通信に関わる局舎及び通信設備等の耐災害性を強化する。 ③ 主要な通信設備等については、予備電源を設置する。 ④ 通信設備等に関わる記録プログラムファイルの等のうち、特に必要と認められるものについては、その保管場所の分散、耐火構造容器等への保管等の措置を講ずるものとする。
通信網等の整備計画	① 中央局設備及びその付帯設備を分散設置する。 ② 伝送路における信頼性の維持のため、可能な限りの多ルート化（海底ケーブル、衛星通信等）を図る。
災害対策用機器等の配備計画	① 通信確保及び災害復旧への迅速対応のため、必要な事業所等に災害対策用機器等を配備する。 ② 孤立防止策として、緊急連絡用設備を配備する。 ③ 非常用回線としての代替回線または臨時回線の設定に必要な通信機器、防災用機器を配備する。

(3) 通信設備の優先利用計画

- ① 村は、県または関係機関とともに、通信設備の優先利用（基本法第 57 条）及び優先使用（同法第 79 条）について、最寄りの N T T 西日本、N T T ドコモ九州支店、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。
- ② 村長は、防災上緊急かつ特別の必要があるとき、あらかじめ協議して定めた手続きにより、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を放送局へ依頼するものとする。

第7節 防災環境の整備計画

1. 基本方針

災害の拡大を防止し、災害時における被害を軽減するため、関係機関などと個別事業について総合調整を図り、災害に強い環境整備を推進する。

2. 実施内容

1) 村の防災構造化の推進

村の防災構造化を推進するため、建築物の不燃化・耐震化等により、防災空間を確保・拡充し、道路・公園、河川・港湾・砂防等の都市基盤施設の整備や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等について必要に応じた整備事業の計画を策定し、防災化対策に努める。

- ① 避難路、緊急輸送路、消防活動困難区域の解消等としての機能を有する道路整備を推進する。
- ② 土砂災害の危険性が高い急傾斜や軟弱地盤等について、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携を図り、土砂災害防止及び延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。
- ③ 学校グラウンドを活用した広域避難場所、集落ごとに一時避難場所を計画的に配置・整備するとともに、避難路を確保し、避難誘導標識等の設置を図りながら消防・避難活動等の対策強化を推進する。
- ④ 災害時におけるライフラインの途絶被害を最小限に止めるため、電線、水道管等の公益物件については、地震に強い施設整備を推進する。
- ⑤ 災害時における避難地、災害応急対策活動の場として、防災機能をより一層効果的に発揮させるため、バックアップ機能の確保、災害応急対策施設の充実、情報の発信基地等の機能も備えた中枢防災拠点を確保する。

2) 地震火災の予防

直下型地震の発生等による地震火災の防止を図るため、不燃化事業を次の通り推進する。

- ① 本村の公共施設及び村営住宅、一般建築物の建物全般にわたり、地域性、老朽度等を考慮し、建替えによる不燃化促進を実施する。
- ② 住宅密集地の不燃化事業等により、老朽木造住宅の密集地区及び消火活動困難地域の解消に努める。
- ③ 耐震性貯水槽等の消防水利の整備や防災拠点関係施設の整備を計画的に推進し、消防・避難・救護活動の円滑な実施を図ることとする。

第8節 建築物の地震予防計画

1. 基本方針

災害時における災害対策本部または避難場所として活用される公共施設の耐震化を推進するとともに、一般住宅については可能な限り更新時等において不燃化・耐震化を促すものとする。

2. 実施内容

1) 公共施設の耐震性確保

村役場その他公共施設、学校、公民館等の避難施設、不特定多数の者が利用する公的建築物について、新耐震基準によらない既存建築物は災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施する。また、耐震性の劣るものに対しては、当該建築物の重要度を優先した耐震改修の推進に努める。

2) 一般建築物における耐震性の確保

住宅をはじめ、不特定多数の者が利用する公民館、診療所、福祉施設、宿泊施設、観光施設等の建物の耐震診断等により、一般建築物の不燃化・耐震化を促進する。

一般建築物の新規建設に当たっては、確認申請段階の指導を行い、既存建物については、耐震性の向上に向けた知識の啓発普及施策を図るとともに、耐震診断・改修を促進する体制の整備に努める。

また、がけ地等の崩壊の危険が懸念される箇所においては、建築基準法第39条の規定による災害危険区域の指定をはじめ、防災上配慮した住宅等の建築制限を行う等誘導して行くものとする。

3) ブロック塀対策

本村においては、昔ながらの集落構造を形成している地区が多く、建築年数の古い建物が残る所については、石垣やブロック塀等の老朽化が見られる箇所もあり、震災時には倒壊の危険性が高いことが予測されることから、このような箇所については、倒壊等の防止策を実施して行くものとする。

- ① 各地域におけるブロック塀等の危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造替えや生垣等を奨励する。
- ② 村は、建築基準法の遵守について、県による建築物の防災週間等を通して指導及びブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及・啓発を行う。

第9節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

1. 基本方針

平成7年の地震防災対策特別措置法の施行に伴い、都道府県知事は、社会的、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生じる恐れがあると認められる地区について、都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成8年度以降の年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成することができることとなった。

本村において、国の示す計画対象事業となる施設等についての整備方針を掲げ、県が作成する「地震防災緊急事業五箇年計画」の緊急整備施設の選定を受ける等、事業内容について具体化を図るよう努めるものとする。

2. 実施内容

1) 地域防災緊急事業五箇年計画の検討

本村における防災機能を高めるため、以下の整備推進施設等の計画的な整備を推進するため「地震防災緊急事業五箇年計画」の策定について検討する。

〔整備推進施設等〕

- ① 避難地
- ② 避難路
- ③ 消防用施設
- ④ 消防活動用道路
- ⑤ 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾・漁港施設、共同溝等
- ⑥ 医療機関、社会福祉施設、公立小・中学校等の各種学校施設、その他公的建造物等の改築・補強
- ⑦ 津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
- ⑧ 砂防施設、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池の内、地震防災上必要なもの
- ⑨ 地域防災拠点施設
- ⑩ 防災行政無線の整備
- ⑪ 飲料水確保施設、電源確保施設等
- ⑫ 非常用食糧、救助用資機材等備蓄倉庫
- ⑬ 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
- ⑭ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- ⑮ その他

第 10 節 村及び関係機関の役割

1. 基本方針

応急対策計画のに基づき行われる各種対応が、災害発生時において円滑かつ実効性のあるものとして実施されるため、事前措置の規定と推進を図る。

2. 実施内容

災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、各機関の役割及び事前措置の明確化を図る。

1) 村

(1) 防災会議の役割

座間味村防災会議は、地域防災計画の見直しに携わるだけでなく、防災施策の点検・調整を行うものとする。

(2) 防災体制の事前措置

災害対策本部及びそれに準ずる事前体制（災害警戒本部等）や初動段階の職員参集基準等について、本村の地域特性に合わせて事前に整備しておくものとする。

2) 防災関係機関

各機関別の防災体制を点検・整備し、効果的に地震時の対応がとれるよう、各機関の防災計画及び活動マニュアルを整備する。

第 11 節 危険物等の災害予防計画

1. 基本方針

ガソリンや石油類及び高圧ガス等の危険物による災害は大規模化する恐れがある。そのため、設置事業所における法令の遵守及び保安体制の強化を促進するとともに、保安教育や訓練並びに防災意識の高揚に努め、危険物による災害の発生及び拡大を防止するものとする。

2. 実施内容

1) 危険物貯蔵所及び取扱所の保安対策

消防機関は消防法に規定する危険物貯蔵施設及び取扱所に対して、立入検査（消防法第 16 条の五、第 4 条）や保安査察（消防法第 16 条の十）等を実施し、法令基準（消防法第 9 条の三第 12 条）の適合確認を行うとともに、災害予防上必要な指導を行う（第 4 章第 32 節「消防計画」（217 頁）参照）。

また、危険物設置事業所は、危険物施設の管理・点検・巡視基準等を定め、保安体制の強化に努める。

2) 防災意識の高揚

危険物設置事業所に対する保安教育や訓練等を強化し、防災意識の高揚に努める。

3) 化学消防機材の整備

危険物災害に適切に対処するため、消防機関に化学車等の配置整備を行うとともに、事業所に対しては化学消化剤等の備蓄を推進させる。

表 3-11-1 危険物施設一覧表

事業所名	所在地	種別	最大貯蔵量
座間味石油商会 座間味給油所	座間味村字座間味 158 番地	A 重油	1,000ℓ
		ガソリン	974ℓ
		軽油	1,574ℓ
		灯油	1,000ℓ
座間味石油商会 阿嘉給油所	座間味村字阿嘉 61 番 地	A 重油	0ℓ
		ガソリン	600ℓ
		軽油	600ℓ
		オイル類	1,800ℓ

第 12 節 村の事前措置計画

1. 基本方針

突発的に発生する災害に冷静沈着、適切に対応するため、普段より職員の防災能力向上や災害時に必要となる物資・資機材の確保体制などについて、必要な対策を講じるものとする。

2. 実施内容

1) 初動体制の強化

突発的に発生する災害への対応として、迅速な情報の把握及び対策体制の確立が必要となることから、初動体制の強化を図るものとする。

(1) 職員の配備対策の充実

災害対策職員及び要員の招集確保を整え、早期に所掌事務に従事・専念できる体制づくりが必要となるため、その対策を図るものとする。

- ① 災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員をはじめ、その家庭・家族への防災対策を徹底し、被害の最小限化を目指す。
- ② 甚大な災害発生時に、災害対策職員自身が認識・把握できない場合を想定し、災害対策本部長をはじめ各部署との連絡体制及び動員を確立するため、常時呼出し可能な体制づくりを図る。
- ③ 勤務時間の内外を問わず発生のある可能性がある災害に対処するため、24 時間体制の対策要員の待機により、迅速な初動体制を確保可能とするよう、強化・整備に努めるものとする。
- ④ 災害対応への執務室及び対策本部設置場所である村役場庁舎内において、備品の倒壊による負傷等が無いよう、備品の固定化、危険物の撤去等防災対策を整えて安全確保を徹底する。

(2) 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

- ① 座間味村災害対策本部を設置する予定である村役場庁舎の耐震診断を実施し、対策遂行が確保できる体制を整備する。
- ② 対策本部の設置が、誰にでも迅速に確立できるよう、情報通信機器の設置方法や設置マニュアル等を早急に整備する。
- ③ 災害対策本部の職員がその職務に専念・遂行できるよう、最低 3 日分の水・食糧と下着や毛布等の生活必需品の備蓄について検討する。

(3) 災害情報の収集・伝達体制の充実

災害発生後、迅速に情報を把握するための対策を図るものとする。

- ① 防災関係機関との相互間の通信を確保するため、通信機器の整備を推進する。
- ② 災害発生時において、通信設備等の不足が生ずる場合に備え、N I T 及び移動通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

2) 活動体制の確立

(1) 職員の防災能力の向上

- ① 職員を対象とした防災研修会を定期的を開催し、職員の資質向上を図る。また、防災

に関する記事・レポート等を全課に配布し、公報誌に防災関係記事を掲載する等、職員への防災知識の普及・理解を深めるものとする。

- ② 防災担当職員、災害対策要員を育成するため、国や県が主催する防災研修会、防災関係学会等へ積極的に職員を派遣するとともに、災害を体験した都道府県への視察、意見交換会の開催等を行う。

（２）物資、資機材の確保体制の充実

ア）救出・救助用資機材の確保体制の充実

災害発生時に緊急度の高い救出・救助用資機材は、住民が身近に確保できるよう整備に努める。

- ① 自治会単位等における自主防災組織の育成に伴う、各組織への救出・救助用資機材の補助
- ② 各家庭、事業所等に対する救出・救助用資機材の備蓄に関する啓発
- ③ 救助工作車等の拡充及び更新整備の促進
- ④ 資機材を保有する建設業者等と村との協定等締結の促進
- ⑤ 各公共施設における救出・救助用資機材の整備促進

イ）消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時の緊急度が高いため、住民等が身近に確保できるよう、整備する。

- ① 各自主防災組織用の消火用資機材の補助
- ② 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- ③ 消防自動車等、公的消防力の整備拡充の促進

ウ）医薬品・衛生材料の確保体制の充実

設備の整っている病院機関が立地していないことから、医薬品・衛生材料の確保の他、本村において想定被災者数を考慮した量を目標とした確保に努める。

エ）生活必需品の確保体制の充実

水・食糧・被服・寝具等の生活必需品について、本村の規模を考慮した上、災害発生後３日以内に調達体制を確立することを目標とし、それまでの間は家庭及び地域における確保がなされるような対策を講じる。

- ① 家庭、社会福祉施設、医療機関、宿泊施設等への水・食糧・被服・寝具等の生活必需品の備蓄に関する啓発
- ② 村における食糧、飲料水、被服・寝具等の生活必需品の備蓄を促進
- ③ 飲料水兼用型耐震性貯水槽等による飲料水の備蓄
- ④ 本村内には立地していない大手取扱業者（大型小売店舗、生活共同組合、問屋等）との協定等の締結を促進

オ）輸送手段の確保

本計画の「第２章第１５節 交通確保・緊急輸送計画」の対策に基づき、車両、船舶、空輸機等、あらゆる輸送手段の確保を念頭に事前協議を図るなどの対策を講じることとする。

（３）応援体制の強化

本村における被害が甚大で、応急対策・対応が困難である場合、外部からの相互応援を行える体制を整える必要があることから、県の指導・助言を受けながら以下の対策を講じることとする。

- ① 近隣市町村間及び県内関係業者、民間団体等との間で相互応援協力協定の締結を促進する。
- ② 災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう日本赤十字社沖縄県支部や県社会福祉協議会等との連携のもと対策を講じていく。
 - 専門ボランティア（資格・技術を要する）やボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備促進。
 - ボランティアコーディネーターの養成を図る為、災害時のボランティアのあり方や求められるマンパワーの要件、活動支援・調整等の研修会を実施する。

（４）交通確保・緊急輸送体制の充実

「第２章第１５節 交通確保・緊急輸送計画」に基づき、対策を図るものとする。

（５）広報・広聴体制の充実

被災地での噂やデマなどによるパニック等の２次被害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報を発信し、災害応急対策を円滑に進めるための対策を講じるものとする。

- ① プレスルーム（報道機関室）の設置準備
- ② 報道機関を通じた広報体制の事前協議
- ③ 有線放送の活用、並びにパソコン通信・インターネット等での情報発信の検討
- ④ 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

（６）防災拠点の整備に関する検討

防災拠点は、平常時に防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資の備蓄の場であり、災害時には避難場所や応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプとなる。

このため、自治会等の行政区単位別にコミュニティ防災拠点、学校区別には地域防災拠点としての確保が重要であることから、本村において必要な整備を促進するものとする。

３）個別応急対策の事前措置の充実

各個別の災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するために、各々の活動に対応した事前措置の対策を図るものとする。

（１）生命・財産への被害を最小限とするための事前措置

- ① 地震による被害をより効果的に防止するため、余震情報に関する情報を住民に迅速に知らせる体制を整える。
- ② 津波警報等の収集及び津波危険予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。
- ③ 危険な建物や場所から安全な場所に避難させるためには、避難誘導に関する対策を各機関、施設等において各々確立する必要があることから、各対策を図るものとする。
 - 公共・公益施設の耐震補強と避難体制の再点検
 - 社会福祉法人施設、宿泊施設等の経営者に対する避難体制の再点検の指導
 - 高齢者、障がい者、外国人等への災害時要援護者への避難マニュアルを作成

- 耐震性のある国や県、民間施設の避難所指定に関する調整
- 避難経路沿線施設の耐震性についての点検及びマップ作成の検討
- ④ 建物や土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者等を迅速に救出・救助できるような対策を行うこととする。
 - 県、消防機関、警察、自衛隊との図上演習を含む合同救出・救助訓練の実施（総合防災訓練を含む）
 - 各自治会に対する自主防災組織用の救出・救助用資機材の補助
- ⑤ 行政機関と医師会等の医療関係者の連携のもとに協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討して行くこととする。
 - 初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄の推進
 - 緊急医療活動訓練の実施（総合訓練に組み込む）
 - 第2次、3次の救急医療施設への軽傷患者の集中過多の防止対策
 - 医療機関の被災状況、稼動状況、医薬品に関する情報、その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化するとともに提供を行うための対策
- ⑥ 同時多発火災の発生を想定し、迅速に対処するため対策を講じるものとする。
 - 消防本部、自衛隊との合同消火訓練の実施（総合防災訓練に組み込む）
 - 耐震性貯水槽や消防用車両・設備の充実整備
 - 各自治会への自主防災組織用の初期消火用資機材の補助
- ⑦ 住民の安全確保のため、余震等による建築物の倒壊や部材の落下物等による2次被害を防止し、被災建築物の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

（２）被災者の保護・救援のための事前措置

- ① 学校を防災拠点化するため、以下の整備を推進する
 - 無線設備の整備
 - 教職員の役割の事前規定
 - 調理場の調理機能の強化
 - 保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化
 - 避難生活を想定したシャワー室、和室の整備
 - 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
 - 給水用・消火用井戸・貯水槽、備蓄倉庫の整備
 - 自家用発電機の整備
- ② 高齢者、障がい者等の要援護者が当該地域で保健福祉サービスを受けることが不可能な場合、被災地外の社会福祉施設等で一時的なサービスを受けることができるよう、受入れ候補施設を事前にリストアップしておくこととする。
- ③ 災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する水や食糧等の生活必需品により生活の確保を図る体制が重要であり、物資調達体制が確立するまでの備蓄体制に努めるよう啓発を行う。
- ④ 震災により住家を失った人に対し、迅速に応急仮設住宅を提供できるようにプレハブ建築協会等との間での協定締結を図る。
- ⑤ 災害発生時において物価の安定を図るため、小売店及びガソリンスタンド等の営業状況について把握し、迅速な対応を図る。
 - 災害発生時の価格監視する物品リストの作成及び監視方法の検討
 - 災害発生時の営業状況を把握するための事業所リストの作成

- ⑥ 災害発生時に文教対策を円滑に行うため、以下の措置を図る。
- 学校等の教育施設が避難所として使用される場合、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討を図る。
 - 学校時間外の災害発生時の児童、生徒並びに教職員の被災状況の把握方法の検討
 - 文化財の所有者または管理者に対する防災体制を確立させるための指導並びに文化財の耐震調査の指導

第4章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、災害の発生を防御しまたは応急的救助を行うなど、災害の拡大を防止するため、防災に関する組織や配置、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものとする。

第1節 組織及び動員計画

1. 基本方針

本村の地域に災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、的確かつ迅速な災害応急対策等を行うために防災会議や災害対策組織（対策本部または対策本部の設置に至らない場合の警戒本部）を編成するとともに、各組織の業務分掌及び動員計画等をあらかじめ樹立しておくものとする。

2. 実施内容

1) 座間味村防災会議の設置

座間味村防災会議を本村地域に係わる防災に関し総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法第16条第1項に基づき、村長を会長として組織する。

その所掌事務は座間味村地域防災計画を作成するとともに、その実施の推進並びに災害情報の収集等を行う。

2) 座間味村災害対策組織の編成

災害対策組織は災害が発生し、または発生する恐れがある場合にその災害の程度に準じて、災害対策本部設置前における初動体制として「災害準備体制」、情報収集及び巡視や警戒を主とする「災害警戒本部」、及び災害の発生により各種応急対策等を総合的に行うための「災害対策本部」を設置するものとする。

(1) 災害準備体制（第1配備）

災害対策本部の設置前における初動体制、または設置に至らない規模の災害発生及び発生が予想される場合に、防災担当者（総務対策班）により災害準備体制をとるものとする。

設置条件		主な活動内容	配備要員
第一配備	① 本村域において震度4が観測されたとき ② 沖縄本島地方に、津波注意報が発表されたとき。 ③ 沖縄気象台から本村域に大雨及び高潮注意報が発表されるなど、災害が発生または発生する恐れある場合において、その災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないとき。	・ 情報収集	災害第1配備体制については、総務課から必要な人数を以て充てる（総務課長があらかじめ指定しておく）。

（２）災害警戒本部（第２配備）

ア）災害警戒本部の設置

災害警戒本部は、気象台による各種警報等の発表に伴い本村域に災害が発生し、または発生する恐れがある場合で、災害対策本部を設置するには至らない時に設置するものとする。組織体制は総務課長を本部長とし必要な要員を持って警戒配備体制をとるものとする。

なお、警戒本部長は警戒本部を設置した場合には、直ちに配備要員と座間味消防団へその旨を連絡するものとする。

設置条件		主な活動内容	配備要員
第 二 配 備	① 強い地震（震度４以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、村長が必要と認める場合。	・情報連絡 ・巡視及び警戒 ・水辺からの退去呼び掛け ・被害情報の伝達等	第２配備体制については、総務課及び住民課並びに産業振興課から必要な人数を以て充てる（総務課長があらかじめ指定しておく）。
	② 本村域において震度５弱が観測されたとき。		
	③ 沖縄本島地方に津波警報の「津波」が発表されたとき。		
	④ 本村域に、気象業務法に基づく暴風、大雨またはその他の警報が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき。		
	⑤ 暴風、豪雨、地震、津波、その他の異常な自然現象により、村の地域に災害の発生する恐れがあり、警戒を要するとき。		
	⑥ 前各号のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、第２体制をとる必要のあるとき。		

（３）災害対策本部

ア）災害対策本部の設置

災害警戒本部長は災害が発達し、より高次の配備体制（災害対策本部の配備体制）への移行が必要と認めた場合は、村長に状況を説明するものとする。説明を受けた村長は、次に掲げる要件等を勘案し速やかに災害対策本部を設置するものとする。ただし、村長不在の場合は副村長⇒教育長⇒総務課長の順位により本部設置の代行を行う。この場合は事後速やかに村長に報告し承認を得るものとする。

なお、本部長は対策本部を設置した場合には、直ちに配備要員へその旨を連絡するものとする。

〔災害対策本部の設置基準〕

- ① 気象業務法に基づく注意報・警報が発表され村内に災害が発生する恐れがあるとき。
- ② 本村域において震度５強以上または周辺市町村において震度６弱以上が観測されたとき。
- ③ 沖縄本島地方に津波警報が発表されたとき。
- ④ 前各号のほか、県全域または一部の地域に発生した地震災害に対し、特に強力かつ総合的な災害予防及び災害応急対策の実施を必要とするとき。

イ) 組織及び所掌事務

座間味村対策本部（以下「本部」と言う。）は、村長を本部長として災害対策基本法第23条の規定に基づき組織し、地域防災計画の定めるところにより、村域に係わる災害予防及び災害応急対策等を実施する。

- ① 本部に本部長及び副本部長をおき、本部長は村長、副本部長には副村長及び教育長を以て充てる。
- ② 本部に本部会議をおき、本部長・副本部長・本部の各班長及びその他本部長が必要と認める者を以て構成し、本部長がこれを召集する。
- ③ 本部会議において協議すべき事項は、次の通りとする。
 - 災害予防及び災害応急対策の実施に関する重要な事項
 - その他本部長が必要と認める事項
- ④ 本部の組織編成及び所掌事務は図 4-1-1 及び表 4-1-2 とする。
- ⑤ 本部の各班は原則として、本部の開設と同時に設置されるものとする。ただし、災害の種別等により本部長が指示した班は設置されないものとする。

ウ) 本部の設置場所

本部は座間味村役場庁舎内に設置する。なお、役場庁舎内が使用できない場合は、村内の公共及び公益施設の利用可能な場所に設置するものとする。

エ) 本部の設置及び閉鎖

本部の設置及び閉鎖は、以下により村長が決定するものとする。

実施事項	実施内容
本部の設置	災害対策基本法第23条第1項の規定により、次のような場合において村長が設置する。 ① 村内に大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。 ② 本村域において震度5強以上または周辺市町村において震度6弱以上の地震が発生したとき。 ③ 沖縄本島地方に津波警報が発表されたとき。 ④ 村内に災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部設置による対策を要すると認められるとき。 ⑤ 県本部が設置された場合において、村対策本部の設置の必要を認めたとき。
本部の閉鎖	本部の閉鎖について、次の事項に従い村長が閉鎖するものとする。 ① 予想された災害の危険が解消したと認められたとき。 ② 災害発生における応急措置が概ね完了し、本部による対策実施の必要がなくなったと認められるとき。

オ) 本部の設置または廃止の通知及び公表

本部を設置または廃止したときは、県及び関係機関並びに村民に対して次表により通知及び公表する。

通知または公表先	活動手段及び対象者等	担当者
村各課長	庁内放送、電話その他の方法	事務局連絡係
沖縄県	電話その他の方法	
慶良間空港管理事務所	〃	
報道機関	〃	
村民	座間味村防災行政無線、広報車、その他の方法	
その他必要と認める機関	電話その他の方法	

3) 災害対策本部の動員計画

(1) 災害対策要員配備の指定及び区分

- ① 本部長は災害対策本部を設置したときは、直ちに災害対策要員の配備規模を指定する。
なお、必要がある場合は、情勢に応じて規模の変更を行うものとする。
- ② 災害対策要員の配備は、災害の規模に応じて概ね次の基準による第1配備から第3配備までに区分するものとする。

表 4-1-1 災害対策本部要員配備体制

配備	配備基準		配備・体制内容
	災害全般	地震・津波	
災害 準備体制 第1配備 (初動配備)	① 沖縄気象台から各種注意報の発表があり、災害の発生が予想されるが、災害発生まで多少の時間的余裕がある場合	① 本村域において震度4が観測されたとき ② 沖縄本島地方に津波注意報が発表されたとき	・防災情報の収集・連絡等における担当配置 ・その他職員は自宅待機
災害 警戒本部 第2配備 (警戒配備)	① 沖縄気象台が本村域に各種警報を発表するなど災害発生恐れがあり、警戒を要するとともに情報収集・伝達の必要があるとき	① 強い地震(震度4以上)を感じたとき、または弱い地震でも長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで村長が必要と認めるとき ② 本村域において震度5弱が観測されたとき ③ 沖縄本島地方に津波警報が発表されたとき	・必要に応じて対策本部開設の即時設置可能な警戒体制 ・災害発生とともに、災害応急活動が開始される体制とする。数人の人員をもって充てる
災害 対策本部 第3配備 (全配備)	① 村全域にわたって風水害等などにより大規模な災害が発生したとき、または発生する恐れがある場合	① 本村域において震度5強以上及び周辺市町村において震度6弱以上の地震を観測した場合 ② 沖縄本島地方に津波警報が発表されたとき	・動員可能な全職員をもって当たるもので、完全な非常体制とする

（２）配備要員及び指名

- ① 災害対策本部各班の配備要員は、表 4-1-2 所掌事務及び配備要員の通りとする。
- ② 各班長は班員のうちから配備規模に応ずる要員を、あらかじめ指名しておく。
- ③ 各班長は配備要員名簿を作成し、総務対策班長に提出する。なお、配備要員に変更があった場合は、その都度修正の上通知する。

（３）動員方法

- ① 本部長は気象予報や警報並びに災害発生のおそれのある異常現象等の通報を受けた場合で、大きな災害が発生する危険性があると認めたときは直ちに本部会議を召集し、災害対策要員の配備指定及びその他応急対策に必要な事項を決定する。
- ② 本部会議の召集に関する事務は、総務対策班長が行う。
- ③ 総務対策班長は本部が設置され対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨を各班長に通知する。
- ④ 通知を受けた各班長は、直ちに班内の配備要員に対してその旨を通知する。
- ⑤ 通知を受けた対策要員は、直ちに所定の配備につく。
- ⑥ 各班長はあらかじめ班内の非常召集系統を確立しておく。なお、非常召集系統についても配備要員名簿に併記し、総務対策班長に提出しておく。
- ⑦ 本部長は、休日や夜間等の勤務時間外及び出張時に災害が発生したとき参集途上にあっても、適切な連絡手段により災害対策本部の設置並びに自衛隊の災害派遣要請依頼及び県への応援要請など、災害応急対策上必要な意志決定または指示を行うものとする。

（４）夜間及び休日等における配備

ア）宿直等の配備

夜間及び休日等に発生する災害に対しては、夜間については宿直並びに休日については日直が注意報の受理等の初期対応を行うものとする。その後早急に総務対策班長へ連絡を行うものとする。

イ）非常登庁

職員は勤務時間外及び休日において災害が発生し、または発生する恐れがあることを知ったときは進んで所属長と連絡をとり、あるいは自らの判断により登庁するものとする。

図 4-1-1 災害対策本部の組織及び編成

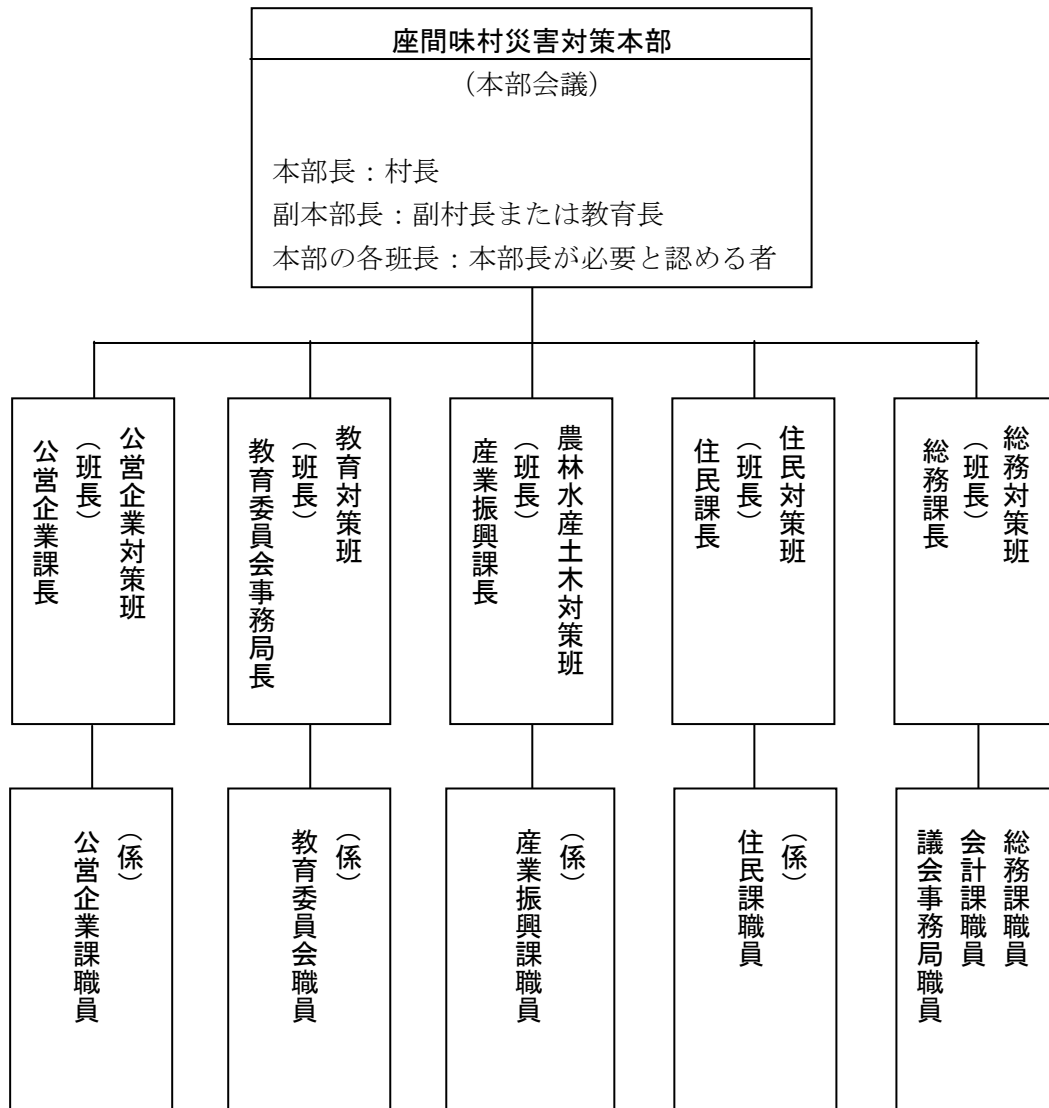


表 4-1-2 座間味村災害対策本部所掌事務及び配備要員

班	班長	所掌事務	班員	配備要員数		
				第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備
総務対策班	総務課長	1. 本部会議に関すること 2. 防災会議その他防災関係機関への連絡及び協力要請に関すること 3. 本部長及び副本部長の秘書に関すること 4. 災害対策に必要な経費の予算措置に関すること 5. 各班の分掌事務及び連絡調整に関すること 6. 班内の連絡調整に関すること 7. 職員の配置及び非常招集並びに輸送に関すること 8. 被災者及び物資の輸送に関すること 9. 消防団の出動要請に関すること 10. 救出・救助活動及び避難の誘導に関すること 11. 消防、水防及び応急措置に関すること 12. 住民への予報・警報・指示の伝達に関すること 13. 社会公共施設、危険物取扱所等の災害防止のための誘導、監督に関すること 14. 行方不明者の捜索に関すること 15. 災害救助法活動に協力する村内のボランティア並びに日本赤十字社その他医療機関との連絡調整に関すること 16. 災害見舞及び視察者の応援に関すること 17. 避難所の設置及び管理に関すること 18. 気象予報及び警報等の受理並びに伝達に関すること 19. 被害状況並びに被害写真等災害記録の収集に関すること 20. 村有財産の被害状況の調査収集に関すること 21. 災害情報や被害状況並びに応急対策状況（救助活動を含む）の住民並びに報道機関への広報に関すること 22. 県やその他関係機関に対する被害報告に関すること 23. 応急食料その他生活必需品の調達及び管理に関すること 24. 村民や滞在者等の被害状況及び人動態等の調査収集に関すること 25. 災害に関する情報の総括に関すること 26. 村税の徴収猶予及び減免に関すること 27. その他必要と認めること	総務課 会計課職員 議会事務局職員	2 人	5 人	全職員

班	班長	所掌事務	班員	配備要員数		
				第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備
住民対策班	住民課長	1. 所管の被害状況調査及び総務対策班長への報告に関すること 2. 災害救助法の適用に関すること（適用に関する県への報告及び手続） 3. 応急食料及び生活必需品の配分に関すること 4. 主食の確保及び主食の配分の特別措置に関すること 5. 被覆及び寝具等生活必需品の給付または貸与に関すること、避難所における炊き出し等に関すること 6. 避難所における被災者の介護に関すること 7. 応急仮設住宅への入居及び管理に関すること 8. ゴミ及びし尿の処理等の清掃業務に関すること 9. 義援金及び見舞金品等の配分に関すること 10. 災害時における防災に関すること 11. 災害時における防疫に関すること 12. 災害時における女性相談に関すること 13. 遺体の収容処理及び火葬等に関すること 14. 伝染病その他の災害調査及び防疫状況の報告に関すること 15. 基地火災の応急対策に関すること 16. 国民健康保険（税）及び被保険者の一部負担金の減免に関すること 17. 所管の被害状況調査及び総務対策班長への報告に関すること 18. その他必要と認めること	住民課職員	2人	5人	全職員

班	班長	所掌事務	班員	配備要員数		
				第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備
農 林 水 産 土 木 対 策 班	産 業 振 興 課 長	1. 所管の被害状況調査及び総務対策班長への報告に 関すること 2. 農地や農業用施設及び農作物等の被害調査、並び に災害予防対策と復旧事業に関すること 3. 家畜の被害調査並びに家畜伝染病の防疫に関す ること 4. 村及び民有林野の林産物や林業施設の災害対策、 並びに被害調査に関すること 5. 水産物や水産施設及び漁船漁具の災害対策、並び に被害調査に関すること 6. 高潮対策に関すること 7. 港湾施設の警戒及び応急対策に関すること 8. 漁船停泊及び係留船舶の安全維持に関すること 9. 土地区画整理事業による施設に対する災害対策、 並びに被害調査に関すること 10. 所管の被害状況調査及び総務対策班長への報告に 関すること 11. 土木対策の庶務及び連絡調整に関すること 12. 土木関係災害に対する警戒巡視に関すること 13. 座間味空港災害対策、並びに被害調査に関す ること 14. ため池・水路・堤防・溝渠の災害応急並びに復旧 措置に関すること 15. 災害時における道路及び橋梁の使用に関すること 16. 交通不通箇所及び通行路線に関すること 17. 村道・県道・橋梁及び海岸施設の災害復旧事業に 関すること 18. 建築物の災害対策及び被害調査に関すること 19. 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関す ること 20. 公園及び街路樹等の災害対策並びに被害調査に関 すること 21. その他必要と認める事	産 業 振 興 課 職 員	2 人	5 人	全 職 員

班	班長	所掌事務	班員	配備要員数		
				第1 配備	第2 配備	第3 配備
公営企画対策班	公営企画課長	1. 所管の被害状況調査及び総務対策班長への報告に関する事 2. 船舶との連絡調整に関する事 3. 給水及び上下水道施設の維持管理に関する事	公営企画課職員	2人	8人	全職員
教育対策班	教育委員会事務局長	1. 所管の被害状況調査及び総務対策班長への報告に関する事 2. 職員の動員や配置及び輸送に関する事 3. 各学校及び給食調理場との連絡調整に関する事 4. 教育施設の災害調査及び応急対策に関する事 5. 社会教育施設の災害対策に関する事 6. 文化財の被害状況の収集及びその対策に関する事 7. 災害時の教育指導に関する事 8. 児童生徒の保健及び学校給食に関する事 9. 児童生徒に対する学用品等の給付に関する事 10. 児童生徒の避難に関する事 11. 避難所の開設及び運営の協力に関する事 12. 物品調達手続及び経理に関する事 13. その他必要と認める事	教育委員会職員	1人	2人	全職員

第2節 気象警報等の伝達計画

1. 基本方針

災害の発生あるいは拡大を未然に防御するため、気象及び津波の注意報や警報並びに火災警報等の発表基準及び伝達体制等の村民への周知徹底を図るとともに、災害の発生が予想される異常現象発見時の措置を講じる。

2. 実施内容

1) 警報等の種類及び発表基準の周知徹底

(1) 気象警報等

表 4-2-1 気象注意報及び警報の発表基準

座間味村	府県予報区		沖縄本島地方		
	一次細分区域		本島中南部		
	市町村等をまとめた地域		慶良間・座間味諸島		
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1 時間雨量 70mm	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	－	
	暴風		平均風速	25m/s	
	波浪		有義波高	6.0m	
	高潮		潮位	2.0m	
注意報	大雨		雨量基準	1 時間雨量 50mm	
			土壌雨量指数基準	182	
	強風		平均風速	15m/s	
	波浪		有義波高	2.5m	
	高潮		潮位	1.3m	
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	濃霧		視程	陸上	100m
				海上	500m
	乾燥		最小湿度 50％で、実効湿度 60％		
記録の短時間大雨情報			1 時間雨量	110mm	

- (注) 1. 土壌雨量指数基準：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。土壌雨量指数基準値は、1 km 四方ごとに設定しているが、上記の土壌雨量指数基準は、座間味村における基準値の最低値を示している。
2. 警報及び強風、波浪、高潮の各注意報では、基準における「…以上」の以上を省略している。また、乾燥、濃霧の各注意報では、基準における「…以下」の以下を省略している。

（２）土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報に関しては「沖縄県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定」（平成 18 年 4 月 28 日）及び同協定に基づく「沖縄県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に基づき運用するものとする。その主な内容は次の通りである。

ア）作成・発表機関

土砂災害警戒情報は、気象業務法、災害対策基本法により沖縄県と気象庁が共同で作成・発表する。

イ）目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が、防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること。また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

ウ）発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とする。

エ）土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

①発表基準

警戒発表基準は、大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて所定の監視基準に達したときとする。

②解除基準

警戒解除基準は、所定の解除基準について、その基準を下回り、かつ、短時間で再び発表基準を超過しないときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにも関わらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の第 2 次貯留量の降下状況や土砂災害危険箇所の点検結果等に鑑み、県と気象庁が協議の上、警戒を解除できるものとする。

オ）土砂災害警戒情報の発表形式

市町村の防災上の判断を迅速かつ的確に支援、組み合わせて作成・発表する。

カ）土砂災害警戒情報の利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定しているが、雨の多少に関わらず、急傾斜地等が崩壊することもある。したがって、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないこと、また、がけ崩れ等表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としないことを留意すること。

キ）市町村の対応

市町村長は、土砂災害情報を参照しつつ、個別の土砂災害危険箇所の状況や気象状況も合わせて、総合的に判断し、避難勧告等を発令する。

（３）津波警報等

ア）種類

- ① 津波警報：津波による重大な災害の恐れがあると予想されるときに発表する。
- ② 津波注意報：津波による災害の恐れがあると予想される時に発表する。
- ③ 津波予報：津波による災害の恐れがないと予想される時に発表する。

イ）津波警報等の発表基準

- ① 津波警報・注意報

表 4-2-2 津波警報等の区分

種類	発表基準	想定される被害と取るべき行動	発表される津波の高さ
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合。	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	10m超 (10m<予想高さ)
			10m (5 m<予想高さ≤10m)
			5 m (3 m<予想高さ≤5 m)
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合。	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。 人は津波による流れに巻き込まれる。 ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	3 m (1 m<予想高さ≤3 m)
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合。	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 ただちに海から上がって、海岸から離れる。	1 m (0.2m≤予想高さ≤1 m)

(注) 1. 津波による災害の恐れがなくなつたと認められる場合、津波警報または津波注意報の解除を行う。この内、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなつた時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さを言う。

② 津波予報

表 4-2-3 津波予報の区分

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入つての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である。

(4) 火災警報等

村長は、消防法第 22 条に基づき、沖縄気象台が発表した火災気象通報を沖縄県知事（防災危機管理課）から受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災気象通報の実施基準は以下の通りである。

- ① 実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 50%以下となり、最大風速が毎秒 10m以上の見込みの時。
- ② 平均風速毎秒 15m以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みの時（降雨中は通報しないこともある）。

(5) 村長が行う警報等の伝達

村長は災害に関する警報等の通知を受けたとき、または自ら知ったとき、あるいは自ら災害に関する警報を発令したときは、地域防災計画の定めるところにより当該予報もしくは通知に関わる事項等について、関係機関や住民及びその他の関係ある公私の団体に伝達するものとする。

2) 警報等の伝達方法の確立

- ① 関係機関から通報される警報等は、総務対策班において受領するとともに、迅速かつ確実な収集及び伝達を行うものとする。なお、夜間については宿直並びに休日については日直が対応するものとする。
- ② ①により通知を受けた総務対策班長は、大きな災害の発生が予想されるとき、または大きな災害の発生を知ったときは、直ちに村長に報告するものとする。
- ③ ①により通知を受けた総務対策班長は、次の事項について文書をもって記録するものとする。

- ア. 警報等及び災害の種類
- イ. 発表及び発生の日時
- ウ. 送話者及び受話者の職及び氏名
- エ. その他防災関係機関及び各事業所等は、気象警報等についてトランジスタラジオ等で積極的に収集するものとする。

- ④ 村民及び関係機関への警報等の伝達方法は、第 4 節「災害広報計画」（100 頁）の定めるところによるものとする。

3) 異常現象発見時の措置の確立

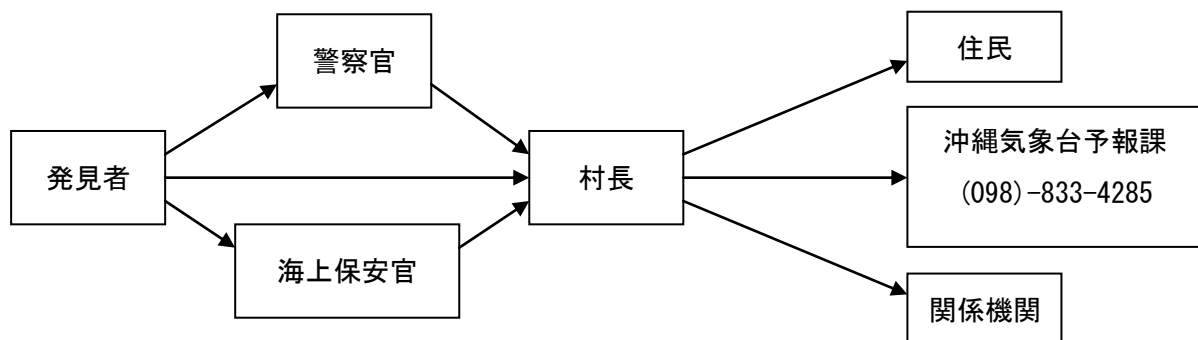
気象台等の関係機関から発表された警報等の内容に対応するものを除き、気象及び水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然に止めるため具体的な情報を関係機関に速やかに通報する体制を確立するものとする。

(1) 通報を要する異常現象

異常現象とは概ね次に掲げる現象のこと言う。

事項	現象	
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強い突風、竜巻、激しい雷雨等
地象に関する事項	火山関係	噴火現象 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲等）及びそれに伴う降灰砂等
		① 噴気噴煙の顕著な異常変化 ○噴気孔の新生噴煙の量 ○色臭等の異常変化 ② 火山付近の海洋の異常変化 ○濁度、臭色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等
	地震関係	頻発地震 数日間以上にわたり、頻繁に感ずるような地震
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪
その他に関する事項	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象	

（２）異常現象発見者の通報系統図



（３）異常現象発見者の通報要領

ア) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、発見場所や状況及び経過等をできる限り詳しく、村長または警察官に直ちに通報するものとする。

イ) 警察官の通報

通報を受けた警察官は、直ちに村長及び上部機関に通報するものとする。

ウ) 海上保安官の通報

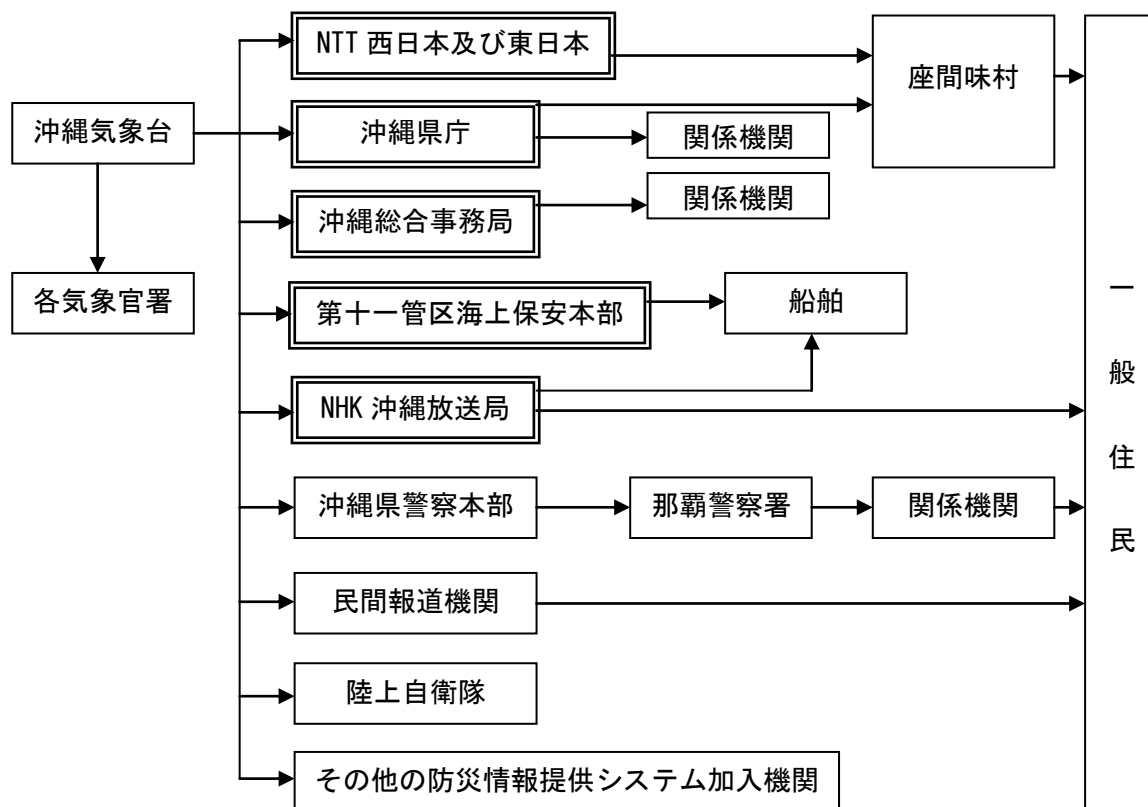
通報を受けた海上保安官は、直ちに村長及び上部機関に通報するものとする。

エ) 村長の通報

ア)、イ)、ウ)により通報を受けた村長は、直ちに気象台及び関係機関に通報するとともに、防災行政無線等を用いて住民に対し周知徹底を図るものとする。また、できるだけその現象を確認し事態の把握に努めるものとする。

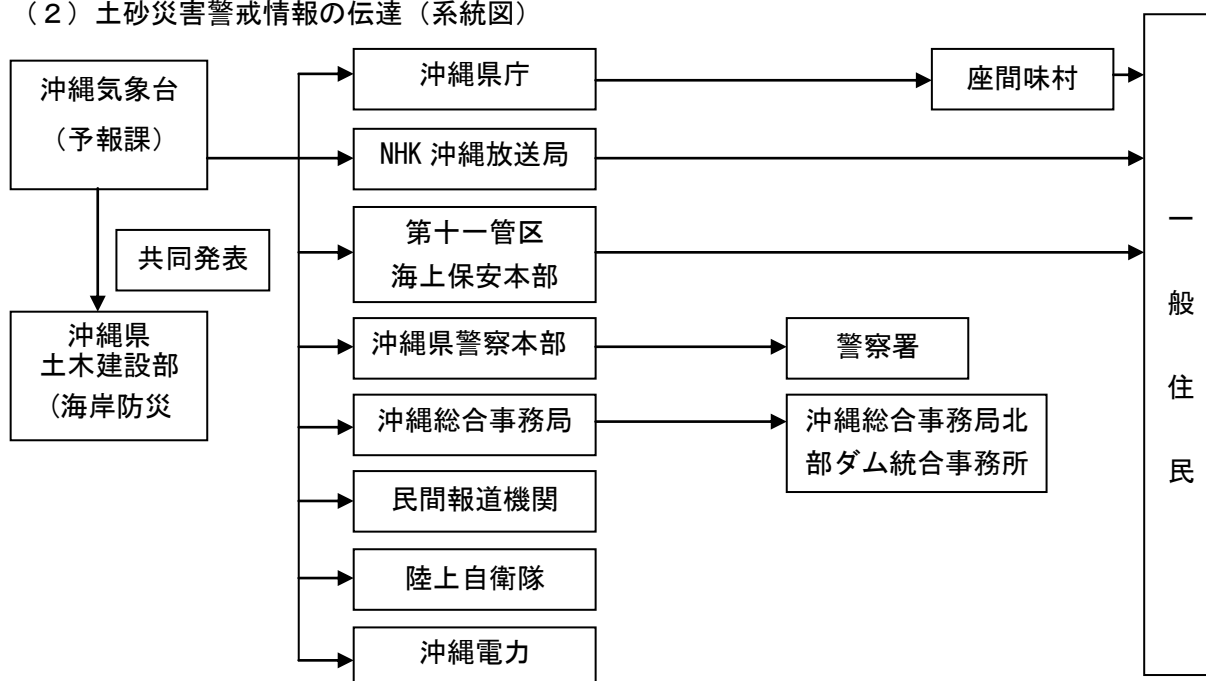
4) 気象情報の伝達

(1) 気象警報等の伝達（系統図）

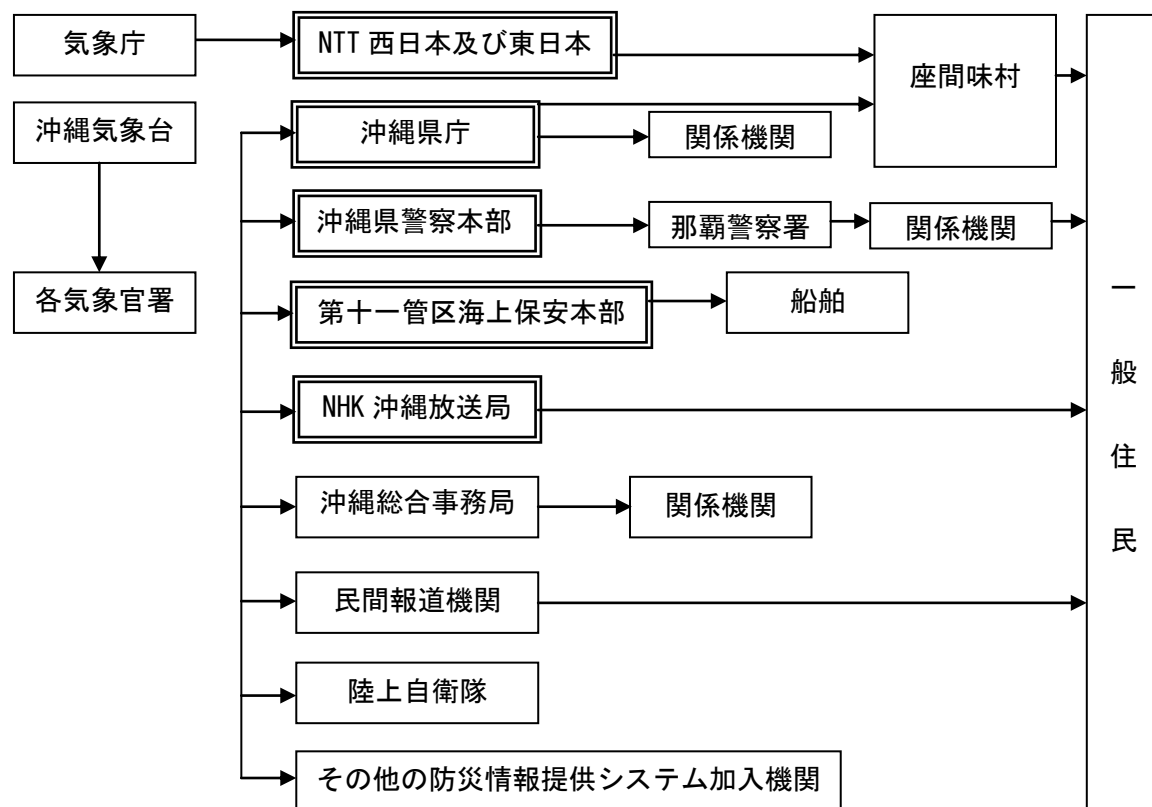


(注) 二重枠内の機関は、気象業務法第 15 条等に基づく伝達機関、細枠内の機関は、その他の連絡機関（以下、伝達系統は同様とする。）

(2) 土砂災害警戒情報の伝達（系統図）

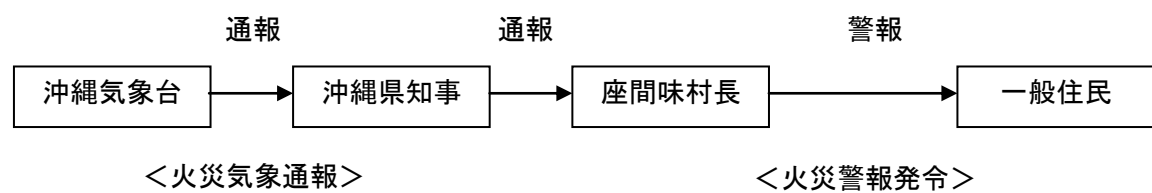


(3) 津波警報等の伝達（系統図）



(注) 二重枠内の機関は、気象業務法第 15 条等に基づく伝達機関、細枠内の機関は、その他の連絡機関（以下、伝達系統は同様とする。）

(4) 火災警報等の伝達



■【参考資料】 震度階級関連解説表（気象庁のホームページより）

〔使用に当たっての留意事項〕

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。
この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返すときの1回当たりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまったりする場合があります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなったりする場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

① 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。

6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

② 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	－	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- (注) 1. 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年) 以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年) 以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いと言うだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
2. この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
3. 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

③ 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

- (注) 1. 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いと言うだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
2. 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

④ 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

- ※1. 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- ※2. 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- ※3. 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

⑤ ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。
	さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

⑥ 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

第3節 災害通信計画

1. 基本方針

気象警報等の伝達や災害情報等の収集、応急対策の指示及び伝達など、災害時における各機関との通信連絡は迅速かつ円滑に行う必要がある。このため、有線及び無線等の通信施設の整備とともに、適切な利用及び通信連絡の確保等について必要な事項を定め、通信系統を整備しておくものとする。

2. 実施内容

1) 通信連絡系統の確立

村は通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう、村内の有線及び無線等の通信設備を整備する。また、災害時における電話及び電報等の通信施設の優先利用について、災害対策基本法に基づき、必要と認められる機関とあらかじめ協議し、村内外における通信連絡系統の確立に努めるものとする。

2) 電気通信設備の利用

災害時における各種情報の収集や伝達及び交換等の通信連絡については、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク及び電気通信業務用電気通信設備を利用するものとし、これらの電気通信設備が利用できない場合は、次の方法で行う。

(1) 非常通話

村は、あらかじめ最寄りの電話取扱局（N T T）に「非常電話」の申請を行い、指定を受けておくものとする。非常電話を利用する場合は102番をダイヤルし、非常通話電話の指定番号及び通話内容並びに通話先を申告の上で申し込むものとする。

なお、非常電話の利用は、天災及びその他の非常事態が発生し、または発生する恐れがあると認められる場合とし、その内容は次の事項とする。

- ① 気象・水象及び地象の観測の報告、または警報を内容とする通話であって気象機関相互において行うもの。
- ② 洪水及び津波並びに高潮等が発生し、もしくは発生する恐れがある旨の通報、またはその警戒もしくは予防のための緊急を要する事項を内容とする通話であって、水防関係機関相互において行うもの。
- ③ 災害の予防または救援のための緊急を要する事項を内容とする通話であって、消防機関または災害救助機関相互間において行うもの。
- ④ 交通施設の災害の予防または復旧、その他の輸送の確保に関し緊急を要する通話であって、通信の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの。
- ⑤ 通信施設の災害の予防または復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする通話であって、通話の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの。
- ⑥ 電力設備の災害の予防または復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする通話であって、電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの。
- ⑦ 秩序の維持のため緊急を要する事項を内容とする通話であって、警察機関相互間において行うもの。
- ⑧ 災害の予防または救援のための必要な事項を内容とする通話であって、天災地変、そ

の他の非常事態が発生し、または発生することがあることを知った者が、その災害の予防または救援に直接関係がある機関に対して行うもの。

(2) 非常電報

天災地変及びその他の非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合に、特に緊急を要する電報は「非常電報」の取扱いを受け、電報の優先利用を図るものとする。そのため非常電報を申し込むに当たって、電話による場合はあらかじめ電報サービスセンターと発信方法等について協議しておくものとし、電報発信紙による場合は余白に「非常」と朱書きして電報局へ申し込むものとする。

なお、内容については非常通話に準ずる項目とする。

(3) 携帯電話

災害が発生した場合における通信確保のための非常処置として、本部長はN T T ドコモ九州沖縄支店へ次の対策について要請を行うものとする。

- | |
|-------------------------------------|
| ① 災害救助法適用時の避難場所及び現地災害対策本部への携帯電話の貸出し |
| ② 可搬型基地局装置による通信回線の確保 |

3) 専用通信施設の利用

電気通信業務用電気通信設備の利用ができなくなった場合または緊急通信の必要がある場合は、次に掲げる専用通信施設の利用を図るものとする。ただし、利用に当たっては、あらかじめ協議して定めた手続きによるものとする。

- | |
|-------------|
| ① 警察通信設備 |
| ② 気象官署通信設備 |
| ③ 沖縄電力通信設備 |
| ④ 国土交通省通信設備 |

4) 非常無線通信設備の利用

有線通信設備が途絶し利用できない場合や自己の有する通信設備の使用が不可能な場合に、緊急を要する内容の通信連絡に当たっては、次により他機関の無線通信設備を「非常無線通信」として利用するものとする。

(1) 非常無線通信の内容

- ① 人命救助に関するもの
- ② 天災の予防（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害状況に関するもの
- ③ 緊急を要する気象等の観測資料
- ④ 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して、無線局に通信を行わせる場合の指令及びその他の指令
- ⑤ 遭難者の救助に関するもの
- ⑥ 非常事態発生の場合における輸送機関に関するもの
- ⑦ 道路及び電力設備並びに電信電話回線の破壊、または障害の状況及びその修理復旧のため、資材の手配及び運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの
- ⑧ 防災機関相互間において発受する災害救助、並びにその他緊急措置に要する労務・施設・設備・物資や資金の調達及び配分並びに輸送に関するもの

- ⑨ 災害救助法等の規定に基づき県知事から医療・土木・建築工事または輸送の関係者に対して発する従事命令に関するもの

(2) 非常無線通信の発受

非常無線通信は無線局開設者（免許人）が自ら発受するほか、以下に掲げる災害対策関係機関からの依頼に応じて行うことができる。

- ① 官庁（公共企業体を含む）及び地方自治体
- ② 各防災会議
- ③ 日本赤十字社
- ④ 全国消防長会
- ⑤ 電力会社
- ⑥ その他人命救助及び急迫の危険または緊急措置に関する発信を希望するもの

なお、非常無線通信は最寄りの無線局に依頼するものとする。依頼する無線局の選定に当たっては、非常無線通信協議会構成員所属の中から行うことが望ましい。沖縄県地方非常無線協議会の主な構成員は、表 4-3-2 の通りである。

(3) 利用者の心得

非常無線通信を利用する場合は、被依頼者側においてその取扱いが便宜であるよう次の事項に心掛ける必要がある。

- ① 依頼する通信の内容は、真に非常通信にふさわしいものであり、かつ通報の作成に当たってはできる限り次の要領によるものとする。
 - ア．電報様式とし、電報発信紙または適宜の用紙にカタカナで書くこと。ただし、一通の通信文の字数は 200 字以内とする。
 - イ．無線電話を利用する場合は、本文を 3 分間以内の内容にまとめること。
 - ウ．宛先は、住所及び氏名（できれば電話番号）を記入すること。
 - エ．発信人の住所及び氏名（できれば電話番号）を記入すること。
 - オ．用紙の余白に「非常」と必ず記入すること。
- ② 非常通信無線は原則として無料扱いとなっているが、通報の取扱いに関して実費額の補償が必要となることもあることから、依頼する無線局と協議しておくものとする。

5) 放送事業者の利用

緊急を要する場合でかつ特別の必要があるときは、あらかじめ定めた手続きによりテレビ、またはラジオ等の放送事業者に、災害に関する通知・要請・伝達・警告及び警報等の放送を県（広報班）を通じて依頼するものとする。

ただし、人命に関する等の特に緊急を要する場合は、直接放送事業者に依頼することもできるが、事後速やかに県（広報班）にその旨を連絡するものとする。

表 4-3-1 座間味村防災行政無線局一覧表

無線局名称	区分	設置場所	所在地	電話	備考
防災座間味(固定局)	超短波	座間味 村役場	字座間味 109	098-987-2311	
行政座間味(基地局)	極超短波	〃	〃	098-987-2311	
〃 1 (移動局)	〃	〃	〃	098-987-2922	集落用無線
〃 2 (移動局)	〃	〃	〃	098-987-3002	〃
〃 3 (移動局)	〃	〃	〃	098-987-2502	〃
〃 4 (移動局)	〃	〃	〃	098-987-2052	〃
〃 5 (移動局)	〃	〃	〃	098-987-2311	可搬用
〃 6 (移動局)	〃	〃	〃	098-987-2311	〃
〃 7 (移動局)	〃	〃	〃	098-987-2311	〃

表 4-3-2 沖縄県非常無線通信協議会（主要構成員）

機関名	所在地	電話番号 (市外局番:098)
沖縄県(防災危機管理課)	那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号	866-2143 866-3204 (FAX)
沖縄総合事務局	那覇市おもろまち 2 丁目 11 番 1 号	866-0031
第十一管区海上保安本部通信所	那覇市港町 2 丁目 1 番 1 号	867-0118 869-1167 (FAX)
沖縄气象台	那覇市樋川 1 丁目 15 番 15 号	833-4281 833-4292 (FAX)
沖縄総合通信事務所無線通信課 (陸上担当)	那覇市東町 26 番地の 29-4F	865-2306 865-2311 (FAX)
沖縄県警察本部	那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号	862-0110
日本赤十字社沖縄県支部	那覇市与儀 1 丁目 3 番 1 号	835-1177 835-1178 (FAX)
日本放送協会沖縄放送局	那覇市おもろまち 2 丁目 6 番 21 号	865-2222 (代)
沖縄電力・(株)	浦添市字牧港 5-2-1	877-2341
(社) 沖縄県漁業無線協会	糸満市西崎 1 丁目 4 番 H 号	840-3566 840-3576 (FAX)
琉球放送	那覇市久茂地 2 丁目 3 番 1 号	867-2151
沖縄テレビ放送(株)	那覇市久茂地 1 丁目 2 番 20 号	863-2111

琉球朝日放送(株)	那覇市久茂地 2 丁目 3 番 1 号	860-1199 (代)
(株) ラジオ沖縄	那覇市西 1 丁目 4 番 8 号	869-2211 (代)
(株) エフエム沖縄	浦添市小湾 40 番地	877-2361
西日本電信電話(株) (NTT 西日本) 沖縄支店	浦添市城閣 4 丁目 35 番 1 号	870-400 (支店長) 870-4019 (保全企画)
NTT ドコモ九州沖縄支店	那覇市久茂地 1-12-12 ニッセイ那覇センタービル	862-4416

〔沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話のかけ方〕

座間味村の場合は、ホットラインのみなので発信番号はらず県本庁防災危機管理課へは「6-9-2090」となる。

〔県災害対策本部〕

○防災危機管理課

表 4-3-3 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク（平成 23 年 4 月情報政策課） 抜粋表

所属発信番号－発信特番 －局番号	ネットワーク番号		電話番号(NTT)	
	部署	内線	発信特番－局番号	内線
那覇市消防本部 6-530	総務課 課長	1302		
	救急課 課長	1303		
	ホットライン	9011		
	FAX	9012		
久米島町消防本部 6-535	通信受付	0123		
	ホットライン	9011		
	FAX	9012		
沖縄気象台 6-550	総務課 文書係	2513		
	予報課 防災係	2606		
	地震火山課	2664		
	ホットライン	9011		
	FAX	9012		
第十一管区海上保安本部 6-551	ホットライン	9011		
	FAX	9012		
陸上自衛隊 6-552	ホットライン	9011		
	FAX	9012		
NHK 沖縄放送局	ホットライン	9011		

6－554	F A X	9012		
日本赤十字社沖縄県支部 6－555	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
沖縄電力㈱ 6－450	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
南部土木事務所 6－9	所長		5147	
	道路整備班	班長	5189	
		班員	5160	
	河川港湾班	班長	5207	
		班員	5180	
中央保健所 6－540	参事兼所長		2211	
	総務班 班長		2210	
	生活衛生班 班長		2226	
	環境保全班	班長	2277	
		班員	2238	
	地域保健班	班長	2227	
	食品衛生広域監視班班長		2240	
南部福祉保健所 6－541	所長		2100	
	総務企画班 班長		2200	
	地域福祉		2417	
	地域保健班 班長		2300	
	環境保全		2605	
	生活保護班 班長		2404	
	疾病予防		2501	
	生活環境班 班長		2600	
	ホットライン		9011	
	F A X		9012	
南部医療センター・こども 医療センター 6－543	ホットライン		9011	
	F A X		9012	
県本庁 6－9(電話) 6－200(F A X)	知事		2000	1000
	行政情報センター		2120	4661
	防災危機管理課		2090	4690
				4819
	情報政策課		2240	4752

				4881
福祉保健部	福祉保健企画課	2500		
農林水産部	水産課	2720		
教育庁	総務課	3070		4881
企業局	総務企画課	3240		4743
土木建築部	建築指導課	2990		4739
	河川課	2920		4734
	道路管理課	2910		4735
				4862
	海岸防災課	2930		4736 4864
	下水道課	2960		4738
	港湾課	2970		4725
				4853
	空港課	2980		4726
				4854
名護市 6－310	総務課長	2210		
	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
国頭村 6－311	村長	2100		
	総務課長	2210		
	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
大宜味村 6－312	村長	2521		
	総務課	2120		
	経済課	2232		
	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
東村 6－313	総務財政課長	2113		
	農林水産建設課長	2123		
	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
今帰仁村 6－314	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
本部町	総務課長	2155		

6－315	建設課 土木係	2160		
	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
恩納村 6－316	総務課長	2201		
	建設課	2240		
	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
宜野座村 6－317	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
金武町 6－318	総務課長	2210		
	建設課長	2250		
	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
伊江村 6－319	総務課	2100		
	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
伊平屋村 6－320	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
伊是名村 6－321	総務課	9022		
	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
うるま市 6－411	交換手	0123		
	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
宜野湾市 6－412	総務課 次長兼総務課長	2316		
	土木課 土木課長	2520		
	建築課 次長兼建築課長	2501		
	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
浦添市 6－413	交換手	2100		
	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
沖縄市 6－414	交換手	1400		
	ホットライン	9011		
	F A X	9012		

読谷村 6－4 1 7	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
嘉手納町 6－4 1 8	総務課長	2220		
	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
北谷町 6－4 1 9	交換手	0123		
	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
北中城村 6－4 2 0	総務課 総務係	2314		
	建設課長	2401		
	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
中城村 6－4 2 1	総務課受付	2216		
	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
西原町 6－4 2 2	総務課長	2110		
	土木課長	2300		
	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
那覇市 6－5 1 0	総務課長	2219		
	労働農水課長	8050		
	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
糸満市 6－5 1 1	総務課長	2530		
	建設課長	2410		
	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
豊見城市 6－5 1 2	総務課	0123		
	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
八重瀬町 6－5 1 4	総務課長	2210		
	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
南城市 6－5 1 5	ホットライン	9011		
	F A X	9012		

与那原町 6－518	企画総務課長	2502		
	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
南風原町 6－520	総務課長	1321		
	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
久米島町 6－521	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
渡嘉敷村 6－522	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
座間味村 6－523	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
粟国村 6－524	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
渡名喜村 6－525	総務課	2110		
	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
南大東村 6－210	総務課長	110		
	土木課長	140		
北大東村 6－211	総務課長	110		
	建設課長	140		
宮古島市 6－610	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
	総務課 防災危機管理係	2369		
	生活福祉課 地域福祉係	2429		
多良間村 6－615	総務財政課 課長	2112		
	村づくり課 課長	2135		
	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
石垣市 6－710	総務課長	2111		
	ホットライン	9011		
	F A X	9012		
竹富町 6－711	総務課長	2110		
	ホットライン	9011		

	F A X	9012		
与那国町 6－7 1 2	ホットライン	9011		
	F A X	9012		

(注)これらは特に必要性が高いと思われるものを抜粋し記載した。沖縄県の全データは資料編で記載。

第4節 災害広報計画

1. 基本方針

災害時の混乱した事態における人心の安定や秩序の回復を図るため、住民及び報道機関に対する災害の状態、災害応急対策の実施状況等の内容または広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ円滑な災害広報を図るものとする。

2. 実施責任者及び実施要領

村長は村域における災害情報や被害情報並びにその他災害に関する広報を行うものとし、その担当は総務対策班とする。なお、実施要領は次の通りとする。

- ① 各災害対策班において広報を必要とする事項が生じたときは、直接総務対策班長に原則として文書でもって通知するものとする。
- ② 総務対策班は、各班が把握する災害情報及びその他の広報資料を積極的に収集し、速やかに村民並びに報道機関へ広報するものとする。また、必要に応じて災害現場に出向き、写真その他の取材活動を実施するものとする、
- ③ 報道機関に対する情報等の発表は総務対策班が行うが、できるだけ日時・場所・目的等を前もって各報道機関に周知させるものとする。

3. 実施内容

1) 広報の内容

- ① 被害状況
- ② 警報等の発表または解除
- ③ 災害対策本部の設置または閉鎖
- ④ 地域住民のとるべき措置・
- ⑤ 災害防止の事前対策
- ⑥ 災害応急対策状況
- ⑦ 道路・港湾・漁港・空港の状況
- ⑧ その他必要と認める事項

2) 住民に対する広報の方法

収集した災害の情報及び応急対策等住民に通知すべき広報事項は、広報内容に応じ、次の方法により行う。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 座間味村防災行政無線② 広報車③ 写真、ポスター等の掲示④ 報道機関を通じ、テレビ、ラジオ、新聞等 |
|--|

3) 報道機関一覧表

表 4-4-1 報道機関一覧表

機関名	所在地	電話番号
NHK沖縄放送局	那覇市おもろまち2丁目6番21号	098-865-2222 (代)
琉球放送 (RBC)	那覇市久茂地2丁目3番1号	098-867-2151 (代)
沖縄テレビ放送 (OTV)	那覇市久茂地1丁目2番20号	098-863-2111 (代)
琉球朝日放送 (QAB)	那覇市久茂地2丁目3番1号	098-860-1199
沖縄ケーブルテレビ (OCN)	那覇市久茂地1丁目2番20号	098-863-0077
ラジオ沖縄 (ROK)	那覇市西1丁目4番8号	098-869-2211
エフエム沖縄	浦添市小湾40番地	098-877-2361 (代)
沖縄タイムス社	那覇市おもろまち1-13-1	098-860-3000
琉球新報社・	那覇市天久905	098-865-5111 (代)

第5節 被害状況等収集報告計画

1. 基本方針

災害の発生あるいは拡大を未然に防御するため、気象警報等や被害状況報告並びにその他災害に関する情報は、防災活動体制の万全を図る上において欠くことができないものであり、迅速かつ的確な収集と伝達を図る。

2. 実施責任者及び実施要領

村長は村域に発生した被害状況を迅速かつ的確に調査収集し、県（防災危機管理課、他関係部署）に、報告するものとする。仮に県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告するものとする。また、被害が甚大なため被害の調査が困難なときは、村長は関係機関に応援を求めて行うものとする。

なお、実施要領は次の通りとする。

- ① 災害時の報告は、災害の規模及び性質によっては短時間に正確な被害状況を把握することが困難な場合がある。また、全体の被害状況が判明してからの報告では災害状況の把握が遅れ、その対策に支障を来すので、まず災害が発生した場合は直ちに災害の態様を通報するとともに、災害に対してとられた措置を報告するものとする。
- ② 被害程度の事項別の報告は、緊急を要するものは電話または口頭等の方法によって行い、事後速やかに指定の報告書によって行う。
- ③ 被害報告は災害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者及び住宅被害者を優先させるものとする。

3. 実施内容

1) 災害状況等の収集

(1) 災害情報の把握

被害規模を早期に把握するため、次に掲げる情報等の迅速かつ適格な収集を行う。

- ① 人的及び住家被害並びに火災に関する情報
- ② 避難の勧告や指示の状況及び警戒区域の指定状況
- ③ 避難者数及び避難所の場所等に関する情報
- ④ 医療機関の被災状況並びに稼動状況に関する情報
- ⑤ 道路の被害及び応急対策の状況並びに海上交通状況に関する情報
- ⑥ 農林水産物の被害及び応急対策の状況に関する情報
- ⑦ 電気・水道・電話の被害及び応急対策の状況に関する情報
- ⑧ 漁港の被害及び応急対策の状況に関する情報
- ⑨ 災害時における消防機関への119番通報の殺到状況

(2) 推定による被害情報の把握

大地震等大規模災害時には、通信や交通の途絶等により効果的な情報収集が行いにくく、情報の空白期間が発生することがある。このような場合にあっては被害状況の大まかな様子を推定し、それに基づいて初動対応が必要となってくる。そのため、消防機関への119番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定するものとする。

また、倒壊家屋や火災発生等の人命損失に係る情報は早期に把握する必要があるため、消防及び警察機関等から「推定情報」についても報告してもらうものとする。

（３）職員の参集途上における被害状況の把握

夜間や休日等の勤務時間外に災害が発生した場合は、事前に職員の自宅から職場までの参集ルートを設定しておき、その途上で情報を収集するものとする。

（４）非常災害に係る情報の収集

村は自らの対応力のみで十分な災害対策を講じることができないような災害が発生した場合は、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めなければならない。

２）災害報告

災害状況等の報告は、以下に述べる種類と要領によるものとする。

（１）報告の種類

- ① 災害概況即報
- ② 被害状況即報
- ③ 災害確定報告
- ④ 災害年報

（２）報告要領

① 災害概況即報

災害の具体的な状況や個別の災害現場の概況等を報告するもので、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていないとき（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）に、災害即報様式第１号に基づく内容を県災害対策本部総括情報班（県災害対策本部が未設置時は防災危機管理課）へ防災行政用無線電話等で報告する。県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に報告するものとする。

記入要領は、表 4-5-1 による。

② 被害状況即報

被害状況が判明次第逐次報告するもので、被害即報様式第２号に基づく内容を村から地方本部（南部土木事務所）等を経て県災害対策本部総括情報班（防災危機管理課）に、防災行政無線電話等で報告する。県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、県と連絡がとれるようになった後は県に対しても行うものとする。

なお、報告に当たっては表 4-5-3 の被害状況判定基準によるとともに、地元警察と密接な連絡を保つものとする。

記入要領は表 4-5-2 による。

③ 災害確定報告

被害状況の最終報告であり、同一の災害に対する応急対策が終了した後 20 日以内に災害報告様式第１号に基づく内容を地方本部（南部土木事務所）等を経て、県災害対策本部総括情報班（防災危機管理課）に報告する。

なお、報告に当たっては地元警察と密接な連絡を保つものとする。

④ 災害年報

村は毎年1月1日から12月31日までの災害による被害状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを災害報告様式第2号に基づき4月15日までに県(防災危機管理課)へ報告する。

図 4-5-1 災害情報連絡系統

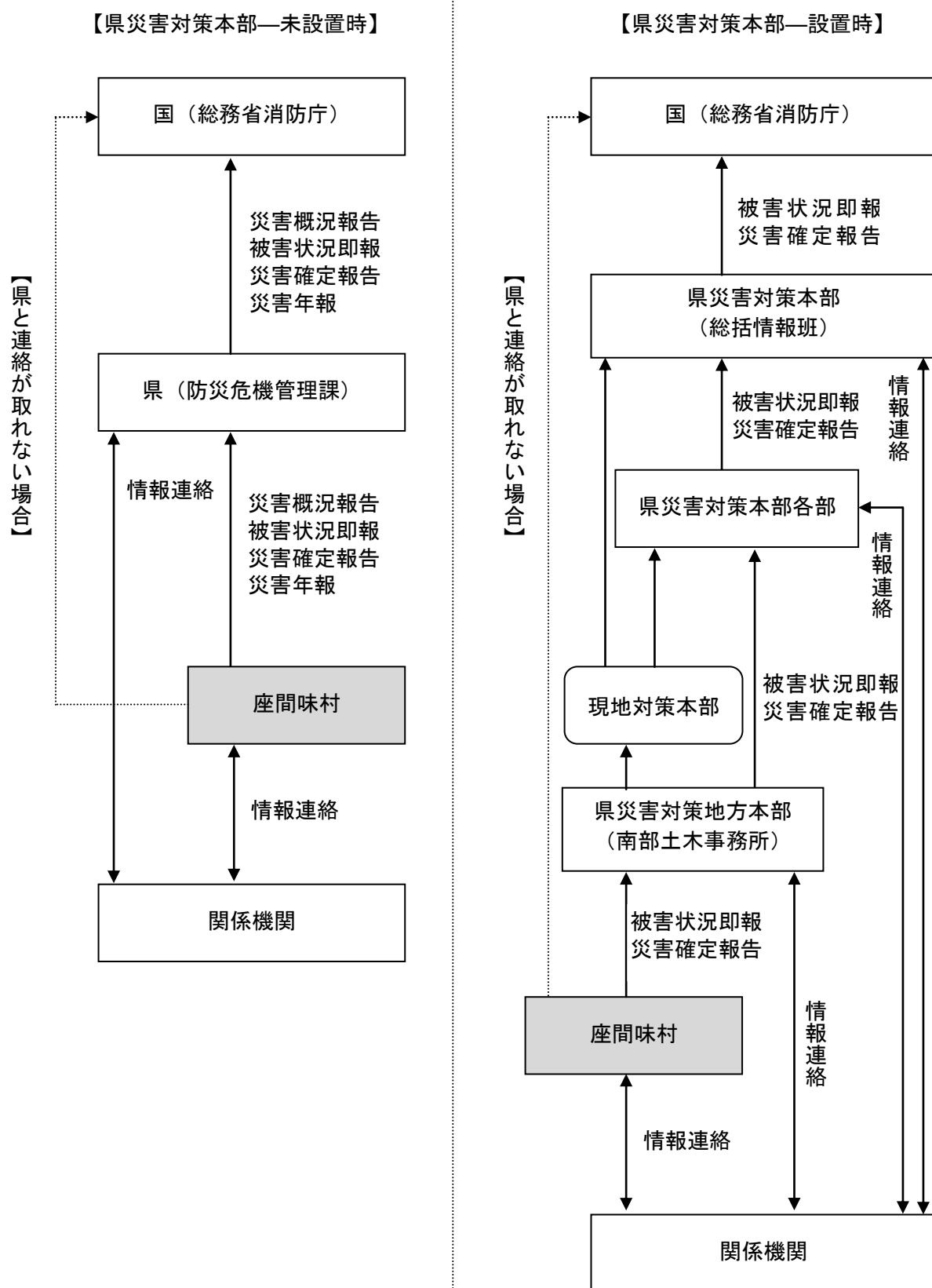


表 4-5-1 災害即報様式第 1 号の記入要領

災害の概況	発生場所 発生日時	○当該災害が発生した具体的地名（地域名）、及び日時を記入すること	
	災害種別概況	風水害	○降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、土石流等の概況
		地震	○地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
		火山噴火	○噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
		○その他これらに類する災害の概況	
被害の状況		○当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと	
応急対策の状況		○当該災害に対して、村（消防機関を含む）及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること	

表 4-5-2 災害即報様式第 2 号の記入要領

各被害欄		○原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる ○なお、「水道」、「電話」、「電気」、及び「ガス」については、報告時点の断水戸数、音信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること
災害対策本部設置の状況		○本部設置の有無、及び設置の場合においては、設置及び廃止の日時を報告するものとする
避難の状況		○避難の勧告または指示した者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする
応援要請		○応援を要請した村、人員、作業内容の概要、時間その他必要な事項について報告するものとする
応急措置の概況		○消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする
救助活動の概要		○被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする
備考欄	災害の発生場所	○被害を生じた地域名
	災害の発生日時	○被害を生じた日時または期間
	災害の種類概況	○台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種類、災害経過
	消防機関の活動状況	○消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況

〔被害程度の判断基準〕

災害により被害を受けた人的及び物的被害の判定は、法令等に特別に定めがあるものを除き、概ね次の基準によるものとする。

表 4-5-3 災害即報様式第 2 号の記入要領

被害区分		判定基準
人的被害	死者	○当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする
	行方不明者	○当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする
	重傷者	○当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち 1 カ月以上の治療を要する見込みの者とする
	軽傷者	○当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち 1 カ月未満で治療できる見込みの者とする
住家の被害	住家	○現実に居住のために使用している建物を言い、社会通念上の住家であるかどうかを問わない
	棟数	○建造物の単位で 1 つの建築物を言う ○主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合(同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)は同一棟とみなす
	世帯	○生計を 1 つにしている実際の生活単位を言う ○例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする
	全壊	○住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の 70%以上に達したものの、または住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達した程度のものとする
	半壊	○住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分がその住家の延べ面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 20%以上 50%未満のものとする
	一部破損	○全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く
	床上浸水	○住家の床より上に浸水したものの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、瓦礫の堆積により一時的に居住することができないものとする ○床上浸水に至らない程度に浸水したものとする

被害区分		判定基準
非住家被害	非住家	○住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が入居しているときは、当該部分は住家とする
	公共建物	○例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用、または公共の用に供する建物とする
	その他	○公共建物以外の倉庫、車庫等の建物とする
	非住家被害	○全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする
田畑の被害	田の流失・埋没	○田の耕土が流失、または砂利の堆積のため耕作が不能になったものとする
	田の冠水	○稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする
	畑の流失・埋没畑の冠水	○田の例に準じて取り扱うものとする
その他の被害	文教施設	○小学校、中学校、高等学校及び幼稚園等における教育の用に供する施設とする
	病院	○院療法（昭和 23 年法律 205）の第 1 条に規定する患者 20 名以上の収容施設を有する病院とする
	道路	○道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする
	橋梁	○道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする
	河川	○河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用河川、その他の河川、またはこれらの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床上その他の施設もしくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする
	港湾	○港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする
	河岸	○砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする
	清掃施設	○ゴミ処理及びし尿処理施設とする
	崖崩れ	○山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする
	被害船舶	○艀、櫓のみを以て運転する舟以外の船で、船体が没し、航行不能となったもの及び、流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする

被害区分		判定基準
その他の被害	電話	○災害により通話不能となった電話の回線数とする
	水道	○上水道の断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする
	電気	○災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする
	ガス	○一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする
	ブロック塀	○倒壊したブロック塀または石塀の個所数とする
	罹災世帯	○災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする
	罹災者	○罹災世帯の構成員とする
	火災発生	○地震または火山噴火の場合のみ報告するものとする
	公立文教施設	○公立の文教施設とする
	農林水産業施設	○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設を言い、具体的には農地農業施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする
	公共土木施設	○公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設を言い、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする
	その他の公共施設	○公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設を言い、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする
	公共施設被害市町村	○公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする
	農産被害	○農林水産業施設以外の農産被害を言い、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする
	林産被害	○農林水産業施設以外の林産被害を言い、例えば立木、苗木等の被害とする
	畜産被害	○農林水産業施設以外の畜産被害を言い、例えば家畜、畜舎等の被害とする
	水産被害	・農林水産業施設以外の水産被害を言い、例えば海苔、漁具、漁船等の被害とする
	商工被害	・建物以外の商工以外で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする

災害報告様式

災 害 概 況 即 報

災害即報様式第1号

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災害名 (第 報)

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死傷者	死 傷	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
	* 住家について、激甚被災地は倒壊家屋数の報告でよしとする。 被害集中地域 …									
応 急 対 策 の 状 況										

災害即報機樣式第2号

[illegible]

区 分		被 害	災 害 対 策		1. 設 置	年 月 日	時 分
そ の 他	公立文教施設	千円	被害状況	1. 設置状況 2. 廃止 3. 設置状況 4. 応急処置の要 5. 応急措置の要 6. 救助活動の要 7. その他の措置	有	無	
	農林水産業施設	千円					
	公共土木施設	千円					
	その他の公共施設	千円					
	小 計	千円					
	農産被害	千円					
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
被 害 総 額	千円	消防団員出動延人数	人	消防団員出動延人数	人		
災害発生場所							
災害発生年月日							
災害の種類概要							
消防機関の活動状況							

注：旅費額は省略することができるものとする。

災害報告様式第1号補助表1

公立文教施設被害

市町村名()

学 校 名	位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	
計				

注 「位置」欄は、市町村の字名を記入する。

災害報告様式第1号補助表2

農 林 水 産 業 施 設 被 害

市町村名()

被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	
計				

注 1. この表は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設について記入する。
 2. 「被害施設名」の欄は、農地かんがい排水施設、農道、林道、漁港等の名称を記入する。

災害報告様式第1号補助表3

公 共 土 木 施 設 被 害

市町村名()

管 理 者 (市 町 村)	被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
				千円	
計					

注 1. この表は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設について記入する。
 2. 「管理者」の欄は、施設を管理する国、県、市町村の団体名ごとに記入する。
 3. 「被害施設名」の欄は、路線名、河川名、港灣名、橋りょう名、砂防設備等を記入する。

災害報告様式第1号補助表4

その他の公共施設被害
市町村名（ ）

管理者 (市町村)	被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
				千円	
計					

災害報告様式第1号補助表5

農 産 被 害

1. 農作物被害 市町村名 ()

農作物等名	総栽培面積	被害面積	被害減収量	単価	被害金額	備考
	ha	ha	t	円	千円	
計						

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
			千円	

注 1. 「施設被害名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えばビニールハウス等を記入する。

災害報告様式第1号補助表6

林産被害 市町村名 ()

1. 林産物等被害

林産物等名	被害数量	被害金額	備考
		千円	

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害金額	備考
		千円	

注 1. 「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物名を記入する。
 2. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば天然林、人工林、苗畑等を記入する。

災害報告様式第1号補助表7

畜 産 被 害

1. 家畜等 市町村名 ()

家 畜 等	被 害 数 量	単 価	被 害 金 額	備 考
			千円	
計				

2. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

注 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば畜舎等を記入する。

災害報告様式第1号補助表8

水 産 被 害

市町村名 ()

1. 漁船被害

規 模	隻 数	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
トン			千円	

2. 漁具被害水産物等被害

種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

3. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

注 1. 漁船被害の「被害程度」の欄は、滅失、大破、中破、小破等を記入する。
 2. 施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば養殖施設等を記入する。

災害報告様式第1号補助表9

商 工 被 害

市町村名 ()

被 害 種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	
計			

注 「被害種類」の欄は、店舗、工業原材料、商品、機械器具等を記入する。

災害報告様式第2号

災 害 年 報

市町村名 ()

り	災 世 帯 数	世帯					
り	災 者 数	人					
公 立	文 教 施 設	千円					
農 林	水 産 業 施 設	千円					
公 共	土 木 施 設	千円					
そ の 他	の 公 共 施 設	千円					
そ の 他	農 産 被 害	千円					
	林 産 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
	そ の 他	千円					
被 害	害 総 額	千円					
災 害 対 策	害 設 置	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
	本 部 解 散	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
災 害 救 助 法 適 用		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
消 防 職 員 出 動 延 人 数	人						
消 防 団 員 出 動 延 人 数	人						

区 分		災害名 発生年月日								計
人的被害	死者	人								
	行方不明者	人								
	負傷者	人								
	軽傷者	人								
住家被害	全壊	棟								
	半壊	棟								
	一部破損	棟								
	床上浸水	棟								
	床下浸水	棟								
	公共建物	棟								
	その他	棟								
	田舎	戸								
	畑	戸								
	その他	戸								
その他の被害	文書施設	箇所								
	病院	箇所								
	道路	箇所								
	橋りょう	箇所								
	河川	箇所								
	港	箇所								
	砂防	箇所								
	滑り止め	箇所								
	越えられ	箇所								
	鉄道不通	箇所								
	被害船舶	隻								
	水道	戸								
	電線	回線								
	ガス	戸								
	ブロック塀等	箇所								
火災発生	建物	件								
	危険物	件								
	その他	件								
り災世帯数	世帯									
り災者数	人									
公立文教施設	千円									
農林水産施設	千円									
公共土木施設	千円									
その他の公共施設	千円									
その他の被害	農産被害	千円								
	林産被害	千円								
	畜産被害	千円								
	水産被害	千円								
	土工被害	千円								
被害総額	千円									
災害対策本部	設置	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
	解散	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
災害救助法適用	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無			
消防職員出勤人数	人									
消防団員出勤人数	人									

第6節 避難計画

1. 基本方針

災害による危険が急迫し住民の生命及び身体の保護が必要と認められるときは、地域住民に対して避難のための立ち退き勧告または指示を行い、安全な場所へ避難させることが必要である。そのための方法及び避難所の開設並びに運営等についての避難計画を定め推進するものとする。

2. 実施責任者

- ① 災害による危険地域の住民に対しての避難勧告または指示並びに警戒区域の設定は村長が行う。また、知事（総括情報班や土木建築対策班並びに出先機関）は大規模な災害等により村長がこれを行えない場合、代わりに実施するものとする。その他にも警察官や海上保安官、水防管理者及び自衛隊またはその命を受けた職員が行うことができる。なお、これらの実施責任者は相互に緊密な連携を保ち、地域住民の避難等が迅速かつ円滑に行えるよう努めるものとする。
- ② 避難所への誘導は、避難の勧告または指示を行ったもの並びに警戒区域の設定者が行うものとする。
- ③ 避難所の開設及び収容保護は村長が行うものとする。なお、災害救助法が適用された場合は、知事から委任された職権に基づき避難所の開設を行うものとする。

3. 実施内容

1) 避難の勧告や指示及び警戒区域の設定

(1) 避難の勧告

災害による人命保護等のため緊急避難の必要を認めた場合、村長（知事）は居住者等に対して自主的な避難を促す避難勧告を行うものとする。

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
村長	災害全般	災害対策基本法 60 条	
知事	災害全般	災害対策基本法 60 条	村長ができない場合に代行

(2) 避難の指示

災害により危険が目前に迫っている場合、村長またはその他の責任者は居住者等に対して避難勧告より拘束力の強い避難指示を発するものとする。

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
村長	災害全般	災害対策基本法 60 条	
知事	災害全般	災害対策基本法 60 条	村長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法 61 条	村長から要請がある場合または村長が避難の指示をするいとまがない場合
警察官	災害全般	警察官職務執行法第 4 条	

海上保安官	海上に於ける 災害全般	海上保安庁法第 18 条	天災事変等の危険な状態があり、人の生命、身体の危険または財産に重大な損害が及ぶ恐れがあり急を要する場合
自衛官	洪水、高潮	自衛隊法 94 条	警察官がその場にいないとき
知事または その命令を 受けた職員	洪水、高潮、 地滑り	水防法第 29 条 地滑り等防止法第 25 条	
水防管理者	災害全般	水防法第 29 条	

(3) 警戒区域の設定

災害による村民の生命や身体等に対する危険を防止するために特に必要と認める場合、村長またはその他の責任者は警戒区域を設定するものとする。なお、警戒区域の設定には強制力があり、従わない場合には罰則もあるため不必要な範囲まで設定しないように留意する必要がある。

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
村長	災害全般	災害対策基本法 63 条	
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法 63 条	村長から要請がある場合または村長（委任を受けた職員を含む）がその場にいないとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法 63 条	村長（委任を受けた職員を含む）または警察官がその場にいないとき
消防吏員 消防団員	現場での活動 確保	消防法第 28 条消防法 第 36 条	
水防管理者	洪水、高潮	水防法第 21 条	

(4) 避難の勧告・指示並びに警戒区域設定の基準

避難準備の勧告や避難勧告等の基準は災害の種類により若干異なるが、概ね次の通りである。

種類	避難準備の勧告	避難勧告
暴風	暴風により、短時間後に危険が予想される場合（予想される最大風速が 25m/S 程度までに、さらに強まっていくと予想される場合）	引続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命及び身体の危険が差し迫ってきた場合（予想される最大風速が 25m/s 以上で、さらに強まって行くことが予想される場合）
大雨	大雨注意報の発表や、短時間後に危険が予想される場合	大雨警報の発表や、災害の発生が予想される、または災害が発生し警戒区域の拡大が予想され、生命及び身体の危険が差し迫ってきた場合
津波	津波注意報が発表された場合	強い地震（震度 4 以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、あるいは津波警報を

		覚知した場合
高潮	海岸の潮位が高くなり、高潮の起こる恐れが予想される場合	高潮の災害が相当差し迫った場合
土砂災害	土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁りや量の変化）が発見された場合 大雨警報（土砂災害対象）が発表され、避難すべき区域で土砂災害が発生する恐れがある場合	土砂災害の前兆現象（斜面のはらみ、擁壁や道路等にクラック発生）が発見された場合 土砂災害警戒情報が発表され、避難すべき区域で土砂災害の危険が高まった場合
その他	警戒体制に入り、周囲の状況から判断して危険が予想される場合	警戒体制が続き、周囲の状況が避難準備の段階より悪化し、相当危険が差し迫ってきた場合

○避難準備情報発表時の住民の行動

上記の警報等が発表され、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要がある。（避難支援者は支援を開始する）

上記の以外の者で、避難の必要がある者は関連者（家族：親戚・近所）との連絡を取り合い非常用持ち出し品の用意と避難準備を開始する。

○避難勧告発表時の住民の行動

通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始する。

○避難指示発表時の住民の行動

避難告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動をとる。未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をする。

■村の避難準備（要援護者避難）情報基準

種 類	基 準
暴 風	暴風警報が発表または暴風警報発表を予告する旨が記述された強風注意報が発表され、短時間後に危険が予想される場合
大 雨	大雨警報が発表され、短時間後に土砂災害の発生が予想される場合
津 波	沖縄本島地方に津波注意報が発表された場合
高 潮	高潮警報が発表されるなど海岸の潮位が高くなり、高潮による災害が発生する恐れがある場合
土砂災害	○土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁りや量の変化）が発見された場合 ○大雨警報（土砂災害対象）が発表され、避難すべき区域で土砂災害が発生する恐れがある場合
その他	警戒体制に入り、周囲の状況から判断して危険が予想される場合

■村の避難指示基準

種 類	基 準
暴 風	暴風警報が発表され、生命及び身体の危険が相当差し迫ってきた場合
大 雨	土砂災害警戒情報の発表や、土砂災害が発生するなど警戒区域の拡大が予想され、生命及び身体の危険が相当差し迫ってきた場合
津 波	沖縄本島地方に津波警報が発表され、津波の規模から相当の危険が差し迫ってきた場合
高 潮	高潮警報が発表され、高潮による災害発生が相当差し迫ってきた場合
土砂災害	○土砂災害が発生 ○土砂現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂）が発見された場合 ○降雨指標値が土砂災害発生の目安となる線に達し、引き続き降雨が見込まれる場合
その他	警戒体制が続き、周囲の状況が避難勧告の段階より悪化し、相当の危険が差し迫ってきた場合

（５）避難の勧告や指示者並びに警戒区域設定者の措置

避難の勧告や指示者並びに警戒区域の設定者は、概ね次により必要な事項を関係機関に通知するものとする。

① 村長の措置

ア．村長→県知事（防災危機管理課）

② 知事の措置

ア．災害対策基本法に基づく措置

県知事（防災危機管理課）→村長

イ．地すべり等防止法に基づく措置

県知事→所轄警察署長

③ 警察官の措置

ア．災害対策基本法に基づく措置

警察官→所轄警察署長→村長→県知事（防災危機管理課）

イ．警察官職務執行法（職権）に基づく措置

警察官→所轄警察署長→県警察本部長→県知事（防災危機管理課）→村長

④ 自衛官の措置

自衛官→村長→県知事（防災危機管理課）

⑤ 水防管理者の措置

水防管理者→所轄警察署長

2) 避難の誘導

(1) 避難情報の伝達

① 伝達事項

避難の勧告や指示並びに警戒区域の設定を行った場合は、地域住民や滞在者等に対して以下の事項について迅速に通知するものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 発令者② 避難の勧告や指示並びに警戒区域の設定の理由③ 避難日時や避難先及び避難経路④ 避難にあたっての必要な注意事項<ul style="list-style-type: none">ア. 避難にあたっては、必ず火気及び危険物等の始末を完全にすること。イ. 会社や工場にあつては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止並びに発火しやすい薬品、電気及びガス類の保安措置を講ずること。ウ. 避難者は2食程度の食料並びに日用品及び衣類等を携行すること。エ. 避難者は必要に応じ、防寒用品等を携行すること。 |
|--|

② 伝達方法

避難の勧告や指示並びに警戒区域の設定についての伝達は、次の方法を用いて行うものとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク及び公衆回線② 広報車③ 拡声器や口頭等 |
|---|

(2) 避難の誘導方法

避難の誘導方法は次の通りとし、安全かつ迅速に行うよう努めるものとする。なお、災害が甚大な場合または緊急を要する場合の避難者の移送は、第8節「輸送計画」（136頁）に定めるところによるものとする。

- ① 避難者の誘導は総務対策班が中心となって行うものとする。
- ② 避難者の順位は、傷病者・心身障がい者・妊産婦・乳幼児・高齢者・婦女子等の災害時要援護者を優先し、防災活動に従事できる者は最後に避難させるものとする。
- ③ 避難に当たっては、避難誘導員を配置し避難時の事故の防止及び安全かつ迅速な避難を図るものとする。
- ④ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。
- ⑤ 誘導に当たっては、混乱を避けるため地域の実情に応じ避難経路を2箇所以上選定しておくものとする。
- ⑥ 避難誘導員は避難立ち退きに当たっての携帯品を必要最小限に制限し、円滑な避難または立ち退きについて適宜指導するものとする。
- ⑦ 避難した地域に対しては、事後速やかに避難もれまたは要救出者の有無を確認するも

のとする。

- ⑧ 避難活動の万全を期するため、災害時における避難者の心得等についてあらかじめ住民に周知徹底させておくものとする。
- ⑨ 災害時要援護者については、社会福祉協議会及び自主防災組織並びにボランティア等の協力を得て、各戸の訪問等により安否の確認を行うものとする。そのためにも平常時よりきめ細やかな災害時要援護者の状況把握に努めるものとする。

(1) 避難所等の事前指定

- ① 村長は避難が可能な施設等を調査し、適当な施設及び経路について事前に指定しておくものとする。
- ② 避難所として指定した施設については、その施設管理者と使用方法について事前に協議するとともに「2. 実施責任者」に掲げる実施責任者（村長を除く）に報告する。
- ③ 避難所として適当な施設は学校や公民館等の集団的に収容できる既存建物であるが、適当な施設がない場合は公園や広場等を利用するものとする。この場合は野外に建物を仮設、あるいはテント等を設営するものとする。
- ④ 避難所及びその位置並びに避難経路を村民に周知徹底させるため広報伝達するとともに、所要の箇所に標示や標札を設置しておくものとする。

(注) 避難所は「表 4-6-2、予定収容避難所一覧」を参照

(2) 避難所の開設

- ① 村長は災害の種類や被害状況に応じて開設する避難所を決定し、その施設へ連絡するものとする。
- ② 村長は避難所を開設したときは村民に周知するとともに、県（県民生活班）及び関係機関へ次の避難所開設状況を報告するものとする。

ア．開設日時 イ．場所及び収容人員 ウ．開設期間の見込み等

- ③ 災害の状況により避難所を変更した場合は、その都度周知を図るものとする。
- ④ 避難所開設のための作業はできる限り労力奉仕によるものとするが、野外仮設や便所仮設のために特別な技術者を要する場合は、雇い上げて行うものとする。
- ⑤ 被害が甚大なため村内の避難所の利用が困難な場合は、県（県民生活班）と協議し近隣市町村への収容の依頼あるいは建物や土地の借り上げ（テント等の設置）を行うものとする。また、県有施設の一時使用を要請するものとする。

(3) 避難収容の対象者

避難所に収容し得る者は、災害により現に被害を受けている者あるいは受ける恐れのある村民（避難勧告や指示を受けた者）とする。

4) 避難所の運営

(1) 避難所生活

- ① 避難所における情報の伝達や食料及び水等の配付並びに清掃等に係わる運営に当たっては、基本的に避難者や自主防災組織及びボランティア等の協力を得て行い、避難者代

表等の自治を原則とするものとする。

- ② 避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な運営を図るため担当者の配置を図るものとする。
- ③ 各避難所は常に村対策本部と連絡を行って正しい情報を入手し、流言飛語の流行防止と不安の解消に努めるものとする。
- ④ 避難所生活においては、幼児・児童生徒・障がい者・高齢者並びに観光客等の災害時要援護者に対する適切な措置を講ずるものとする。

(2) 避難者に係る情報の把握

- ① 避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。
- ② 避難所を開設した際には、世帯単位の避難者カードを記入させ避難者名簿を作成するものとする。
- ③ 食料や飲料水及び生活必需品等避難者のニーズを適確に把握するとともに、その供給に迅速に対処するものとする。

(3) 避難所の環境

- ① 避難所における生活環境は、常に良好の状態を維持するよう努めるものとする。
- ② 避難所ごとの収容人員の把握に努め、収容能力から見て支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

5) 学校及び社会福祉施設並びに医療施設における避難対策

(1) 学校

村教育委員会または学校長は、避難勧告・指示権者及び警戒区域の設定者の指示に基づき、児童生徒の避難が速やかに実施できるように、あらかじめ次の事項について定めておくものとする。

- ① 避難実施責任者
- ② 避難の順位
- ③ 避難先
- ④ 避難誘導者及び補助者
- ⑤ 避難誘導の要領
- ⑥ 避難後の処置
- ⑦ 事故発生に対する処置
- ⑧ その他必要とする事項

(2) 社会福祉施設及び医療施設における避難対策

社会福祉施設及び医療施設の管理者は避難勧告・指示権者の指示に基づき、当該施設の収容者の避難対策が速やかに実施できるように、あらかじめ学校の場合に準じて定めておくものとする。

6) 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の対象者や期間及び経費等については、災害救助法施行規則によるものとする。

表 4-6-1 一時または広域避難場所（屋外）一覧

避難所
各展望台

表 4-6-2 予定収容避難所一覧（津波緊急避難を除く）

避難所	所在地
座間味小中学校	字座間味 943 番地
阿嘉小中学校	字阿嘉 316 番地
慶留間小中学校	字慶留間 82 番地
座間味村離島振興総合センター	字座間味 95 番地
阿嘉離島振興総合センター	字阿嘉 50 番地
阿真公民館	字阿真 532-1
阿佐公民館	字阿佐 1 番地
慶留間公民館	字慶留間 50 番地

第7節 交通応急対策計画

1. 基本方針

災害時には応急対策要員及び資器材等の輸送を迅速に行うことが必要であり、円滑な交通が図られるよう道路または港湾等交通施設に対する規制及び応急措置等についての交通応急対策計画を定め推進するものとする。

2. 実施責任者

災害時における交通の規制並びに交通施設の応急対策は、次の者が行うものとする。なお、これらの責任者は相互に協力し、被災者や応急対策要員並びに応急対策物資等の輸送が円滑に行われるよう努めるものとする。

1) 交通の規制

災害時における交通規制の実施責任者は、一般的に次の通りとする。

- | |
|-----------------------|
| ① 道路法に基づく規制…道路の管理者 |
| ② 道路交通法に基づく規制…公安委員会 |
| ③ 災害対策基本法に基づく規制…公安委員会 |
| ④ 海上保安庁法に基づく規制…海上保安本部 |

なお、各実施責任者の範囲や根拠法は、次の通りである。

避難所	実施責任者	範囲	根拠法
陸上	道路管理者 ・ 県知事 ・ 村長	① 道路の破損や決壊及びその他の理由により危険であると認められる場合 ② 道路に関する工事のため、やむを得ないと認めるとき	道路法 第 46 条
	公安委員会 ・ 公安委員会 ・ 警察署長 ・ 警察官	① 災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送及びその他応急措置を実施するため必要があると認めるとき ② 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、または交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合 ③ 道路の損壊や火災の派生及びその他の事情により道路において交通の危険が生ずる恐れがある場合	災害対策基本法 第 76 条 道路交通法 第 4 条・ 第 5 条・ 第 6 条
海上	海上保安本部 ・ 第十一管区海上保安本部長 ・ 海上保安官	① 天災事変等の危険な状態があり、人の生命、身体の危険または財産に重大な損害が及ぶ恐れがあり急を要する場合。	海上保安庁法 第 18 条

2) 交通施設の応急対策

災害時における道路及び港湾・漁港並びに空港施設等の交通施設の応急対策は、県地域を管轄する指定地方行政機関等とそれぞれの施設の管理者が調整して行うものとする。

区分		実施責任者	備考
道路施設	国道（指定区間）	沖縄総合事務局開発建設部	本村は指定区間なし
	国道（指定区間外）及び県道	南部土木事務所	
	村道	座間味村	
港湾・漁港施設	県所管施設	港湾：南部土木事務所 漁港：南部農林土木事務所	
	村所管施設	座間味村	未設置
空港施設	県所管施設	沖縄県土木建築部空港課 座間味村	

3. 実施内容

1) 交通の規制

災害時における交通の規制やその後の措置等については、一般的に次の通りである。

(1) 規制の種類

① 危険箇所における規制

ア. 道路法に基づく規制（道路法第46条）

災害時において道路施設の破損等により、施設構造の保全または危険を防止するため必要があると認めた時は、道路管理者が交通を禁止し、又は制限するものとする。

イ. 道路交通法に基づく規制（道路交通法第4条）

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる時は、県公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

② 緊急輸送のための規制

ア. 災害対策基本法に基づく規制（災害対策基本法第76条）

県公安委員会は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認める時は、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域または道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止しまたは制限するものとする。

(2) 危険箇所における措置

沖縄県南部土木事務所及び座間味村並びに県公安委員会は、それぞれの管理する道路の破損や決壊その他の状況により通行禁止、または制限する必要があると認めるときは、禁止または制限の対象区間及び期間並びに理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。さらに必要がある場合は適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

とする。

（３）緊急輸送のための措置

県公安委員会は災害が発生した場合において、災害応急対策要員や災害対策に必要な物資の緊急輸送並びにその他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、次により適切な措置をとるものとする。

① 緊急輸送実施機関の措置

災害地において緊急輸送を実施しようとする機関の長は、あらかじめ日時・種別・輸送量・車両の種別・発信地・経路・事由等を県公安委員会に連絡するものとする。

② 県公安委員会の措置

県公安委員会は①の連絡を受けた場合において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限する必要があると認めるときは、次の措置をとるものとする。

- ア．緊急通行車両以外の車両の通行禁止、または制限の対象区間及び期間を記載した様式 1 による表示、並びに適当な迂回路の表示を所定の場所に設置するものとする。
- イ．県公安委員会は緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限しようとする時は、あらかじめ当該道路管理者に禁止、または制限の対象区間及び期間並びに理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがない時は、事後において速やかに通知するものとする。

（４）通行禁止等の周知

県公安委員会は災害時における通行の禁止、または制限（以下「通行禁止等」と言う。）を行ったときは、災害対策基本法第 76 条の規定に基づき直ちに通行禁止等に係る区域、または道路の区間、その他必要事項を周知させるものとする。

（５）車両の運転者の責務

車両の運転者は災害対策基本法第 76 条の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、次の措置をとらなければならない。

① 道路区間に係る通行禁止等が行われた場合

道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、車両を当該道路区間以外の場所に移動させる。また、移動させることが困難な場合はできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

② 区域に係る通行禁止等が行われた場合

区域に係る通行禁止等が行われた場合は、車両を道路以外の場所へ移動させる。また、移動させることが困難な場合はできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

③ 警察官の指示を受けた場合

警察官の指示を受けた場合はそれに従うものとする。

（６）警察官や自衛官並びに消防吏員による措置命令等

① 警察官による措置命令等

警察官は通行禁止等に係る区域、または道路の区間（以下「通行禁止区域等」と言う。）

において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動する。また、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

なお、警察官は命ぜられた者が当該措置をとらないとき、またはその命令の相手方がいない場合は、自ら措置することができる。

② 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等

警察官がその場にはいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員は、それぞれの機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要な措置をとることを命じ、または自ら措置することができる。

なお、措置を命じ、または自ら当該措置を行ったときは、直ちにその場所を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(7) 村における措置

- ① 道路管理者としての村長は、災害により交通施設及び道路等の危険な状況が予想され、または道路パトロールによりこれを発見したとき、もしくは通報等により判明したときは、施設の被害及び危険の程度を調査し、必要に応じて規制を実施するものとする。
- ② 規制の実施に際しては、警察署長へ規制実施箇所及び回り道等について通報するとともに、通行車両に対し標識の設置並びに報道機関等を利用して周知を図るものとする。

2) 交通施設の応急対策

災害時における交通施設の応急対策は、県とそれぞれの施設管理者と調整の上で行うものであるが、それらをまとめると以下ようになる。

(1) 国道（指定区間外）及び県道

国道（指定区間外）及び県道の管理者である県については、

- ① 各土木事務所は常に所管の道路の破損や決壊並びに橋梁流失その他交通に支障を及ぼす恐れのある箇所について検討を加え、災害時に迅速適切な措置がとれるように努めるものとする。
- ② 被害が発生する恐れがあるときは所管の道路状況を把握するため、道路監視車を巡回させ、被害情報の収集や道路災害の未然防止または適切な応急措置を行うものとする。

(2) 村道

村道の管理者である村については、

- ① 村長は管理に属する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を所管土木事務所長に報告するものとする。

ア．被害の発生した日時及び場所 イ．被害の内容及び程度 ウ．迂回道路の有無

- ② 村長は自動車の運転者や地区の住民等が決壊崩土並びに橋梁流失等の災害を発見した場合は、直ちに村長に報告するよう常時指導啓発しておくものとする。

(3) 県管理の港湾漁港施設

- ① 管理者である土木事務所は常に所管の防波堤・護岸・岸壁等の破壊、及びその他船舶・貯木場・民家に支障を及ぼす恐れのある箇所について検討を加え、災害時に沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、迅速かつ適切な措置がとれるよう努めるものとする。
- ② 土木事務所は災害発生の恐れがある場合に所管の岸壁や護岸の状況を把握するため、所員を地区別に手分けし沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、被害情報の収集及び護岸や岸壁被害の未然防止または適切な応急措置を行うものとする。

(4) 県管理の空港施設

- ① 管理者である慶良間空港管理事務所は常に所管の滑走路、管制室、進入角指示灯、滑走路末端識別灯等の破壊、及びその他支障を及ぼす恐れのある箇所について検討を加え、災害時に沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、迅速かつ適切な措置がとれるよう努めるものとする。
- ② 沖縄県空港課は災害発生の恐れがある場合に所管の滑走路や指示灯、識別灯の状況を把握するため、所員を地区別に手分けし沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、被害情報の収集及び被害の未然防止または適切な応急措置を行うものとする。



- ① 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白とする。
- ② 縁線及び区分線の太さは、1 cmとする。
- ③ 図示の長さの単位はcmとする。
- ④ 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、また図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

第8節 輸送計画

1. 基本方針

災害時における被災者の避難や応急対策要員及び資機材等の輸送については、緊急性を要するもので、その輸送業務を迅速かつ円滑に行うため、輸送力の確保及び災害輸送等についての輸送計画を定め推進するものとする。

2. 実施責任者

災害対策に必要な緊急輸送業務は村長が行い、担当は総務対策班とする。

3. 実施内容

1) 緊急輸送の実施

(1) 輸送対象の順位

災害時に行う緊急輸送の対象には災害応急対策要員や物資等数多くあるが、その優先順位は次の通りとする。

順位	輸送対象
第1段階	① 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等、人命救助に要する人員または物資 ② 消防及び水防活動等災害の拡大防止のための人員または物資 ③ 政府災害対策要員及び地方公共団体災害対策要員並びに情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等、初動の応急対策に必要な要員または物資 ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設及び輸送拠点の応急復旧並びに交通規制等に必要な人員または物資
第2段階	① 第1段階の続行 ② 食糧及び水等生命の維持に必要な物資 ③ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	① 第2段階の続行 ② 災害復旧に必要な人員または物資 ③ 生活必需品

(2) 輸送方法

緊急輸送は基本的には村所有の車両で行うものとする。しかし、重傷者等の緊急または長距離の輸送が必要な場合は、ヘリポートを指定し県に要請するものとする。輸送の方法は一般的に輸送物資等の種類や数量及び緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうち適当な方法によるものとする。

なお、特に緊急の場合または離島における災害救助のため、船舶による輸送が必要な場合は、県有船舶または第十一管区海上保安本部所属船艇の協力を求めて、輸送の実施に努めるものとする。

①道路輸送	村有車両及びその他の車両による輸送
②海上輸送	村有船舶及び県有船舶や第十一管区海上保安本部船艇並びに民間船舶による輸送
③空中輸送	航空機（回転翼機・固定翼機）による輸送
④人力による輸送	地域住民の協力のもとでの輸送

2) 輸送力の確保

(1) 村有車両の確保

- ① 緊急輸送のための村有車両の掌握管理は総務対策班が行う。
- ② 各災害対策班長は車両を必要とするときは、総務対策班長に次の事項を明示して配車を依頼するものとする。

ア. 輸送日時及び輸送区間
イ. 輸送対象の人数、品名及び数量
ウ. その他の必要事項

- ③ 総務対策班長は各班長より要請のあった場合は、車両の保有状態や応急対策の内容及び緊急度等を勘案して、使用車両を決定し要請班へ通知するものとする。

(2) 村有車両以外の車両の確保

村有の輸送力のみでは災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合は、県及び関係機関に対し車両の調達を依頼するものとする。

(3) 車両以外の輸送力の確保

- ① 海上輸送において県有船舶を必要とするときは、県（総括情報班）へ要請するものとする。また、第十一管区海上保安本部船艇による輸送を必要とするときは、知事（総括情報班）に対し、本章第 19 節「自衛隊派遣要請計画」に定める要領に準じて要請を依頼する。

なお、民間船舶を必要とするときは沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依頼するものとする。

(注) 知事（総括情報班）は第十一管区海上保安本部船艇による輸送の要請が適切であると認めるときには、または自らその必要を認めたときには、第十一管区海上保安本部長に対し、沖縄県地域防災計画第 6 節「自衛隊派遣要請計画」に定める要請に準じて第十一管区海上保安本部船艇の派遣を要請する。

- ② 空中輸送における航空機を必要とするときは県（総括情報班）に要請するものとする（自衛隊災害派遣要請）。
- ③ 人力輸送に当たっては、地域住民の協力を要請して行い、村は安全かつ効率的な輸送経路について検討を加え、災害時に迅速適切な措置が取れるように努めるものとする。

(4) 空港・ヘリポートの整備

村は空中の輸送（緊急患者の空輸や物資の空輸等）を受ける場合に備え、航空機（ヘリコプター含む）の発着または飛行機からの物資投下が可能な場所の選定及び整備に努め、災害

時における空中輸送の円滑を図るものとする。

なお、ヘリポートの設置基準については、第 19 節「自衛隊派遣要請計画」（170 頁）の定めるところによる。

3) 緊急通行車両の表示

(1) 緊急通行車両の事前届出

- ① 村は災害輸送を円滑に推進するため、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用する緊急通行車両について、県公安委員会へ提出し届出済証の交付を受けるものとする。
- ② 村は①の届出済証を受けた車両について、県（消防防災班）または県公安委員会に緊急通行車両確認証明書等の交付を申し出て、標章及び確認証明書の交付を受けるものとする。

(2) 緊急通行車両の確認

- ① 県または公安委員会から交付を受けた標章（様式 1）は、緊急通行車両の助手席側ウィンドウガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付するものとする。
- ② 緊急通行車両確認証明書（様式 2）は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示するものとする。

表 4-8-1 村有車両の保有状況（平成 22 年度）注意：リース車両を含む

	乗用車	ピックアップ	トラック	その他	合計	備考
総務課	1			5	6	消防車・救急車・マイクロバス
住民課	5				5	
産業振興課	1		3	1	5	フォークリフト含む
会計課						
公営企業課	3			3	6	フォークリフト含む
教育委員会	7				7	
合計	17		3	9	29	

(注) 知事（総括情報班）は第十一管区海上保安本部船艇による輸送の要請が適切々あると認めるときには、または自らその必要を認めたときには、第十一管区海上保安本部長に対し、沖縄県地域防災計画第 6 節「自衛隊派遣要請計画」に定める要請に準じて第十一管区海上保安本部船艇の派遣を要請する。

■様式 1 標章



- ① 色彩は、記号を黄色・緑、「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年月日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- ② 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- ③ 図示の長さの単位はcmとする。

■様式 2 証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		知 事 印	
公安委員会		印	
番号標に標示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員または品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
僅 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

第9節 災害救助法の適用計画

1. 基本方針

災害に際して応急的及び一時的に必要な救助を行い、被災者の保護や社会秩序の安定化等を図るため災害救助法の適用についての適用計画を定め推進するものとする。

2. 実施責任者

災害救助法に基づく救助は知事が実施し、村長は知事が行う救助を補助するものとする。ただし次に掲げる救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、その権限の属する救助を村長が行うことができるものとする。

なお、災害救助法の適用に関する手続き等の担当は住民対策班とする。

〔救助の種類〕

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 収容施設（応急1仮設住宅を除く）の供与② 炊き出しその他による食品の給与並びに飲料水の供給③ 被服、寝具その他生活必需品の給与④ 医療及び助産⑤ 災害にかかった者の救出⑥ 災害にかかった住宅の応急修理⑦ 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与⑧ 学用品の給与⑨ 埋葬⑩ 死体の捜索及び処理⑪ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 |
|--|

なお、災害救助法の適用に至らない災害における被災者の救助等は、座間味村地域防災計画に定めるところにより村長が実施するものとする。

3. 実施内容

1) 災害救助法による救助の実施

災害救助法に基づく救助として、表 4-9-2「災害救助法による救助の程度と期間」に掲げる内容について実施するものとする。

4. 災害救助法の適用

1) 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、災害救助法施行令第1条第1項第1号―第4号の規定により、地域の被害が次の各号のいずれかに該当しかつ現に応急的な救助を必要とするときに行うものとする。

- ① 村内における被害世帯数が30世帯に達したとき（第1項第1号）。
- ② 被害が相当広範な地域にわたり県内の被害世帯数が1,500世帯以上であって、村内の被害世帯数が①の被害世帯数の2分の1（15世帯）に達したとき（第1項第2号）。
- ③ 被害が広範な地域にわたり県内の被害世帯数が7,000世帯以上であって、村内の被害状

況が特に救助を要する状態にあるとき（第1項第3号：前段）。

④ 村内における被害が次のいずれかに該当し知事が特に必要と認めたとき。

ア．隔絶した地域における災害の発生等により、被災者の救護が著しく困難である等の特別の事情がある場合であって、多数世帯の住家が滅失したとき（第1項第3号：後段）。

イ．多数の生命または身体に危害を受け。もしくは受ける恐れが生じたとき（第1項第4号）。

表 4-9-1、市町村人口規模別被害世帯数基準

市町村の人口	被害世帯数
5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上 15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上 30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上 50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上 100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上 300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以	150 世帯

2) 被害世帯の算定基準

被害世帯とは全壊（焼）流失等により住家が滅失した世帯を言い、住家の受けた被害の状態から換算を行い、その数を求めるものとする。

① 滅失世帯の算出

住家が滅失した世帯の算定は、住家の「全壊（焼）及び流失」した世帯を基準とし、半壊等については災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下の通り、みなし換算を行うものとする。

住家被害状況	算定根拠		滅失住家
全壊や全焼及び流失	1 世帯	=	
半壊及び半焼	2 世帯	=	
床上浸水または土砂の堆積により一時的に居住できない状態	3 世帯	=	1 世帯

② 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定基準は概ね次の通りとする。

被害の区分	認定の基準
住家の滅失	住家の損壊や消失または流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%に達した程度のも
住家の半壊及び半焼	住家の損壊や消失または流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のも

住家の床上浸水・土砂の堆積等	上記２点に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のも のまたは土砂や竹木等の堆積により一時的に居住することができない 状態となったもの
----------------	--

- (注) 1. 「住家」とは、現実に居住のために使用している建物を言う。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断及び独立し、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取り扱う。
2. 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位を言う。

5. 災害救助法の適用手続き

1) 災害救助法の適用要請

村域内の被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当するときは、法に基づく災害報告要領により村長は直ちにその旨を知事に報告するものとする。なお、報告する際の必要な事項は次の通りである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 災害発生の日時及び場所 ② 災害の原因及び被害の状況 ③ 適用を要請する理由 ④ 既にとった救助措置及び取ろうとする救助措置 ⑤ その他必要な事項 |
|---|

2) 適用要請の特例

災害の事態が急迫して知事による災害救助法の実施の決定を待つことができない場合には、村長は救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに指揮を受けるものとする。

3) 沖縄県の措置

- ① 知事（県民生活班）は、村長からの報告に基づき災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について村長に通知するとともに関係行政機関及び厚生労働大臣並びに内閣総理大臣に通知または報告するものとする。
- ② 災害救助法を適用したときは速やかに公告するものとする。

4) 災害救助法による災害報告及び救助実施状況の報告

災害救助法に基づく「災害報告」には災害発生の時間的経過に伴い、「発生報告」、「中間報告」、「決定報告」の３段階があり、その都度知事に報告するものとする。また、各救助種目の実施状況を初期活動から救助活動が完了するまで毎日記録し、知事に報告するものとする。

表 4-9-2 災害救助法による救助の程度と期間

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、または被害を受ける恐れのある者を収容する	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 300円以内 (加算額) 冬期別に定める額を加算 高齢者の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のため賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費または購入費、高熱水道並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上。
応急仮設1住宅の供与	住家が全壊、全焼または流失し、居住する住家がない者であって自らの資力で住宅を得ることができない者。	1. 規格 1戸当たり平均 29.7㎡(9坪)とする。 2. 限度額 1戸あたり 2,387,000円以内 3. 同敷地内等に概ね 50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1. 1戸あたり 29.7㎡ 2,387,000円以内であればよい。 2. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3. 供与期間 最高2年以内 4. 民間賃貸住宅の借り上げにとる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の供与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人 1日当たり 1,000円以内	災害発生の日から7日以内	食品供与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供与	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上。

救助の 種類	対象	費用の限度額		期間		備考		
その他生 活必需品 の供与ま たは貸与	全半壊（焼）、 流失、床上浸水 等により、生活 上必要な被服、 寝具、その他生 活必需品を喪 失、または毀損 し、直ちに日常 生活を営むこ とが困難な者	1. 夏期（4月～9月）、 冬期（10月～3月） の季別は災害発生 の日をもって決定 する。 2. 下記金額の範囲内		災害発生の日か ら10日以内		1. 備蓄物資の価格は 年度当初の評価額。 2. 現物給付に限るこ と。		
			1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人 以上1人 増す毎 に加算
		全壊全焼 流失	夏					
			冬					
		全壊全焼 流失	夏					
			冬					
医療	医療の途を失 った者（応急的 処置）	1. 救護班…使用した薬 剤、治療材料、医療 器具破損等の実費 2. 病院または診療所… 国民健康保険報酬の 額以内。 3. 施術者 協定料金の額以内		災害発生の日か ら14日以内		患者等の移送費は別 途計上。		
助産	災害発生の日 以前または以 後7日以内に 分娩した者で あって災害の ため助産の途 を失った者 （出産のみなら ず死産及び流 産を含み、現に 助産を要する 状態にある者）	1. 救護班等による場合 は、使用した衛生材 料等の実費 2. 助産婦による場合 は、慣行料金の100 分の80以内の額		分娩した日から 7日以内		妊婦等の移送費は、別 途計上。		
災害にか かった者の 救出	1. 現に生命、身 体が危険な 状態にある 2. 生死不明な 状態にある 者	当該地域における通常 の実費		災害発生の日か ら3日以内		1. 期間内に生死が明 らかにならない場 合は、以後「死体の 捜索」として取り扱 う。 2. 輸送費、人件費は別 途計上。		
災害にか かった住 宅の応急 修理	1. 住宅が半壊 （焼）し、自 らの資力に より応急修 理をすること ができない者	居室、炊事場及び便所 等日常生活に必要最小 限度の部分1世帯当た り520,000円以内		災害発生の日か ら1カ月以内				

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
災害にかかった住宅の応急修理	2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊(焼)した者			
学用品の供与	住宅の全壊(焼)、半壊(焼)流失、または床上浸水により学用品を喪失、または毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒を含む	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会届け出またはその承認を受けて使用している教材または正規の授業で使用している教材実費 2. 文具及び通学用品は1人当たり次の金額以内 小学児童 4,100 円 中学生生徒 4,400 円 高等学校生徒 4,800 円	災害発生の日から (教科書) 1 カ月以内 (文房具及び通学用品) 15 日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。
死体の捜索	行方不明の状態により、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における実費	災害発生の日から 10 日以内	1. 輸送費、人件費は、別途計上 2. 災害発生後 3 日を経過したものは一応志望した者と推定される。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)	(洗浄、消毒後) 1 体当たり 3,300 円以内 (一般保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外存 1 体当たり 5,000 円以内 (検索) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 死体の一次保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
埋葬	災害の祭死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	1 体当たり 大人(12 歳以上) 201,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活上支障を来している場合で自力では除去することのできない者	1人当たり 134,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
郵送及び賃金職員等雇上費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 救済用物資の整理配分 6. 死体の搜索 7. 死体の処理	当該地域における通常実費	救助の実施が認められる期間内	
費弁償	災害救助法執行令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法執行令第 24 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して決める	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額。

(注) この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で救助の程度並びに方法及び期間を定めることができる。

第 10 節 水道施設応急対策計画

1. 基本方針

水は日常生活及び産業活動を行う上で欠くことのできないものであり、水道施設や設備が災害により被害を受けた場合において、水の供給は緊急を要するものである。そのため、被災時においても飲料水等を円滑に供給できるよう緊急措置並びに応急工事等についての対策計画を定め推進するものとする。

2. 実施責任者

水道施設の応急復旧等の必要な対策は村長が行ない、担当は公営企業対策班とする。

3. 実施内容

1) 災害時における応急工事の推進

- ① 災害の発生に際しては取水及び導水並びに浄水施設の防護に全力を挙げ、給水不能範囲をできるだけ少なくする。
- ② 取水及び導水並びに浄水施設が破損し、給水不能または給水不良となった区域に対しては、他の系統の全能力を挙げて給水を行うとともに、施設の速やかな復旧を図る。
- ③ 施設が被災したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処置するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入する恐れがある場合は、水道の使用を一時中止するよう地域住民に周知するものとする。
- ④ 水道施設の応急復旧に当たっては、配水調整等によって断水区域をできる限り少なくするとともに、復旧の優先順位を設けるなど効率的に作業を進めるものとする。また、被災者に対しては「第 13 節給水計画」（155 頁）に基づき速やかに緊急給水を実施する。

2) 支援の要請及び受け入れ体制の確立

大規模災害の発生によって応急対策の実施に応援を必要とする場合には、応援を要請したい水道事業者へ要請を依頼するものとする。また、その際に外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面等の配付や連絡手段の確保等を行うものとする。

第 11 節 食料供給計画

1. 基本方針

災害により食料品の確保が困難となる場合において、被災者及び災害応急対策要員等に対して食料の給与を迅速に行うため、食料の調達及び供給方法等についての供給計画定め推進するものとする。

2. 実施責任者

被災者に対する食料の調達及び供給は、村長が必要と認めるときは実施する。災害救助法が適用された場合は知事が実施する。ただし、応急対策を迅速に行うために知事が必要と認めるときは、村長が実施する。

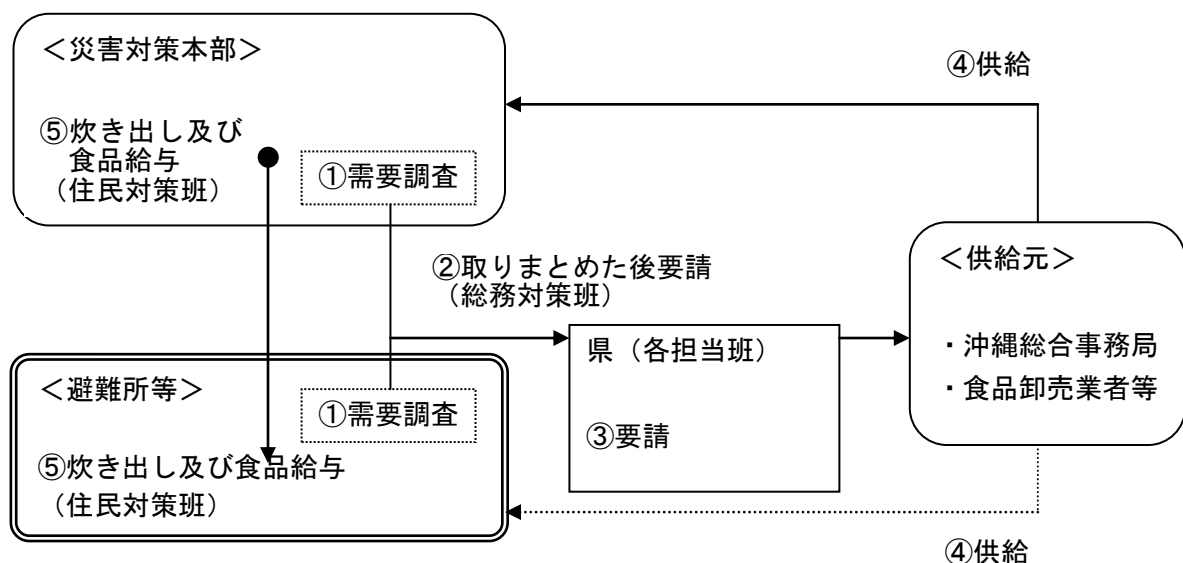
なお、食料の調達は総務対策班、供給及び炊き出しについては住民対策班がそれぞれ担当するものとする。

3. 実施内容

1) 食料の需要量把握

各避難所における避難者並びに災害応急対策要員等の人数から食料需要を把握し、必要となる食料の確保を図るものとする。

なお、食料等の需要量把握から供給に至るまでの経路を示すと次の通りと考えられる。



2) 食料の調達

食料の需要量把握に基づき、次の方法で必要量の調達を推進するものとする。

(1) 主食（米穀・乾パン）

- ① 主食の調達は基本的には県に食料調達要請を行い、実施するものとする。
- ② 主食の中で米穀については、村長は知事（流通政策班）の発行する応急買受許可書により米穀販売事業者手持ちの米穀から調達する。
- ③ 災害用乾パンについては、村長は知事に買受要請に基づき売却申請書を沖縄総合事務局長に提出し調達するものとする。

(2) 副食

副食の調達は、原則として村において行うものとする。ただし、緊急調達の必要がある場合は、知事（園芸振興班）及び他市町村に応援を要請するものとする。

(3) 食料（主食）の応急販売方法

米穀や災害用乾パンの主食における応急販売は、一般的に以下に掲げる場合において知事（流通政策班）が村長の申請により必要と認めた場合に、「沖縄県の災害時における米穀の取扱要領」、「災害時等における乾パンの取扱要領（農林水産省総合食料局長通知）」に基づいて行われるものである。

① 米穀の販売対象と配給数量

米穀についての販売対象と配給数量は次の通りである。

販売対象	配給対象
被災者に対し炊き出しによる給食を行う場合	1人1日当り 300 g
被災により卸売・小売販売業者が通常の販売を行うことができないため、その期間を通じないで配給を行う必要がある場合	1人1日当り 300 g
災害時における救助作業や急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1人1日当り 200 g

② 災害用乾パンの応急配給

災害の発生またはその恐れがある場合における乾パンの配給は、農林水産省総合食料局の定めによる「災害事等における等乾パンの取扱要領（農林水産省総合食料局長通知）」に基づいて次により実施するものとする。

乾パンの常備場所	配給の方法
関東農政局東京農政事務所及び東海農政局	知事（流通政策班）は、沖縄総合事務局長に対し売却の申請を行い、乾パンを購入し、直接または村を通して被災者に配給するものとする。

3) 食料の供給活動

(1) 供給対象者

- ① 避難指示等に基づき避難所に収容された人
- ② 住家が被害（全壊（焼）・流失・半壊（焼）・床上浸水等）を受け炊事の不可能な人
- ③ 住家が被害を受けたため一時縁故先等へ避難する人
- ④ 旅行者や村内通過者等で他に食料を得る手段のない人
- ⑤ 災害応急対策活動従事者
- ⑥ 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給を受けることが不可能となった人

(2) 給与の種別

① 炊き出し

炊き出しは各避難所で行い、必要な原材料や燃料等は村が調達するものとする（乳幼児のミルクを含む）。

② 食品給与

住家の被害により一時縁故先等に避難するものに対して、現物をもって3日以内の食品を給与するものとする。

(3) 給与品目及び数量

- ① 給与品目は米穀またはその加工品及び副食品とする。
- ② 給与数量は1人1日精米換算で300g以内とする。ただし、乾パンや麦製品（乾うどん等）は社会通念上の数量とし、また副食品の数量については制限しないものとする。

(4) 給与方法

- ① 食品の給与及び炊き出しは避難所ごとに実施するものとし、それぞれに実施責任者を定めるものとする。
- ② 炊き出し施設は、学校等の給食施設及び公民館並びに寺社等の可能な限り既存の施設を利用するものとし、できるだけ避難所と同一施設または避難所に近い施設を選定するものとする。なお、これら施設の所有者または管理者とはあらかじめ協議の上で了解を受けておくものとする。
- ③ 炊き出しに当たっては常に食料品の衛生に十分留意するものとする。

(5) 集積場所

食料の集積場所（保管場所）は、災害の状況によって避難所や交通及び連絡に便利な公共施設並びにその他適当な場所において管理するものとする。

4) 食料の備蓄

(1) 災害時要援護者に配慮した食料備蓄の推進

村は災害時要援護者に配慮して食料の備蓄に努めるものとする。

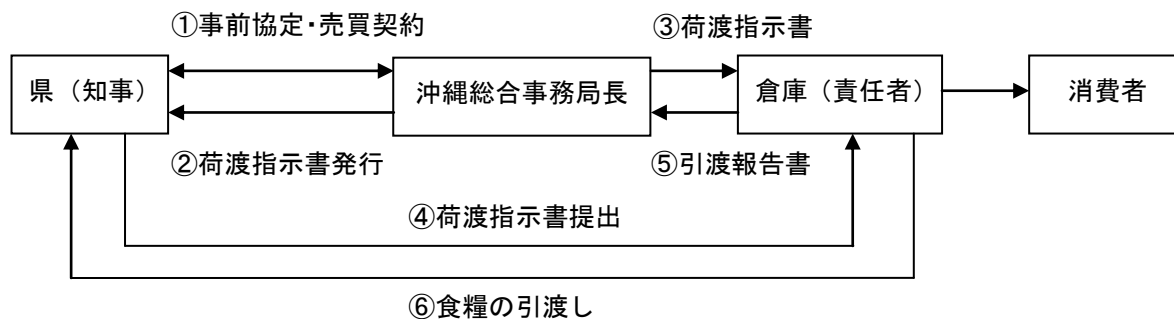
(2) 個人備蓄の奨励

村は村民に対してインスタントやレトルト等の応急食品、及び飲料水を災害時に備えて3日分程度準備しておくよう奨励するものとする。

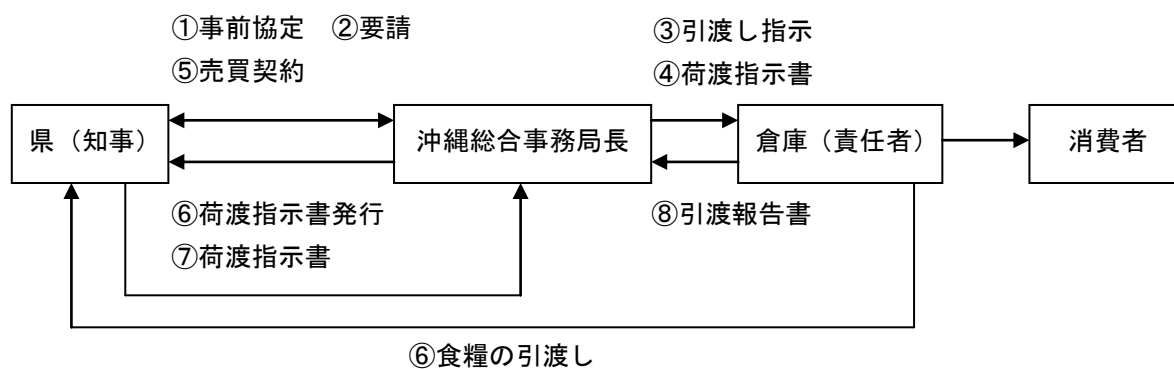
図 4-11-1 災害救助用米穀（緊急食糧）の引渡し系統図

① 県（知事）に対する緊急食糧の売却

ア．荷渡指示書を発行・交付して引渡しを行う場合

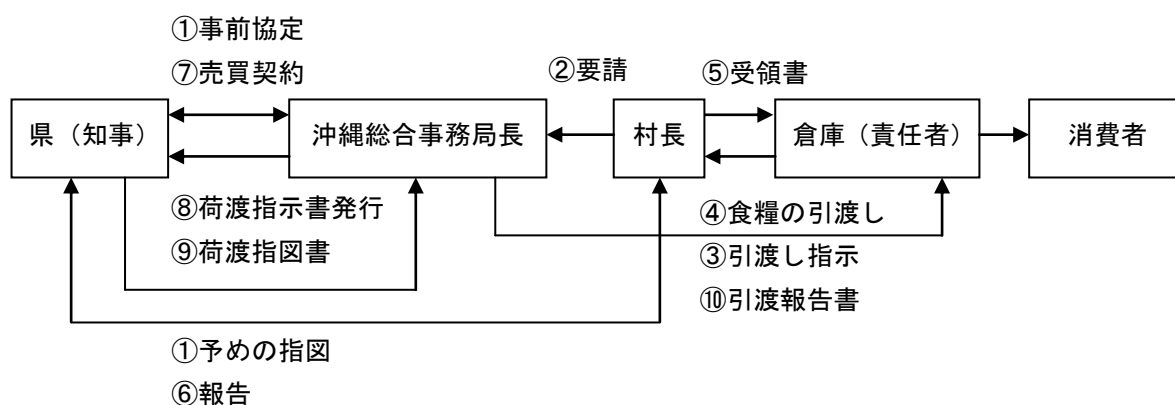


イ．荷渡指示書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕のない場合

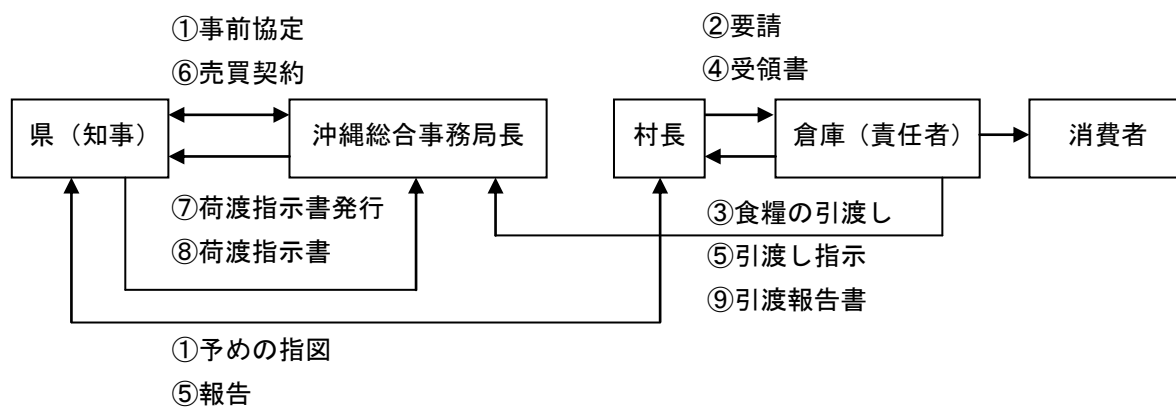


② 村からの緊急食糧引渡しの要請

ア．村長から局長に対して緊急の引渡しを要請する場合



イ．村長から倉庫の責任者に対して緊急の引渡しを直接要請する場合
 （食糧事務所と倉庫との連絡がつかない場合）



第 12 節 衣料及び生活必需品物資の供給計画

1. 基本方針

災害により日常生活に欠くことのできない被服・寝具・その他の生活必需品（以下「生活必需品」と言う。）を喪失または毀損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与または貸与する必要がある。そのため、生活必需品の調達及び供給等についての供給計画を定め推進するものとする。

2. 実施責任者

被災者に対する生活必需品の給与または貸与は、村長が必要と認めるときに実施する。災害救助法が適用された場合は知事が実施する。ただし応急対策を迅速に行うために知事が必要と認めるときは、村長が実施する。

なお、物資の調達は総務対策班、給与または貸与は住民対策班がそれぞれ担当するものとする。

3. 実施内容

1) 物資の調達

(1) 需要量の把握

生活必需品の需要量は、供給対象者や必要とされる品物等を適確に把握し、設定するものとする。

(2) 物資の調達

物資の調達については、防災備蓄計画により応急対策用として備蓄されたものから確保するものとする。備蓄品目が不足する場合には、関係業者との密接な連絡により調達するものとし、さらに必要量が確保できないときは、知事及び他市町村に対し応援を要請するものとする。

2) 物資の供給活動

生活必需品の給与または貸与については、被災者別並びに世帯の構成員数に応じて迅速に行うものとする。

(1) 供給対象者

災害により住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）または床上浸水等により生活必需品等を喪失及びき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

(2) 供給品目

生活必需品の主な供給品目は次の通りとする。

- | |
|----------------------------|
| ① 寝 具…就寝に必要な最小限の毛布等 |
| ② 衣 類…上着及び下着等 |
| ③ 見回り品…タオル・手拭い・運動靴・傘等 |
| ④ 炊事用具…鍋・釜・包丁・食器類・コンロ・バケツ等 |
| ⑤ 日用品…石鹸・ちり紙・歯ブラシ・歯磨き等 |
| ⑥ 高熱材料…マッチ及びろうそく等 |

⑦ その他…懐中電灯及びラジオ等

4. 個人備蓄の奨励

村は災害直後に最低限必要となる衣類等の生活必需品を、非常持ち出し品として個人で備蓄しておくことを地域住民に奨励していくものとする。

第 13 節 給水計画

1. 基本方針

災害により飲料水を確保することができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給する必要がある、その方法等に関する計画を定め推進するものとする。

2. 実施責任者

災害のため飲料水を得ることのできない者への給水について、災害救助法が適用された場合は知事が行ない、村長はこれを補助するものとする。ただし、応急対策を迅速に行うために知事が必要と認めるときは、村長が行うことができる。また、災害救助法が適用されない場合においても、村長が必要と認めるときは実施するものとする。

なお、担当は総務対策班が行うものとする。

3. 実施内容

1) 給水源の確保

- ① 災害発生後直ちに水源地や配水ポンプ及び連絡管等を調査し、漏水を確認したときはバルブ操作により給水源を確保する。
- ② 受水槽やプール等を補給給水源として使用する場合は、ろ水機及び塩素剤による消毒を施す。
- ③ 必要に応じて関係機関と協議し取水計画等を定める。
- ④ 復旧に時間を要する地域や多量の水を必要とする医療機関等の断水に対しては、村給水工事指定店の応援を求め、応急仮配管による応急給水を行う。

2) 給水需要の把握

村は災害が発生し給水機能が停止すると判断される場合は、給水の必要な地域及び給水活動の規模等を決定するため次の項目について調査し、需要の把握に努めるものとする。

- ① 応急給水の開始時期
- ② 給水所の設置場所
- ③ 給水機能停止区域及び世帯や人口
- ④ 復旧の見込み

3) 給水活動の実施

(1) 給水所の設置

- ① 給水は給水所を設置し、給水車等による拠点給水方式で行うものとする。
- ② 設置場所は避難所を中心とするが、必要に応じて被災地等にも給水所を設置するものとする。
- ③ 給水所の設置場所には「給水所」の看板等を掲示する。
- ④ 給水所を設置したときは給水に関する広報を行い、村民へ周知を図る。

(2) 給水量

- ① 給水量は必要最小限度の生活が維持できる用水の供給を目安とする。
- ② 被災者に対する給水量は1人1日3リットルとするが、補給水源の水量や給水能力及び施設の復旧状況等に合わせて増加させるものとする。

(3) 供給方法

- ① 飲料水の供給に使用する器具は、全て衛生的処理を施した後に使用するものとする。
また、飲料水は末端給水栓までの適当な部所において、塩素の残留効果を適時測定するものとする。
- ② 供給方法はろ水機によるろ過給水、並びに容器による搬送給水等を現地の実情に応じ
て行うものとする。
 - ア. ろ水機によるろ過給水
 - 給水能力や範囲等を考慮の上、比較的汚染の少ない井戸等を水源に選定してろ水基地とし、ろ水機によりろ過したのち塩素剤による消毒を行うものとする。
 - ろ過消毒した水は、ポリエチレン容器等の搬送用容器に入れ、適切な方法により給水する。
 - イ. 容器等による搬送給水
 - 取水した水は給水車等に搬送して給水する。

(4) 医療施設等への優先的給水

給水活動に当たっては、医療施設及び社会福祉施設並びに避難所等の施設に対して優先的に行うものとする。

第 14 節 医療救護計画

1. 基本方針

災害により医療機関の機能が停止または混乱あるいは著しい不足のため、被災地の住民が医療または助産の途を失った場合における応急的な医療または助産の実施方法等にかんする救護計画を定め推進するものとする。

2. 実施責任者

災害時における医療または助産について災害救助法の適用があった場合は、知事（福祉保健政策班・保健所・県立病院）が実施するものとし、それ以外の場合は医療機関の協力を得て村長が行うものとする。なお、担当は住民対策班とする。

3. 実施内容

1) 医療供給体制の確立

(1) 救護班の編成

村は災害の規模及び患者の発生状況によって、日本赤十字社沖縄県支部やその他医療機関との協力のもとで医師 1 人、看護師あるいは保健師 1 人、事務担当者 1 人の計 3 人を基準とする救護班の編成を行うものとする。なお、助産は原則として産科医を構成員とする救護班が当たるとするものの、出産は緊急を要する場合は多いため最寄りの助産師によって行うことも差し支えないものとする。

(2) 救護所の設置

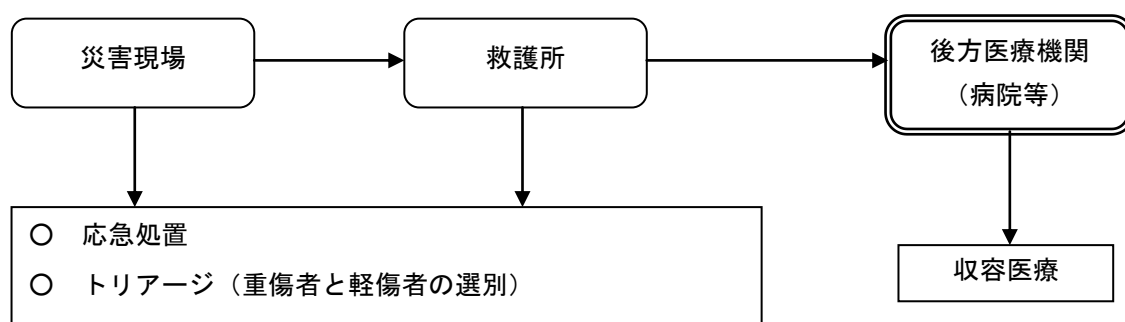
救護班は次に掲げる場所や施設に応急救護所や臨時救護所を設けるものとする。また、必要に応じて巡回救護を行うものとする。

応急救護所	臨時救護所
① 被災者の収容所 ② その他適当な地点	① 村内診療所 ② 村保健師室 ③ 近隣市町村の区域の病院及び診療所 ④ 助産所に関しては助産施設のある施設

(3) 後方医療機関の確保

村は救護所では対応困難な重症患者等の処置及び治療を行うため、国立病院や救急病院等を後方医療機関として確保するものとする。

図 4-14-1 医療救護の流れ



(注) 後方医療機関：救護所で困難な重病、重症患者等の処置、治療を行う（常設の公立、救急指定病院）

（４）医薬品及び資機材等の調達

① 医薬品及び医療用資機材の調達

医療及び助産のために必要な医薬品や衛生材料並びに医療器具は、救護班の手持ち品を繰り返し使用するものとする。ただし、手持ち品が無くまたは不足したときは救護班によって調達するものとするが、村内において確保が困難なときは県（薬務衛生班）に対して要請するものとする。

② 輸血用血液の確保

輸血用血液が必要な場合は、県（福祉保健政策班）を通じて日本赤十字社沖縄県支部（県赤十字血液センター）に供給を依頼するものとし、必要に応じて村民への献血を呼びかけるものとする。

（５）医療救護活動

主な医療救護活動は次の通りである。

- ① トリアージ（重症者と軽症者の選別）
- ② 負傷者に対する応急措置及び輸送困難者に対する医療の実施
- ③ 助産
- ④ 死亡の確認

２）医療及び助産の範囲

医療及び助産の実施範囲は次の通りとする。

医療	助産
① 診察 ② 薬剤または治療材料の支給 ③ 処置及び手術その他の治療並びに施術 ④ 病院または診療所への収容 ⑤ 看護	① 分娩の介助 ② 分娩前及び分娩後の処置 ③ 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

4. 後方医療機関への搬送

(1) 後方医療機関による医療

救護班による救護ができない者または救護班による救護が適当でない者については、国公立病院並びに診療所等のうち適切な後方医療機関へ搬送し、医療救護を行うものとする。

- ① 本島区域内の病院の入院治療施設
- ② 助産については産科を有する施設

(2) 搬送体制及び方法

救出者及び重症者の搬送は搬送先を考慮して適切な手段で行うものとし、自衛隊等のヘリコプターを活用するときは県を通じて要請するものとする。

搬送隊（協力者）	主な搬送手段	主な搬送範囲
消防団	消防団所有緊急車両、タンカ	村内、村外
警察署、村総務対策班、自主防災組織、ボランティア	タンカ、村所有の緊急車両、その他の協力団体の緊急車両	救出現場周辺、村内
自衛隊、警察署、第十一管区海上保安本部	ヘリコプター、船艇	村外

5. 巡回救護及び精神的ケアの実施

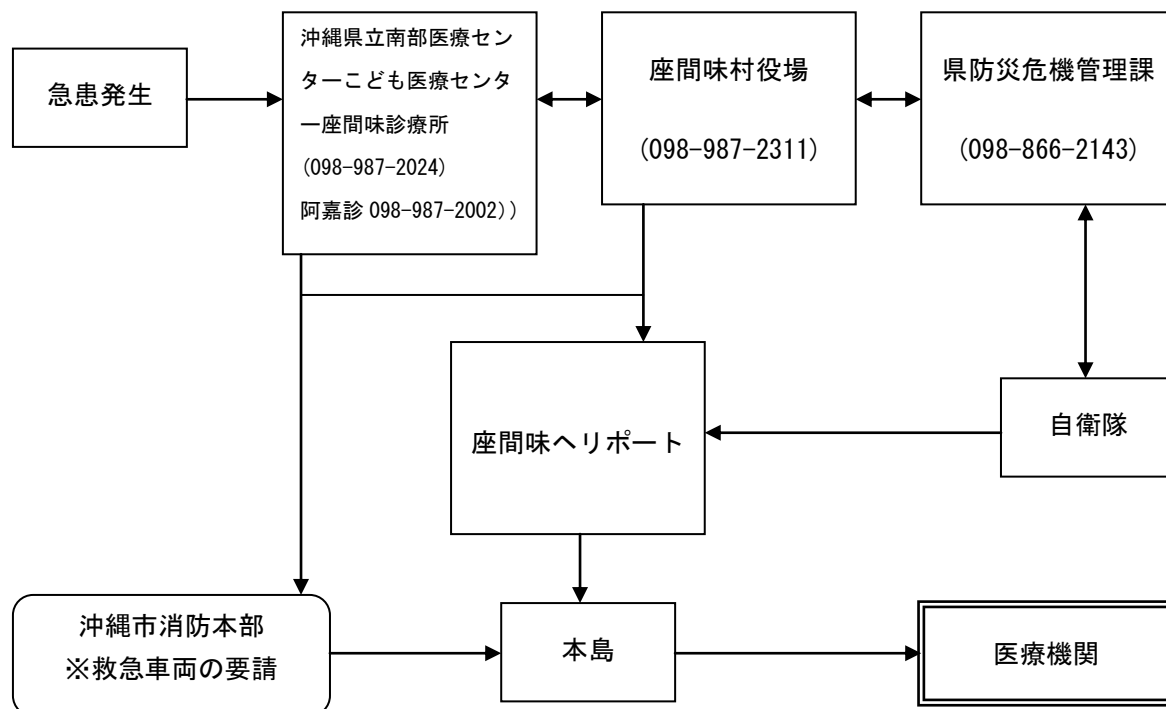
(1) 巡回救護

救護班は医療関係者と協力し、災害発生から一週間後を目安に長期的な医療対策として、巡回救護による医療活動を行うものとする。

(2) 精神的ケア

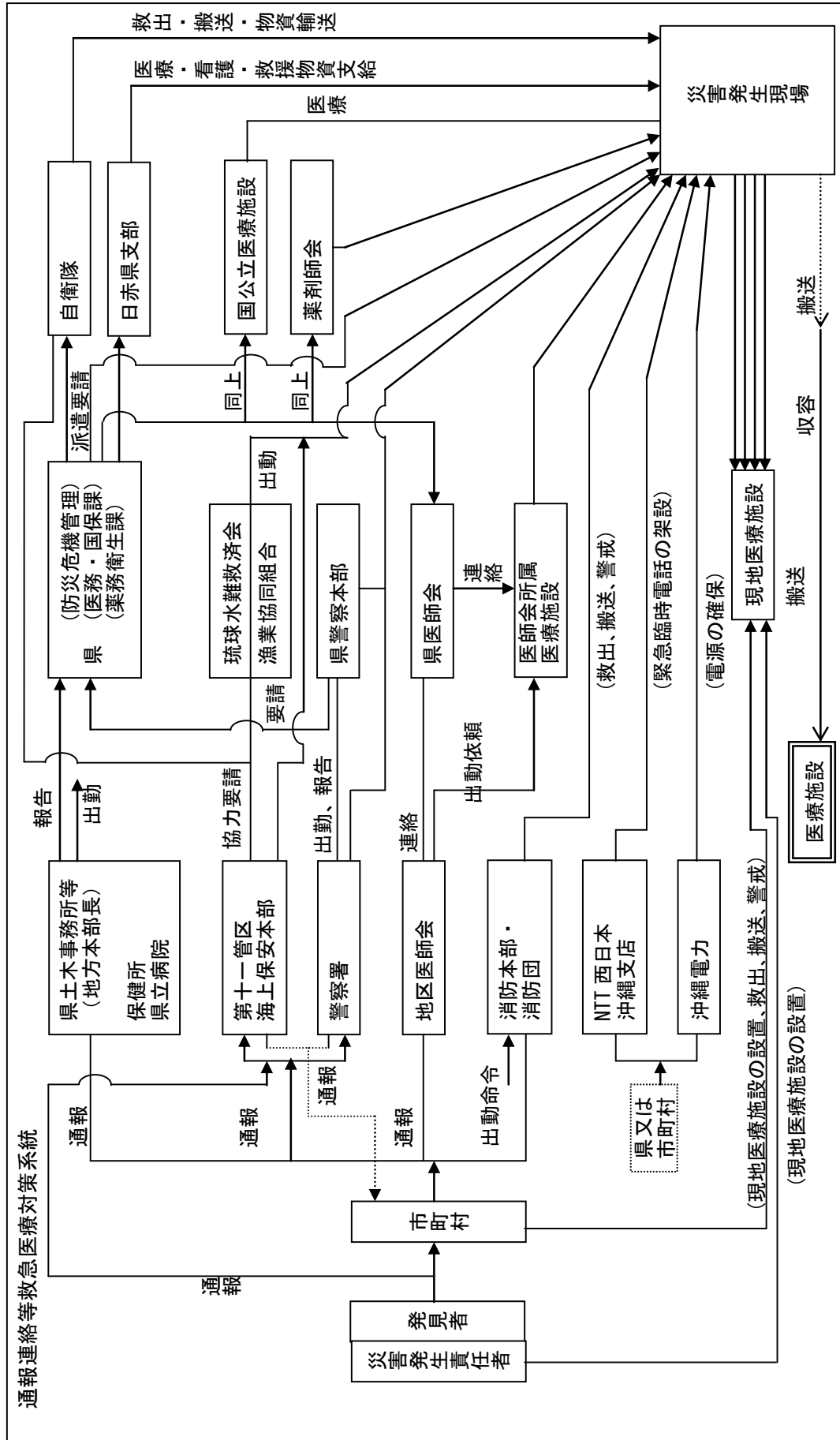
大規模な災害の発生後においては、精神科医や医療ケースワーカー及び保健師等により、災害に関わった人達への心的外傷への対策を行うものとする。

図 4-14-2 医療救急連絡系統図



(注) 県消防防災課（現在は県防災危機管理課）において災害情報収集等嘱託員が設置（平成8年6月）され、情報収集伝達及び急患搬送業務に24時間体制で対応が可能となった。急患搬送に係わる業務については、村長から要請を受けた県防災危機管理課において一元的に受け付け、自衛隊に対して災害派遣要請を行う。

図 4-14-3 通報連絡等緊急医療対策系統図



第 15 節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

1. 基本方針

災害により住宅を失いまたは毀損し居住することができなくなった者、あるいは自力で住宅の応急修理ができない者に対する応急仮設住宅の設置並びに住宅の応急修理の方法等に関する計画を定め推進するものとする。

2. 実施責任者

応急仮設住宅の設置並びに住宅の応急修理については、災害救助法が適用された場合は知事が行ない、村長はこれを補助するものとする。ただし、応急対策を迅速に行うために知事が必要と認めるときは、村長が行うことができる。災害救助法が適用されない場合にあっては村長が必要と認めるときは実施するものとする。なお、担当は産業振興対策班とし、応急仮設住宅への入居及び管理の担当は総務対策班とする。

3. 実施内容

1) 応急仮設住宅の設置

(1) 対象者

住宅が全壊（焼）または流失し居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者とする。

(2) 設置場所の選定

- ① 建築場所は原則として村有地とするが、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすくかつ保健衛生上適当な場所の選定を行う。なお、私有地を借り上げする場合は後日問題が起こらないよう十分協議のうえ選定するものとする。
- ② 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便及び教育の問題並びに被災者の生業の見通し等について考慮するものとする。

(3) 設置の方法

応急仮設住宅の設置は知事が直接または建築業者に請け負わせる等の方法で行うものとし、必要ある場合は県（施設建築班）において必要資材の調達を行うものとする。

(4) 設置戸数及び規模並びに費用等

① 戸数

応急仮設住宅の設置数は全壊（焼）または流失した世帯数の 3 割以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に協議しその承認を得て、数の引き上げをすることができる。

② 規模

応急仮設住宅の規模は一戸当たり 29.7 m² (9 坪) を基準とし、構造は一戸建及び長家建あるいはアパート式建築のいずれでも差し支えないものとする。

③ 費用

応急仮設住宅の費用は整地費・建築費・付帯工事費・人夫賃・輸送費及び建築事務費の

一切の経費を含めて、一戸当たり平均 2,366,000 円（平成 22 年基準）以内とする。

④ 期間

応急仮設住宅の建設工事に着工する時期は災害発生日から 20 日以内とする。また、仮設住宅を供与できる期間は完成の日から建築基準法第 85 条第 3 項による期限内（最高 2 年以内）とする。

（５）災害時要援護者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の設置に当たっては、高齢者や障がい者等の災害時要援護者に配慮した住宅建設に努めるものとする。

（６）入居者の選定

入居者の選定に当たっては、高齢者や障がい者等の災害時要援護者の入居を優先するものとする。

２）住宅の応急修理

（１）対象者

災害により住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では住家の応急修理を行うことができない者とする。

（２）修理の方法

- ① 住宅の応急修理は知事（知事が必要と認めた場合は村長）が直接行う、または建築業者に請け負わせる等の方法で行うものとし、必要ある場合は県（あるいは村）において必要資材の調達を行うものとする。
- ② 応急修理は居室及び炊事場並びに便所等のような生活上欠くことのできない最小限度必要な部分のみを対象とする。

（３）修理の戸数及び費用並びに期間

① 戸数

応急修理の対象数は村内の半壊（焼）した世帯数の原則として 3 割以内とし、該当者の選定は生活能力の低い者より順次選ぶものとする。

② 費用

修理のため支出できる費用の限度は、一戸当たり 531,000 円以内（修理用の原材料費・労務費・材料等の輸送費及び工事事務費一切の経費を含む）とする。

③ 期間

住宅の応急修理は災害の発生日から 1 カ月以内とする。

３）村営住宅の活用

村営住宅の空き家状況を把握し、空き家を被災者に対して優先的に入居させ居住の安定を図るものとする。

第 16 節 文教対策計画

1. 基本方針

災害が発生し、またはその恐れがある場合の教育現場における迅速かつ適切な対応、また文教施設及び児童生徒の被災により教育を行うことができない場合の応急教育の確保等について、対策計画を定め推進するものとする。

2. 実施責任者

災害時の教育に関する応急対策の実施者は次の通りとする。

- ① 村立小中学校及びその他の文教施設の災害復旧は村長が行う。
- ② 村立小中学校の児童生徒に対する応急教育は村教育委員会が行う。なお、災害救助法が適用されたときまたは村で実施することが困難な場合は、知事（施設建築班等）または県教育委員会が関係機関に協力を求め適切な措置をとるものとする。
- ③ 災害救助法による教科書及び教材並びに学用品支給については、知事の補助機関として村長が行うものとする。

3. 実施内容

1) 災害直後の措置

(1) 災害に関する警報等の把握及び伝達

災害が発生する恐れのある場合は関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ及びテレビ等の放送に留意し災害に関する情報の把握に努めるものとする。なお、学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、情報の収集及び伝達計画に基づき関係機関から村に対して行われるので、村教育委員会が学校に対して伝達するものとする。

また、学校にあっては家庭（保護者）への連絡方法を予め定めておくものとする。

(2) 休校措置

- ① 大災害が発生し、または発生が予想される場合は、学校は村教育委員会と協議し必要に応じて休校措置をとるものとする。
- ② 休校措置が登校前に決定したときは、直ちにその旨を防災行政無線等その他の確実な方法により児童生徒に周知させるものとする。
- ③ 休校措置が登校後に決定し児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校及び教職員による誘導等を行うものとする。

(3) 避難等

学校等において災害が発生し、またはその恐れがある場合には、事態に即応してあらかじめ定めた計画により避難するものとする。

また、村から避難所等の開設要請を受けた学校にあっては、村と緊密な連絡をとるとともにこれに積極的に協力するものとする。

2) 応急教育対策

災害時における応急教育は概ね次の要領によるものとする。

(1) 学校施設の確保

災害の規模及び被害の程度により次の施設を利用するものとする。

- ① 学校施設が災害によりその一部が損壊し使用不能になった場合は、応急修理または補強を施して教育活動に支障のないよう万全の措置を講ずるものとする。
- ② 校舎の一部が使用できない場合は特別教室及び体育館等を利用するものとし、なお不足するときは二部授業等の方法をとるものとする。
- ③ 校舎の全部または大部分が使用できない場合は、公民館等の公共施設または隣接学校の校舎等を利用するものとする。
- ④ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合は、避難先の最寄りの学校または被害を免れた公民館等の公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設等がないときは応急仮校舎の建設を行うものとする。
- ⑤ 村教育委員会は、応急教育に当たって村内に適当な施設がない場合は、那覇教育事務所を通じ県教育委員会に対して施設の斡旋を要請するものとする。

（２）教職員の確保

- ① 村教育委員会は教職員の被災等により通常の授業が行えない場合は、代替職員を確保し授業に支障を来さないようにする。また、必要に応じて一時的に教員組織の編成替えを行うものとする。
- ② 学校内で教職員の確保が困難な場合は、県教育委員会に応急救職員の緊急派遣を求めるものとする。

（３）教科書及び教材並びに学用品の支給

① 被災児童生徒及び被害状況の調査報告

村長は被災した児童生徒及び災害によって滅失した教科書及び教材の状況を別に定めるところにより、県教育委員会に報告するものとする。

② 斡旋

村からの報告に基づき県教育委員会は、必要に応じて現品入手につき斡旋するものとする。

③ 支給

ア．災害救助法適用世帯の小中学生に対する支給

給与の対象となる児童生徒の数は、被災者名簿について当該学校における在籍の確認を行い、被害別及び学年別に給与対象人員を正確に把握し、教科書にあつては学年別及び発行所別に調査集計し調達配分するものとする。文房具及び通学用品にあつては、前期給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入配分するものとする。

イ．災害救助法適用世帯以外の児童生徒に対しては村または本人の負担とする。

（４）罹災児童生徒の転校及び編入

罹災児童生徒の転校及び編入については教育長が定めるものとする。

３）学校給食対策

学校給食は原則として一時中止するものとする。ただし、村教育委員会は応急給食について必要と認めるときは、県教育委員会及び県学校給食会並びに保健所と協議のうえ実施するものとする。

4) 社会教育施設等の対策

災害時における社会教育施設等の応急対策は次によるものとする。

(1) 公民館等施設

公民館等の施設は災害応急対策のために利用される場合が多いので、管理者は被害状況の把握に努めるとともに、被災した公民館等の応急修理等を速やかに実施するものとする。

(2) 文化財対策

村教育委員会は文化財についての被害状況を調査するとともに、被災文化財については村及び県文化財審議委員会専門家の意見を参考にし、その対策を所有者等に指示及び指導するものとする。

5) 罹災児童生徒の保健管理

罹災児童生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図るものとする。

第 17 節 ボランティア協力受入れ計画

1. 基本方針

大規模な災害時には、本村及び防災関係機関の職員だけでは十分な応急対策活動が実施できない事態が予想され、関係諸団体との連携のもと民間ボランティアの参加を求めるとともに、受入れ体制を整備・促進する。

2. 実施責任者

応援協力の派遣要請は村長が行うものとし、担当は総務対策班とする。

3. ボランティア受入れ体制の整備

本村は村社会福祉協議会、県、日本赤十字社、その他関係機関との連携を図りながら、ボランティア活動が円滑に実施できるように受入れ体制を整備するものとする。

受入に際しては、ボランティアの登録を行い老人介護等、ボランティアの技能支援が効果的に活かされるよう配慮するとともに、その活動拠点の提供等の支援に努めるものとする。

4. ボランティア活動内容と協力要請

ボランティアの活用に際しては、ボランティア活動の内容に即し、協力を求めるものとする。

〈ボランティア活動内容〉

種 別	活 動 内 容
① 専門ボランティア	ア. 医療救護（医師、看護師、助産師等） イ. 無線による情報の収集、伝達（アマチュア無線通信技術者） ウ. 住宅の応急危険度判定（建築士等） エ. その他、災害救助活動において専門技能を要する業務
② 一般ボランティア	ア. 炊き出し イ. 清掃及び防疫 ウ. 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 エ. 被災地外からの応援者に対する地理案内 オ. 軽易な事務補助 カ. 危険を伴わない軽易な作業 キ. その他、災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務 ク. 避難所の管理・運営支援

5. ボランティアの活動支援

(1) ボランティア活動場所の提供

〔活動拠点の役割〕

区 分	活動拠点の場所	役割
① 本部	○離島振興総合センター ○村立中央公民館、または他の公共施設	ア. ボランティアの活動方針の検討 イ. 全体の活動状況の把握 ウ. ボランティアニーズの全体的把握 エ. ボランティアコーディネーターの派遣調整 オ. 各組織間の調整（特に行政との連絡調整） カ. ボランティア活動支援金の募集、分配
② 地区活動	○小中学校 ○村総合グラウンド ○社会福祉施設 ○その他公共施設	ア. 避難所等のボランティア活動の統括 イ. 一般ボランティアの受付、登録（登録者は本部へ連絡） ウ. 一般ボランティアのオリエンテーション（ボランティアの心得、活動マニュアル） エ. ボランティアの派遣 オ. ボランティアニーズの受け皿、掘り起こしとコーディネート カ. ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

(2) 設備機器の提供

電話、ファックス、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車等、村長が必要と認め、かつ本村において提供可能な資機材とする。

(3) 情報の提供

行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって、情報の共有化を図る。

また、ボランティア組織の必要情報とともに、住民に対する災害関連情報、生活情報も同時に提供する。

(4) ボランティアの保険

ボランティア保険の加入に際し、金銭面の支援を検討する。

(5) ボランティアに対する支援物資の募集

ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて広報するなどして、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減することに努める。

第 18 節 相互応援協力計画

1. 基本方針

大規模もしくは広範囲にわたる災害が発生し村だけで対応できない場合において、近隣市町村及び県並びに指定地方行政機関の職員等の応援により、災害応急活動及び応急復旧活動の万全を図るため派遣要請方法等についての計画を定め推進するものとする。

2. 実施責任者

応援協力の派遣要請は村長が行うものとし、担当は総務対策班とする。

3. 実施内容

1) 近隣市町村等相互間の応援

村長は村域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施する必要があると認めるときは、他の市町村長に対し職員等の応援を求めるものとする。

2) 指定地方行政機関の職員等

村長は指定地方行政機関に対し、次の事項を明示して職員等の派遣要請を行うものとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 派遣を要請する理由② 派遣を要請する職種別人員数③ 派遣を要請する期間④ 派遣される職員の給与及びその他の勤務条件⑤ その他職員等の派遣について必要な事項 |
|---|

3) 県知事への職員派遣斡旋の要請

村長は県知事に対し、県及び地方指定行政機関または他の地方公共団体の職員の派遣について、上記の事項を明示して斡旋を求めるものとする。

第 19 節 自衛隊派遣要請計画

1. 基本方針

天災地変その他の災害に際し人命及び財産の保護のため、警察及び消防署等では対処し得ないと認められるときに、自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊の災害派遣並びに受入れに関する事項についての養成計画を定め推進するものとする。

2. 実施責任者

自衛隊に災害派遣を申請できる者は、知事や第十一管区海上保安本部長及び那覇空港事務所長となっているが、村長は知事に派遣要請を依頼できる。なお、村における担当は、総務対策班である。

1) 災害派遣要請者（災害派遣を要請することができる者）

- | | |
|----------------|-----------|
| ① 知事 | 主として陸上災害 |
| ② 第十一管区海上保安本部長 | 主として海上災害 |
| ③ 那覇空港事務所長 | 主として航空機遭難 |

2) 災害派遣命令者（災害派遣の要請を受けることができる者）

- | |
|------------------|
| ① 陸上自衛隊第 1 5 旅団長 |
| ② 海上自衛隊沖縄基地隊司令 |
| ③ 海上自衛隊第 5 航空群司令 |
| ④ 航空自衛隊南西航空混成団司令 |

(注) 派遣命令者の所在地等……表 4-19-2

3) 要請の内容（自衛隊法施行令第 106 条）

（1）災害派遣（緊急患者空輸を除く）を要請する場合

災害派遣を要請する場合は、災害派遣命令者に対し次の事項を明確にして文書を以て要請するものとする。ただし、緊急の場合であって文書によるいとまのないときは、電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

- | |
|--|
| ① 災害の状況及び派遣を要請する理由 |
| ② 派遣を希望する期間 |
| ③ 派遣を要請する区域及び活動内容 |
| ④ その他参考となるべき事項（連絡責任者・連絡方法・宿泊施設の有無・救援のため必要とする諸器材・駐車場の有無等） |

（2）緊急患者空輸を要請する場合

- | |
|--|
| ① 患者（事故等）の状況及び病状並びに緊急患者空輸を必要とする理由 |
| ② 患者の氏名・年令・職業・性別・住所 |
| ③ 空輸発地及び空輪着地 |
| ④ 付添人の氏名・年令・患者との続柄・職業・住所 |
| ⑤ 添乗医師等の氏名・年令・性別・病院名 |
| ⑥ 入院先病院及び病院への輸送手段 |
| ⑦ その他参考となるべき事項（地元連絡責任者・ヘリポート等の夜間照明設備の有無・特に必要とする機材） |

(3) 派遣を要請しないと決定した場合

派遣を要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を自衛隊に連絡するものとする。

3. 実施内容

1) 村長の派遣要請要求等

(1) 知事への派遣要請依頼

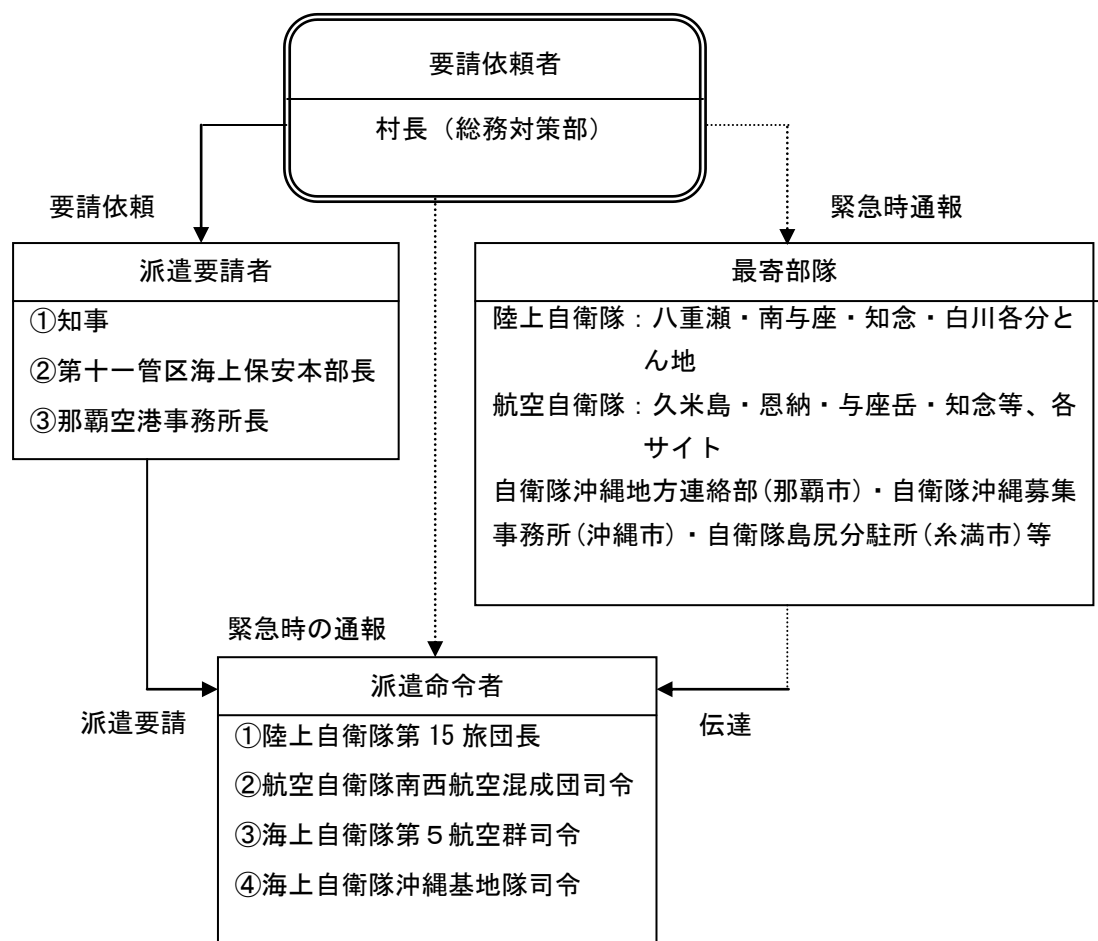
村長は村域に関わる災害が発生し、またまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし電話または無線等で知事（総括情報班）に自衛隊の派遣要請を依頼し、事後速やかに依頼文書を提出するものとする。

(2) 防衛庁長官等への通知

村長は上記の依頼ができない場合には、その旨及び村域に係る災害の状況を防衛庁長官またはその指定する者に通知することができる。なお、村長は通知を行った場合は速やかにその旨を知事（総括情報班）に報告しなければならない。

また、通知を受けた防衛庁長官またはその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、人命または財産の保護のため要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊等を派遣することができる。

図 4-19-1 自衛隊の災害派遣要請系統図



2) 受入れ体制の整備

(1) 村の準備すべき一般的事項

自衛隊派遣に際しては、村及び県は次の事項に留意するとともに自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするようこれに協力するものとする。

- ① 災害地における作業等に関しては、村及び県（防災危機管理課その他関係部署）と派遣部隊指揮官との間で協議して決定するものとする。
- ② 村側は自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておくものとする。
- ③ 派遣部隊の宿泊施設または野営施設を提供するものとする。
- ④ 災害救助または応急復旧作業等に使用する機械・器具類・材料・消耗品類は、特殊なものを除きできる限り村で準備するものとする。

(2) ヘリポートの選定

人命の救出（緊急患者空輸を含む）または救助物資の空輸（血液、血清リレーを含む）を円滑に実施するため、村内において次を考慮して地域毎に適地を選定しておくものとする。

また、ヘリポートの管理者は、年に1回以上ヘリポートの離着陸のための点検を実施するものとする。

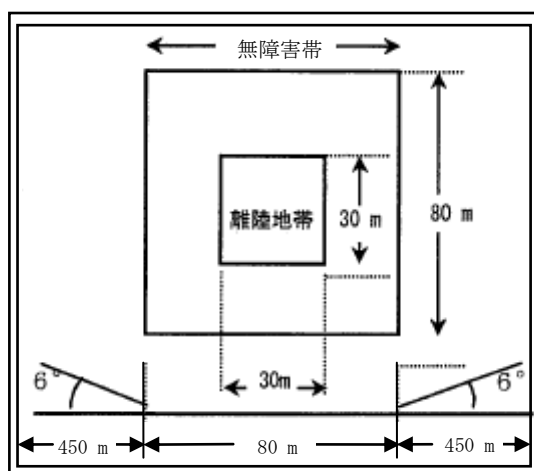
表 4-19-1 ヘリポート設置一覧表

ヘリポート予定地	所在地	管理者	連絡先
座間味ヘリポート	座間味 1208 番地	座間味村長	098-987-2311
阿嘉ヘリポート	阿嘉 953 番地	座間味村長	098-987-2311

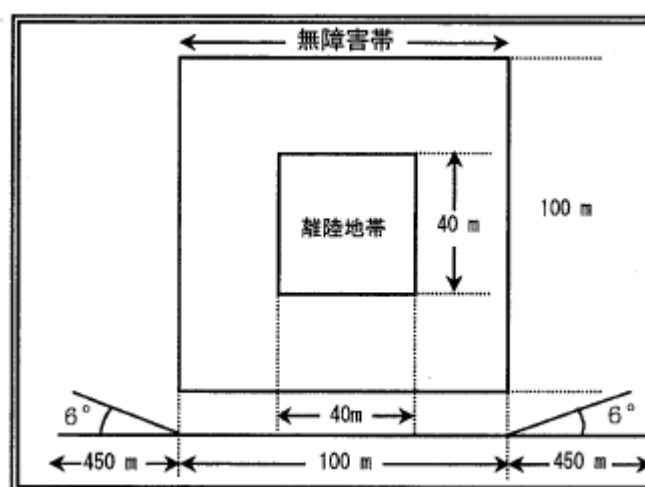
図 4-19-2 ヘリポートの設置基準

【離陸地点及び無障害地帯の基準】

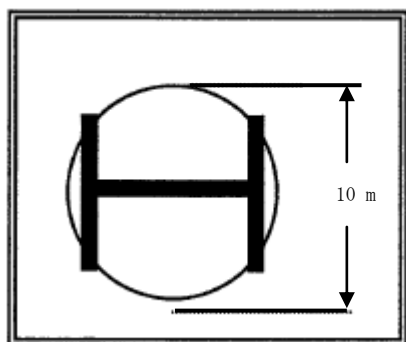
＜小型機（OH-6）の場合＞



＜大型機（V-107、CH-47）の場合＞



<ヘリポート>



(注) 着陸地点の地盤は堅固で平坦であること。

(3) ヘリコプター受入れ時の準備

- ① 離着陸地点にはH記号を平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向き及び風速の判定ができるよう吹き流しを掲揚する。
- ② ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ③ 砂塵が舞い上がる場合においては散水を行う。
- ④ ヘリポート付近の住民に対してヘリコプターの離発着について広報を行う。
- ⑤ 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握のうえ事前に自衛隊と調整を行う。
- ⑥ 離発着時にはヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

3) 自衛隊の活動内容

(1) 連絡員の派遣

- ① 自衛隊は災害発生時に県または村に連絡幹部を派遣し、調整及び連絡に当たる。
- ② 県または村は自衛隊の連絡員の受け入れに当り、自衛隊本隊との連絡及び調整に必要な施設等を準備するものとする。

(2) 派遣部隊の活動内容（防衛庁防災業務計画）

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況や他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容及び現地における部隊の人員並びに装備等によって異なるが、通常は次の通りである。

- ① 被災状況の把握（偵察行動）
- ② 避難の援助（避難者の誘導及び輸送）
- ③ 避難者等の搜索及び救助
- ④ 水防活動（土のう作成及び運搬並びに積み込み）
- ⑤ 消防活動（消火）
- ⑥ 道路または水路の啓開（障害物の啓開及び除去）
- ⑦ 応急医療及び救護並びに防疫
- ⑧ 人員及び物資の緊急輸送（救急患者・医師・その救援物資の緊急輸送・孤立地区に対する人員の吊り上げ・救出または降下）
- ⑨ 炊飯及び給水支援
- ⑩ 救援物資の無償貸付けまたは譲与（総理府令第1号（昭和33年1月1日付け）による）
- ⑨ 危険物の保安及び除去（火薬類及び爆発物等危険物の保安措置及び除去）
- ⑩ その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

（３）災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、またまさに発生しようとしている場合において次の措置をとることができる。

① 警察官がその場にいない場合

ア．緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令等（所轄警察署長へ通知）

② 村長及びその他村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合

ア．警戒区域の設定及びそれに基づく立ち入り制限や禁止並びに退去命令（村長へ通知）

イ．他人の土地等の一時使用等（村長へ通知）

ウ．現場の被災工作物等の除去等（村長へ通知）

エ．住民等を応急措置の業務に従事させること（村長へ通知）

（４）派遣部隊の撤収

① 災害派遣要請者は派遣目的を達成した場合またはその必要がなくなった場合は、派遣要請の要領に準じて撤収要請を行うものとする。

② 災害派遣命令者は派遣の目的を達成した場合またはその必要がなくなった場合は、撤収することができる。この際、撤収について村長及び警察並びに消防機関等と周密に調整するとともに、その旨を県に連絡するものとする。

4）経費負担の区分等

（１）災害派遣要請者の負担

災害派遣部隊等が活動に要した経費のうち下記に掲げるものは村及び県等の災害派遣要請者側の負担とし、細部はその都度派遣要請者と派遣命令者で協議のうえ決定するものとする。

① 災害派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費並びに当該電話使用による通話料金

② 宿泊施設の電気及び水道並びに汚物処理等の料金

（２）その他経費の負担

その他上記（１）に該当しない経費の負担については、災害派遣要請者と災害派遣命令者の間で協議のうえ協定を行うものとする。

（３）自衛官の措置に伴う損失及び損害の補償

次の損失及び損害については村が補償を行うものとする。

① 自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分（法第 64 条第 8 項において準用する同条第 1 項）により通常生ずべき損失

② 自衛官の従事命令（法第 65 条第 3 項において準用する同条第 1 項）により応急措置の業務に従事した者に対する損害

表 4-19-2 災害派遣者の所在地等

所在地 及び 連絡先	宛先	所在地	実務担当			
			(昼間)		(夜間)	
			主管	電話	実務	電話
陸上自衛隊	第15旅団 団長	那覇市鏡水 679	団本部第 3科	098-857-1155 098-857-1156 098-857-1157 内線 233 FAX 切替電話 098-857-5168 沖縄県防災行政 無線 55-758	団本部当 直	098-857-1155 098-857-1156 098-857-1157 内線 206 FAX 切替電話 098-857-5168 沖縄県防災行政 無線 55-758
海上自衛隊	第5航空群 司令	那覇市当間 252	作戦幕僚	098-857-1191 内線 5213	群司令部 当直	098-857-1191 内線 5222
	沖縄基地隊 司令	うるま市勝 連平敷屋 1920	沖縄基地 隊本部警 備科	098-978-2342 内線 230	沖縄基地 隊本部当 直	098-978-2342 内線 244
航空自衛隊	南西航空Ⅰ 混成団司令	那覇市当間 301	司令部運 用課	098-857-1191 内線 2236	SOC当 直幕僚	098-857-1191 内線 22042304

(注) 急患空輸等の要請先（電話 上記に同じ）

1. 離島の急患及び物資空輸 : 陸上自衛隊第15旅団
2. 船舶急患空輸及び艱難救助 : 航空自衛隊南西航空混成団
3. 海上捜索 : 海上自衛隊第5航空群、沖縄基地隊

第 20 節 防疫計画

1. 基本方針

被災地においては、環境衛生が悪化し感染症等の発生及び蔓延が予想されるため、これを防ぐための防疫活動に関する計画を定め推進するものとする。

2. 実施責任者

防疫活動は知事（防疫班及び保健所）が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」と言う。）」に基づいて行うものとし、村長は知事の指示に従って措置を行うものとする。なお、担当は住民対策班とする。

3. 実施内容

1) 防疫の実施組織の編成

防疫活動を円滑に推進するため住民対策班に調査係と防疫係を必要な人員及び車両を持って編成する（調査係は人員 2 人・車両 1 台、防疫係は人員 2 人・車両 1 台を編成の目安とする。）。

なお、災害地域が広範囲に及ぶ場合は、その都度即応体制を総務対策班と連携のもとに編成するものとする。

2) 防疫用薬剤等の確保

初期防疫活動は村が保有及び調達した防疫用薬剤や資機材を使用して行うが、これらの調達が困難または不足する場合は、中央保健所に調達斡旋の要請を行うものとする。

3) 防疫の指示及び命令等

知事（福祉保健政策班）は災害が発生した場合、直ちに各保健所に対して所管する災害地の検病調査を行わせるとともに、清潔・消毒及び鼠族昆虫駆除並びにその他の防疫措置について実情に即した指導に当たらせるものとする。特に被害が甚大な市町村に対しては、職員を派遣してその実情を調査し実施方法及び基準を示して指導に当たらせるものとする。

また、知事は感染症予防上必要と認めたときは、当該市町村長に対しその範囲及び期間を定めて法に基づき、次に掲げる指示並びに命令を発するものとする。指示及び命令を受けた市町村長は速やかに指示・命令事項を実施するものとする。

指示及び命令	根拠法
① 消毒に関する指示	法第 27 条第 2 項
② 鼠族及び昆虫等の駆除に関する指示	法第 28 条第 2 項
③ 生活の用に供される水の使用制限等の指示	法第 31 条第 2 項
④ 臨時予防接種に関する命令（市町村長をして実施させるのが適当な場合に限る）	予防接種法第 6 条第 1 項

4) 県による防疫の実施

(1) 検病調査

保健所に編成された検病調査班は、調査班の稼働能力を考慮し緊急度に応じて計画的に実施するが、集団避難所ではできる限り頻回に行うものとする。実施するに当たっては、地区組織の協力を得て的確な情報の把握に努め、集団避難所における衛生に関する自治組織をつくるよう指導するものとする。

(2) 健康診断

検病調査班は検病調査の結果において感染症と疑われる症状のある者及びその接触者の菌検索を実施するものとする。

(3) 臨時予防接種

知事は感染症予防上必要があるときは対象者の範囲及び期日を指定して、予防接種法第6条の規定により臨時予防接種を実施するものとする。

(4) 患者等に対する措置

知事（保健所）は災害地に発生した1類感染症及び2類感染症または新感染症の患者等で入院の必要なものについては、法第21条または第47条の規定により速やかに指定医療機関に移送するものとする。なお、災害の状況によって指定医療機関に移送困難なときは、適当と定める病院または診療所に移送するものとする。

5) 村における防疫の実施

(1) 清潔方法

村は感染症の患者が発生し、または感染症が蔓延する恐れがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地または建物の占有者（占有者がいない場合には管理者）に対し、清潔を保つよう指導するものとする。また、村は自ら管理する道路及び溝渠並びに公園等の場所の清潔を保つものとする。

(2) 消毒方法

消毒の方法は、法施行規則第14条及び第16条によるものとする。

(3) 鼠族及び昆虫等の駆除

鼠族及び昆虫等の駆除の方法は、法施行規則第15条によるものとする。

(4) 生活用水の供給

法第31条第2項の規定による知事の指示に基づいて、村長は速やかに生活の用に供される水の供給措置を開始するものとする。

(5) 臨時予防接種

予防接種法第6条の規定により知事の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及び期日を指定して実施するものとする。実施に当たっては、特別の事情のない限り通常災害の落ち着いた時期を見計らって、定期予防接種の繰り上げ実施等を考慮する。ただし、集団避難所または環境衛生上病毒伝播の恐れがある地域に、患者もしくは保菌者が発見され蔓延の恐れがある場合には、緊急に実施するものとする。

(6) 避難所の防疫措置

避難所を開設したときは、県の指導のもとに避難所における防疫の徹底を期さなければならない。このため避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の万全を期するものとする。なお、防疫指導の重点事項は概ね次の通りとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 検病検査② 清潔の保持及び消毒の実施③ 集団給食④ 飲料水の管理⑤ 健康診断 |
|--|

第 21 節 障害物の除去計画

1. 基本方針

災害のため住居またはその周辺に運ばれたがれき、水害特有の廃棄物等の障害物が、日常生活に著しい支障を及ぼしている場合に、これを除去するための方法に関する計画を定め推進するものとする。また、道路の遮断、処理施設等の損壊により災害発生後の一般ごみについても処理が困難な場合も同様とする。

なお、本計画を補完するものとして、「震災廃棄物対策指針（厚生省 平成 10 年 10 月）」及び「水害廃棄物対策指針（環境省 平成 17 年 6 月）」に基づいた「座間味村災害廃棄物処理計画」を策定するものとする。

2. 実施責任者

災害時における障害物の除去は、村長が実施するものとする。災害救助法が適用された場合は知事が実施する。ただし応急対策を迅速に行うために知事が必要と認めるときは、村長が行うことができる。担当は産業振興対策班とする。

3. 実施内容

1) 対象者

災害により居室及び炊事場並びに玄関等の日常生活に欠くことのできない部分に障害物が運び込まれることによって一時的に居住できない状態にあり、除去する以外に居住する方法のない場合で、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない者とする。なお、障害物が公共その他の場所に流入したときは、それぞれ所管する管理者が行うものとする。

2) 除去の方法

- ① 除去に当たっては、村が保有する応急対策機器材を用いるものとし、状況に応じて建設業者の協力を得て障害物の除去を行うものとする。また、村は復旧・復興計画を効果的に行うため、障害物の処理計画を定めるものとする。
- ② 除去に当たっては、環境汚染の未然防止及び住民や作業者の健康管理並びに安全管理に十分配慮するものとする。また、県（環境生活部・福祉保健部・商工労働部）に対しては、技術面での指導等を求めるものとする。

3) 集積場所及び最終処分地の確保

瓦礫等障害物の集積場所は、村内の公園や広場及び運動場等を利用するものとする。なお、障害物の最終処分地は村内において確保することを原則とするが、それが困難な場合、県（環境整備班）が県内他市町村での確保について、環境省と連携し支援するものとする。

4) 再利用の推進

瓦礫等の処理に当たっては、適切な分別を行うことによって可能な限り再利用に努めることとし、県（環境整備班）では再利用に関する技術面での指導及び業者の斡旋等を環境省と連携して行うものとする。

5) 廃棄処理に係る費用の補助

- ① 災害廃棄物処理事業費補助金
ア. 地方公共団体が災害のため実施した以下の事業

○災害に伴って発生した災害廃棄物（災害ごみ、倒壊家屋の廃材等）の収集、運搬及び処分に関する事業

○災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に関する事業

○特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に関する事業であって災害救助法に基づく避難所の開設機関内のもの

イ．補助率：1／2

ウ．補助根拠：「災害廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」

② 廃棄物処理施設災害復旧費補助金

ア．災害により被害を受けた廃棄物処理施設（し尿処理施設、ごみ処理施設等）の原型復旧等に係る事業

イ．補助率：1／2

ウ．補助根拠：「廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱」

第 22 節 清掃計画

1. 基本方針

被災地におけるごみ及びし尿の収集処理等の清掃業務を適切に実施し、環境衛生の保全を図ることについて定めるものとする。本節も「第 21 節 障害物の除去計画」と同様に「座間味村災害廃棄物処理計画」に沿って実施するものとする。

2. 実施責任者

被災地帯における清掃の計画及び実施については、村長が行うものとし、担当は農林水産土木対策班とする。ただし、被害が甚大なため村において実施できないときは、他市町村または県（環境整備班及び保健所）の応援を求めて実施するものとする。

3. 実施内容

1) ごみの収集処理

(1) 収集方法

- ① ごみの収集に当たっては村有車両を配備し、被災地及び避難所の状況により緊急清掃を要する地域から速やかに行うものとする。
- ② 処理量を上回るごみが発生した場合のごみの一時集積地は、各字区長と協議し定めるものとする。

(2) 処理方法

ごみの処理は原則として村の処理施設等において行うものとするが、必要に応じ環境保全上支障のない方法で行うものとする。

2) し尿の収集処理

(1) 収集方法

し尿の収集処理は所要の計画に基づいて実施するが、し尿の収集運搬戸数は 1.8 kℓバキューム車で 1 回約 20 世帯とする。また、仮設便所については必要な消毒剤の使用により衛生上十分に配慮し、し尿の収集を適切に行うものとする。

(2) 処理方法

収集されたし尿はあらかじめ指定する場所に運搬し処理するものとし、その際は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行うものとする。

3) 清掃用薬剤の調達

清掃用薬剤の調達の必要が生じたときは、村が調達するものとする。

第 23 節 行方不明者の搜索及び死体の収容、処理及び火葬等計画

1. 基本方針

災害により身体や生命の危険な状態にある者または生死不明の状態にある者の搜索及び救助、また周囲の状況から既に死亡していると推定される者に対する搜索並びに死体の収容・処理、埋葬または火葬（以下「火葬等」と言う。）を行う必要があり、その方法等に関する計画を定め推進するものとする。

2. 実施責任者

災害時における行方不明者の搜索及び死体の収容・処理・火葬等の措置は村長が行うものとする。なお、行方不明者の搜索は座間味村消防団が警察署及び第十一管区海上保安本部と協力して担当し、死体の収容・処理・火葬等は総務対策班、住民対策班が担当するものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行ない、村長はこれを補助するものとする。また、応急対策を迅速に行うために知事が必要と認めるときは、村長が行うことができる。

3. 実施内容

1) 行方不明者の搜索

(1) 搜索隊の設置

行方不明者の搜索を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて搜索隊を設置し、行方不明者数及び搜索範囲等の状況等を把握し搜索を行うものとする。なお、搜索隊は消防団を中心に各班員をもって編成するものとする。

(2) 搜索の方法

搜索に当たっては、災害の規模及び行方不明者数や搜索範囲並びにその他地域の状況を勘案し、関係機関と事前に打ち合わせを行うものとする。

2) 行方不明者等発見後の収容及び処理

(1) 負傷者の収容

搜索隊が負傷者及び病人等の救護を要する者を発見したとき、あるいは警察及び海上保安本部より救護を要する者の引き渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容するものとする。

(2) 死体の収容

搜索隊が発見した死体は、速やかに警察の検視及び救護班または医師の検案を受けるものとし、また警察等により死体の引き渡しを受けたときは、直ちに適当な施設に収容し、火葬等の処理まで保存するものとする。

(3) 医療機関等との連携

搜索に関しては負傷者の救護及び死体の検案等が円滑に行われるように、救護班並びに医療機関等と事前連絡により連携を図るものとする。

3) 死体の処理

(1) 発見時の対処

発見された死体については、「海上保安庁死体取扱規則（昭和 45 年）」及び「死体取扱規則（昭和 33 年国家公安委員会規則）規定」により、海上保安官、または警察官は所要の死体見分調書を作成したのち、死体及び所持品引き取り書をもって遺族または村長に引き渡すものとし、村長はその後において必要に応じて死体の処理を行うものとする。

(2) 死体の処理方法

死体の処理は次により実施するものとする。

- ① 死体の識別が困難なとき、または伝染病予防上あるいは災害で遺族等が混乱しているときなどの処置は、死体の洗浄及び縫合並びに消毒等を実施するものとする。
- ② 死体の身元識別のため相当に時間を必要とし、または死亡者が多数のため短時間に火葬等ができない場合等は、死体を特定の場所に集めて火葬等の処理を執るまで保存する。
- ③ 発見された死体は死因及びその他について医学的検査をするものとする。
- ④ 死体の処理は火葬等の実施と一致することを原則とする。

4) 死体の火葬等

身元の判明しない死体の火葬等は村長が実施し、それに要する経費は県が負担するものとする。また、納骨は遺族が行うが遺族のない者については村長が実施するものとする。

第 24 節 不発弾災害応急対策計画

1. 基本方針

沖縄県は先の戦争で地上戦を被り、不発弾の発見が現在も続いている。こうした中で不発弾の爆発等による災害の発生を防止するため、関係機関との連携により円滑な処理業務を促進するとともに、地域住民に対する不発弾の発見や通報及び処理体制等に関する防災意識の普及啓発を図るものとする。

2. 実施主体

不発弾の処理は発見者からの届出により。下記に示す関係機関の連携協力のもとで推進され、最終的処理に当たっては自衛隊が行うものである。

① 沖縄総合事務局	③ 第十一管区海上保安本部	⑤ 沖縄県
② 自衛隊	④ 沖縄県警察本部	⑥ 座間味村

3. 実施内容

1) 不発弾の処理業務の促進

不発弾の一般的な処理は、概ね次によるものとする。

(1) 陸上で発見される不発弾の処理

- ① 不発弾の発見者は村または最寄りの交番及び那覇警察署に通報するものとする。また、村は沖縄県へ発見届出を行うものとする。
- ② 陸上自衛隊第 15 旅団長（第 101 不発弾処理隊）は必要に応じて現場調査を行い、弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。
- ③ 小型砲弾等比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第 101 不発弾処理隊により回収し一時保管庫へ搬入する。
- ④ 爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管を離脱後、一時保管庫へ搬入する。
- ⑤ 信管離脱作業は非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。
 - ア. 村は、関係機関と撤去日時及び交通規制並びに避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図るとともに関係住民への周知徹底を図る。
 - イ. 村及び那覇警察署は避難計画を定め、その地域への交通を規制するとともに地域住民を避難させる。
 - ウ. 村長を本部長とする現地対策本部を設置する。
- ⑥ 一時保管された不発弾は、最終的には陸上自衛隊第 15 旅団（第 101 不発弾処理隊）並びに海上自衛隊沖縄基地隊により処理される。

(2) 海中で発見される不発弾の処理

- ① 不発弾の発見者は座間味駐在所、第十一管区海上保安本部、村及び港湾管理者へ通報し、それを受けて第十一管区海上保安本部、県知事、村または港湾管理者から海上自衛隊沖縄基地隊に処理要請を行う。
- ② 沖縄基地隊水中処分隊が現地調査を行い、関係機関と調整のうえ撤去計画を立てる。
- ③ 危険度が少なく移動可能なものは、水中処分隊により回収撤去する。

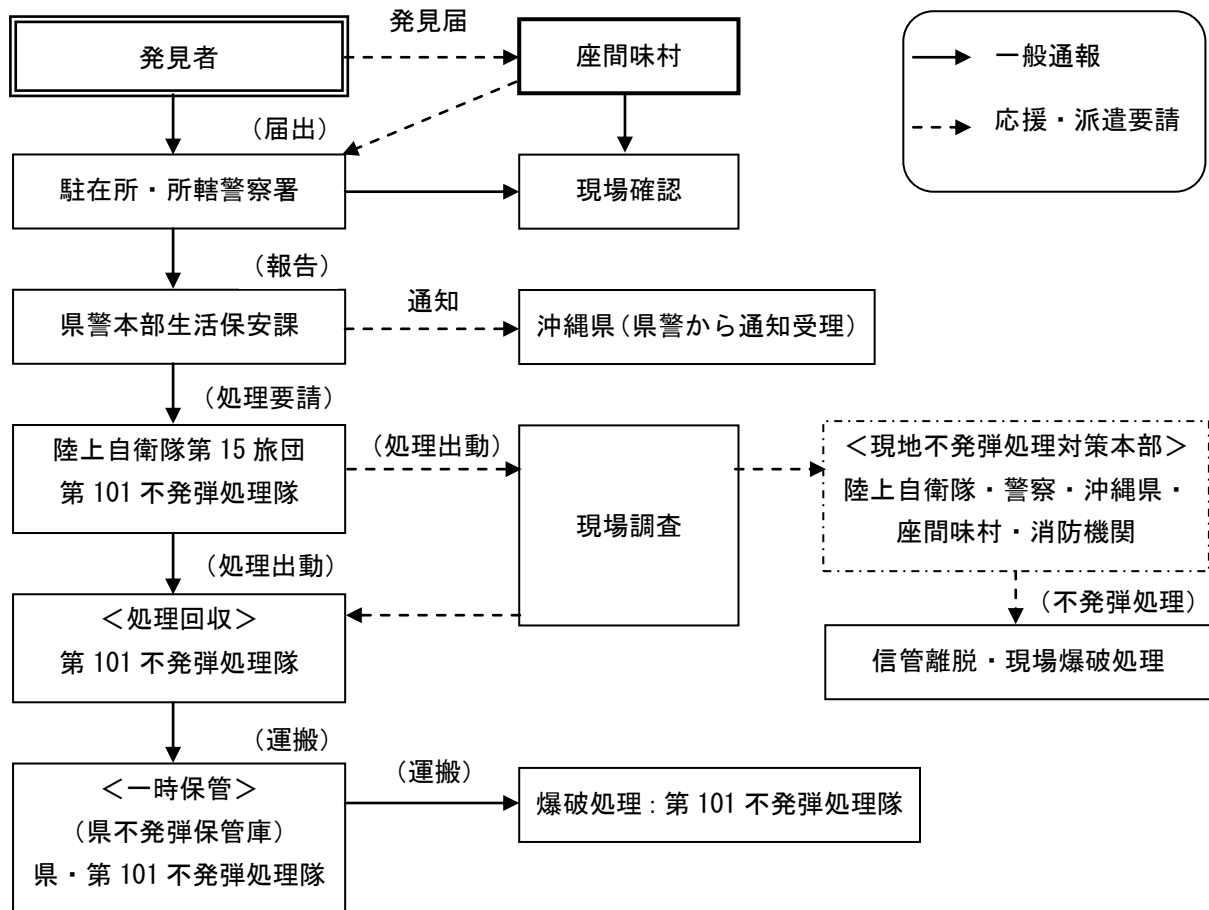
- ④ 危険度が高く移動困難なものは、現地対策本部を設置し発見現場で爆破処理する。

2) 不発弾に関する防災知識の普及活動の推進

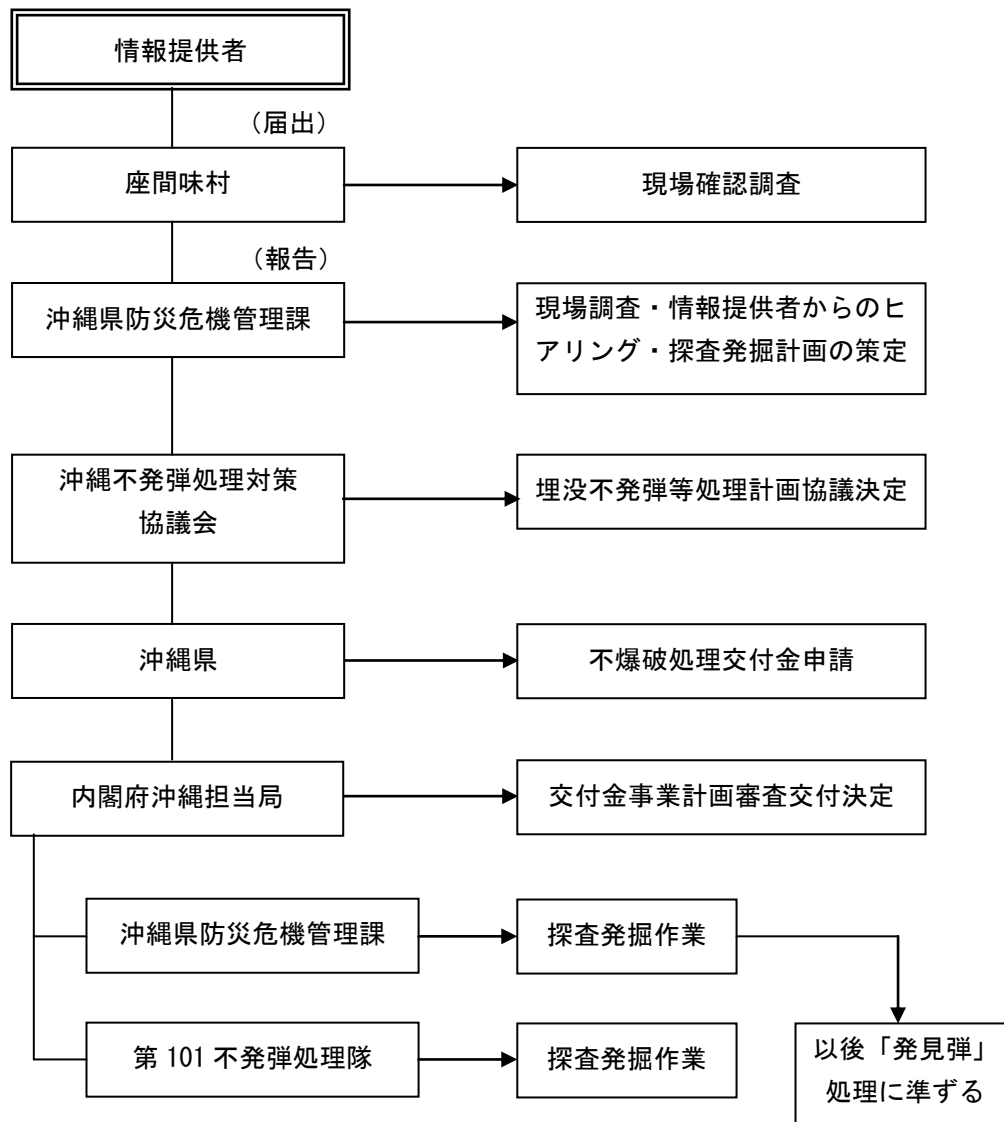
地域住民に対して不発弾の危険性、並びに発見後の通報及び処理体制の普及啓蒙に努めるものとする。

図 4-24-1 不発弾処理業務の流れ

〈発見弾〉



〈埋没弾〉



第 25 節 海上災害応急対策計画

1. 基本方針

本計画は災害対策基本法に定める災害や船舶もしくは危険物貯蔵施設からの大量の石油類等の危険物の海域への流出、並びに海上火災その他の海上災害の発生が予想されまたはこれらが発生した場合において、関係機関の緊密な相互協力体制のもとに、人命や財産の保護及び海上交通の安全確保並びに流出油の防除など危険物の特性に応じた消火等の措置を講じ、人や環境に及ぼす被害の拡大防止を図るためのものである。

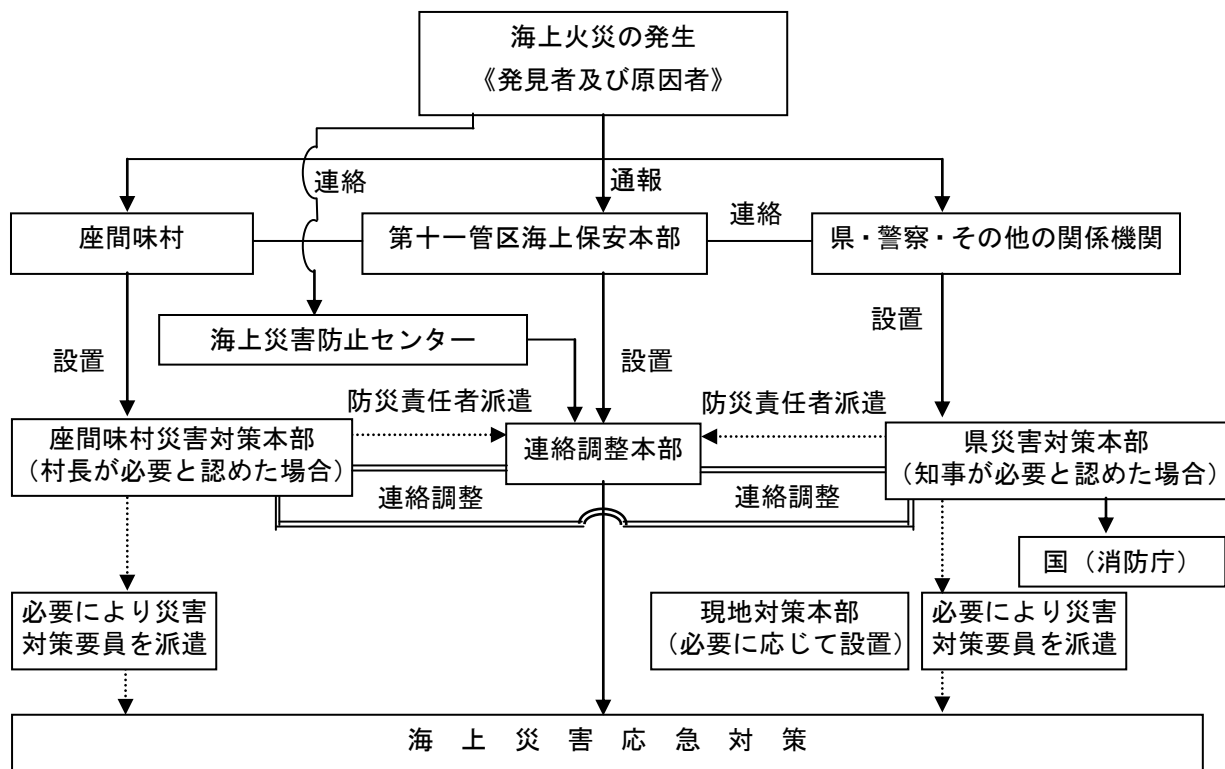
2. 防災関係機関

① 第十一管区海上保安本部	⑥ 沖縄県
② 沖縄総合事務局	⑦ 沖縄県警察本部
③ 沖縄気象台	⑧ 所轄警察署（那覇警察署）
④ 陸上自衛隊第一混成団	⑨ 関係市町村（座間味村）
⑤ 海上自衛隊沖縄基地	⑩ 日本赤十字社沖縄県支部

3. 実施内容

1) 海上災害発生時の通報体制の確立

海上災害発生の原因者や発見者から通報を受けた場合には直ちに下記系統により通報を行うものとする。



2) 海上保安本部の活動

沖縄沿岸域を管轄する第十一管区海上保安本部が実施する一般的な災害応急対策活動は次の通りである。

(1) 非常体制の確立

- ① 管内を非常配備とする。
- ② 大規模海難等対策本部を設置する。
- ③ 通信体制を強化するとともに、必要ある場合は非常無線通信に協力要請し、通信の確保に努める。
- ④ 巡視船艇や航空機により、被害状況調査を実施する。
- ⑤ 一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難勧告または出入港の制限等の措置を執る。

(2) 警報等の伝達

災害発生の予兆等	警報及び伝達方法
① 気象・津波・高潮・波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたとき	○ 直に航行警報、安全通報 ○ 船艇及び航空機による巡回等 ○ 必要に応じ関係事業者に周知
② 航空障害物の発生や航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、または船舶交通の制限もしくは禁止に関する措置を講じたとき	○ 速やかに航行警報または安全通報 ○ 必要に応じ水路通報により周知する
③ 大量の油または有害液体物質の流出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす恐れのある事態の発生を知ったとき	○ 速やかに航行警報、安全通報 ○ 船艇及び航空機による巡回等

(3) 情報の収集等

次に掲げる事項に関して関係機関等と密接な連絡をとるとともに、巡視船艇等を活用し積極的に情報収集活動を実施するものとする。

災害が予想されるとき	災害発生後
① 在泊船舶の状況（船種別隻数、危険物積載船の荷役状況、旅客船の運行状況等） ② 船舶交通の輻輳状況 ③ 船だまり等対応状況 ④ 被害が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況 ⑤ 港湾等における避難者の状況 ⑥ 関係機関等の対応状況 ⑦ その他災害応急対策の実施上必要な事項	① 海上及び沿岸部における被害状況 ② 被災地周辺海域における船舶交通の状況 ③ 被災地周辺海域における漂流物等の状況 ④ 船舶・海洋施設・港湾施設等の被害状況 ⑤ 水路・航路標識の異常の有無 ⑥ 港湾等における避難者の状況 ⑦ 関係機関等の対応状況 ⑧ その他災害応急対策の実施上必要な事項

(4) 海難救助等

海難救助等を行うに当たっては災害の種類や規模等に応じて合理的な計画を作成し、次に掲げる措置を講じるものとする。

この場合、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力等を求める。

状況	応急措置内容
① 船舶の海難及び人身事故等が発生したとき	○速やかに巡視船艇・航空機により、その捜索救助を行う
② 船舶火災または海上火災が発生したとき	○速やかに巡視船艇等により、その消火活動を行う ○必要に応じ県及び村に協力を要請する
③ 危険物が排出されたとき	○周辺海域の警戒を厳重にする。 ○必要に応じ、火災の発生防止、船舶禁止措置

(5) 緊急輸送

傷病者や医師及び避難者または救援物資等の緊急輸送については、必要に応じまたは要請に基づき迅速かつ積極的に実施するものとする。この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇の活用について配慮するものとし、想定される輸送対象は次の通りとする。

第1段階 (避難期)	① 救助や救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資 ② 消防や水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資 ③ 政府災害対策要員や地方公共団体災害対策要員、並びに情報通信や電力及びガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等 ④ 負傷者等の後方医療機関への搬送 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設や輸送拠点の応急復旧、並びに交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 (輸送機能確保期)	① 第1段階の続行 ② 食糧や水など生命の維持に必要な物資 ③ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 (応急復旧期)	① 第2段階の続行 ② 災害普及に必要な人員及び物資 ③ 生活必需品

(6) 物資の無償貸付または譲与

物資の無償貸付もしくは譲与について要請があったときまたはその必要があると認めるときは、「海上災害救助物品の無償貸付及び譲与に関する省令（昭和30年運輸省令第10号）」に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸付または譲与するものとする。

(7) 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、沿岸部の陸上における救助及び救急活動について支援するものとする。

(8) 流出油等の防除

船舶または海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、関係機関の相互協力体制のもとで次に掲げる措置を迅速に講じ、海洋環境の汚染防止に努めるものとする。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類や性状及び拡散状況並びに気象や海象その他種々の条件によってその手法が異なる。そのため防除活動に関しては流出油等の拡散及び性状変化の状況について適確に把握し、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、初動段階において迅速かつ効率的な排出油等の拡散防止や回収並びに処理が実施されるよう留意するものとする。

状況	措置
① 災害発生初期段階	○有効な防除勢力の先制集中を図る。
② 防除措置を講ずべき者が行う 防除措置を効果的なものとする	○巡視船艇・航空機により、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。 ○必要に応じ海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 41 条の 2 に基づき関係行政機関の長または関係地方公共団体の長、その他の執行機関に出動を要請し、防除措置を講ずる。
③ 防除措置を講ずべき者が、措置を講じていないと認められるとき	○防除措置を講ずべきことを命ずる。
④ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるとき	○巡視船艇等に応急の防除措置講じさせる。 ○関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。 ○必要に応じ海上災害防止センターに防除措置を依頼する。

(9) 海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

安全確保の必要状況	措置内容
① 船舶交通のふくそうが予想される（海域において）とき	○必要に応じて船舶交通の整理及び指導を行う。 ※この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるように努める。
② 海難の発生及びその他の事情により、船舶交通の危険が生じる恐れがあるとき	○必要に応じて船舶交通を制限し、または禁止する。
③ 海難船舶または漂流物や沈没船及びその他の物件により、船舶交通の危険が生じ、またはその恐れのあるとき	○速やかに必要な応急措置を講ずる。 ○船舶所有者等に対し除去その他船舶交通の危険を防止措置の実施の指導及び勧告を行う。
④ 船舶交通の混乱を避ける場合	○災害の概要、港湾や岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運行に必要と思われる情報について無線機等を通じ船舶へ情報提供を行う。
⑤ 水路の水深に異常を生じたと認められるとき	○必要に応じ検測を行うとともに、応急標識を設置する等、水路の安全を確保する。
⑥ 航路標識が損壊しまたは流出したとき	○速やかに復旧する。 ○必要に応じて応急標識を設置する。
⑦ 災害復旧・復興に係る工事作業船等の海上交通の安全を確保する場合。	○船舶交通の輻輳が予想される海域では、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。 ○広範囲かつ同時に多数の工事が施工される場合、工事関係者に対し、工事施工区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

(10) 警戒区域の設定

人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域（災害対策基本法第 63 条）を設定し、巡視船艇等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限または禁止の指示を行う。また、警戒区域を設定したときは直ちに村長に、その旨を通知するものとする。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため情報収集に努めるとともに、必要に応じて巡視船艇により次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 災害発生地域の周辺海域に巡視船艇を配備し、犯罪の予防や取締まりを行う。
- ② 警戒区域または重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(12) 危険物の保安措置

危険物の保安措置については、次に掲げる措置を講ずるものとする。

対 象	措 置
① 危険物積載船	○必要に応じ移動を命じ、または航の制限もしくは禁止
② 危険物荷役中の船舶	○荷役の中止等事故防止のため必要な指導
③ 危険物施設	○危険物流出等の事故を防止するために必要な指導

(13) 非常処置

沿岸海域において排出された大量の油または有害液体物質(油等)により海岸が著しく汚染され、①海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、②人の健康を害し、③財産に重大な損害を与える恐れのある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油等の防除措置を講ずる必要があるときは、次の応急非常措置をとる。

- 油等が積載されていた船舶の破壊
- 油等の焼却
- 現場付近海域にある財産の処分等

3) 災害対策連絡調整本部の設置

海上災害の防除活動を効果的かつ円滑に推進するため、第十一管区海上保安本部に災害対策連絡調整本部を設置し、「連絡調整本部」と関係市町村及び防災関係機関は緊密な連絡を保ちながら災害対策を遂行するものとする。また、関係市町村及び防災機関は、必要に応じて「連絡調整本部」に防災責任者を派遣し災害対策の調整を図るものとする。

なお、「調整本部」の設置時期については第十一管区海上保安本部に、大規模海難対策本部が設置されたときとする。

4. 座間味村の実施事項

(1) 災害防止対策

村内沿岸部及び港湾施設等において災害発生のある恐れがある場合、農林水産対策班はこれらの箇所を巡視し、次に掲げる必要な措置を講ずるものとする。

- ① 危険物等の流出防止
- ② 災害防止活動に必要な情報の収集
- ③ 船舶及び関係者に対する情報の伝達（広報活動）

また、海上災害の発見者及び原因者より通報を受けた場合には、直ちに第十一管区海上保安本部へ連絡するとともに、海上保安本部との連絡調整のもとで災害防止に必要な措置を講ずるものとする。

(2) 災害時の対応

「連絡調整本部」が設置された場合は、本村は調整本部からの要請に基づいて災害責任者や災害対策要員の派遣等の海上災害応急対策に必要な措置を講ずるものとする。

(3) 油汚染事故等への対応

船舶または危険物貯蔵施設からの石油類等の海域への流出による海上災害において、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2により海上保安庁長官(第十一管区海上保安本部長及び出先の部署長)から「排出された油や有害液体物質及び廃棄物その他の除去並びにその他の海洋の汚染を防止するための必要な措置」の要請があった場合には、村が中

心となって村内の関係機関や協力団体並びにボランティア等に協力を求めて行うものとする。

第 26 節 在港船舶対策計画

1. 基本方針

本村に立地する座間味港（地方港湾）及び座間味漁港（第 1 種漁港）において災害が発生し、または発生する恐れがある場合に港内在港船舶の被害を防止するため必要な対策計画を定め推進するものとする。

2. 実施内容

1) 船舶の被害防止対策の確立

船舶の被害を防止するため、本章第 2 節「気象警報等の伝達計画」及び第 3 節「災害通信計画」に基づき、気象警報等並びに災害情報等の伝達体制について万全を期するものとする。これにより情報の周知徹底を図るとともに、災害が発生し、または発生する恐れがある場合は、港内在泊船の万全を期するため、関係防災機関と相互に緊密な連携のもとに船舶の被害防止対策を講ずるものとする。

第 27 節 農林水産業応急対策計画

1. 基本方針

災害による農林水産業に及ぼす被害を防止するため、農林水産施設や農産物及び家畜並びに林産物や水産物等に対してとるべき応急対策についての計画を定め推進するものとする。

2. 実施責任者

農林水産物の応急対策に必要な業務は村長が行うものとし、担当は農林水産対策班とする。なお、実施に当たっては県や農業協同組合及び漁業協同組合等と連携により万全を期するものとする。

3. 実施内容

1) 農林水産施設応急対策

(1) 農地及び農業施設に対する応急措置

農地が湛水した場合は、ポンプ排水によって湛水排除を図るものとする。なお、ポンプ排水を行うに当たっては、事前協議を行うものとする。

(2) 漁船漁具並びに漁港設備に対する応急対策

台風や高潮等の災害が予想されるときは、漁船漁具の安全な場所への移動及び給油施設やその他漁港内設備の被害防止に努めるものとする。

2) 農林水産物応急対策

(1) 農産物

① 種苗対策

村は災害により農作物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合は、農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに県に報告するものとする。

② 病虫害防除対策

ア. 緊急防除対策

村は災害による病虫害の異常発生が予想される場合は、農作物の被害の軽減を図るため県及び農業協同組合等と一体となって対策を検討した上で、被災農家に対し具体的な防除の実施について指示指導するものとする。なお、特に必要と認めたときは緊急防除指導班(農林水産対策班を中心とする)を編成し指導の徹底を図るものとする。

イ. 農薬の確保

村は災害により緊急に農薬が必要となる場合は、農業協同組合に対し手持農薬の緊急供給を依頼し必要な農薬の確保を図るものとする。

(2) 家畜

① 家畜の管理

村は浸水や崖崩れ等の災害が予想される区域内の飼育者に対して、家畜の安全な場所への避難について指導するものとする。この場合の避難方法や避難場所の選定が必要と認められるときは、あらかじめ飼育者及び関係機関等と協力し計画しておくものとする。

② 家畜の防疫

村は家畜伝染病を未然に防ぐため、県(家畜保健衛生所)や獣医師会の指導を得て畜舎等の消毒を行い、必要があると認められるときは緊急予防注射を実施するものとする。また家畜伝染病が発生した場合は、家畜等の移動を制限するなど防疫上必要な措置について県と協力して実施する。

③ 飼料の確保

村は災害により農業協同組合において飼料の供給が困難な場合は、県に対して政府保有飼料または流通粗飼料（沖縄県経済農業協同組合連合会保有）等の必要数量の確保及び供給について斡旋を要請するものとする。

3) 啓発活動及び連絡協力体制の確立

村は台風等の災害により農林水産物に甚大な被害を及ぼす恐れのあるときは、被害の防除または被害の拡大防止のため必要な事前対策を村広報誌及び広報車等を用いて周知徹底を図るものとする。なお、事前対策を迅速かつ適確に行うため、県並びに農業協同組合や漁業協同組合など関係機関とあらかじめ必要な措置について協議し定めておくものとする。

第 28 節 空港緊急時対応計画

1. 基本方針

慶良間空港及びその周辺における航空機事故や火災その他の災害（「以下「緊急事態」と言う。）が発生し、または発生する恐れがある場合の空港災害対策に係る対応計画を定め推進するものとする。

2. 実施内容

1) 空港緊急時対応の目的

空港緊急時対応の目的は、主として航空機火災が発生し、または航空機火災が発生する恐れのある場合に、人命救助を目的として航空機火災を防御し、医療措置を必要とする航空機搭乗者への適切な措置を実施することである。

また、空港内に重大な事故が発生した際に、空港施設の早期復旧に努力し航空交通の早期再開と空港の安全確保を図るものとする。

2) 現地対策本部の設置

慶良間空港及び空港周辺における航空機事故に対する関係機関相互の連絡調整を円滑に行うため、慶良間空港管理事務所内に現地対策本部を設置する。

3) 事故処理要領

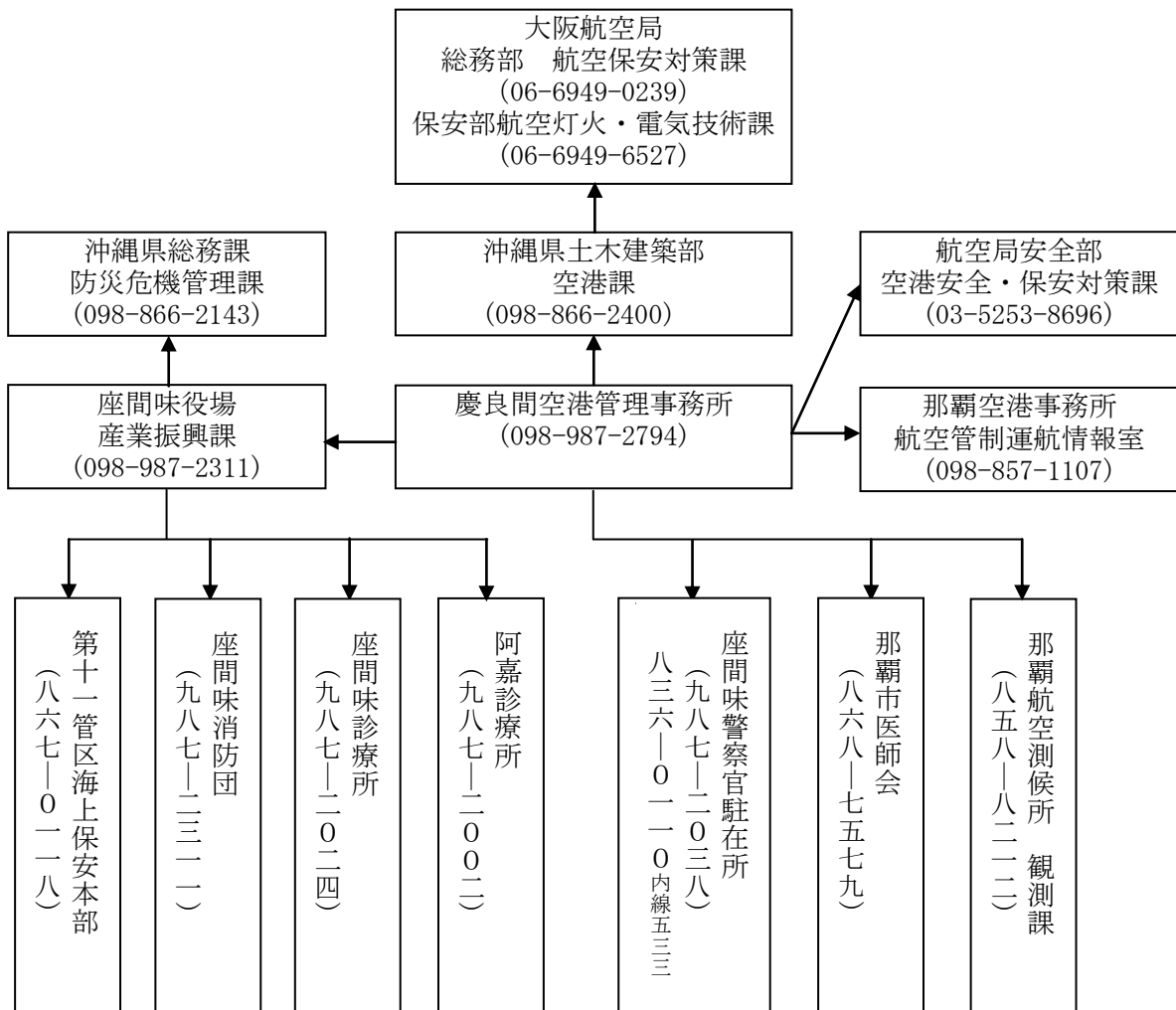
事故処理に当たっては迅速かつ適切に対処するため、慶良間空港緊急時対応計画に基づき、効果的な事故処理を実施するものとする。

表 4-28-1 慶良間空港施設概況（再掲）

着陸帯	着陸帯 等級	滑走路	誘導路	エプロン	照明施設	ターミナルビル	駐車場
920m×60m	H 級	800m×25m	30m×9m	3,000 m ² STOL 機用 3 バース	進入角指示灯 滑走路末端識別灯	有	有

4) 空港における組織体制及び緊急通報連絡系統図は次の通りとする。

図 4-28-1 慶良間空港緊急連絡系統図



第 29 節 その他災害応急対策に必要な事項

1. 基本方針

災害時におけるその他災害応急対策に必要な事項を次の通り定め推進する。

2. 必要事項及び執行者

1) 物的公用負担

物的公用負担の種類と執行者は次表の通りとなっており、公用令書の様式は様式 1、様式 2、様式の様式によるものとする。

対象物	公用負担の種類	執行者	根拠法
消防対象 土地	使用処分使用制限	消防吏員 消防団員	消防法第 29 条第 1 項
土地	一時使用	村長	水防法第 21 条第 1 項
土石・竹木・その他の資材	使用収用		
車馬及びその他の運搬器具	使用		
必要物質の生産・集荷・ 配給・保管・運送の業者	保管命令	指定行政機関及び指 定地方行政機関の長	災害救助法第 23 条の 2 第 1 項 災害対策基本法第 78 条第 1 項
必要な物資	収用		
病院・助産所・診療所・ 旅館・飲食店	管理	知事（村長）	災害救助法第 26 条第 1 項 災害対策基本法第 71 条及び第 71 第 1 項
土地・家屋・物資	使用		
必要物質の生産・集荷・ 配給・保管・運送の業者	保管命令		
必要な物資	収用		
個人の土地及び建物並び に工作物	一時使用	村長 警察官 海上保安官	災害対策基本法第 64 条第 1 項
土石・竹木・その他の物件	使用収用		
災害を受けた工作物また は物件で応急措置の実施 の支障となるもの	除去、その他の必要 な措置		災害対策基本法第 64 条第 2 項

2) 人的公用負担

人的公用負担の対象作業と執行者は次表の通りとなっている。また、知事（知事が権限を委任した場合の村長を含む）の従事命令の執行に際しては、法令に定める令書を交付するものとし公用令書の様式は様式3）、様式4、様式5によるものとする。ただし、知事以外の従事命令発令権者による従事命令等には令書の公布は必要としない。

対象作業	命令区分	執行者	根拠法
災害応急対策作業全般	従事命令	村長	災害対策基本法第65条第1項
		警察官及び海上保安官	災害対策基本法第65条第2項
		警察官	警察官職務執行法第4条
災害応急対策全般 （災害救助法による救助を除く）	従事命令	知事	災害対策基本法第71条
	協力命令		
災害救助作業	従事命令	知事	災害救助法第24条
	協力命令		災害救助法第25条
消防作業	従事命令	消防吏員	消防法第29条第5項

3. 警戒区域の設定権

(1) 設定権を有する者

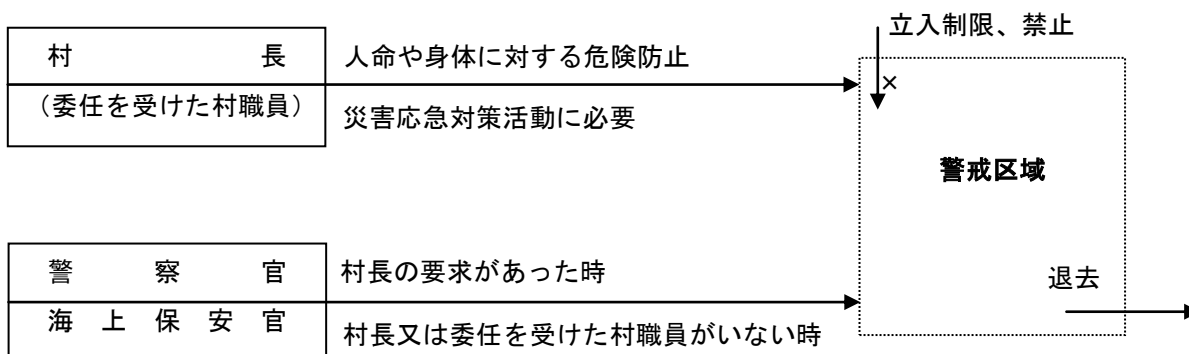
- ① 村長
- ② 村長の委任を受けた村職員
- ③ 警察官または海上保安官
- ④ 消防団員

(2) 設定の要件

- ① 災害が発生し、または発生しようとしている場合に、人命または身体に対する危険防止のため特に必要である場合
- ② 災害応急対策を特に迅速かつ円滑に行う必要がある場合

(3) 警戒区域の設定

警戒区域への一般の立ち入りを制限及び禁止またはその地域からの退去を命ずる。



(4) 罰則

警戒区域設定に基づく禁止及び制限または退去命令について違反した者は、一万円以下の罰金または拘留に処せられる。

4. 証標

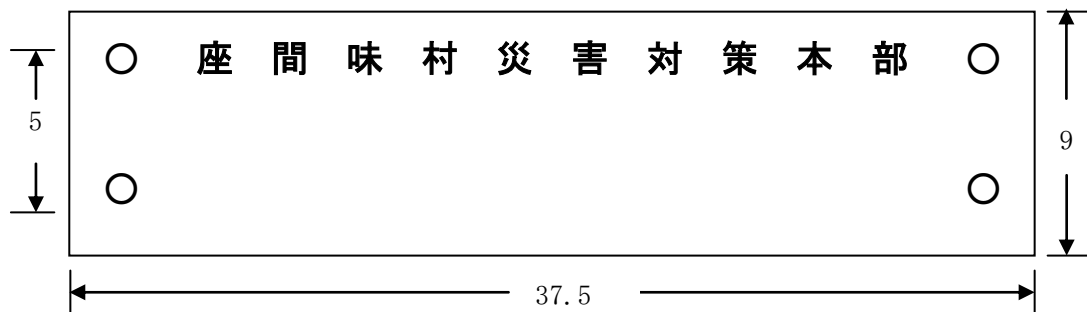
(1) 災害対策本部に従事する者の腕章

災害対策本部に従事する者は、左上腕に様式1の腕章をする。

(2) 災害応急対策に使用する車両の標示

災害応急対策に使用する車両は、当該車両の前面の視野を妨げない場所に様式2の標示をする。

〈様式1〉

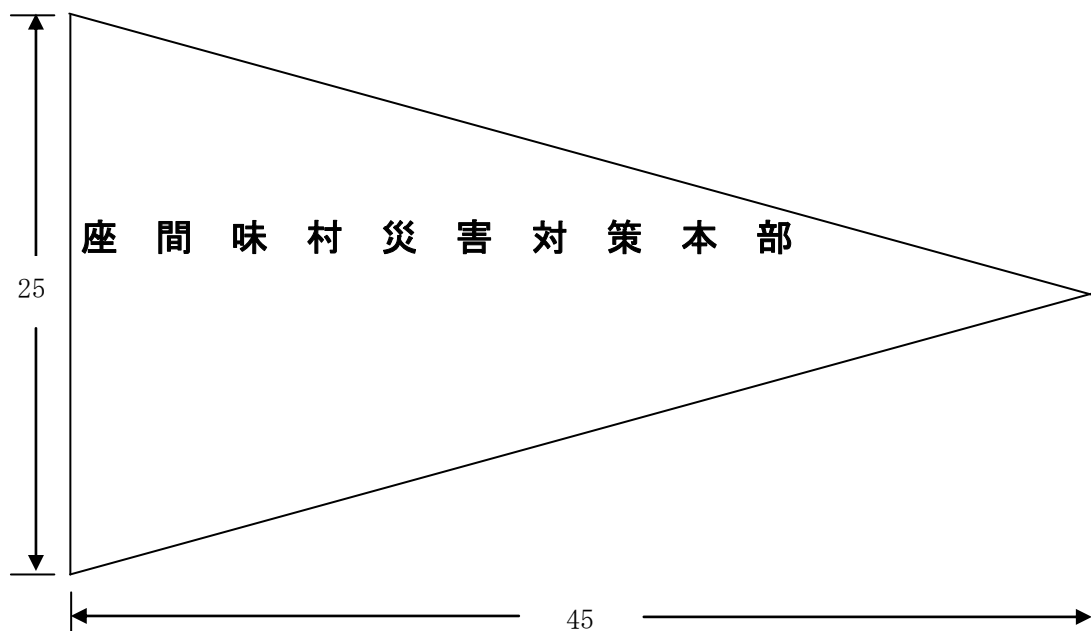


備考

①文字の色彩は赤色、地の色彩は白

②図示の長さの単位は cm

〈様式2〉



(従事命令、協力命令)

従事第 号	
公 用 令 書	
住 所	
氏 名	
災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次の通り 従事 を命ずる。	
協力	
年 月 日	
処分権者 氏名 印	
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	

(備考 用紙は日本工業規格 A 5 とする。)

(保 管 命 令)

管理第 号				
公 用 令 書				
住 所				
氏 名				
災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。				
年 月 日				
処分権者 氏名 印				
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

(備考 用紙は日本工業規格 A 5 とする。)

(管理、使用、収用)

管理（使用、収用）第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 管理 災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり使用する。 収用 年 月 日 処分権者 氏名 印				
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考
I				

(備考 用紙は日本工業規格 A 5 とする。)

(変 更)

管理（使用、収用）第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 災害対策基本法第 71 条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）にかかる処分を次のとおり変更しましたので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定によりこれを交付する。 年 月 日 処分権者 氏名 印	
変更した処分の内容	

(備考 用紙は日本工業規格 A 5 とする。)

(取 消)

管理（使用、収用）第	号
公	用
令	書
住 所	
氏 名	
災害対策基本法第 71 条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）にかかる処分を取り消したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定によりこれを交付する。	
年 月 日	
処分権者 氏名	印

(備考 用紙は日本工業規格 A 5 とする。)

第 30 節 土砂災害応急対策計画

1. 基本方針

本村の地形は島の中央の山地から海岸に向け急傾斜を形成している。

急傾斜地を土砂災害危険区域として事前把握に努めるとともに、集中豪雨や地震等の発生した場合の警戒体制の確立並びに避難体制を定め、地すべり等の被害の軽減及び住民の安全を図るものとする。

[山崩れの危険信号]

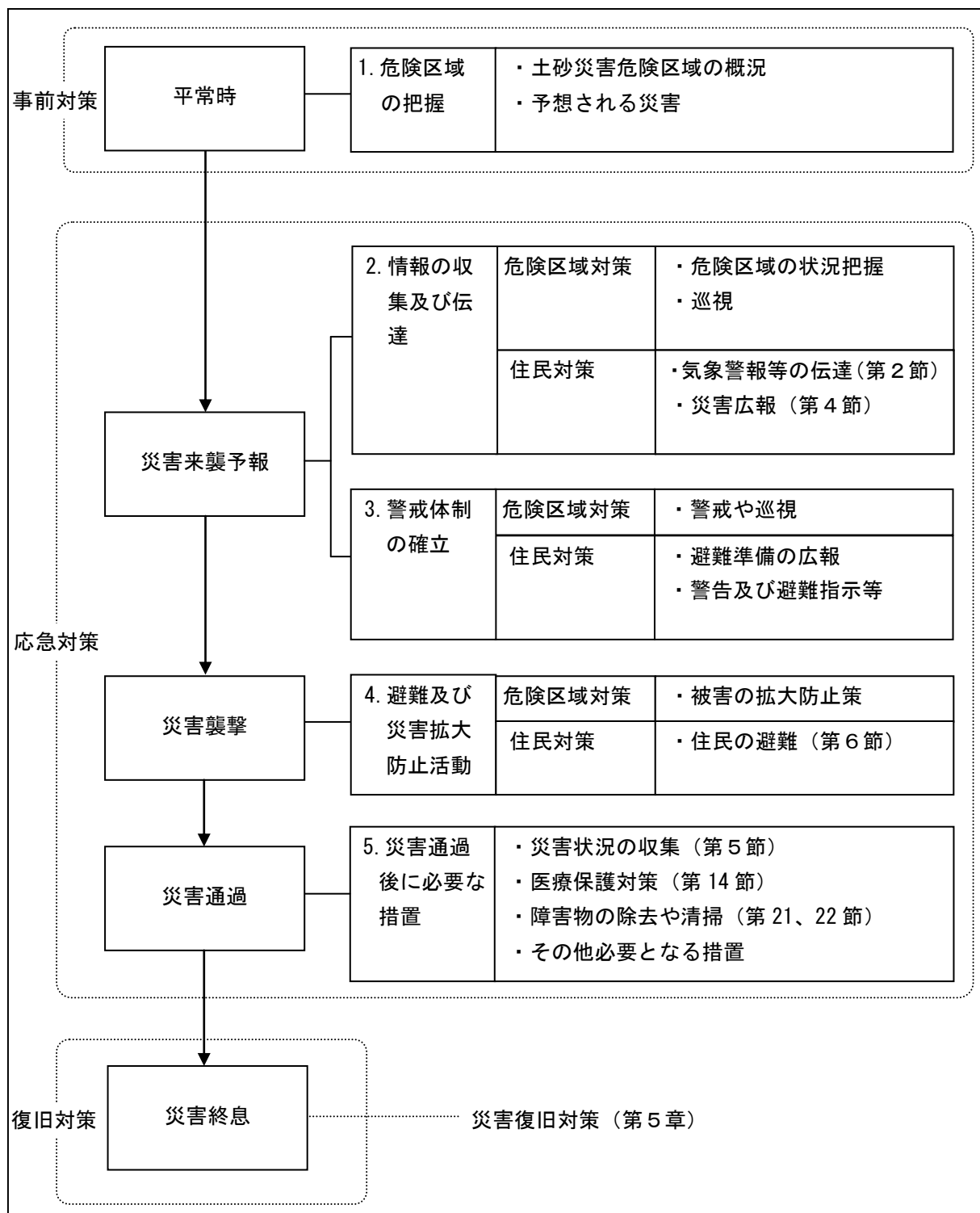
山崩れが起こる場合、危険箇所において危険信号と思われる変化が現れる場合が多く特に次に挙げる事項について注意するものとする。

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ① 山の斜面を水が走り始めた | ⑤ 地鳴りの音が聞こえてきた |
| ② わき水の量が急に増えた | ⑥ 山の斜面に亀裂が走った |
| ③ ふだん澄んでいるわき水が濁ってきた | ⑦ 山の木が傾いている |
| ④ 今まで涸れたことのないわき水が止まった | ⑧ 石が転がり落ちてきた |

2. 実施責任者

土砂災害危険区域の災害応急対策は、座間味村災害対策本部長である村長を実施責任者とする。なお、実施に当たっては災害対策本部各班が緊密な連携をもって総合的な応急対応を行うものとする。

図 4-30-2 土砂災害応急対策フロー図



3. 実施内容

1) 土砂災害危険区域の把握

(1) 危険区域の概況

本村の地質や地形条件及び建築物の立地条件等から、以下の場所が土砂災害危険区域と把握される。

図 4-30-3 土砂災害危険区域図

座間味島

阿嘉島



(2) 予想される災害

上記の土砂災害危険区域においては、連続的な降雨または集中豪雨による地すべりや山崩れ並びにこれらに伴う家屋の倒壊及び人的災害の発生が予想される。

2) 災害情報の収集及び伝達

土砂災害危険区域における急傾斜地の崩壊やこれに伴う物的または人的災害を未然に防止するため、危険区域の状況や気象警報など災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達等を、それぞれ次の方法で行うものとする。

(1) 危険区域の状況把握

① 危険区域の巡視

土砂災害危険区域の異常現象及び災害状況等を迅速に把握するため、総務対策班は危険区域の巡視を行うものとする。

② 危険区域で把握すべき情報

- | |
|--------------------------|
| ア. 急傾斜地の地表水・湧水・亀裂、竹木等の傾倒 |
| イ. 人家等の損壊 |
| ウ. 村民及び滞在者の数等 |

(2) 気象警報等の伝達

第4章第2節「気象警報等の伝達計画」(77頁)によるものとする。

[概略内容]

- | |
|------------------|
| ① 気象警報等の種類及び発表基準 |
| ② 気象警報等の伝達方法 |

③ 異常気象発見時の措置等

(3) 災害広報

第4章第4節「災害広報計画」(100頁)によるものとする。

[概略内]

① 広報の内容

- 気象警報等の発表または解除
- 災害対策本部の設置または閉鎖
- 地域住民のとるべき措置等

② 広報の方法

- 同報無線による広報
- 広報車による広報等

3) 警戒体制の確立

沖縄気象台より発表される警報等の種類により、土砂災害危険区域に対して次の通り2段階の警戒体制をとるものとする。警戒体制ごとの実施内容としては、第1警戒体制では主に区域の巡視と避難準備の広報活動、第2警戒体制では災害状況の分析とともに災害発生を想定した措置及び避難対策等の住民安全確保が主体となる。

区分	警戒体制の基準雨量		警戒体制の実施内容
第1警戒体制	大雨注意報	1時間雨量が50mm以上の大雨によって災害が予想される場合	① 危険区域の警戒や巡視 ② 必要に応じた避難準備のための広報活動
第2警戒体制	大雨警報	1時間雨量が70mm以上の大雨によって重大な災害が予想される場合	① 発表された警報の住民への伝達 ② 予想された災害とこれに対して取るべき措置について周知徹底 ③ 必要に応じた避難の勧告・指示 ④ 上記の実施により、住民の生命や身体的安全確保

4) 避難及び災害拡大防止対策

災害の来襲が予想され、または襲撃により住民を保護するため避難の必要が生じた場合、並びに災害の拡大を防止する対策として次の方法により適切な対策を行うものとする。

(1) 住民の避難

4章第6節「避難計画」(123頁)によるものとする。

- ① 避難の勧告や指示及び警戒区域の設定
- ② 避難情報の伝達
 - 伝達事項（避難先や避難経路等）
 - 伝達方法（拡声器及び口頭等）
- ③ 避難の誘導

(2) 避難場所

土砂災害危険区域ごとに設定されている避難場所へ避難するものとする。

(3) 災害拡大防止対策

土木対策班は、災害の拡大を防止するため現場の状況に応じて関係機関及び住民との連携のもと柔軟に対応するものとする。

5) 災害通過後に予想される対策

災害が通過した際の応急対策として、被害情報の収集及び負傷者等が発生した場合の医療救護並びに障害物の除去や清掃等が予想される。これらは、それぞれ次の方法で行うものとする。

(1) 被害状況の収集及び報告

第4章第5節「被害状況等収集報告計画」(102 頁)による。

- | |
|--|
| ① 災害情報の把握
○人的・物的被害の有無
○避難者数や避難所の場所等
○道路の被害状況など
② 災害警告等 |
|--|

(2) 医療救護の実施

第4章第14節「医療救護計画」(157 頁)による。

- | |
|---|
| ① 救護班の編成
② 救護所の設置
③ 医療救護活動の実施（重症者と軽症者の選別など） |
|---|

(3) 障害物の除去及び清掃

第4章第21節「障害物の除去計画」(179 頁)及び第4章第22節「清掃計画」(181 頁)による。

- | |
|--|
| ① 村有機器材による障害物除去
② 最終処分地等の確保
③ 村有車両によるごみの収集処理 |
|--|

(4) その他

その他の応急対策が必要となる際は第3章応急対策計画において、当該措置について定められている計画に基づき実施するものとする。

第 31 節 水防計画

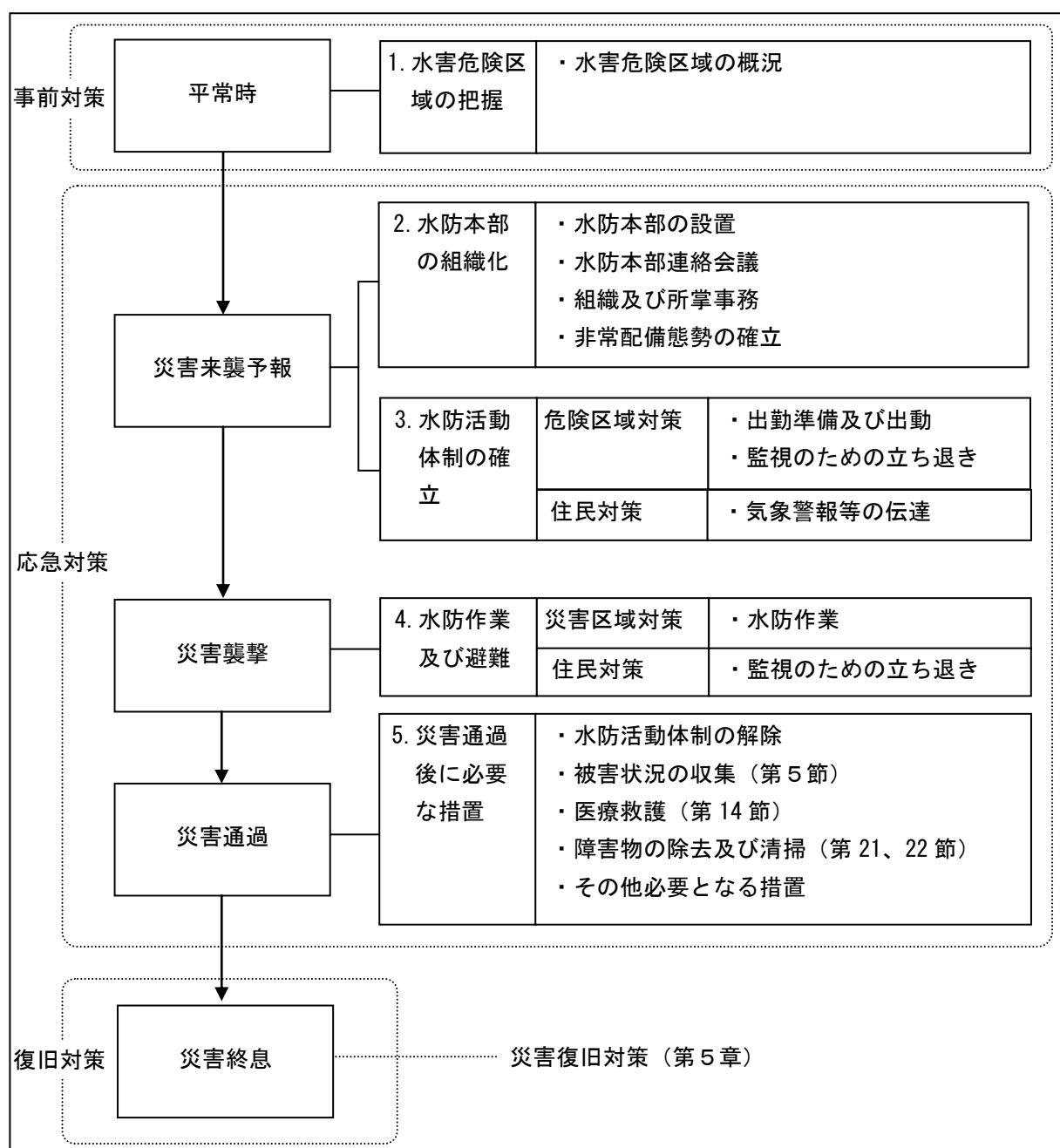
1. 基本方針

環海の離島である本村においては、いつ何時高潮や津波等の水害が発生するか分からない。こうした中で「水防法（昭和 24 年法律第 193 号）」第 7 条第 1 項の規定に基づき、海岸域における高潮及び津波等から村民の生命や身体並びに財産を守るとともに、水害による被害を軽減するために必要な事項に関する計画を定め推進する。

2. 実施責任者

水防計画は、水防管理者である村長が行うものとする。

図 4-31-1 水防対策フロー図



3. 実施内容

1) 水害危険区域の把握

本村の地形状況及び海岸域に係わる土地利用規制の状況、並びに「沖縄県地震被害想定調査概要報告書」等に基づき水害危険区域を把握し、迅速な応急対策に備えるものとする。

2) 水防本部の組織化

(1) 水防本部の設置

沖縄気象台より高潮・津波警報（以下「水害に関する警報」と言う。）を受けたとき、または水防本部長が必要と認めたときからその危険が解消するまで座間味村水防本部を総務課内に設置するものとする。

ただし、座間味村災害対策本部が設置されると水防組織は解消し、災害対策本部の組織に統合されるものとする。

(2) 水防本部連絡会議

水防本部に連絡会議をおき、本部長・副本部長・本部員及びその他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。

(3) 組織及び所掌事務

本部長は村長、副本部長は副村長または教育長をもってあてるものとする。なお、水防本部の各班は座間味村災害対策本部の所掌事務に準ずるものとするが、特に総務対策班及び協力班は次の通りとする。

① 総務対策班（総務課）

- | |
|--|
| ア. 連絡会議に関すること
イ. 水害に関する警報の受理伝達に関すること
ウ. 災害情報の受理伝達に関すること
エ. 水防本部の連絡調整に関すること
オ. 必要と認める際の総務課長への報告に関すること |
|--|

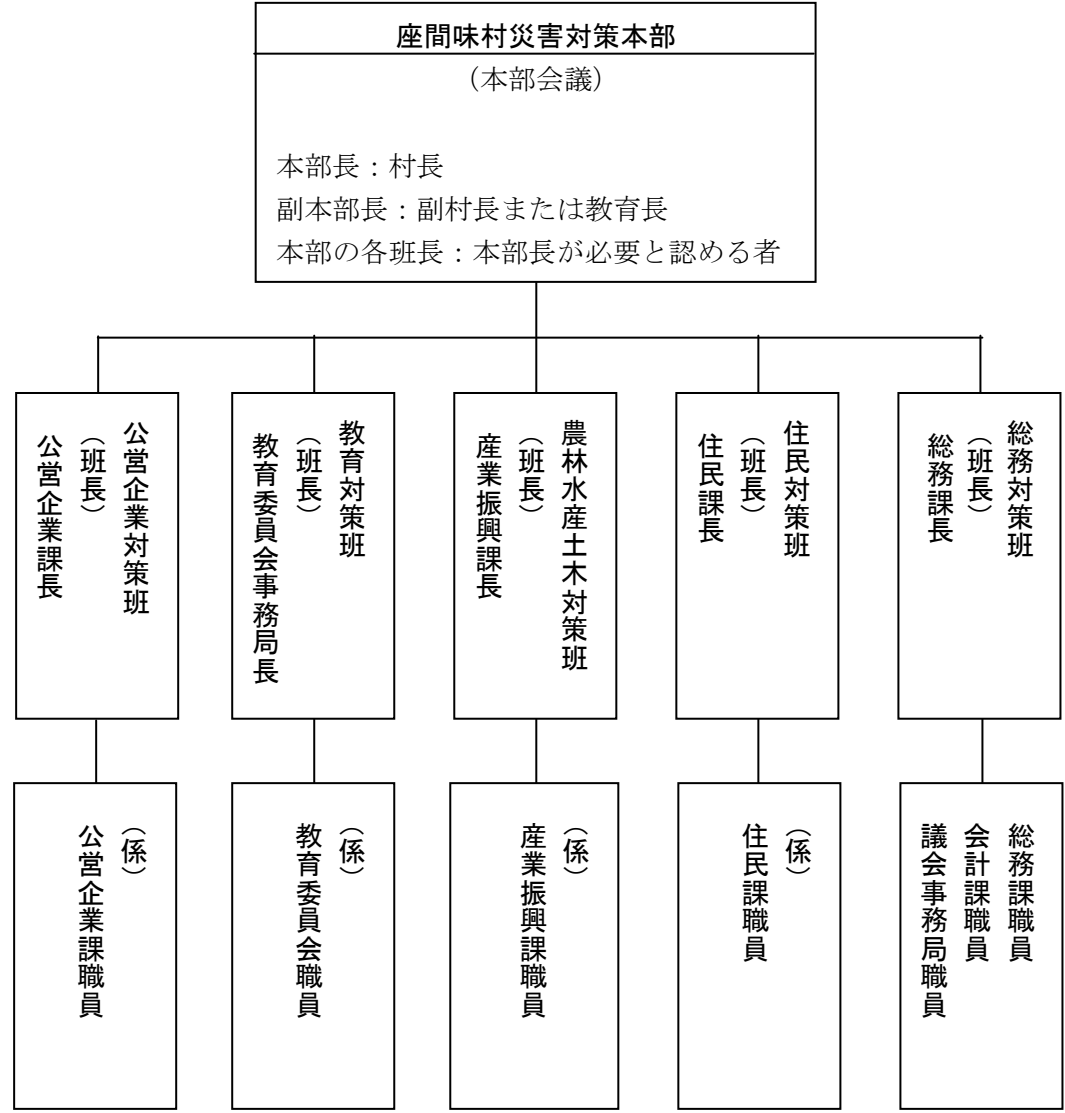
② 協力班（総務以外の各課）

協力班に依頼をするときは、下記の事項を明記した文書をもって行うものとする。

ただし、急を要するときはその他の方法でも差し支えないものとし、依頼を受けた班は速やかに実施するものとする。

- | |
|--|
| ア. 協力を必要とする理由
イ. 協力内容
ウ. その他必要事項 |
|--|

図 4-31-2 座間味村水防本部組織図



(4) 非常配備態勢の確立

① 非常配備

平常勤務から水防非常配備態勢への切り換えを迅速かつ確実に行うため、下記の要領により配備するものとする。

配備態勢	配備要領
第1配備態勢	高潮・津波警報（以下「水害に関する警報」と言う。）により警戒を必要とする場合に、情報連絡に必要な人員を配置する。
第2配備態勢	水害の発生が予想されるに至った場合に、所属人員の約半数を配備する。
第3配備態勢	情報を総合的に判断して第二配備態勢で処理困難な状態の場合は、完全水防態勢のために所属人員全員を配備に着かせるものとする。

② 非常登庁

水防本部員は常に水害に関する警報等に注意し、非常配備態勢の発令が予想されると思われるときは進んで所属長と連絡を取りまたは自らの判断により登庁するものとする。

3) 水防活動体制の確立

(1) 水害に関する警報等の伝達

村長は、知事から村域を対象とした水害に関する警報等を受けたときまたは自ら知ったとき、あるいは自ら水害に関する警報を発令したときは第4章第2節「気象警報の伝達計画」（77頁）並びに同第4節「災害広報計画」（100頁）に基づき、村民及び関係機関等に伝達するものとする。

(2) 水防管理者の措置

水防管理者は、県水防本部または土木事務所から水害に関する警報等の通知を受けたときまたは自ら必要と認めたときは、直ちに水防団を水防活動態勢に入らせるとともに、管内の状況を県水防本部または土木事務所に報告するものとする。

態勢	気象状況等	水防管理者の措置
出動準備	○気象等の状況から高潮または津波の危険が予知されるとき	○水防管理者は、水防団または消防機関に対して出動準備をさせるものとする。
出動	○堤防等に異常を発見したとき ○気象等の状況により高潮または津波の危険が予知され、非常事態が予想されるとき	○水防管理者は、水防団または消防機関に対して予め定められた計画に基づき警備配置につかせるとともに、その旨を所轄土木事務所長に報告するものとする。

(3) 監視及び警戒

① 常時監視

水防管理者は土木対策班及び農林水産対策班に巡視員を設け、随時区域内のため池または海岸堤防等の巡視を行うものとする。もし水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該ため池及び海岸堤防等の管理者に連絡し必要な措置を求めるものとする。

② 警戒の強化

水防管理者は出動命令を行ったときから、水防区域のうち特に以前に被災した箇所等を中心に警戒を厳重にし、異常を発見した場合は直ちに水防作業を実施するとともに所轄土木事務所長等に報告するものとする。

③ 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場合において水防団または消防関係機関に属する者は、警戒区域を設定し水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りの禁止や制限あるいはその区域からの退去を命じることができる。また、その区域内の居住者もしくは水防現場にある者に対して水防活動に従事させることができる。

(4) 水防施設及び水防機具

① 水防管理団体は管内における水防を十分に果たす責任を有し、水防活動が円滑に運用されるよう必要に応じて水防倉庫または水防資材の備蓄場等を設置し、必要な水防機材等を準備しておくものとする。

② 備蓄水防資機材の不足が生じかつ水防上緊急な場合においては、所轄土木事務所に調達の要請を行うものとする。

4) 水防作業及び避難

(1) 水防作業の実施

堤防等が決壊し、またはこれに準ずる非常事態が発生した場合は、水防管理者や消防機関の長は直ちにその旨を所轄土木事務所長等に通報するとともに、被害の拡大防止に努めるものとする。

(2) 水防応援体制の確立

水防のため緊急の必要があるときに水防管理者は、その他の水防管理者または消防機関の長に対して応援を求めることができる。また、応援を求められた者はできる限りその求めに応じるものとし、応援のため派遣された者は応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行動するものとする。

(3) 避難のための立ち退き（水防法第 29 条）

① 高潮・津波等により著しく危険が切迫していると認められたときは、水防管理者は水防法の規定に基づき必要と認める区域の居住者に対して、第 4 章第 6 節「避難計画」（123 頁）に基づき避難のための準備、または立ち退きを指示するものとする。また、避難先や避難経路等については所轄警察署長等とあらかじめ協議して設定するとともに、住民への周知などの必要な措置を講じておくものとする。なお、立ち退きを指示したときは速やかに県水防本部にその旨を報告するものとする。

② 避難活動は原則として各自で行うものとするが、必要に応じて関係車両及び船艇等を利用するものとする。

5) 災害通過後に必要な措置

(1) 水防活動体制の解除

水防管理者は河川や海岸の水位が減じ警戒の必要がなくなったときまたは高潮及び津波の恐れがなくなったときは管理区域の水防活動体制を解除し、一般に周知させるとともに土木

事務所長等にその旨を報告するものとする。

(2) 災害通過後に予想される対策

災害が通過した際の応急対策として、被害情報の収集及び負傷者等が発生した場合の医療救護並びに障害物の除去や清掃等が予想される。これらは、それぞれ次の方法で行うものとする。

① 被害状況の収集

第4章第5節「被害状況等収集報告計画」(102頁)による。

ア. 災害情報の把握

- 人的・物的被害の有無
- 避難者数や避難所の場所等
- 道路の被害状況など

イ. 災害警告等

② 医療救護

第4章第14節「医療救護計画」(157頁)による。

ア. 救護班の編成

イ. 救護所の設置

ウ. 医療救護活動の実施（重症者と軽症者の選別など）

③ 障害物の除去及び清掃

第4章第21節「障害物の除去計画」(179頁)及び第4章第22節「清掃計画」(181頁)による。

〔概略内容〕

ア. 村有機器材による障害物除去

イ. 最終処分地等の確保

ウ. 村有車両によるごみの収集処理

④ その他

その他の応急対策が必要となる際は「第3章応急対策計画」において、当該措置について定められている計画に基づき実施するものとする。

6) その他必要な事項

(1) 災害補償（水防法第29条）

水防法24条により地域住民の中で水防に従事した者が、水防に従事したことにより死亡及び負傷もしくは病気にかかった場合、または水防に従事したことによる負傷、もしくは病気が原因により死亡並びに障害の状態になった場合において、水防管理団体は政令で定める基準に従い組合規約に定めるところにより、その者またはその遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

（２）費用負担と公用負担（水防法第 23 条、41 条）

① 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、その水防管理団体等に対する応援のために要する費用額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との協議によって定めるものとする。

② 公用負担

公用負担権限（水防法第 28 条）により水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者及び消防機関の長は次の権限を行使することができる。

ア．必要な土地の一時使用

イ．土石や竹木及びその他の資材の使用並びに収用

ウ．車両及びその他の運搬具または器具の使用

エ．工作物並びにその他の障害物の処分

（３）水防知識の普及

水防知識の普及は県及び水防管理団体において次の方法により行うほか、適宜関係機関の協力を得て行うものとする。

① 水防月間の活用

5 月の水防月間を通して、各機関の協力をもとに村民に水防の重要性と水防思想の普及を図るとともに、水防に対する村民の理解と協力を深めるものとする。

② 各種広報活動による普及

ア．ラジオやテレビ等の放送による普及

イ．新聞や広報紙及びその他の刊行物による普及

ウ．その他の方法による普及

第 32 節 消防計画

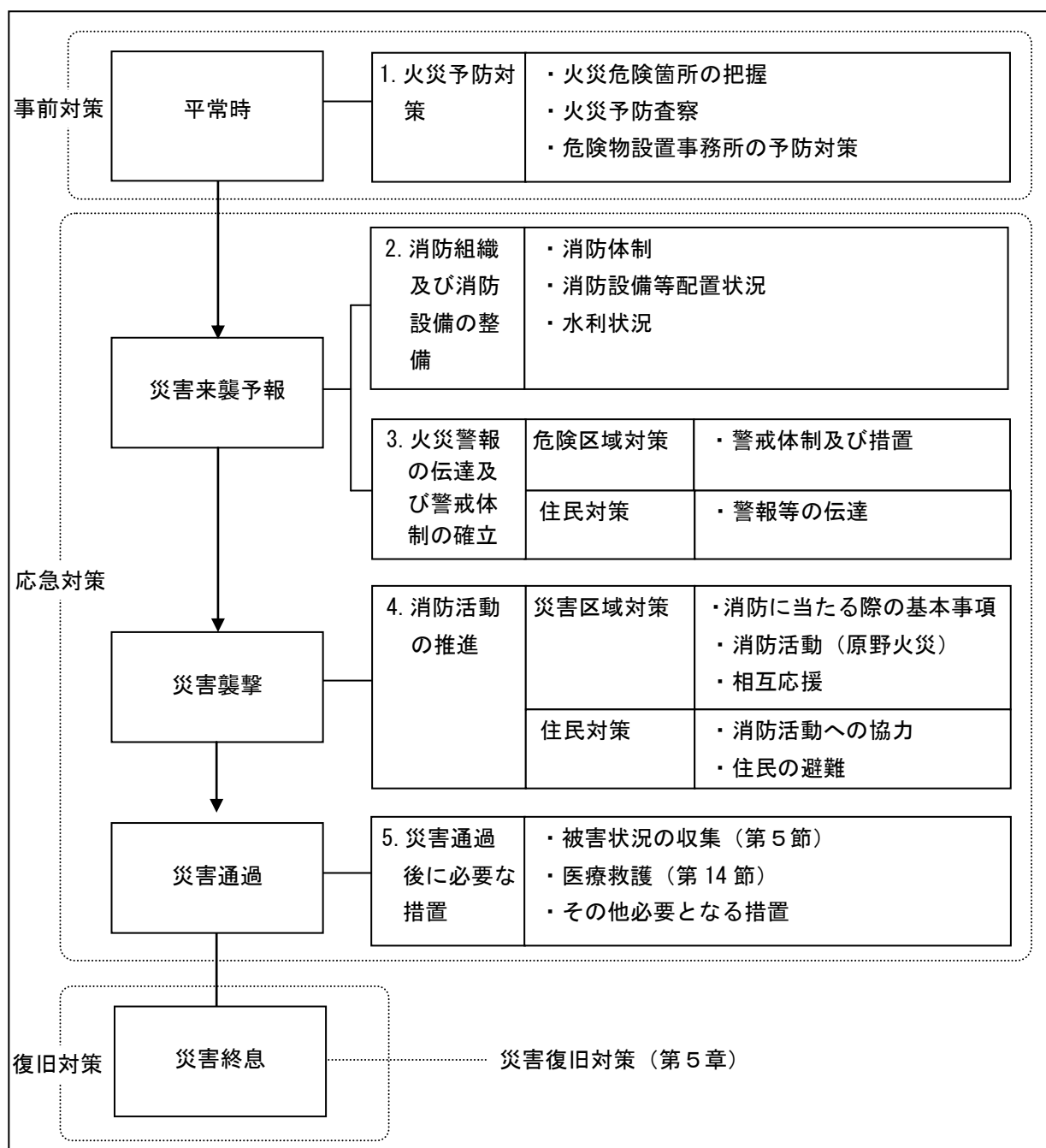
1. 基本方針

火災から村民の生命や身体及び財産を保護するとともに、火災による被害を軽減するための消防活動並びに避難等の必要な措置について定めるものとする。

2. 実施責任者

本村の消防体制は、消防本部の未設置区域であるため消防団のみとなっており、村域に関わる消防計画の実施責任者は村長とする。

図 4-32-1 消防応急対策フロー図



3. 実施内容

1) 火災予防対策の実施

(1) 火災危険箇所の把握

木造建築物の立地状況や住宅の密集状況、並びに消防活動の阻害要因となる狭小道路等を予め火災危険箇所として把握し、火災発生時の迅速な対応に万全を期するものとする。

(2) 火災予防査察

火災予防査察は多数の者が勤務または出入りあるいは収容する建物や危険物取扱所及び防火対象物等について重点的に実施するものとする。また、一般建物等については春秋行われる全国火災予防運動に合わせて一斉に実施し、防災意識の高揚等を図るものとする。

(3) 危険物設置事務所の予防対策

危険物取扱所等は第2章第9節「危険物等の災害予防計画」(38 頁)に基づき、火災予防に努めるものとする。

表 4-32-1 危険物設置事務所の状況

事業所名	所在地	品名	最大貯蔵量
座間味石油商会 座間味給油所	座間味村字座間味 158 番地	A 重油	1,000ℓ
		ガソリン	974ℓ
		軽油	1,574ℓ
		灯油	1,000ℓ
座間味石油商会 阿嘉給油所	座間味村字阿嘉 61 番地	A 重油	0ℓ
		ガソリン	600ℓ
		軽油	600ℓ
		オイル類	1,800ℓ

(4) 防火対象物数

本村の防火対象物数は 86 箇所となっており、次の通り対象物用途も多岐にわたることから災害が複雑多様化している。これらに的確に対処するため、消防設備等の設置及び維持や防火基準適合表示制度（いわゆる「適マーク」制度）の普及並びに予防査察の強化や火災予防運動による防火意識の高揚等により、総合的な防災対策の確立を図るものとする。

表 4-32-2 座間味村防火対象物一覧

公会堂等	旅館等	社会福祉 施設等	幼稚園等	小中学校	停車場	防火対象物 特定複合用途	合計
5	72	2	3	3	0	1	86

資料：消防防災年報（平成 21 年版）

2）消防組織及び消防設備の整備

（1）消防団

本村は消防本部が設置されていないため消防活動の主体は消防団となっており、消防団員は次の通りとなっている。

表 4-32-3 座間味村消防団員

消防団名	消防団事務所名	電話・FAX	定員（人）	実定員（人）
座間味村消防団	座間味村役場内	098-987-2311 F098-987-2004	35	35 (団長：1) (団員：34)

（2）消防設備の整備

① 消防設備配置状況

消防設備等としては、座間味村離島振興総合センター敷地内に消防ポンプ車両等が 5 台配備されている。

座間味村離島振興総合センター 敷地内	・ポンプ自動車 2 台 ・小型動力ポンプ付積載車 1 台 ・小型動力ポンプ 2 台 計 5 台
-----------------------	--

資料：消防団の組織概要（平成 24 年 1 月現在）

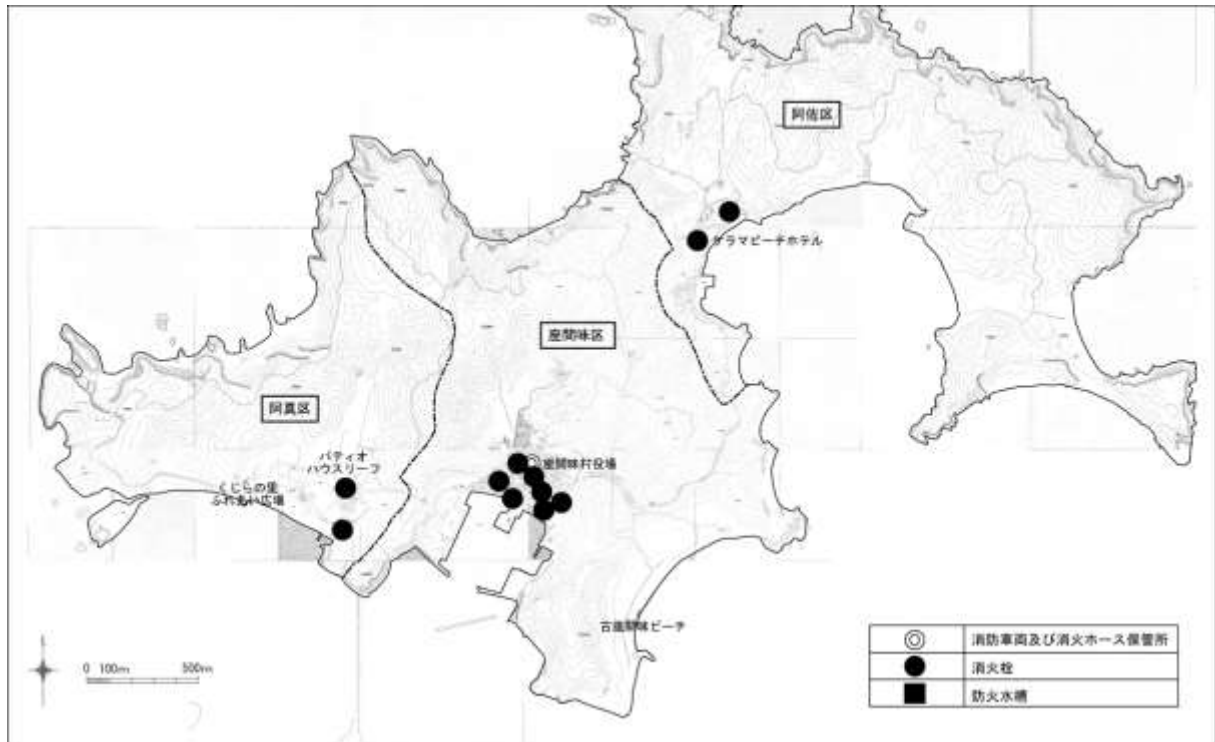
② 消防水利状況

各集落に次の通り消火栓並びに防火水槽等の消防水利が設置されている。

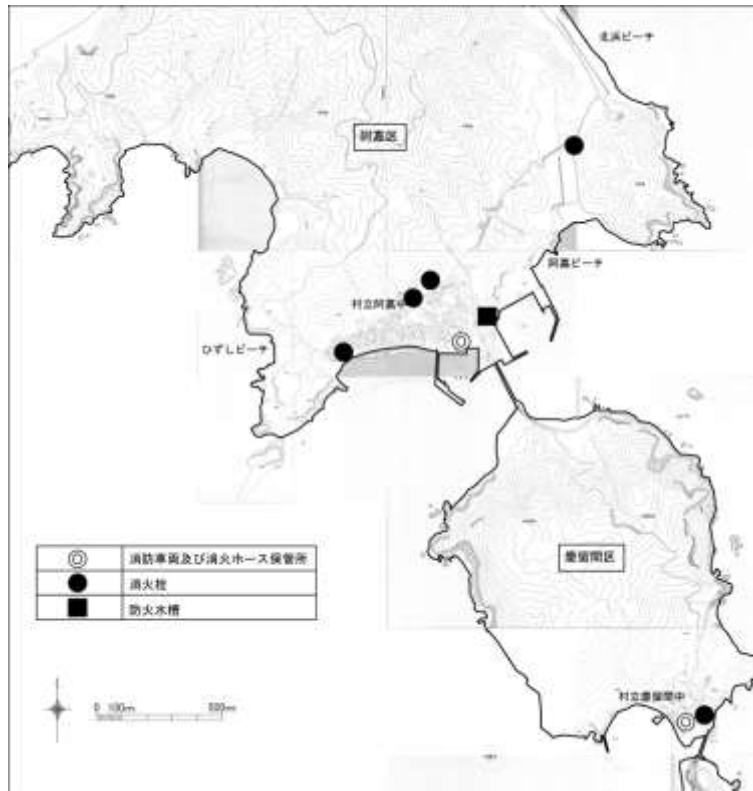
区分	座間味島	阿嘉島	慶留間島	合計
消火栓	11	4	2	17
防火水槽	0	1	0	1

図 4-32-2 消防設備等位置図

座間味島



阿嘉島、慶留間島



3) 火災警報等の伝達及び警戒体制の確立

(1) 火災警報の発令

村長は消防法第 22 条に基づき、沖縄気象台の発表した火災気象通報を知事（防災危機管理課）から受けたとき、あるいはその他の予防上危険があると認めるときは火災警報を発令することができる。

(2) 警戒体制の確立

火災警報が発令されたときは、次の措置を講じるものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 部隊増強と警戒及び警戒員の強化② 出動の俊敏措置と通信機能の点検整備③ 関係機関及び住民に対する警戒心の喚起④ 火気使用制限並びに法令に基づく取り締まりや指導の強化⑤ 積載資機材の増強⑥ 消防団員の非常招集 |
|--|

4) 消防活動の実施

(1) 消防にあたる際の基本事項

- ① 消防団は、人命を守ることを最重点とした消火活動を行うものとする。
- ② 村民及び自主防災組織並びに事業所は、消防活動においては自らが出火防止活動や初期消火活動を実施するものとする。
- ③ 危険物設置事業所は、二次災害の防止に努めるものとする。

（２）消防団の活動

消防団の行う消防活動のうち情報収集で必要となる項目並びに活動時の留意事項は、一般的に次の通りである。

情報の収集	① 延焼火災の状況 ② 消防車の状況及び通行可能な道路の把握 ③ 消防水利等の利用可能状況
消防活動時の留意事項	① 病院や避難地及び幹線道路並びに防災拠点等の施設を優先的に消火する ② 風向きや建物分布を考慮し効果的な消火活動を実施する ③ 危険物のある地区は立入禁止措置を実施する ④ 延焼火災の多い地区は住民避難のための避難路を確保する

（３）村民及び自主防災組織並びに事業所の活動

村民及び自主防災組織並びに事業所の初期消防活動としては、一般的に次の通りである。

火気の遮断	ガス栓やプロパンガスのバルブの閉止及びブレーカーの遮断
初期消火活動	火災発生時における消火器及び汲み置き水並びに可搬ポンプ等を活用した消火活動の実施
初期救助活動	近隣地における軽微な下敷き者を発見したときなどの防災機関への連絡及びその救出活動

（４）避難

延焼火災が予想され、または火災発生により住民を保護するため避難の必要が生じた場合は、次の方法により適切な対策を行うものとする。

① 住民の避難

第４章第６節「避難計画」（123 頁）によるものとする。

〔概略内容〕 ア．避難の勧告や指示及び警戒区域の設定 イ．避難情報の伝達 ○伝達事項（避難先や避難経路等） ○伝達方法（拡声器及び口頭等） ウ．適切な避難場所の選定 エ．避難の誘導
--

（５）相互応援

大規模な災害の発生した場合に被害を軽減させるため必要と認めたときは、消防組織法第 21 条の規定に基づき県下の市町村に対して、消防隊や救助隊及びその他の必要な人員並びに機器資材等の応援を要請するものとする。

５）林野火災対策の実施

村土全体に林野が大きく広がる本村において林野火災が発生すると、地理及び気象条件によっては消防活動が困難になり、人家への延焼等大きな被害に発展することが予想される。その際、特に留意すべき対策等について定めるものとする。

(1) 消防活動

林野火災における消防活動は消防団を中心に行うが、火災による被害が広範囲に及ぶことが多いことから人的及び物的の消防力不足が予想される。このような状況下においては、県及び関係機関等に応援を要求するものとする。

(2) 避難時の措置

避難誘導に当たっては火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向となるよう避難誘導するものとする。また、林野に隣接する集落等に延焼拡大の恐れがあるとき、または村長が必要と認めるときは、速やかに当該地区への出入りの制限あるいは避難のための立ち退き勧告及び指示を行い、村民の安全を図るものとする。

6) 災害通過後に予想される対策

災害が通過した際の応急対策として、被害情報の収集及び負傷者等が発生した場合の医療救護等の実施が予想される。これらは、それぞれ次の方法で行うものとする。

(1) 被害状況の収集及び報告

第4章第5節「被害状況等収集報告計画」(102頁)による。

〔概略内容〕

ア. 火災情報の把握

○人的・物的被害の有無

○避難者数や避難所の場所等

○道路の被害状況など

イ. 災害報告等

(2) 医療救護の実施

第4章第14節「医療救護計画」(157頁)による。

〔概略内容〕

ア. 救護班の編成

イ. 救護所の設置

ウ. 医療救護活動の実施（重症者と軽症者の選別など）

(3) その他

その他の応急対策が必要となる際は第3章「応急対策計画」において、当該措置について定められている計画に基づき実施するものとする。

第 33 節 地震災害対策計画

1. 基本方針

地震災害は平成 7 年の阪神・淡路大震災等に見られるように突然に勃発し、建物倒壊及び道路・橋梁・ガス管・水道管等の社会インフラの崩壊並びに地すべり・山崩れ等の直接的な被害のみならず、それらから派生する火災や高潮及び津波等の二次的な被害を含め複合的な災害が広範囲に発生するものである。地震発生のメカニズムはある程度解明されているが、その予知は現代科学の発達をしてもまだまだ不十分であり、地震災害の対策には平常時からの「地震に強い村づくりや人づくり」が重要である。

このように地震災害の防止には、平常時からの建物や社会インフラの耐震化の推進や地震に強い人づくり等の啓蒙活動が優先される課題であるが、ここでは地震発生時における災害対策組織の設置並びに被害拡大防止や避難方法等の必要な応急対策について定めておくものとする。

2. 災害の想定

地震における災害の想定は、平成 22 年 3 月策定の「沖縄県地震被害想定調査報告書（概要版）」に基づき、第 1 章第 5 節「災害の想定」より本村における被害の詳細を記した。

[H9RF 沖縄本島南西沖地震]

想定条件	震源の位置		沖縄本島南西沖
	震源の深さ		深さ 7.5 km
	地震の規模		マグニチュード 7.8
	発生の時期・時刻		冬の夕方
予測結果	震 度		5 弱
	建物被害棟数		全壊：12 棟 半壊：22 棟
	建物火災	死者数	0 人
		負傷者数（重傷）	1 人
		負傷者数（軽傷）	24 人
		避難者数	82 人
	津波	死者数	5 人
		負傷者数（重傷）	3 人
		負傷者数（軽傷）	21 人
	ライフライン	断水人口（人）	877 人
		停電戸数（戸）	80 戸
		電話支障（回線）	37 回線
		ガス供給停止世帯（戸）	—

〔B04E 久米島北方沖地震〕

想定条件	震源の位置		久米島北方沖
	震源の深さ		深さ 5.0km
	地震の規模		マグニチュード 7.8
	発生の時期・時刻		冬の夕方
予測結果	震 度		5 強
	建物被害棟数		全壊：12 棟 半壊：20 棟
	建物火災	死者数	0 人
		負傷者数（重傷）	1 人
		負傷者数（軽傷）	24 人
		避難者数	78 人
	津波	死者数	0 人
		負傷者数（重傷）	0 人
		負傷者数（軽傷）	9 人
	ライフライン	断水人口（人）	846 人
		停電戸数（戸）	80 戸
		電話支障（回線）	37 回線
		ガス供給停止世帯（戸）	—

〔C02E 久米島南東沖地震〕

想定条件	震源の位置		久米島南東沖
	震源の深さ		深さ 2.0 km
	地震の規模		マグニチュード 7.8
	発生の時期・時刻		冬の夕方
予測結果	震 度		5 弱
	建物被害棟数		全壊：13 棟 半壊：26 棟
	建物火災	死者数	0 人
		負傷者数（重傷）	1 人
		負傷者数（軽傷）	26 人
		避難者数	91 人
	津波	死者数	6 人
		負傷者数（重傷）	9 人
		負傷者数（軽傷）	31 人
	ライフライン	断水人口（人）	897 人
		停電戸数（戸）	80 戸
		電話支障（回線）	37 回線
		ガス供給停止世帯（戸）	—

[沖縄本島直下プレート内]

想定条件	震源の位置		沖縄本島
	震源の深さ		深さ 30.0km
	地震の規模		マグニチュード 7.8
	発生の時期・時刻		冬の夕方
予測結果	震 度		5 強
	建物被害棟数		全壊：31 棟 半壊：72 棟
	建物火災	死者数	1 人
		負傷者数（重傷）	3 人
		負傷者数（軽傷）	47 人
		避難者数	243 人
	津波	死者数	－
		負傷者数（重傷）	－
		負傷者数（軽傷）	－
	ライフライン	断水人口（人）	901 人
		停電戸数（戸）	125 戸
		電話支障（回線）	93 回線
		ガス供給停止世帯（戸）	－

① 震度

島の全域で震度 5 弱及び震度 5 強と予測されている。震度 5 強では、建物やライフラインに被害が予測されている。

② 液状化危険度

島の平坦な海岸部において「危険性が高い」と予測されている。

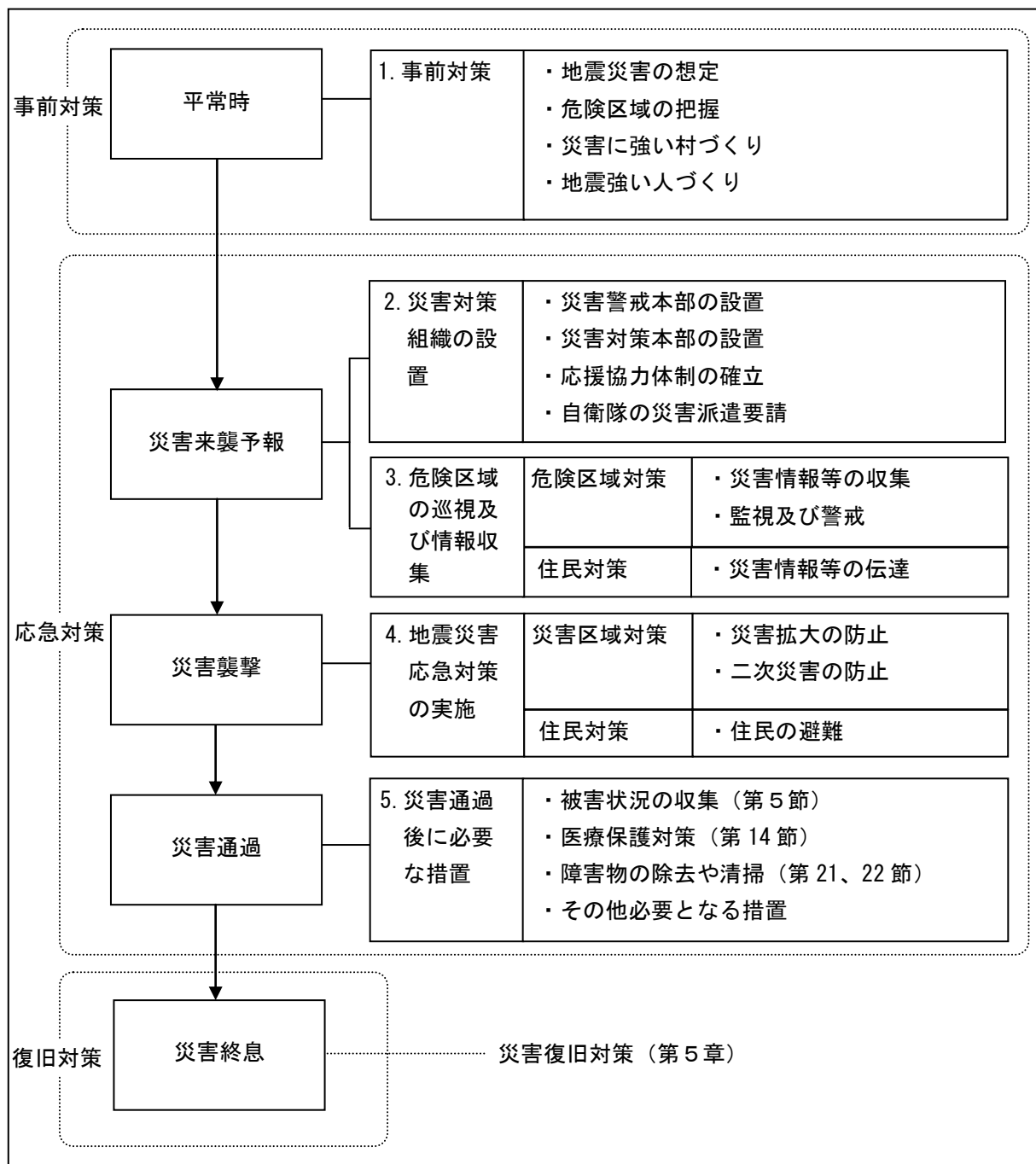
③ 津波

発生後、本村（座間味港）には 31 分程度で津波が到達し、座間味港における最大遡上高は 22.5m を達すると予測されている。

3. 実施責任者

地震災害対策の実施は災害対策本部長である村長が行うものとする。なお、実施に当たっては災害対策本部内部における連携はもとより、所轄警察署並びに医療施設等の防災関係機関との緊密な連携をもって、総合的な応急対応を行うものとする。

図 4-33-2 地震災害対策フロー図



4. 実施内容

1) 事前対策

(1) 危険区域の把握

地震によって山崩れや地すべり等の土砂災害及び津波や高潮等の水害並びに火災の発生が予想される。そのため、それぞれの災害の発生が予想される区域を危険区域として予め把握することにより、地震発生後の応急対策が迅速かつ的確に行えるよう備えるものとする。

① 土砂災害危険区域

傾斜地崩壊危険区域は、第4章第30節「土砂災害応急対策計画」(205頁)に定めるところによるものとする。

② 水害危険区域

水害危険区域は、第4章第31節「水防計画」(210頁)に定めるところによるものとする。

③ 火災危険区域

火災危険区域は、第4章第32節「消防計画」(217頁)に定めるところによるものとする。

(2) 地震に強い村づくり

① 村土保全事業の促進

地震被害の未然防止対策として、地形条件及び断層や海岸部との集落の位置等を勘案して、治山対策や土砂災害防止対策並びに海岸防災対策等の村土保全事業を促進するものとする。

② 警戒体制及び手段等の整備

本村の自然環境及び集落環境等を考慮し、地域住民に対する情報伝達及び警戒避難体制の整備を進めていくものとする。災害危険区域に対して、地震情報や津波警報等が迅速かつ確実に行われるよう情報伝達体制の整備に努めるものとする。各種災害に対し、警報等の把握及び周辺のパトロール等を迅速かつ的確に行うための監視警戒体制を整備するものとする。また緊急時の避難を円滑に行うため、避難場所や避難路の整備及び案内版の設置等を促進するものとする。

(3) 地震に強い人づくり

① 防災組織の育成強化

大規模な地震が発生した場合、災害現場は極度に混乱しているため必要となる応急対策が迅速かつ適確に実施できるとは限らない。そのため、住民が防災関係機関と一体となって初期消火や避難誘導並びに被災者の救出・救護等の自主的な防災活動を行うことが極めて重要となる。このような観点から地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の育成強化を図るものとする。

② 地震災害に対する意識の高揚

地震発生時において、身の安全の確保や火災の発生を防ぐための火気の遮断方法など住民がとるべき行動、並びに避難場所や避難経路等の避難方法を平常時より周知徹底することで、緊急の際に落ち着いて適切な行動がとれるよう防災意識の高揚を図るものとする。そのため学校等での説明会及び防災訓練の実施並びに広報誌等の発行に努めるものとする。

2) 災害対策組織の設置

地震災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、その災害の程度に準じて災害警戒本

部もしくは災害対策本部を設置するものとする。なお、それら本部の組織編成及び所掌事務は、第4章第1節「組織及び動員計画」（67 頁）に定めるところによるものとする。次に地震災害における災害対策組織の配備体制や配備基準等をまとめると、次の通りとなる。

表 4-33-1、組織の配備体制及び配備基準

本部	配備	配備基準		主な活動	配備要員
		震度及び警報等	警戒や被害の目安		
災害準備体制	第1配備	- 震度4の観測 - 津波注意報の発表	- 情報収集が必要となった - 巡視や警戒 - 退去や避難誘導 - 局所的な軽微な被害が発生	- 情報連絡（防災無線） - 巡視 - 水辺からの退去呼びかけ - 海岸部の避難誘導・被害状況の伝達	第1配備職員
対策警戒本部	第2配備	- 震度5弱の観測 - 津波警報の発表 - 強い地震（震度4以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで村長が必要と認める場合	- 津波浸水土砂崩れの警戒が必要となった - 局所的に物的被害が発生	- 情報連絡 - 被害状況の把握 - 災害の警戒・応急復旧	第2配備職員
災害対策本部	第3配備	- 震度5強以上の観測 - 津波警報の発表	- 各所で物的被害が発生 - 避難所の開設が必要となった - 人的被害が発生 - 広範囲に被害が発生	上記に加え - 被災者や避難者の救出及び救護 - その他全ての活動	第3配備職員（全職員）

（1）災害準備体制（第1配備）

災害対策本部の設置前における初動体制、または設置に至らない災害規模の発生及び発生が予想される場合に、防災担当者（総務対策班）により災害準備体制をとるものとする。

- ① 本村域において震度4が観測された場合。
- ② 沖縄本島地方に津波注意報が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集や伝達等を特に強化して対処する必要があるとき。
- ③ 前各号のほか、災害予防及び災害応急対策の適確な実施のため警戒体制をとる必要があるとき。

（2）災害警戒本部（第2配備）

災害警戒本部は、沖縄气象台による各種警報等の発表に伴い本村域に災害が発生し、または発生する恐れがある場合で、災害対策本部を設置するには至らないときに設置するものとする。組織体制は総務課長を本部長とし必要な要員を持って警戒配備体制をとるものとする。なお、警戒本部長は警戒本部を設置した場合には、直ちに配備要員と座間味消防団へその旨

を連絡するものとする。

〔災害警戒本部設置基準〕

- ① 強い地震（震度 4 以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで村長が必要と認める場合。
- ② 本村域において震度 5 弱が観測されたとき。
- ③ 沖縄本島地方に津波警報が発表されたとき。
- ④ 前各号のほか、県全域または一部の地域に発生した地震災害に対し、特に強力かつ総合的な災害予防及び災害応急対策の実施を必要とするとき。

（３）災害対策本部（第 3 配備）

災害警戒本部長は災害が発生し、より高次の配備体制（災害対策本部の配備体制）への移行が必要と認めた場合には村長に状況を説明するものとする。説明を受けた村長は、次に掲げる要件等を勘案し速やかに災害対策本部を設置するものとする。ただし、村長不在の場合は副村長⇒教育長⇒総務課長の順位により本部設置の代行を行う。この場合は事後速やかに村長に報告し承認を得るものとする。なお、本部長は対策本部を設置した場合には、直ちに配備要員へその旨を連絡するものとする。

〔災害対策本部(第 3 配備)〕

- ① 本村域で震度 5 強以上及び周辺市町村において震度 6 弱以上が観測されたとき
- ② 沖縄本島地方に津波警報が発表されたとき。
- ③ 各号のほか、県全域または一部の地域に発生した地震災害に対し、特に強力かつ総合的な災害予防及び災害応急対策の実施を必要とするとき。

（４）応援協力体制の確立

大規模な地震の際には村内組織だけでは十分に対応できるとは限らないため、関係機関との応援協力体制により対策の万全を期するものとする。

（５）自衛隊の災害派遣要請

人命や財産の保護のため必要と認めるときは、第 4 第 19 節「自衛隊派遣要請計画」（170 頁）に基づき、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼するものとする。

3）情報の収集伝達及び危険区域の巡視

（１）津波警報等の収集伝達

沖縄気象台から発表される地震や津波に関する情報を収集するとともに、村民への周知徹底を図るものとする。

なお、村民への広報活動にあたっては第 4 章第 4 節「災害広報計画」（100 頁）に準じて、災害無線や広報車等を使い迅速かつ確実に行うものとする。

表 4-33-2 津波警報等の種類（再掲）

種類	発表基準	想定される被害と取るべき行動	発表される津波の高さ
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合。	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	10m超 (10m<予想高さ)
			10m (5 m<予想高さ≤10m)
			5 m (3 m<予想高さ≤5 m)
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合。	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。 人は津波による流れに巻き込まれる。 ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	3 m (1 m<予想高さ≤3 m)
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合。	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 ただちに海から上がって、海岸から離れる。	1 m (0.2m≤予想高さ≤1 m)

(注) 1. 津波による災害の恐れがなくなつたと認められる場合、津波警報または津波注意報の解除を行う。この内、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなつた時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さを言う。

(2) 危険区域の巡視警戒

地震予知については現代科学をもってしても困難であると言われている。しかし地震の発生により予想される地すべり等の土砂災害や津波及び高潮等については、災害の拡大防止のため、あらかじめ把握しておいた危険区域の巡視警戒を迅速に行うものとする。特に、水辺からの退去呼びかけや海岸部からの避難誘導に努めるものとする。

(3) 無線通信手段の確保

有線通信途絶時には第4章第3節「災害通信計画」(89 頁)に定めるとことにより最寄りの無線局や沖縄県地方非常無線通信協議会所属の無線通信設備に応援を求め、非常無線通信手段の確保に努めるものとする。

4) 地震災害応急対策の実施

(1) 災害拡大防止活動

① 山崩れ等の土砂災害

地すべりや山崩れ等の土砂災害については、第4章第30節「土砂災害応急対策計画」(205頁)に定めるところによるものとする。

② 地震火災

地震による火災については、第4章第32節「消防計画」(217頁)に定めるところによるものとする。

(2) 住民の避難

地震に伴い土砂災害及び火災並びに水害等の各種災害が発生する恐れが生じ、住民の避難が必要になった場合には、第4章第6節「避難計画」(123頁)に定めるところにより行うものとする。

〔概略内容〕

ア. 避難の勧告や指示及び警戒区域の設定

イ. 避難情報の伝達

○伝達事項(避難先や避難経路等)

○伝達方法(拡声器及び口頭等)

ウ. 避難の誘導

5) 災害通過後に予想される対策

災害が通過した際の応急対策として、被害情報の収集及び医療救護並びに障害物の除去や清掃等が予想される。また、必要に応じて自衛隊の派遣要請などが求められる。これらは、それぞれ次の方法で行うものとする。

(1) 被害状況の収集及び報告

第4章第5節「被害状況等収集報告計画」(102頁)による。

〔概略内容〕

ア. 災害情報の把握

○人的・物的被害の有無

○避難者数や避難所の場所等

○道路の被害状況等

イ. 災害報告等

(2) 医療救護の実施

第4章第14節「医療救護計画」(157頁)による。

〔概略内容〕

ア. 救護班の編成

イ. 救護所の設置

ウ. 医療救護活動の実施(重症者と軽症者の選別など)

(3) 障害物の除去及び清掃

第4章第21節「障害物の除去計画」(179頁)及び第4章第22節「清掃計画」(184頁)による。

〔概略内容〕

- ア. 村有機器材による障害物除去
- イ. 最終処分地等の確保
- ウ. 村有車両によるごみの収集処理

(4) 自衛隊の派遣要請

第4章第19節「自衛隊派遣要請計画」(170頁)による。

〔概略内容〕

- ア. 村長の派遣要請要求
- イ. 受入れ体制の準備
- ウ. 自衛隊の活動内容
- エ. 経費負担の区分等

(5) その他

また、被害状況により防疫・食料や生活必需品の確保など必要となる応急対策については、第3章応急対策計画において、当該措置について定められている計画に基づき実施するものとする。

6) 地震防災緊急事業五箇年計画の有効活用

地震防災対策特別措置法の施行(平成7年)に伴い都道府県知事は、社会的条件及び自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずる恐れがあると認められる地区について、平成8年度を初年度とする第一次地震防災緊急五箇年計画を作成することとなった(平成24年3月に第四次を新たに作成)。

計画の実施主体は県並びに市町村で、都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて重点的かつ計画的に整備を行うものとされている。

沖縄県はこれらを受け下記に示す方針に基づき「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成している。そのため本村においても、それら計画の有効活用を図るものとする。

表 4-33-3 沖縄県地震防災緊急事業五箇年計画の方針

対象地区：既住地震や想定地震等を勘案し、全県とする。

対象事業：国の示す以下の施設等について、今後市町村等の意向を取り入れながら事業の選定並びに具現化を図っていくものとする。

- ① 避難地
- ② 避難路
- ③ 消防用施設
- ④ 消防活動用道路
- ⑤ 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾・漁港施設、共同溝など
- ⑥ 医療機関、社会福祉施設、公立小学校・中学校、公立盲学校・ろう学校・養護学校、公的建造物等の改築・補強
- ⑦ 津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
- ⑧ 砂防施設、保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの
- ⑨ 地域防災拠点施設
- ⑩ 防災行政無線施設並びに設備
- ⑪ 飲料水確保施設、電源確保施設など
- ⑫ 非常用食糧、救助用資機材等備蓄倉庫
- ⑬ 負傷者の一時収容設備及び資機材（応急救護設備等）
- ⑭ 老朽住宅密集市街地に係わる地震防災対策
- ⑮ その他

大地震時村民心得

① まず身の安全を確保する

家の中にいるときに大きなゆれを感じたら、まず丈夫な机の下に隠れるなど身の安全を確保しあわてて外へ飛び出さない。

② 落ち着いて火の始末を

地震の揺れは長くても1分過ぎたらおさまる。皆で声をかけ合い調理器具や暖房器具などの火の始末を確実に行う。

③ 火災の際の初期消火

火事が起きたときは、直ちに周囲に助けを求めるとともに初期消火に努める。また、助けを求められた者は可能な限り協力する。

④ 外へ出るときの注意

外へ出るときはガラスや瓦などの落下物に注意し、落ち着いて行動する。

⑤ 自動販売機や壁ぎわ等には近付かない

野外で大きな揺れを感じたときまたは避難するときは、自動販売機やブロック塀の倒壊及びビルからの看板・割れた窓ガラス落下などに注意する。

⑥ 避難は徒歩により荷物は最小限にする

車両での避難は渋滞に見舞われるか、あるいは渋滞を引き起こし防災活動や避難の妨げとなる恐れがあるので、徒歩で避難するものとし持ち物は最小限にする。

⑦ 津波や山崩れなどに注意する

海岸沿いや地盤の軟弱な傾斜地に隣接する地域において揺れを感じたら、早めに避難の態勢をとる。

⑧ 正しい情報を入手する

大地震のあと余震がしばらく続く場合があるので注意する。また、災害時には未確認の情報やデマにより混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにする。

⑨ 地震に備えた日頃の用意

地震は突然襲ってくる。常日頃から避難方法などを確認しておくとともに、携帯ラジオや懐中電灯などの防災用品を用意し点検しておく。

第5章 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興計画は、被災した各種施設の原形復旧に止まらない将来に備えた復旧事業の推進に加えて、被災者の自立を目指した生活再建並びに地域経済の復興等に資する諸施策を定め、その実施を図るものとする。

第1節 公共施設災害復旧計画

1. 基本方針

道路や港湾等の公共的施設が被災した場合における復旧は、単なる原状回復に止まらず。再度の災害防止を目指して、より安定性に配慮した新設または改良事業等を迅速に実施するものとする。

2. 実施責任者

公共施設の災害復旧は、その施設を所管する長が行うものである。なお、国は災害復旧事業を実施するために大きな財政負担を伴う地方公共団体に対して、その軽減措置を図っているところである。

3. 実施内容

1) 災害復旧事業の推進

公共施設の災害復旧事業は、公共の福祉の確保を図る観点から、できる限り速やかに実施することが必要であり、原則として国の直轄事業は2カ年、補助事業については3カ年で事業を完了させることとしている。なお、主な公共施設の災害復旧事業は次の通りとなっている。

表 5-1-1 主な公共施設災害復旧事業

事業及び内容	根拠法等
(1) 公共土木施設災害復旧事業 (河川、海岸、砂防設備、治山施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、ダム、下水道)	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業 (農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設)	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
(3) 文教施設等災害復旧事業 ① 公立学校施設災害復旧事業 ② その他(国立学校、文化財)	公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
(4) 厚生施設等災害復旧事業 ① 社会福祉施設等災害復旧事業 (生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更生	生活保護法 児童福祉法 老人福祉法

援護施設、精神薄弱者援護施設等) ② 環境衛生施設等災害復旧事業 ③ 医療施設災害復旧事業 ④ その他（水道施設、伝染病隔離病舎）	身体障害者福祉法 精神障害者福祉法
(5) その他の施設に係る災害復旧事業 ① 公営住宅災害復旧事業	公共土木施設災害復旧 事業費国庫負担法

2) 村及び県における措置

(1) 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」と言う。）が発生した場合は、村または県において被害状況を速やかに把握するとともに、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

(2) 緊急災害査定促進

災害が発生した場合に村及び県は、被害状況を速やかに把握するとともに緊急に被害査定が行われるよう措置し、災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 災害復旧資金の確保措置

村及び県は災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、この負担すべき財源を確保するため所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施に努めるものとする。

(4) 施設災害復旧事業に関する国の財政措置等の早期把握

公共施設等の災害復旧事業に関する国の財政措置を早期に把握し、これらの特別措置等を勘案して迅速な復旧業務に努めるものとする。

第2節 災害復興計画の基本方向

1. 基本方針

災害による被災は災害の種類及び規模等により様々であるが、被災地の復興に当たっては、前節に述べたように再度の災害にも対応できるようより安全性に配慮した各種復興事業とともに、被災者の生活再建並びに農林漁業や中小企業の産業再建施策等地域社会経済の全般的な復興に係る広範囲かつ短期及び中長期にわたる支援策が必要とされ、きめ細かな推進事業を行うものとする。

2. 実施内容

1) 災害復興計画の作成

災害により甚大な被害が発生した場合等には、被災状況や復旧及び復興の必要規模を勘案し、計画的な復興施策を推進するため必要に応じて災害復興計画を作成するものとする。

2) 防災村づくりの推進

被災地の復旧及び復興施策を推進するに当たっては、単なる原形復旧に止まらない再度の災害に耐えられ、「災害につよい村づくり」を目指して行うものとする。

なお、防災村づくりに当たって平常時からの災害予防対策業務と連携し、次の事項について留意するものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 避難路や避難地及び延焼遮断帯の整備② 道路・公園・漁港及び港湾などの防災活動拠点ともなる社会基盤並びに防災安全区の整備③ 都市基盤の整備④ ライフラインの耐震化⑤ 建築物の耐震化及び不燃化⑥ 耐震性貯水槽の設置など |
|--|

3) 被災者支援対策の推進

災害により被害を受けた場合は、被災者の生活再建に資する救護資金や福祉資金の貸付等並びに住宅や家財復興資金の貸付等とともに、国税及び地方税について軽減・免除・納付猶予を行うなどのきめ細かい支援措置を講ずるものとする。

また、農林漁業者及び中小企業者に対しては、その経営の再建及び安定化を図るため、各種の災害復興支援を行うものとする。

なお、被災者支援対策については、次節以降に詳述するものとする。

第3節 災害住民相談計画

1. 基本方針

災害通過後の被災地においては倒壊家屋の解体や撤去、並びに破損道路等の復旧等が行われるとともに、被災者にとっては住宅の確保や日常生活の再建及び生業復興等短期並びに中長期にわたる災害復興が求められ、各種の不安要因を抱えている多種多様な相談や問い合わせに対して、適切に対処できるような体制づくりを推進するものとする。

2. 実施内容

1) 住民サポートセンター（仮）の開設

村は被災者の抱える相談や問い合わせに対処するため、県及びその他関係機関と連携して「住民サポートセンター（仮称）」を開設するものとする。なお、センター開設に当たっては被災者の便宜を考慮し、役場内に設置するものとする。

2) 各種相談業務の実施

住民サポートセンターにおける相談内容は、概ね次のような事項である。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 被災建築物の応急危険度判定結果及び処置について② 倒壊家屋の解体・撤去③ 各種資格証の発行手続き等（免許証や年金証書等）④ 罹災証明の発行手続き⑤ 仮設住宅の入居⑥ 住宅金融公庫関係（返済や支払方法等）⑦ 事業再開の融資⑧ 災害援護資金⑨ 被災に伴う税金の減免措置⑩ 借地及び借家について⑪ 医療並びに保健について（精神保健を含む） |
|--|

第4節 生活確保対策計画

1. 基本方針

災害の種類や規模によっては被災地において、死傷者の発生や住宅の損壊等甚大な被害が起こり、被災住民の生活環境を崩壊せしめている。こうした中で被災者の生活再建支援として弔慰金の支給や各種制度資金の貸与及び融資対策、並びに租税の減免措置や就職の斡旋等各種の被災者支援対策を計画し、推進するものとする。

2. 実施内容

1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

(1) 災害弔慰金の支給（災害弔慰金の支給に関する法律第3～7条）

実施主体	村が条例に定めるところにより実施する（国及び県の支給）。
対象災害	いわゆる自然災害（災害弔慰金の支給等に関する法律第2条）であって、住家の滅失した世帯が5世帯以上の災害及び県内において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある場合の災害とする。
支給対象	第2条により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	① 生計維持者が死亡した場合:500万円 ② その他の者が死亡した場合:250万円
こ費用の負担	国（1/2）、県（1/4）、村（1/4）

(2) 災害障害見舞金の支給（災害弔慰金の支給に関する法律第8・9条）

実施主体	村が条例に定めるところにより実施する（国及び県の支給）。
対象災害	いわゆる自然災害（災害弔慰金の支給等に関する法律第2条）であって、住家の滅失した世帯が5世帯以上の災害及び県内において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある場合の災害とする。
支給対象	第2条により精神及び身体に次に掲げる障害を受けた者に対して支給する。 ① 両目が失明した者 ② 咀嚼及び言語の機能を廃した者 ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し常に介護を要する者 ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要する者 ⑤ 両上肢を肘関節以上で失った者 ⑥ 両上肢の用を全廃した者 ⑦ 両下肢を膝関節以上で失った者 ⑧ 両下肢の用を全廃した者 ⑨ 精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者
弔慰金の額	① 生計維持者が障害を受けた場合:250万円 ② その他の者が障害を受けた場合:125万円
費用の負担	国（1/2）、県（1/4）、村（1/4）

2) 生活再建支援貸付資金の活用

被災者の生活再建のため、次のような援護資金及びその他の貸付資金の導入に努めるものとする。

(1) 災害援護資金（災害弔慰金の支給に関する法律第 10～15 条）

実施主体	村が条例に定めるところにより実施する（国及び県の支給）。
対象災害	自然災害であって、県内において災害救助法が適用された市町村が 1 つ以上ある場合の災害とする。
貸付対象	第 2 条により負傷または住居及び家財に被害を受けた者
貸付限度額	350 万円 (世帯主の 1 か月以上の負傷 150 万円、家財の 1/3 以上の損害 150 万円、住居の全壊 350 万円)
所得制限	前年の所得が村民税の課税標準で 700 万円（4 人世帯）未満
利率	年 3 %（据置期間中は無利子）
据置期間	3 年（特別の場合は 5 年）
償還期間	10 年（据置期間を含む）
償還方法	年賦及び半年賦
貸付原資負担	国（2/3）、県（1/3）

(2) 生活福祉資金

実施主体	沖縄県社会福祉協議会（生活福祉資金貸付制度）
貸付対象	災害を受けた低所得者
貸付限度額	150 万円
据置期間	貸付の日から 1 年以内
償還期間	7 年以内
貸付利子	3 %

(3) 国民金融公庫資金

- | |
|--|
| ① 更生資金
② 恩給担保貸付金
③ 遺族国債担保貸付金
④ 引揚者国庫債券担保貸付金 |
|--|

3) 租税の徴収猶予及び減免等の措置

(1) 村税

① 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が、村税を一時に納付しまたは納入するこ

とができないと認められるときは、その者の申請に基づき 1 年以内において徴収を猶予するものとする。なお、やむを得ない理由があると認めるときは、さらに 1 年以内の延長を行うことができるものとする（地方税法第 15 条）。

② 減免

被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について次により減免を行うものとする。

税目	減免の内容
個人の村民税 (個人の県民税を含む)	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
国民健康保険税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
軽自動車税	
特別土地保有税	災害により著しく価値が減じた土地について行う。

(2) 国税・県税

国及び県は被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例に基づき、申告・申請・請求・その他書類の提出または納付もしくは納入に関する期限の延長や徴収猶予及び滞納処分の執行の停止、並びに減免等の措置を災害の状況により実施するものとする。

4) 被災者生活再建支援法による支援

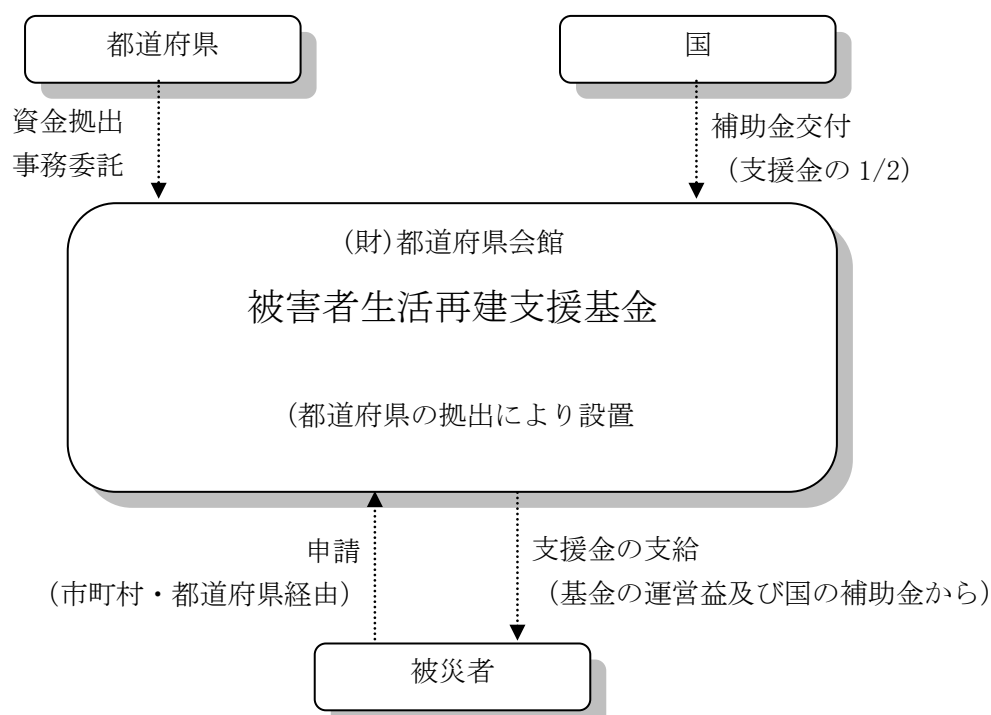
被災者生活再建支援法は平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災で、生活基盤等に著しい被害を受けた被災者の中には、これまでの生活再建支援策（災害援護資金の貸付等の低利融資や税の減免等）だけでは生活の再建が困難な場合も見られたことから、これらの教訓を踏まえ、甚大な被害を受けた被災者の自立した生活再建を支援するため平成 10 年 5 月に成立した法律であり、同法の適用による被災者の生活再建に努めるものとする。

(1) 被災者生活再建支援金支給制度の仕組み

被災者生活再建支援法に基づき「被災者生活再建支援金支給制度」は、住宅が全壊した全世帯に最高 100 万円の支援金を支給するもので、その原資は都道府県からの拠出金の運用益と国庫補助を充てることになっており平成 11 年 4 月より開始されている。

なお、支援金の支給業務等は都道府県から事務委託された被災者生活再建支援基金（(財)都道府県会館）が行うものであるが、基金が行う業務のうち一部は市町村へ委託され実施されるものである。

図 5-4-1 被災者生活再建支援金支給制度の仕組み



(2) 適用基準と被害認定

① 適用基準

自然災害（暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波、噴火その他の異常な自然現象）により生ずる被害で、次のいずれかに該当した場合に対象となる（行令第1条第1項第1号～3号）。

対象災害基準	① 災害救助法施行令第1条第1項第1号または2号に該当する被害が発生した市町村 ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 ④ ①または②市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万未満限定） ⑤ ①～③に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万未満限定） ⑥ ①もしくは②市町村を含む都道府県または③の都道府県が2つ以上ある場合 ○ 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万未満に限る） ○ 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万未満に限る）
支援対象世帯	① 居住する住宅が全壊（全焼・全流出）した世帯 ② その居住する住宅が半壊し、当該住宅の倒壊等による危険を防止するため必要があること、及び当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、並びにその他これらに準ずるやむを得ない事由により当該住宅を解体し、または解体されるに至った世帯 ③ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続すること及びその他の事由により、居住する住宅が居住不能のものとなり、かつその状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

② 住宅の被害認定

被害認定については、統一基準「災害の被害認定基準の統一について（昭和 43 年 6 月 14 日、内閣総理大臣官房審議室長通知）」により村が行い、県がその取りまとめを行うこととする。

（３）支援金の支給限度額

① 支援金の対象経費

被災世帯の自立した生活を支援するため必要な次の経費が対象となる。

経費区分	対象経費
通常経費	① 被災世帯の生活に通常必要な物品の購入費または修理費 ② 住居の移転に通常必要な移転費（交通費を除く）
特別経費	① 被災世帯の居住地域または被災世帯に属する者の特別な事情により、当該被災世帯の生活に必要な物品の購入費または修理費 ② 被災世帯の属する者の住居の移転のための交通費 ③ 住居を賃借する場合における当該住宅の借家権の設定の対価 ④ 対象の自然災害により、負傷または疾病に罹った者の当該負傷または疾病の治療のため医療に要する費用（ただし、当該自然災害が発生した日から起算して 1 年を経過する日までの間に支払われるもの）

② 支援金の支給限度額

支給限度額	以下の①と②の合計額（定額） ① 全壊 100 万円 * 敷地被害で住宅の解体に至った世帯を支援対象に追加（大規模半壊 50 万円） ② 全住宅を建築・購入する世帯 200 万円 住宅を補修する世帯 100 万円 住宅を賃貸する世帯 50 万円 例：全壊で住宅を建築・購入する世帯 300 万円
-------	---

（４）事務体制等

① 村の事務体制

被災者生活再建支援法による支援金の支給事務については、都道府県から「被災者生活再建支援基金」へ全部委託されるとともに、逆に基金から各市町村へ一部委託され実施されるものであり、本村の事務体制をまとめると次の通りとなる。

村が行う事務	村が委託を受けて行う事務.
① 住宅の被害認定及び被害報告 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④ 支給申請書の受付・確認等 ⑤ 支給申請書のとりまとめ ⑥ 使途実績報告書の受付・確認等	① 支援金の支給（被災者の口座振込による場合を除く） ② 支援金の返還に係る請求書の交付 ③ 支援金の納付に係る請求書の交付 ④ 加算金の納付に係る請求書の交付 ⑤ 延滞金の納付に係る請求書の交付 ⑥ 返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに基金への送金

② その他必要事項

支援金支給申請の手続き等の被災者生活再建支援資金支給業務については、県の指導に基づく被災者生活再建支援法・同施行令、同施行規則、事務次官通達等により円滑に行うものとする。

5) 災害義援金品の募集及び配分

災害義援金品の募集や輸送及び配分については、次の機関をもって協議会を構成し、各機関が共同あるいは協力して行うものとする。

- | | |
|---------------|--------------|
| ① 日本赤十字社沖縄県支部 | ② 沖縄県社会福祉協議会 |
| ③ 沖縄県町村会 | ④ 沖縄タイムス |
| ⑤ 琉球新報 | ⑥ 沖縄県婦人連合会 |
| ⑦ その他県単位の各種団体 | |

6) 住宅の供給及び職業の斡旋

(1) 住宅の供給

村長は必要な場合において、住家の全壊した被災者を村営住宅等に入居させ、被災世帯の居住環境を確保するものとする。

(2) 職業の斡旋

村長は災害により離職を余儀なくされたものの再就職を促進するため、公共職業安定所に協力要請を行うものとする。また、公共職業安定所の長は、当該地域の離職者の発生状況、並びに求人求職の動向等を速やかに把握するとともに、離職者の早期再就職の斡旋を行うものとする。

第5節 住宅復興計画

1. 基本方針

災害によって住宅を失った被災者にとって、一時的に入居する村営住宅や仮設住宅等からの恒久住宅への移転は切実なものがあり、早急な住宅復興に向けての資金融資及び貸付対策等を定め推進するものとする。

2. 実施内容

1) 災害住宅資金融資の促進

災害により住宅に被害を受けた場合、村は県と連携協力して、沖縄振興開発金融公庫法に基づいて行われる次に掲げる被災者向け低利融資制度の活用を促進するものとする。

表 5-5-1 沖縄振興開発金融公庫による災害復興住宅資金融資

対象被害	地震・暴風雨・洪水、その他の災害で内閣府令及び財務省令で定めるもの	
対象者	上記災害により被害を受けた住宅の所有者で、自らが居住するもしくは被災者に貸すために住宅の建設や購入または補修をする者	
	(建設・購入資金) 住宅に5割以上の被害を受け「被災者復興住宅に関する認定書」の発行を受けた者	(補修資金) 住宅に10万円以上の被害を受け「罹災証明書」の発行を受けた者
対象期間	災害が発生した日から2年間	

2) 村の役割

村は上記の災害住宅融資の促進に当たって、その融資が円滑に行われるように努めるものとする。

- ① 融資制度の啓蒙と借入手続の指導
- ② 融資希望家屋の早期の被害状況調査や被害率の認定
- ③ 罹災証明書等の発行
- ④ 融資希望者の公庫に対する債務の保証

3) 被災世帯に対する住宅融資

災害により住宅を失いまたは破損のため居住することができなくなった場合、住宅の建築や補修等のため資金を必要とする被災世帯に対して、次の資金の融資及び貸付を行うものとする。

- ① 住宅金融公庫による低利融資資金（国の利子補給）
 - ア. 災害復興住宅資金
 - イ. 補修資金
 - ウ. 災害特別貸付金
- ② 生活福祉資金の住宅資金
- ③ 母子寡婦福祉資金の住宅資金

第6節 農林漁業及び中小企業資金融資計画

1. 基本方針

災害によって農林漁業及び企業の施設等に被害を受けると、それぞれの農林漁業者や企業の経営に打撃を与えるのみならず地域経済が疲弊する可能性が高く、その復興対策が重要である。そのため被害を受けた農林漁業者及び中小企業者に対する災害復興対策資金の融資等について万全を期するものとする。

2. 実施内容

1) 農林漁業災害復興対策資金の活用促進

農林漁業の生産物及び生産基盤や施設並びに共同利用施設等が、災害によって被害を受け経営状態が悪化した農林漁業者に対し、下記に掲げる災害対策資金の活用を促進して経営改善及び復興に努めるものとする。

その中で「天災資金」は被災した災害が激甚被害と指定された場合には、有利な融資条件で借入ができるものとされている。

表 5-6-1 農林漁業災害復興対策資金

資金名	実施主体及び関連法令等
① 天災資金	実施主体：農協・銀行等の金融機関 関係法令：「天災による被災農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」 ※激甚被害と指定された場合は有利な融資条件となる。
② 沖縄振興開発金融公庫の ・農林漁業施設資金（主務大臣指定施設共同利用施設） ・農業基盤整備資金 ・林業基盤整備資金 ・漁船資金 ・農林漁業セーフティネット資金	実施主体：沖縄振興開発金融公庫 関係法令：「沖縄振興開発金融公庫法」 ※農林漁業資金のうち災害復興事業をも対象となる資金
③ 「沖縄県農業災害対策特別資金 利子補給等補助金交付要綱」に基づく災害資金	※沖縄県の単独事業
④ 農林漁業組合等の制度資金	

2) 中小企業災害復興対策資金の活用促進

被災した中小企業者の経営再建及び復興のため、下記で掲げる災害対策資金を活用するものとする。

表 5-6-2 中小企業災害復興対策資金

資金名	実施主体及び関連法令等
① 災害復旧資金	実施主体：沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫 関係法令：「沖縄振興開発金融公庫法」 ※国の利子補給
② 災害復旧高度化資金	実施主体：沖縄県、中小企業事業団
③ 中小企業設備近代化資金	実施主体：沖縄県 ※国の補助
④ 中小企業信用保証	実施主体：沖縄県信用保証協会（融資の保証） 関係法令：「信用保証協会法」 ※中小企業保証保険公庫が再保険
⑤ 中小企業体質強化資金	実施主体：民間金融機関等 ※国と県からの原資委託